

平成 20 年

第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 20 年 9 月 10 日

閉 会 平成 20 年 9 月 22 日

大 津 町 議 会

平成20年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月10日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
9月11日	木	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月12日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月13日	土		休 会	議 案 等 検 討	
9月14日	日		休 会	議 案 等 検 討	
9月15日	月		休 会	議 案 等 検 討	敬老の日
9月16日	火	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月17日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月18日	木	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月19日	金	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月20日	土		休 会	議 案 等 整 理	
9月21日	日		休 会	議 案 等 整 理	
9月22日	月	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				13日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年6月例月出納検査の結果について
- 平成20年7月例月出納検査の結果について
- 平成20年8月例月出納検査の結果について

平成20年第3回大津町議会定例会会議録

平成20年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成20年9月10日(水曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ 3番 新開 則明 4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一朗 6番 坂本 典光 7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生 9番 石原 大成 10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦 13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美 15番 荒木 俊彦 16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣
欠席議員	12番 松永 幸久
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 子育て支援課長 大塚 武年 副町長 宇野 博明 総務部総務課長兼 兼ねて地域安全係長 桐原 則雄 総務部長 首藤 誠治 企画部企画課長 兼ねて財政係長 木村 誠 企画部長 徳永 保則 総務部 兼ねて会計課長 西村 和正 総務課行政係長 藤本 聖二 福祉部長 松永 高春 教 育 長 宮崎 廣行 土木部 伊東 貢 教 育 部 長 大塚 武年 土木総括審議員 農 業 委 員 会 服 部 次 子 兼ねて事務局長 農 務 局 長 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西本 昇二

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成20年度大津町一般会計補正予算(第2号))
議案第43号	大津町まちづくり基本条例の制定について
議案第44号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第45号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号	大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について
議案第47号	平成20年度大津町一般会計補正予算(第3号)について
議案第48号	平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第49号	平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
議案第50号	平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について
議案第51号	平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第52号	平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
認定第 1号	平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	平成19年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	平成19年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	平成19年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号	平成19年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号	平成19年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号	平成19年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号	平成19年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について

平成20年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成20年 8月12日 請 願 第 5 号	急傾斜危険地域の安全対策に関する 請願	大津町大字大林1083 番地1 大林区 区長 宮崎 衛	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 6月11日 陳 願 第 4 号	「森林・林業・木材産業施策の積極的な 展開を求める意見書」の議決について	熊本市水前寺6丁目18 番1号 熊本県森林・林業活性化 促進議員連盟 会長 前川 収	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月6日 陳 願 第 5 号	馬場坂部分改良工事陳情書	大津町大字平川2219 番地1 馬場区 区長 田端 邦人	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月27日 陳 願 第 6 号	「たばこ税増税反対に関する意見書」 議決要請について	大津町大字室189番地 大津町たばこ耕作振興会 総代長 渡辺 守行	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月29日 陳 願 第 7 号	郵政民営化法の一部見直しについて	大津町大字大林797番 地2 大津郵政退職者の会 代表 上田 寅重	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 20 年 9 月 10 日 (水) 午前 10 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 20 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 議案第 43 号 大津町まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第 44 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 10 議案第 45 号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 46 号 大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 12 議案第 47 号 平成 20 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 13 議案第 48 号 平成 20 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 14 議案第 49 号 平成 20 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 15 議案第 50 号 平成 20 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 16 議案第 51 号 平成 20 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 日程第 17 議案第 52 号 平成 20 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 19 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 19 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 19 年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 1 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 1 9 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 1 9 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 1 9 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 1 9 年度大津町工業用水道事業会計決算の認定について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 2 6 議案質疑
- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 4 3 号及び議案第 4 4 号 | 一括質疑 |
| 議案第 4 5 号及び議案第 4 6 号 | 一括質疑 |
| 議案第 4 7 号 | 質 疑 |
| 議案第 4 8 号及び議案第 4 9 号 | 一括質疑 |
| 議案第 5 0 号から議案第 5 2 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号及び認定第 3 号 | 一括質疑 |
| 認定第 4 号から認定第 8 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 2 7 委員会付託
- 議案第 4 3 号から議案第 5 2 号まで
- 認定第 1 号から認定第 8 号まで
- 請願第 5 号
- 陳情第 4 号から陳情第 7 号

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（宇野光廣君） ただいまから、平成 2 0 年第 3 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（宇野光廣君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、安永美智男君、藤坂重美君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（宇野光廣君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長大田黒英生君。

○議会運営委員長（大田黒英生君） あらためまして、おはようございます。

平成20年9月1日、委員会の会議録を報告いたします。

当委員会は9月1日午前10時から委員会A室におきまして、議会運営委員全員、また宇野議長にも出席を願い、平成20年第3回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の19件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案のうち承認第5号については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑、討論の後、表決することに決定しました。

次に、認定第1号、平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、平成19年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で、町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の詳細説明は省略することにいたしました。

なお、一般質問につきましては9名ですので、一般質問の1日目に通告書の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定がありますので、4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月22日までの13日間と決定し、また最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、宇野議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。議員各位のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月22日までの13日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの13日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（宇野光廣君） 日程第3 諸般の報告をします。松永幸久君から欠席の届けがありますので、報告します。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（宇野光廣君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会運営委員長大田黒英生君。

○議会運営委員長（大田黒英生君） 議会運営委員会研修報告を行います。

議会運営委員会は、去る7月1日、2日、委員全員参加のもと、福岡県の志免町と八女市で議会全般及びホームページの記載についての研修を行いましたので報告いたします。

まず、7月1日は、福岡市のベッドタウンとも言える人口4万3千の志免町での研修を行いました。議会の会議時間は午前10時より午後4時までとして、時間に変更が生じた場合は議長の判断で変更するとのことでした。また議案集の配付については、議会開会の7日前に事務局より持参し、届け、本人またはその家族であっても必ず受取書にサインをもらうとのことでした。

一般質問の持ち時間は90分で、本人の質問時間は30分として質問回数は原則的に制限はなく、関連質問は認めないとのことでした。また、各委員会の委員長報告に対しては、同委員会の委員の質疑は認めないとのことでした。ホームページ記載については、平成14年に開始し、議会の本旨と一般質問及び最終日をホームページにするとのことでした。このホームページに対する昨年は2千037件のアクセスがあったということで、町民の、議会に対し興味あることが図り知ることができたと思います。また、発言等に不適切な言葉があった場合、本人が議長に削除を求めなかった場合はノーカットでありのままをホームページに記載するとのことでした。また今年より議会の様子をDVDにして町民に貸し出しを始めるとのこと、ケーブルテレビで放送するため、撮影業務委託として44万円を新しく計上されたそうです。他の運営状況につきましては、当大津町と同様と思われました。

研修2日目は、人口4万2千人の八女市を研修しました。議会の時間、議案集の配付も7日前として、配付したら確実にサインをもらうということも志免町と同じでした。

一般質問は答弁も含め70分で1問1答方式で、回数制限はなく、また関連質問は議長の判断に委ねるとのことでした。

請願・陳情の受理は、定例会招集日の午後5時までとして、審査結果の通知は請願のみを通知しているとのことでした。各委員会の委員長報告は、委員長が作成して、議会に報告しているとのことでした。

土曜と日曜を利用して議会を開催したということでしたが、これはその一般質問のみを土曜日曜に行ったそうです。土曜日は多くの傍聴者ありましたが、日曜日は雨のため少なかったそうです。土曜・日曜の開催については、ホームページを利用する人が増加したため、今後する必要があるか検討中とのことでした。また土・日のため、職員の取り扱いを聞いたところ、関係する職員のみが出席し、振替休日として特別手当等の支給はしていないとのことでした。

監査委員報告は議案の1つと取り扱い、そのため議場に監査委員席を設け、質問があれば監査委員にも答弁をしてもらっているとのことでした。

議会開催のPRについて聞いたところ、防災無線、ホームページ、市内の各公共掲示板に掲示することでした。この掲示にあたっては、議会運営委員会終了後に各運営委員が手分けして市内の掲示板に掲示しているそうです。当大津町委員会においても、町民にPRするため見習うべきではないかと思い研修を終わりました。

以上で、議会運営委員会研修報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） これで、議会運営委員長報告を終わります。

日程第5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（宇野光廣君） 日程第5、文教厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。文教厚生常任委員長、新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は、8月5日から7日までの3日間、新潟県の新発田市、柏崎市、新潟市において行政調査を行いました。研修の内容は、新発田市が小学校設備建設について、柏崎市が健康センターの活用状況及び健康づくり施策について、新潟市では文化財施設の保護について研修を行いました。その内容を要約して申し上げます。

1日目の新潟県新発田市につきましては、人口10万4千611人、平成20年3月現在、世帯数3万4千76世帯、面積532.82平方キロメートル、一般会計363億8千万円、特別会計246億5千922万円、水道会計35億1千652万円で、現在小学校24校、中学校10校であります。市の人口も減少し、すべての学校で生徒児童数は減少している状況であります。小学校の統合建設につきましては、平成14年8月から平成15年4月に加治川村教育懇談会が数回開催され、施設の老朽化と児童数の減少から、村内3校、新金塚、加治川、中川小学校を1校に統合し、新設小学校を建設することが望ましく、具体的計画の作成・体制整備を進めるよう意見を受け、平成15年9月、小学校統合審議会から3小学校の新設統合と建設場所は現加治川小学校と隣接する用地を取得し建設することの答申を受け、平成17年5月1日に新発田市に合併、平成18年3月から平成18年9月にグラウンド用地造成工事、平成18年7月から平成19年9月、校舎等の建築工事、平成19年6月から平成20年3月に室内体育館建築工事となって、平成20年度にグラウンドの造成工事、プールの建築工事、外構工事となっており、統合の案ができてから約6年が経っているようでした。敷地面積は3万1千500平方メートル、鉄筋コンクリート2階建て、内部は木材を多く使用して、明るく温かみのある施設で、廊下は広く使いやすく、体育館は災害時、避難場所としての機能が備わっております。総事業費は22億円予定となっております。統合後の学校規模は、平成20年度児童数

330名、普通学級12学級、特別学級1学級となっており、統合により住民や保護者、PTAのアンケートや意見を聞くと、

1、複式学級にならず多くの生徒や友達と勉強ができるようになった。

2、部活動が希望するクラブでできるようになった。

3、多くの行事に参加できるようになった。

4、校舎が明るくて設備が充実した。

5、統合前の2校は4ないし7キロの通学距離であり、スクールバスが子どもたちにとって安全で安心して通わせることができる

などの意見があったようです。なお、スクールバスは現在3台のマイクロバスを運行し、地元のNPO法人に委託、費用は年間780万円ということでした。

研修した委員の中から、

1、複式学級にもならず、希望する部活動ができればよいことではないか。

2、スクールバスを効率よく使用すれば良い方法と思う。

3、校舎の設計で自動昇降口と職員の入口が一緒に、昇降口正面がガラス張りの職員室となっていて、子どもの様子がすぐわかり、よい配置である。

4、手洗い場を外に張り出すことで、廊下が障害物がなく、まっすぐになって使いやすい。

5、子どもたちも喜んで登校していると聞いて、統合の成果が感じられた。

6、小学生300人の学校としてはあまり金がかかりすぎているように感じた。

などの意見があり、大津町においてもいくつかの学ぶべき点があったようでした。

次に、2日目の8月6日、新潟県柏崎市において、健康センターの活用状況及び健康づくり施策について研修しましたが、柏崎市は人口9万4千644人、世帯数3万3千684世帯、面積442.70平方キロ、一般会計485億7千万円で、前年度比4.2%の増となっていますが、これは中越沖地震の影響で歳入が減少し、多くの基金を取り崩したということでした。

柏崎市の元気館についてでございますが、敷地面積9千773平方メートル、建築面積3千702平方メートル、開設日平成11年10月1日、建設費13億9千万円、駐車場110台、普通車・軽自動車と合わせてとなっておりますが、元気館は市民の健康保持増進や福祉サービスを総合的に提供する保健福祉の複合施設で、次のようなことが行われておりました。

1、総合相談では、健康障害・介護・リハビリ・子育てについての相談や助言。

2、健康づくりでは、基本検診・がん検診・生活習慣病（高血圧・肥満・糖尿病・高脂血症・メタボリックシンドローム）の予防。

3、介護予防では、高齢者の運動、栄養、口腔、心の悩みの予防支援、転倒骨折防止、筋肉トレーニング。

4、障害者ケアでは、障害者デイサービス・リハビリ教室・障害者認定・生活支援。

5、子育て支援では、妊産婦や乳幼児の健診学級・乳幼児の予防接種・早期療育事業・ジャングルキッズ、これは親と子の遊び場、それから虐待相談・ファミリーサポートセンター・家庭児童相談な

どが実施されており、利用は無料ですが、デイサービスなどは一部負担があります。運営の体制は、保健健康部、元気支援課が50名、子育て支援課20名で、すべての業務を本庁とは別に行っております。特に保健師・栄養士・理学療法士・臨床心理士・保育士なども正職員が配置されて、市内全域総括していく体制が取られていることでした。デイサービスについては、指定管理者制度を活用されており、委託料は年間150万円で、定員は35名、平均して1日30人ぐらいあるということでした。施設の中央にドームコミュニティホールを無料で市民に開放され、じゅうたん敷きも土足のまま使用されておりますが、市民からの要望や障害者の着脱など考えて土足で自由に使っていいとお聞きしました。毎日丁寧な掃除をしているので、子どもたちは逆に裸足で遊んでいる。また食べ物、飲み物も自由に持ち込んでよいということで、制限を加えないで多くの市民に気軽に利用できる施設でもありました。

健康センターは隣接に3階建ての健診センターがあり、医師会にお願いして予防接種や健診業務が行われています。また、病院なみの機械設備が配置してあり、充実した健康管理センターと思われました。

研修した委員の中から、

- 1、元気館は職員の配置が充実してとてもよいと思う。
- 2、中央のドームコミュニティホールは、広くて市民に自由に開放しているのは本当に使いやすい。
- 3、歯科衛生士が配置され、歯の手入れ法や健診が強化されているのはよいと思う。

などの意見がありました。

大津町においても、将来の健康センターに必要な部分があるように感じた次第でした。

次に、3日目、新潟県新潟市において文化財施設の保護について北方文化博物館を研修しました。新潟県越後地方の沢海という集落に江戸時代中期、豪農から大地主になった伊藤家の住家であります。明治15年から8年の歳月をかけて建築され、敷地面積2万9千平方メートル、建坪は1千200坪、3千967平方メートル、部屋数65、純日本式住居であり、農地解放前には1市4郡64ヶ町村に1千300町歩の田畑を所有して、県下一の豪農でありました。作徳米は3万俵余りありましたが、昭和21年遺構保存のため財団法人北方文化博物館が創設され、これに全部寄与されました。戦後の博物館第1号となり、平成12年4月、国の有形文化財に登録されました。

北方文化博物館は、伊藤家、新潟分館、清水園・足軽長屋の3施設を管理運営されておりますが、現在財団法人北方文化会館で管理運営され、館長は伊藤家8代当主が務められており、現在公開している屋敷部分と当主が住まいとしている部分に分けてあります。管理は3施設合わせて100人で行われていて、最近の入館者は年間13万人で、多いときは57万人あったが減少してきているそうです。経常の経費が年間4億円ぐらいかかるので、費用の捻出が問題のようでした。

豪農の館は当時そのままの100畳の大広間をはじめ、台所や茶の間も広大で素晴らしく、庭園も長年携わってこられた庭師により見事な庭園が保たれていました。建物の中でも南側廊下には16間半、30メートルの一本杉丸桁が使用されているのは雄大さを感じさせました。展示物も古いものや珍しいもの、年代的に価値のある高価なものまで展示されており、昔の米蔵に歴代当主の収集した美

術品を展示、味噌蔵をレストランに、他の建物もカフェ、月替わりギャラリー、地酒館などに利用し、宿泊施設もあるということでした。

研修した委員の中から、

- 1、年中一般公開しているのは、遠方からの訪問者には研修しやすい。
- 2、駐車場が利用しやすくていいことだ。
- 3、展示品や管内の管理がよくできていて、施設の利用法もよく研究してある。

などの意見がありました。

以上の3施設の研修の内容でございますが、大津町が発展していく中で研修の内容の評価すべきところを提案できればと思っております。

以上で文教厚生常任委員長の行政調査報告を終わります。

○議 長（宇野光廣君） これで、文教厚生常任委員長報告を終わります。

日程第6 総務常任委員会所管事務調査報告について

○議 長（宇野光廣君） 日程第6、総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。総務常任委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。総務常任委員長坂本典光君。

○総務常任委員長（坂本典光君） おはようございます。総務常任委員会研修報告をいたします。

7月29日から31日まで総務常任委員会で行政視察を行いましたので、報告します。

29日、長野県安曇野市。人口9万9千人、面積331平方キロメートル。調査項目は、1合併の効果について、2、庁舎建設について。平成17年10月1日、豊科町・穂高町・三郷町・堀金村・明科町が対等合併いたしました。長野県では対等合併は珍しく、たいていは吸収合併とのことでありました。総合支所方式を目指しましたが、現況は5ヶ所の総合支所を利用しての分庁方式であります。その結果、会議の都度、職員が各支所を移動しなければならず非効率である。市民も不便さを感じている。早く総合庁舎を建設する必要がある。ここで、新しい庁舎建設での2つの問題があります。

1つは、合併の時点で建設場所が決まっていなかったこと。

2つ目は、財源となる合併特例債の使い勝手の悪さであります。

合併特例債は、土地代には使えない。合併から10年以内に使わなければならない。しかも建物が完成してからでないと国に対して特例債の申請ができないということでありました。あと6年以内に場所を決め、土地を確保し、建物を完成させなければならない。これからが大変であるということでありました。

各議員の感想であります。

合併の際は新庁舎建設の場所など重要なことを後回しにしてはいけない。合併特例債などのアメの中身を十二分に吟味する必要がある。庁舎建設は、合併のときの申し合わせ事項であり、ただいま検討中であるが、なかなか前に進まない。まるで菊池市のようなようである。特例債は、夢のようなお得なお

金と言われ、合併の最大の道具として使われてきた。だが、借金には変わりなく、安易に飛びつくと借金残高の大幅増加につながってしまうことが明らかになった。合併後の大きな問題が、都市計画の線引きである。松本市に近い豊科町だけに市街化調整区域の線引きがあり、5年以内に調整することになっているが、もともと一番人口の多かった穂高町には線引きがない。全市に線引きするか、豊科の線引きを外すことができるか、大変な問題が未解決である。

30日、長野県下条村であります。人口は4千200人、面積37平方キロメートルであります。調査項目は、1、行財政改革について、2番目、新住民の消防団加入及び村の行事参加についてであります。

下条村は徹底した行財政改革が特徴であります。無駄を省き、行政のスリム化に取り組んでまいりました。合併をしない宣言もしました。村長就任時、59人の職員を34人にした。徹底して職員の意識改革をやりました。村長が民間の会社経営者だからできたのだろうとのことであります。財政力指数は0.22と低い、経常収支比率73.6、実質公債比率6.0で、基金を27億円持っております。若者の定住を目指して、若者向け町営住宅を建設。建設の際に国・県から補助金をもらわなかったため、入居者を村の政策で決定できた。現在10棟124戸あります。家賃は3万6千円。所得制限は設けない。条件は、子どもがいるか、必ず結婚するカップルであること。消防団に入って村や地区のために頑張ることなどあります。人口は3千800人から4千200人に増加しました。また、改革で浮いた財源で医療費は中学生まで無料、保育料も2年連続で10%下げました。財政的に他の町村と大きく違うのは、下水道設備をつくらず合併浄化槽方式にしたとのことであります。どこも下水道特別会計に3億円から4億円の一般会計からの持ち出しがあります。

各議員の感想です。

市町村の善し悪しは、ただただ執行権をもつその首長の力量で決まるという総務課長の言葉には説得力がありました。住民と行政が団結している。自分たちの村は自分たちで守る意識が強い。行政に何をしてくれよりも、自分たちは行政に何ができるかの意識が問われております。最大の福祉は、子どもたちが若者が仕事に、そして人生をエンジョイすることだと説明は結ばれました。財政改革を徹底し、浮いたお金で若者定住策を進め、赤ちゃんが増え、14歳までの若者人口率は17.3%と長野県で一番であります。女性が生涯に産む子どもの数、出生率は2.12%と、これも1番であるとのこと。若者定住対策や行財政改革が実を結んでいると言われると。

31日は長野県駒ヶ根市であります。

人口3万4000人、面積165平方キロメートル。調査項目は、1企業立地、2地元企業への影響、3誘致企業との共存、行政の協力体制についてであります。名古屋まで140キロ、東京まで200キロと名古屋の方が近いのですが、昔から東京の影響力が強いということでありました。この10年間で24件の企業立地が進んだと。有名企業はないが、堅実な中小企業が多いとのことでありました。企業立地推進室が窓口となり、企業のどんな相談にも応じるようにしているとのこと。企業からの評価「とにかく何から何まで面倒をみてくれる。」「無理難題を突きつけたのに、翌朝8時半に門の前に市長が雨が降る中、傘をさして、答えを持って待っていた。」「ダメ元で注文したのにいや

な顔をせず誠実に対応してくれた。」などなどであります。水はアルプスからの地下水が豊富で、工業用水も取水制限なしで各社で利用しております。地元商店との関係もよいとのことでありました。

各議員の感想は、誘致企業は町民の生活の糧だとの町の認識が大事である。誘致企業に対するその後のフォローを大津町も見習ってもらいたい。第一の印象は、のんびりした町、穏やかな町。有名な企業は、養命酒、その他は中小企業が多い。リスクはあるが、あえて工業団地を造成し、先行投資している。どんな無理難題にも解決策を考え抜き、企業も驚く盤石のフォローは素晴らしかった。企業発展の原動力とも言える労働力の安定確保を主事業とする会員企業及び関係機関との連絡調整を図り、地域産業の発展振興に資する目的に駒ヶ根雇用対策協議会を設立し、市と商工会議所が事務局となっている。具体的には、事業として高校生対策、大学生対策、Uターン者対策、企画企業への参加、広報、PR活動とのこと。大きな企業はほとんどなく、中小企業であるが、124社、5千170人の雇用効果があり、若者の定住にもつながり、人口もわずかながらに増えている。もっと発展してもよさそうだが、東西を南アルプスに囲まれている。東西への交通の広がりにはできない。その点、大津町は交通の要衝として360度展開できることが有利ではないか。

最後に、宇野議長から期間最後の委員会研修だったが、今回訪れた3ヶ所とも大津町にはないよさがあり、大変勉強になったとのコメントをいただきました。職員として参加された松岡局長、首藤部長、徳永部長、お疲れさまでした。

以上で総務常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） これで、総務常任委員長報告を終わります。

日程第7 承認第5号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成20年度大津町一般会計補正予算(第2号))

○議長（宇野光廣君） 日程第7、承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。

今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まずは、承認第5号、専決処分を報告し、承認をもとめることについて（平成20年度大津町一般会計補正予算(第2号)）につきましては、今回の補正は、法人町民税等の還付金が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ107億257万6千円としたものでございます。

承認第5号については、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） おはようございます。

議案集は1ページをお願いいたしたいと思っております。承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、別冊の補正予算説明書、平成20年度大津町一般会計補正予算（第2号）で説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思っております。併せて、別冊の補正予算の概要1ページを参照願いたいと思っております。第1条で、既定の予算の総額に5千万円を追加し、予算の総額を107億257万6千円としたものでございます。

今回の補正の内容につきましては、税源移譲に係る住民税還付金及び半導体関連企業の確定申告に伴う予定納税に係る法人町民税還付金で、急施を要したため7月3日付で専決処分をした予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正の財源といたしましては、財政調整基金からの繰り入れと予備費で対応させていただいております。

10ページをお願いいたします。歳入で、財政調整基金からの繰入金5千万円でございます。11ページで歳出、款2、項2、目1税務総務費で5千950万円の増額補正をしております。

款13の予備費で、補正に伴う財源を調整いたしました。なお、税源移譲に係る還付金としまして、該当者は983人でございます。内容につきましては、税源移譲は平成19年度に納付する住民税を増額する一方で、その増額した分を平成19年分の所得税から減額することによって調整し、納税者の負担を基本的に変わらなくする制度となっております。平成18年中におきましては、所得税が課税されていたのに退職などで所得が減少し、平成19年中に所得税が課税されなくなったという条件を満たす方に限り特別な措置として、既に納付済みの平成19年度分の住民税から税源移譲により増額となった住民税相当額を還付するものでございます。

それから、企業の法人町民税の還付金分のところでございますけれども、この部分につきましては、予定納税制度という所得税法に定めた制度がありまして、その年の5月15日現在に確定している前年分の所得金額や税額などから算出したものを予定納税基準額は15万円以上になる場合、その年の所得税の一部を前もって仮納付制度とする制度となっております。なお、今回の法人町民税還付金、半導体企業におきましては、4月1日から3月31日までが事業期間であります。確定申告の期限である平成20年6月30日に確定申告がなされました。それに基づきまして、平成19年分の予定

納税分がありましたので、その分で確定申告分に還付加算金も加算しましての減額措置という形になったものでございます。それで、平成19年度の還付加算金の税率が4.4%という形の計算分で還付加算金が110万円ほど発生したという形になっております。

以上、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。承認第5号を議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 質疑いたします。ただいまの説明を受けまして、この還付加算金が発生しているということで、この還付加算金についてももう一度詳しく説明を願いたいのと、過誤納還付ということで、本来納めなくてもいい税金を先に納めさせたということでしょう。ということは、これはですね、前年度の所得に対して課税をされ、納税して下さいというその通知がいくわけですが、この問題点がですね、この過誤納する前に、もうその本来税金を納めるべきでないものを納めさせたというところに僕は原因があると思うんですよ。だから、結局そのときに、いや、私は今年は、18年度まではあったんですが、19年度は所得はないんですよという申請なりなんなりすれば、だったら納税はちょっとお待ち下さいという形で止めるべきではないかと。だからわざわざ一度預かった税金を過誤納でしたと返さなくてはならないと思うんですよ。こういったシステムがですね、このIT時代に何ら進んでないというところは、国民健康保険のところでも過去に指摘したところがあったんですが、こういったところのその町民に対する税の便宜を図るですね、納税の便宜を図るという点で抜け落ちているのではないかと。後から返せばいいんじゃないかというんじゃなくて、そういったシステムの確立というのが必要と私は思うんですよ。そういったことについて、何ら進んでないのか。その点について質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 永田議員の質疑ですけれども、企業の予定納税という形でいいですか。

○11番（永田和彦君） いや、企業じゃなくて個人の。983人でしょう。

○企画部長（徳永保則君） これは、税源委譲時の年度間の調整という形の経過措置という形での捉え方をしております。税法上の問題なんですけれども、先ほど言いましたように、その後年度についての税負担をですね、基本的に変わらなく制度となっております。一応、先ほどもちょっと若干申しましたけれども、対象者として九百何十人おりますけれども、まず対象者の1つとして、19年度分の個人住民税の課税所得金額、申告分離課税分を除くものが所得税と住民税の人的控除額の差の合計額より大きい場合という形が1つと、平成20年度分の個人住民税の課税所得金額が同じか小さい場合という形の場合で、今回に限っての経過措置という形になっております。要するに税源委譲に増額になった分の住民税相当額を還付するという制度という形でご理解いただきたいと思います。

○11番（永田和彦君） 還付加算金。

○企画部長（徳永保則君） 一応還付加算金の方は発生しておりません、住民税の方については。

○11番（永田和彦君） 還付加算金というのは、その還付するためにそれだけ多く戻すさんといかんわけでしょう。

○企画部長（徳永保則君） 増額になった住民税分を払い戻すという形ですので。

○11番（永田和彦君） 足りない分を出したということですね。

○企画部長（徳永保則君） はい。

○11番（永田和彦君） わかりました。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第5号、専決処分を報告し、承認をもとめることについて（平成20年度大津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第8 議案第43号から日程第25 認定第8号まで一括上程 提案理由の説明

○議長（宇野光廣君） 日程第8、議案第43号、大津町まちづくり基本条例の制定についてから、日程第25、認定第8号、平成19年度大津町工業用水道事業会計決算の認定についてまで18件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきましては、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

早速、議案第43号についてご説明を申し上げます。「大津町まちづくり基本条例の制定について」ですが、私は町長就任のときの挨拶において、町・行政は事業を実施する計画段階から情報を公開し、住民の皆さんとの対話を進め、そして住民が主役のまちづくりを実現するために、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける私たち住民の権利と責任を明らかにするため、まちづくり基本条例の設定を目指しますと申し上げたところでございます。そこで、平成17年に職員有志による自治基本条例研究会を発足し、素案についての検討を重ね、その検討内容を踏まえて庁内の政策会議などで議論を行い、その後、学識経験者、議会議員、各団体の推薦員、公募委員を含めたメンバーによるまちづくり基本条例検討委員会を設置し、まちづくり基本条例の策定作業を進めてきたところですが、本年7月にまちづくり基本条例検討委員会から検討結果の報告をいただいたところです。今回の大津まちづくり基本条例の制定については、大津町のまちづくりの基本的な原則を確認し、町民

と町のそれぞれの役割と責務を明確にし、共に考え、協働することにより、自立した地域社会の実現を図るために条例を制定しようとするものです。

次に、議案第44号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正及び大津町土地開発公社の清算終了に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、地域公共交通の活性化、及び再生に関する法律、及び道路運送法に基づいた大津町地域公共交通会議を設置するため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号「大津町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について」ですが、幼稚園就園奨励費補助金の市町村事業に係る国庫補助限度額の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第43号から議案第46号につきましては、条例を制定、一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第47号「平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億6千473万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6千731万円とし、第2表で債務負担行為を追加補正、第3表で地方債を変更補正するものです。

歳入では、国庫支出金3億4千317万3千円、財産収入333万6千円、繰入金7億9千259万3千円、繰越金3億5千829万6千円、諸収入4万2千円、町債5億7千300万円をそれぞれ増額し、町税4億9千853万5千円、県支出金717万1千円をそれぞれ減額するものです。

歳出では、総務費15億2千621万1千円、民生費514万6千円、衛生費1千538万5千円、農林水産業費1千754万4千円、商工費20万円、土木費1千239万1千円、消防費26万3千円をそれぞれ増額し、教育費815万5千円、予備費425万1千円を減額するものです。

議案第48号「平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千525万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5千369万6千円としたものです。

歳入では、国庫支出金358万1千円、繰越金1億1千599万9千円、それぞれの増額が主なものです。

歳出では、後期高齢者支援金等2千366万6千円、基金積立金6千万円、予備費3千650万8千円のそれぞれの増額が主なものです。

議案第49号「平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千689万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3千290万1千円としたものです。

歳入では、支払基金交付金1千593万2千円、国庫支出金2千167万円のそれぞれの増額が主なものです。歳出では諸支出金を4千689万円増額するものです。

議案第50号「平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7千356万7千円としたものです。

歳入で、使用料及び手数料を1千100万円増額し、繰入金を460万2千円、繰越金を639万8千円を減額するものです。

議案第51号「平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千403万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5千107万4千円としたものです。

歳入では、繰入金31万5千円、繰越金4千371万5千円を増額するものです。

歳出では、総務費31万5千円、地域支援事業費1万円、諸支出金875万2千円、予備費3千495万3千円、それぞれ増額するものです。

議案第52号「平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千6万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千345万6千円としたものです。

歳入で、繰入金を431万8千円減額、繰越金を1千438万1千円増額し、歳出では事業費を1千6万3千円増額するものです。

議案第47号から議案第52号までの6議案につきましては、「平成20年度、一般会計及び各特別会計の補正予算について」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、「平成19年度一般会計、各特別会計及び事業会計の歳入歳出、決算の認定について」ですが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。一般会計では、歳入総額113億3千251万9千円、歳出総額106億9千870万2千円、翌年度に繰越すべき財源、繰越明許費繰越額7千552万1千円を差し引きまして、実質収支額5億5千829万6千円となっております。

「大津町国民健康保険特別会計」外各特別会計におきましては、歳入総額90億9千716万7千円、歳出総額88億625万9千円を差し引きまして、実質収支額2億9千90万8千円となっております。

また、「大津町工業用水道事業会計」の決算では、収入済額6千813万9千円、支出済額5千285万3千円となっております。決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものです。

また、「監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果」を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の財政状況について簡単にご説明を申し上げます。

町税につきましては、好調な法人住民税に支えられ、決算ベースで約62億6千万円となり、初めて60億円を超え、収入の約55%を占めております。

また、地方債の残高につきましては、平成16年度をピークに減少し、平成19年度決算では100億円を割り、約98億9千万円といった状況になっております。

財政力指数では、平成17年度から3年連続普通交付税不交付団体になり、平成19年度は1.049となりました。また、平成20年度については、普通交付税の算定が確定し、単年度指数1.121となっています。大津町は、幸いにして、他の市町村よりはもちろん財政的に余裕があるわけですが、法人住民税に依存している状況であり、基金の積立を行い、過去最高の58億円を越す残高になっておりますが、年度間の財源調整を行いながら計画的に事業を推進しているところです。

地方公共団体の財政の健全化法に基づく財政指標につきましても、早期健全化基準を下回るものとなっております。また、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しておりますが、今後とも行財政改革大綱、集中改革プランを着実に実行し、住民サービスの向上と簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、行財政改革のさらなる推進に努めてまいりたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況のご説明とともに提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の「決算の認定」以外の議案につきましては、所管部長をして詳細説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時20分から再開します。

午前11時07分 休憩

△

午前11時19分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第43号大津町まちづくり基本条例の制定についてご説明申し上げます。

冒頭に条例の一部の訂正について皆さんにご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

議案集の2ページをお願いいたします。提案理由といたしまして、大津町のまちづくりの基本的な原則を確認し、町民と町のそれぞれの役割と責務を明確にし、共に考え協力することにより、住民自治を進展させることで自立した地域社会の実現を図るために条例を制定しようとするものでございます。条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。条例を制定するまでの経過等については、町長より先ほど、報告、提案がありましたのでご省略をさせていただきますが、この検討委員会におきましては、議会議員の方々、それに各種団体、町職員、それに公募を含めた10委員の14名からなる大津町まちづくり基本条例検討委員会、会長は県立大学の明石先生でございますけれども、その方々に10回ほどの検討委員会を開催させていただきまして、最終的に7月29日に会長から町長に答申がなされたものでございます。このことにおきましては、将来にわたり自治を支える仕組みとして、町民、議会、町長の三者が参画協働ですみよいと思えるまちづくりを進めるためにも基本的な考え方等を定めることが必要であ

り、自治の理念の集大成として本条例を制定しようとするものであります。

まちづくり基本条例の内容につきましては、別紙議案説明資料の1ページからご説明をさせていただきます。

まず、条例全般を通じての解説という形で書いております。自治基本条例としての性格という形で、本条例は、あくまで自治の基本となる自治基本条例の概念を持つものであります。憲法その他国法に準ずるべきものがなく、地方分権を進める中での新たな概念であります。住民の権利保護やそのための制度補償など、自治実現のための基本となる条例として、また自治の本旨を法的側面から支える条例として期待されるもので、今後、この概念を自治の様々な実践の中で定着させていくことが重要であります。

②で、「基本条例」ありきでないという説明をしております。条例制定の動きは、ともすれば制定そのものが最終目的にすり替わる危険性を持っております。町では、これまでの様々な取り組みを法令で裏打ちするために本条例を制定するものであります。したがって、本条例に盛り込まれた制度すべてを新たに運用することではなく、既に運用されている制度もあります。

例えば行政手続条例、情報公開条例、環境基本条例等そのものでございます。

次に、「育てる条例」としての位置づけをやっております。本条例は、時代や社会経済の状況変化に伴い、町民で育てていく条例を考えております。本条例第2条において、ほかの条例が本条例を尊重する規定を担保してありまして、第2条において制定改廃についてのほかの条例と同じような手続きを踏むことになっております。

「まちづくり基本条例」という名称についてでございますけれども、住民自治はまちづくりということに捉えまして、「まちづくり基本条例」といたしました。

⑤でございます。2ページでございます。では、本条例の運用で何が変わるのかという点でございますけれども、今までの町の取り組みや実践を法令で裏打ちするためのものでありまして、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮するものと考えます。まちづくりのためのしゅきを具体的な権利や制度として定めたものでありまして、町民自らの運用次第でまちづくりそのものも大きく変わるものと考えております。

「まちづくり基本条例」を「条例」としてこだわる理由でございますけれども、本条例の性格から、「規則や要綱でもよいではないか」という議論も多々あると思っておりますけれども、議会そして町全体で議論して初めて町の憲法的性格を持つ存在となるため、町長の執行権内に留まる「規則」ではなく、こうした条例としての存在を考えております。

本条例の制定の意図としましては、まちづくりのための基本的な考え方や仕組みを定めるものでありまして、自治の理念を町の姿勢として明確に持つためのものであります。そのためには、自治体独自の最高法令である「条例」として制定することが必要であると考えております。

「議会基本条例」及び「行政基本条例」としての性格でございますけれども、議会議員が町民からの信託をもとに活動を行うとき、また、町職員がまちづくりの「専門スタッフ」として仕事を進めるとき、本条例は、そのよってたつべき基本法令としての性格を持っているものでございます。

3ページから順に説明をさせていただきます。

まず、基本条例の構成につきましては、前文からと第1章から第7章、そして附則という形になっております。それぞれについてご説明をさせていただきます。

前文につきまして読ませていただきます。

大津町は、江戸時代から宿場町として栄え、先人たちの努力と、町を愛する多くの人々の英知により発展してきました。私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきた、この美しく豊かな自然、培われてきた文化、起こし育ててきた産業や伝統、助け合いの精神を守り育て、将来へ引き継いでいかなければなりません。これらを礎としながら、次代を担う子どもたちを育み、すべての人権が尊重され、安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組んでいきます。私たちは、町民と町が一体となつてともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町おおつ」の実現を目指します。今、ここに、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めた、すべての大津町民に共有され遵守される最高規範としてこの条例を制定しますということに前文をうたっております。

その解説でございますけれども、下に列記しておりますけれども、一応基本的な認識や決意等を明らかにし、町の個性をふまえた目指すべき町の姿などについて盛り込んでいます。これまでの町の発展は、町民、議会そして町長が、それぞれの考え方のもと、それぞれの理想を追求する中で達成されてきました。今後も、時代の要請に対応すべく、それぞれの役割分担に基づいてそれぞれが責務を果たし協力することが欠かせないものとなってきました。「地方自治の本旨」である住民自治と団体自治の考え方に則り、三者が力を合わせて目指すべき地域社会の実現に努めることが、大津町の自治の姿と考えております。

まちづくりは、道路や上下水道の整備、景観形成などのハード面、情報共有や住民参加などの仕組みづくりのソフト面、それぞれだけを指すものではありません。日々人々が生業を営み、よりよい暮らしを個人個人がつくっていく「暮らしづくり」そのものが「まちづくり」であると考えております。

第1章、総則、第1条（目的）ですけれども、この条例制定に目的について定めております。町民と町のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働して自立した地域社会の実現を図ることを目的としています。

5ページになります。条例の位置づけでございます。先ほど言いましたように最高規範としての最大限尊重するように努めなければならないということですが、本条例は、自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めた最高規範であります。「町民の権利・役割と責務」「議会の役割と責務」「町長の役割と責務」そして「職員の役割と責務」等の内容は、その性格を裏付けるものでございます。このことから、すべての条例の基盤となるものと考えております。どの条例も規範としての効力は同一であります。他の条例や規則等の制定や改廃にあつては、「この条例」の趣旨を尊重しなければならないことを定め、本条例の最高規範性を表しております。

また、本条例は憲法で規定している主権在民、基本的人権と公共の福祉並びに幸福追求権等の各原則を受け、その政策目標実現のために自治体の「自治の理念と政策の基本原則及びその手続き」を規

定するものでありまして、憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」を受けるものであります。

第3条で、この条例において使用する用語の定義をしております。第1号から第8号まで用語の定義を説明させていただいております。

6ページをお願いしたいと思います。1号の町民についての定義でございますけれども、自治に関する様々な活動には、町内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、住民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く町民を定義いたしております。これには、外国籍の方の町民を含むとしております。また、「者」は個人を指しまして、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。

第2号の「町」の概念でございますけれども、通常「町」という場合、漫然と役場を指して使われることも少なくありません。この条例では、町の構成要素を「町議会と執行機関」としています。

第3号「町の執行機関」についてでございます。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。町の代表者である町長と、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する各委員会及び委員を指しております。3号の中で、教育委員会、監査委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定審査評価審査委員会という名称を上げさせていただいております。

第4号「参画」及び第5号の「協働」という概念でございます。この言葉については、新しい言葉で「参加」「協働」という形が「参画」「協働」という形になりましたので、自治の基本原則である政策立案からの町民の主体的な「参画」、そして「協働」を定めております。町民、町議会、執行機関の三者が連携をとり、より協力しながら自治体運営を目指します。

7ページでございます。第6号「まちづくり」については、種々の公共的活動を通して活力ある地域社会、まちづくりをつくることにしております。

第7号「自治」についてでございます。町民の主体的な取り組みに責任を持ち、まちづくりを推進することを規定しております。

第8号の「コミュニティ」でございますけれども、「コミュニティ」の定義は、自治会などの地縁を基盤とした「地域コミュニティ」と、NPOなどのテーマによって結びついた「テーマコミュニティ」を両方今回のところでは含んでおります。

第2章、まちづくりの基本原則でございます。第4条の中で、1号から4号まで規定させていただいております。

7ページから次のページにかけてでございます。まちづくりも基本理念を実現するための基本的な考え方である4つの原則を掲げさせていただいております。

8ページでございます。まず1つ目が、「住民自治の原則」、これはまちづくりの主体は町民であるという形です。それから「情報共有の原則」、まちづくりに関する情報を供用することとしております。「参画の原則」、まちづくり町民の参画を得て行うということとしております。「協働の原則」、協働してまちづくりを行うという形でまちづくりの基本4原則を規定いたしております。

第3章、町民の権利と責務、第5条で1項から4項までの提示をしております。

本条では、住民自治を一層推進するために町民の権利を規定させていただいております。

第1項につきまして、町民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定しております。第2項について、地方自治法第10条で保障されている「住民の権利」(役務の提供)を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しております。しかしながら、この規定によりすべての町民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば、住民のみが受けられることができるサービスなどもあり、受給できる対象者はサービスごとに条例や規則などで規定されることになります。

第3項について、住民自治の推進という観点から大変重要な権利と考えております。情報の入手、情報の共有なくして、町民の参加はありえないと考えております。町の広報紙、町のホームページでの情報提供を考えております。

9ページでございます。第4項につきまして、住民自治の推進という観点から見れば、参画は当然の権利と考えております。より具体的な行政への参画を保障している「第6章住民投票」、後ほどいきますけれども、その住民投票制度に基づく請求権等を含めて包括的な権利としてここで整理させていただいております。

第6条、町民の役割と責務でございます。第6条につきましては、第5条の町民の権利の規定と対になる役割と責務の規定をうたっております。法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として規定しております。

まず第1項について、町民が自治の担い手であるという自覚を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としております。また、通勤者、通学者なども含め、町民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の町民にもこのような義務を主体的に担ってもらうことを定めております。自治推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。執行機関の活動への参加にあたっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければならないと考えております。

第2項につきまして、前項の行動に対しては、公共の福祉、将来の町の発展につながるよう配慮することを願っております。

第3項につきまして、町民は、サービスを受ける一方で、その提供に見合う役割分担を負い、お互いの共存共栄に努力するものとしております。

10ページをお願いいたします。第4章、町議会及び町長等の役割と責務、第7条に参考まで掲げさせていただいております。第7条、議会は住民の代表として選ばれた議員によって組織された大津町における最高意思決定機関であることを自覚し、町民の意思が町政に反映させることを念頭において活動するものとします。

第2項、議会は行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査、監視するとともに、町の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めるものとします。

第3項、議会は議会活動に関する情報を町民にわかりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては、誠実に答えるよう努めるものとしますという形で、町・議会の果たす役割と責務について規定をいたしております。

開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、町民の情報を知る権利を保障するため、情報公開等についても規定をいたしております。

第8条、町長の役割と責務でございます。第3項まで掲げさせていただいております。

11ページにかけてでございます。町長は地方公共団体の代表者であり、大きな権限が付与されております。この条例の考え方に則って、大津町の自治を推進、発展させていかなければなりません。

第2項につきましては、自治体の考え方でございます。自治体として、地域経営体として捉えることが重要であるという形で、町長には効率的な行政運営に努めていただくことを求めています。第3項につきましては、行政の具体的事務を担っているのは町の職員であります。職員の資質が問われる所でもあります。町長には、そのためにも町職員の能力向上に努めることを努力目標といたしております。

第9条で、職員の役割と責務です。2項まで定義をさせていただいております。

まず、第1項目、町職員は町民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、この条例の理念に従い、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

第2項、町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めるものとします。

まず第1項については、町長の補助機関という形の町職員の捉え方をしております。補助機関である町職員というのは、地方自治法に則った位置づけをされております。当然のこととして法律やこの条例を遵守し、町民のために職務を遂行していかなければならないという形で上げておりますけれども、職員自体、町職員自体、町民として性格も持っておりますので、相互の連携を図り、町民主体のまちづくりをするということもこの中に包含させていただいております。

第2項で、まちづくりそのものを恒常的な仕事としている能力を求められる町職員には、自ら知識等の向上に努め、効率的に仕事を進め実践していただくという形で思っております。まちづくりの専門スタッフということで定義させていただいておりますけれども、この専門スタッフというのは、その職員の分野のものでございますけれども、専門、土木建築などの特定の専門分野ではなくて、まちづくりそのものに恒常的に関わっていただくという仕事をしているということの概念を打ち上げております。

第5章、町政の組織及び運営でございます。12ページにかけてでございます。第10条、町の執行機関は、行政サービスに関する情報をわかりやすく町民に公表するとともに、町民のニーズを的確に把握して、公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図るものとします。町民満足度の向上に努めなければなりません。

第2項、町の執行機関は、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制をつくり、町民のニーズに的確かつ柔軟に対応する総合的な行政サービスの提供に努めなければなりません。

第3項、町の執行機関は町民の身体・生命及び暮らしの安全を確保し、緊急時に総合的かつ機能的に活動が図られるよう危機管理の体制の確立に努めるとともに、町民や関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えるよう努めなければなりません。

これからの自治体運営は、経営体としてその経営能力が求められています。執行機関としては、PDCAサイクル、計画、実行、評価、改善を基本として総合的かつ計画的な行政運営とサービスの提供をしていかなければなりません。また危機管理体制の確立・連携強化を図り、緊急時には相互に助け合って危機を克服するため、普段からの総合連携の必要性を規定しています。

大津町には、国民保護計画というのをつくってあります。

情報公開、情報共有、第11条でございます。町は町民に対しての情報提供という形で情報公開条例を別につくっております。自治を推進するために、町民、町議会、執行機関が情報を共有することも不可欠でございますが、情報の共有は、参画や協働を行う上での前提条件でもあります。実際には、自治に関する情報は執行機関が多くを保有しているものでありまして、執行機関からの情報発信が大事なことですが、相互の情報発信、共有も考えております。

13ページで、第12条、個人情報の保護でございます。第1項から第3項まで、個人情報関係をうたっております。

まず、大津町には個人情報保護条例が制定されております。第1項の概念ですけれども、個人情報を取り扱う町民、これは事業者等も含みますけれども、個人情報保護の推進のため啓発等の必要な措置を講ずる努力義務を規定しております。民間の事業者等が保有する個人情報についても基本的な考え方をここで示させていただいております。

第2項につきまして、個人情報の保護に関し、詳細な規定は、先ほど言いました個人情報保護条例に委ねております。

それから、第2項と同様、その中で情報保護条例に委任規定を入れることによりまして、まちづくり基本条例と行政運営全般に係る基本的な条例の体系化を図っております。

第3項につきまして、個人情報保護の観点から、基本的人権が侵害されないよう努めることを規定させていただいております。

第13条、説明責任・応答責任でございます。町の執行機関は、まちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

第2項、14ページでございます。町の執行機関は、町民のまちづくりに関する意見・要望・苦情等に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。説明責任は、住民が「知る権利」を保障するとともに、行政へ参加する権利を行使する上での前提条件となるものでございます。町が応答するのは苦情だけではありません。意見、要望などとともに、日常的な窓口対応や電話対応の中でも適切に対応することを規定いたしております。

第14条、総合計画でございます。第2項まで規定をさせていただいております。内容としましては、現在の総合計画は地方自治法に基づき町議会の議決を経て定められる基本構想と、これを具現化するために議会の議決を得ます基本計画、さらに毎年度予算の先導的な役割を果たします実施計画で、それぞれ構成されております。町が定める最上位の計画であります総合計画も、この当然として本条例で規定しています自治の基本理念に沿って定めなければならないことを述べております。

第15条、行政評価でございます。第2項まで規定をさせていただいております。行政評価とは、町民に対して行政活動の中身を説明し、その評価を基に行政活動全体を改革するための手法になっております。評価結果の信頼性を高めるためにも、いかに客観性を持たせるかが重要ですので、町民からの参画を経て規定しております。大津町では、外部評価制度の導入をしております。

第16条、財政運営でございます。第16条第1項、町長は、中長期的財政計画を策定し、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全で持続可能な財政運営を送らなければなりません。

第2項、町長は、町が保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図るため、町の財産の保有状況を明らかにし、資産の適正な運用に努めなければなりません。

第3項、町長は、予算の内容や執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他の財政に関する状況について、所見を付して町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

自治体経営におきましては、中長期にわたる財政計画の策定が不可欠であります。持続可能な、健全財政を維持・確保し、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければなりません。自治体の財産は、常に良好の状態において管理し、その目的に応じて効率的に運用していかねばなりません。財政状況等を明らかにし、開かれた行政運営、その透明性の確保の点からも判りやすく、公表していかなければなりません。大津町では、6月、12月に財政事情等を議会に公表後、告示ホームページ等で提示させていただいております。

第17条、行政手続でございます。これにつきましては、既に先ほど申しましたけれども、大津町行政手続条例と行政手続に関するルールを皆さんに周知していきたいという形で思っております。それから、行政の透明性の確保を図る重要な考え方ということを考えております、

16ページでございます。第18条です。コミュニティについての概念を書いております。コミュニティ活動等につきましては、自主性、自立性が尊重されるべきで町民自身による活動が中心となるべきことを規定しております。

第2項で、「支援する」という文言が入っておりますけれども、財政的な支援だけではなく、先ほど言いました町職員の専門性に伴う能力の提供やコミュニティの連携を助けることが、支援として重要なことではないかと思っております。地域担当職員、それに地域づくり支援事業に伴っております。

第19条、審議会等でございます。第1項から第2項にかけて規定をさせていただいております。

17ページでございます。町民公募の行政運営を責務として委員の構成を考えております。情報公開についても規定させていただいております。

第20条で、自治体等との連携です。広域的に対処する課題や共通する課題につきましては、近隣自治体間の連携のみだけではなく、様々な分野での状況に応じた広域連携を考えております。

第6章、住民投票でございます。第21条に、住民投票。町長は、本町に係る重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票の制度を設けることができますとしております。

第2項、町長は、前項の住民投票を実施したときは、当該投票の結果を尊重するものとしておりま

す。

第3項、第1項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に個別の条例で定めることにしております。

町長は、町政に係る特に重要な事項について、最終手段として住民の意思を直接問う住民投票を実施することができる旨を規定としております。住民投票制度を恒常的に設けるものではありませんので、その都度、個別条例に委任することになります。

地方自治は、あくまで町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であります。住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。住民投票の結果で町長等の「選択や決断」を拘束するものではなく、町長が結果を尊重すべきものとしております。

第7章、最後の章になります。

第22条で条例の見直しです。先ほど冒頭にも申しましたけれども、本条例は「育てる条例」として、町民が互いに尊重しあい、少しでも人と人との関わりを育てるようなまちづくりを進めるという概念から、時代に即応した定期的な条例の見直しを行うものということを規定しております。

なお、附則で、この条例は、公布の日から施行するというようにしております。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第45号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。今年度、大津町の公共交通基本計画の策をまちづくり協議会に委ねようと考えておりましたが、今回、国の認定等に係る事業に対して支援措置があります地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送の法律の規定に基づいた大津町地域公共交通会議を設置するものであります。委員としてのメンバーは、利用者の代表、運送事業者、バス、タクシー協会、運輸支局、熊本県からなど29名を予定しております。公的機関という形のところの運輸関係を一応網羅するような形で交通体系の充実を図っていきたいということを考えております。

なお、条例の一部改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定に議会の議決を求めるものでございます。

附則で、条例の施行日を公布の日からとしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時01分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第47号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。併せまして、別紙補正予算

の概要を参照願いたいと思います。

まず、第1条で、既定の予算の総額に15億6千473万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億6千731万円とするものでございます。平成20年度当初、106億4千840万7千円にしまして、9月補正後で16億1千890万3千円の増となっております。当初費15.2%の増となっております。

第2条で、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正のとおりといたしております。

第3条で、地方債の変更を第3表地方債補正のとおりといたしております。

今回の主な補正の内容につきましては、歳入では個人住民税が19年度決算見込みでの伸びを考慮して1億円の増、固定資産税が宅地面積の増加や工場等の償却資産関連で1億2千万円の増、自動車関連企業の外国税控除に伴う法人町民税関係で7億1千853万5千円の減額など、町税全体では4億9千853万5千円の減額となっています。また、まちづくり交付金事業で、アルコール工場跡地購入分の国庫補助金3億4千330万円の増額、同関連で公共施設整備基金からの繰入を4億3千55万円、財政調整基金繰入金3億1千万円、19年度繰越金の確定によります3億5千829万6千円の増額などを計上いたしております。

歳出では、7月の人事異動に伴う人件費、財政調整基金積立1億8千万円、まちづくり交付金事業費、アルコール工場跡地購入関係で13億3千685万円、清掃費の菊池広域連合し尿処理負担金2千28万4千円、農林水産業費1千754万4千円、土木費では1千239万1千円の増額補正を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正といたしまして、飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給にかかる分を平成24年度までの1千20万5千円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、町道整備事業、臨時地方道整備事業債でございますけれども、1千万円の増額分は、小林竹迫線分でございます。5のまちづくり交付金事業、一般補助施設整備事業債につきましては、アルコール工場跡地購入分5億6千300万円を追加、補正増額を計上いたしております。起債の方法については、記載のとおりでございます。

17ページをお願いいたします。歳出からご説明させていただきます。款2、項1、目1一般管理費の増額は、人件費関連と例規集の印刷製本費です。目5財産管理費につきましては、節18の備品購入費で公用車購入の入札残でございます。

18ページをお願いいたします。目6企画費では、公共交通基本計画策定のための委員会を法律の規定に基づいた地域公共交通会議に改変するものでございます。併せて、今定例会に議案第45号の条例、一部改正を提案させていただいております。目9防犯対策費では、各行政区からの要望により不足分25本等をお願いするものでございます。目12諸費につきましては、同様に掲示板の設置をお願いするものでございます。目13財政調整等基金費、繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。節15まちづくり交付金事業費は、アルコール工場跡地購入及び解体の設計費用でございます。内容につきましては、補正の概要3ページに記載しておりますけれども、用地費4筆で12億6千400万円、建物2階建てのRC造りですけれども、これが6千700万円と消費税分を含めまし

て、全体合計で13億3千435万円となっております。その裏財源としまして、財源措置としてまちづくり交付金事業3億4千330万円、40%分でございます。起債5億6千300万円、これは45%、基金からの繰り入れが4億3千55万円、15%、基金という形で一般分になります。

19ページをお願いいたします。款2、項2、目2の賦課徴収費につきましては、地方税法の改正で平成21年から始まります住民税の年金特別徴収に係る地方税、電子申告システム導入関連の経費でございます。

20ページをお願いいたします。款2、項4、目1の選挙管理委員会費でございますけれども、人事異動による人件費関連と裁判員制度に関するシステム改修委託の確定に伴うものでございます。裁判員制度につきましては、大津町の割り当てとして48名になっております。款2、項5、目2の各種統計調査費につきましては、住宅土地統計及び経済センサス調査の県委託金の確定に伴うものでございます。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1、節19の補助金で250万円は、平川地区に知的障害者厚生施設つくりの里さんがケアホームを新築されますので、それに対する社会福祉施設整備補助金でございます。鉄骨2階建て、10名分を建てられることになっております。

22ページをお願いいたします。目7の老人ホーム費は、人事異動に伴う人件費関連等でございます。

款4に保健衛生総務費につきましても、人件費関連でございます。

23ページをお願いいたします。款4、項2、目1の清掃総務費につきましては、菊池広域連合が運営しておりますクリーンセンター花房の修繕に係るし尿処理負担金2千28万4千円の増額分でございます。当初8千135万5千円の負担金になっておりましたけれども、今回を含めまして合計が1億163万9千円となります。

24ページをお願いいたします。款6、項1、目3の農業振興費につきましては、今回新規の事業でございまして、営農体制強化及び最近の燃料高騰に伴う支援施策に係るもので、水田地域営農体制整備支援事業補助金は、引水、上陣内、中陣内のコンバイン等の購入補助3分の1及び飼料燃油価格高騰緊急対策資金の利子補給に当たります。目8は下井手事業推進のための灌漑排水事業推進協議会負担金でございます。目9は、非常勤嘱託職員報酬1名分と北部地区畑総事業の受益者負担軽減のために農業農村活性化計画書を変更するための委託料でございます。

26ページをお願いいたします。款8、項1、目1の土木総務費は、非常勤嘱託員の異動によるものでございます。

27ページをお願いいたします。道路維持費は、事業費の確定と及び補修工事の内容等の変更によるものでございます。款8、項2、目3道路新設改良費につきましては、町道小林竹迫線関係で1千129万4千円及び仮称杉水水迫線、本田技研の西側にあたりますけれども、その関係の測量設計委託料680万円でございます。

28ページをお願いします。款8、項3、目1の都市計画総務費の増額は、都市計画審議会関連費用でございます。目4公共下水道は、繰越金に伴うものでございます。目6のまちづくり交付金事業

は、駅前楽善線及び本田技研南通線に関するものでございます。

29ページをお願いします。款9、項1、目5、一番下になりますけれども、大雨災害に対する職員の時間外勤務手当分でございます。

30ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費ですけれども、小中学校7校の学校図書システムと大津図書館とのネットワーク構築のための経費でございます。

31ページです。款10、項2、目1の学校管理費は、護川小の高圧区分開閉機修理、大津小通学路の危険な高木を剪定するための費用とストーブ購入9台分が主なものでございます。

目2の教育振興基金につきましては、要保護、準要保護児童130人分と、特別支援学級児童26人分の給食費値上げ分を補助するものでございます。款10、項3、目1は、職員の転居に伴う手当と大津中学校の廊下等の修繕費でございます。

次のページ、32ページをお願いいたします。目2教育振興費は、要保護、準要保護生徒97人分と特別支援学級生徒8人分の給食費値上げ分を補助するものでございます。款10、項5、目1社会教育総務費の中の節13委託料につきましては、新規事業で学校支援地域本部事業委託金79万2千円で、このことは地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習制度の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る事業でございまして、護川小で実施することにしております。節19は、岩坂公民館及び楽善集会所の改修補助でございます。目4文化振興費につきましては、迫井手地区埋蔵文化財発掘調査区域の減少と調査の一部委託に伴う減額補正でございます。

34ページをお願いいたします。目5町民交流施設の運営費では、節13委託料で、現在の管理業務委託を午後7時30分までから閉館時間の午後10時15分まで延長する委託料の増額分でございます。目10まちづくり交付金事業につきましては、文化ホールの機器、音響機器一式と舞台装置器具一式を購入するものでございます。款10、項6、目1保健体育総務費は、人事異動に伴うものです。

35ページをお願いします。学校給食費につきましては、人事異動のための人件費関連が主なものでございます。

36ページ、予備費で、財源を調整させていただいております。

続きまして、歳入を説明いたします。元に戻りまして12ページをお願いいたします。

款1、項1は、個人住民税の伸びと企業の確定申告による法人町民税等で6億1千853万5千円の減額補正を計上いたしております。なお、法人町民税の7億1千853万5千円の減額につきましては、自動車関連企業の確定申告に伴う外国税額控除によるもので、これはその法人が外国の支店等で外国税を支払った場合、または外国法人から受け取った配当金につき、外国税が徴収された場合に、その外国税と日本の税金との二重課税を排除する制度によりものでございます。款1、項2、目1固定資産税は、宅地面積等の増加や工場の償却資産関連で1億2千万円の増額補正をしております。

款14、項2、目3土木費国庫補助金3億4千330万円は、アルコール工場跡地購入分でございます。目4の迫井手地区埋蔵文化財調査は、面積の減によるものでございます。目5は、交付金の確

定です。

13ページをお願いします。款15、項2、目4農林水産業費県補助金は、先ほど言いました営農対策と燃料高騰に対するものでございます。目5は、交付金の確定です。目6は、学力充実研究推進校の指定を大津中が受けていますので、その分の補助金でございます。款15、項3、目1につきましては、確定でございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。目6の教育委託金の中で、節2は先ほど迫井手地区の埋蔵文化財調査面積の減少の県委託金でございます。節3は、護川小の文部省の委託事業の新規事業で、学校支援地域本部事業に係るものでございます。全額補助となっています。

款16、項2、目1不動産売払収入につきましては、水路3筆、計111.98平方メートルの売払によるものでございます。

款18、項1は、事業の確定に伴う各特別会計の繰入金です。

15ページです。款18、項2、目2大津町公共施設整備基金繰入金は、今回のアルコール関連に伴うものでございます。目4財政基金繰入金は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。補正後の基金残高は約19億円の見込みとなります。

16ページをお願いいたします。款19、項1繰越金は、19年度決算に伴う繰越金でございます。

款21、項1、目2土木債5億7千300万円の増額補正は節1の1千万円で、小林竹迫の分で、節2の5億6千300万円は、アルコール工場跡地購入に係るものでございます。人件費につきましては、給与明細で説明させていただきます。

一番最後の方です。37ページになります。まず、1の特別職の表では、行政区嘱託員が1名の増と今回となっております。

38ページをお願いいたします。一般職の表の総括の欄で、報酬の減額は文化財発掘調査の委託によります減額分と給食センターの非常勤嘱託員報酬に係るものでございます。職員手当の内訳等については、39ページのとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第44号、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案集の12ページをお願いします。併せまして、説明資料は19ページをお願いしたいと思います。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正及び大津町土地開発公社の清算終了に伴い、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料の19ページでご説明します。条例の見出し及び第1条中、「公益法人等」を「公益的法人」に改正するものです。また、第2条の第1号の「大津町土地開発公社」先ほど解散としたと申しましたけれども、これを削除し、第2号を1号とするものです。条例中の「公益法人」の表現を「公益的法人」と「的」の文字を入れる文言の改正です。また、大津町では、平成20年1月16日に大津町土地開発公社を解散、本年6月2日に清算終了、完了となりましたので、この条例から大津町土地開

発公社を削除するものです。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備が必要となりました。この整備法第225条の規定による公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律の改正では、「公益法人等」を「公益的法人」と、職員の派遣先団体に関する規定が改められましたための改正です。

議案集の13ページで、附則として、この条例は20年12月1日から施行するをいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 教育部長兼子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 議案第46号、大津町町立幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は、16ページでございます。幼稚園就園奨励費補助金の市町村に係る国庫補助金の額の改正に伴うものでございます。幼稚園の就園奨励費につきましては、国の補助金の交付要綱で、補助限度額を国が毎年、毎年度予算で定め、別に通知するものとありますので、今回のその対象区分の改正が行われましたので、それに伴います改正をお願いするものでございます。

説明資料によりご説明を申し上げます。最後のページ、21ページになります。今回の改正につきましては、今まで小学校2年生までの兄または姉がいる園児から、新たに小学3年生の兄・姉がいる園児も対象とされたものでございます。そこで、別表2の区分の補助限度額の欄の改正前ですが、小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有する園児を、改正後に小学校1年生から小学校3年生の兄・姉を1人有する園児に改正するものでございます。年額についての変更はございません。今回の補正に伴います大津町の公立幼稚園に該当する園児につきましては、現在11名程度を予定をいたしております。

議案集の17ページでございます。附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大津幼稚園入園料及び保育料減免特別措置条例の規定は、平成20年4月1日から適用するをいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第48号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書をお願いします。今回の補正は、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護保険納付金及び平成19年度退職被保険者に係る療養給付費等の額の確定に伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千525万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5千369万6千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。款3、項1、目1、療養給付費等負担金、これ国分でございます。款3、項2、目1財政調整交付金、国分及び、10ページをお願い

します、款4、項2、目1財政調整交付金、県分については、平成20年度後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の額の確定に伴うもので、それぞれの負担割合により増額補正しています。

9ページの款3、項1、目2及び款4、項1、目1の共同事業負担金については、平成20年度共同事業負担金の当初交付申請に伴う増額補正です。

10ページをお願いします。款5、項1、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者に係る療養費の増加に伴う補正です。

款6、項1、目1前期高齢者交付金については、平成20年度前期高齢者交付金の額の確定に伴う減額補正です。

11ページをお願いします。款10、項1、目1療養給付費等交付金繰越金については、平成19年度退職者医療療養給付費等交付金の額の確定に伴う増額補正です。款10、項1、目2その他繰越金については、平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出の額の確定による繰越金を増額計上しています。

次に、歳出で12ページをお願いします。款2、項1、目4退職被保険者等療養費については、退職被保険者に係る療養費の増加に伴う補正です。

款3、項1後期高齢者支援金等、13ページの款4、項1前期高齢者納付金等、14ページの款5、項1、老人保健拠出金、款6、項1介護納付金及び15ページの款7、項1共同事業拠出金については、平成20年度のそれぞれの額の確定に伴い補正計上しています。

款9、項1、目1国民健康保険基金積立金については、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、現在基金残高も500万円程度となっておりますので、国・県の指導に基づき、その他繰越金の一部を積み立てるものであります。

16ページをお願いします。款11、項1、目3償還金については、平成19年度療養給付費等交付金及び退職者医療療養給付費等交付金の額の確定に伴う償還金を計上しています。

款12、項1、目1予備費で、今後予測のできない高額な保険給付等の緊急な経費に対応するため増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議案第49号、平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書をお願いします。今回の補正は、平成19年度医療給付費等の事業実績に伴う補正です。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千689万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3千290万1千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。款1、項1、目1医療費交付金については、平成19年度老人医療給付費支払基金交付金に係る事業実績報告の清算分に伴う増額補正です。

款2、項1、目1医療費負担金については、平成19年度老人医療給付費国庫負担金に係る事業実

績報告の生産分に伴う増額補正です。

款3、項1、目1 県負担金については、平成19年度老人医療給付費県負担金に係る事業実績報告の清算分に伴う増額補正です。

8ページをお願いします。款5、項1、目1 繰越金については、平成19年度老人保健特別会計歳入歳出の額の確定による繰越金を計上いたしております。

次に、歳出について説明書の9ページをお願いします。款2、項1、目1 償還金については、平成19年度老人保健医療給付費等事業実績報告に伴う審査支払手数料交付金の精算に伴う増額補正です。款2、項2、目1 一般会計繰出金は、平成19年度老人医療給付費の清算に伴い、町負担分を除き、一般会計に繰出金として歳出処理するものです。

以上、よろしくをお願いします。

議案第51号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、平成19年度地域支援事業費等介護給付費の確定及び平成19年度特別会計歳入歳出の額の確定に伴う補正です。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千403万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5千107万4千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。款6、項1、目3、節2 事務費繰入金については、歳出の款1、項3、目2 認定調査等費で、介護認定審査支払システム改修業務委託に充当するための補正です。

款8、項1、目1 繰越金については、平成19年度介護保険特別会計歳入歳出の額の確定による繰越金を計上いたしております。

歳出について、説明書の10ページをお願いします。款1、項3、目2 認定調査等費の13 委託料については、平成20年度介護認定調査項目の追加、削除等の法改正に伴い、認定調査支援システムの改修経費を計上しています。

款3、項1、目3 任意事業費の19 負担金補助及び交付金については、居宅介護、住宅改修費の支給を受けるための申請書作成に係る補助金で、大津町介護保険住宅改修支援事業実施要項で1軒当たり2千円と定めています。

款6、項1、目2 償還金については、平成19年度の介護給付費等交付金の額の確定に伴い、国・県負担金、支払基金及び平成18年度システム改修事業国庫補助金の確定による返還金です。

11ページをお願いします。款6、項2、目1 一般会計繰出金については、平成19年度の介護給付費及び事務費の精算確定に伴う補正です。

款7、項1、目1 予備費で、今後介護給付費等の緊急な予算執行に対応するため増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第50号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、使用料の増額及び前年度の事業確定による繰越額の補正が主なものになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7千356万7千円とするものです。詳細につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款2、項1、目1使用料は、3月分の入金が増え6月にずれ込んだため、過年度分を増額するものです。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額の確定により繰入金を減額するものです。

款5、項1、目1繰越金は、前年度事業の確定により繰越金を減額するものです。

歳出を説明いたします。8ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金は、歳入の補正に伴い組み替えるものです。

続きまして、議案第52号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正は、前年度の事業確定に伴う繰越額の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千6万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千345万6千円とするものです。

詳細につきましては、補正予算に関する説明書により説明申し上げます。歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款5、項1、目1一般会計繰入金は、繰越額の確定により繰入金を減額するものです。

款6、項1、目1繰越金は、前年度事業確定により繰越金を増額するものです。

歳出を説明いたします。8ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費は、共済組合の負担金、率の確定に伴い共済費を増額するものです。目2農業集落排水事業費は、上水道管移設が当初の見込みより少なくなるため、節22補償補填及び賠償金を減額し、さらに管路の工事を進めるために節15工事請負費を同額増額するものです。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金の見込額を積み立てるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

日程第26 議案質疑

○議長（宇野光廣君） 日程第26、議案質疑を行います。

まず、議案第43号及び議案第44号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第43号について質疑いたします。

まちづくり基本条例ということで提案されておりますが、このことにつきましては、私は一般質問でも質問をします。ある程度、質疑ということで疑義があるものをここで質疑して、理解を深めたいと思います。その一般質問の報告書でもある程度読まれていると思いますので、その中でも、まずこの必要性についてお伺いしたいのですが、本来、日本には憲法、大元になるものがありまして、実際、その憲法あたりをしっかりと解釈すれば、こういった条例は必要ないのじゃないかなと。先ほどずっと説明を受けましてですね、具体的なものを定めたいというふうでありましたが、実際、町民の多くの方が憲法をそういった点で理解できているかどうかということも実際は定かでないわけです。そこで、この基本条例をつくるということで、これが浸透するかどうかということも心配になります。実際、このことについて私もいろんな方々にご意見を求めたのでありますが、それ、つくることに対してからまちづくりのためにですね、そのそういった決まり事みたいなのを決めるのは悪いことじゃないかもしれないが、果たして町民の多くの方がこれを理解する、その前に読むと、これを知ることができるのかなと。だから、まちづくり基本条例の制定についてはですね、これはその町民の方々に知ってもらうためにどういった形で知らしめる方法を考えておられるのか。それによって、これが生きるかどうかというものが係っているのではないかと思います。

それと、この全体のことですけれども、住民自治あたりの必要性をかなり強く説いてあるのかなと私は理解しましたが、実際、住民自治ということに対して町民に求めていかなければ、団体自治でやって、それには多くの税金が必要となると。それこそ、人を雇ってやるわけですね。ですから、団体自治と住民自治を、これは総合したような条例であると思います。実際、その中でも国の法律の中でそういった理念やいろんなものの中で住民自治の必要性、団体自治でしかできないこと、いろんなものはきちんと明記してあります。ですからそういうことを考えれば、実際、そういったものを持ってくれば済むことではないかなとやっぱり思ってしまうわけですね。ですから、これがまずできたとしてもですね、どういった形で町民の方々にご理解を求められるのか。これは、つくるからにはですね、やはり条例という形でもってくる限りはですね、いろんな縛られる方あたりも出てくるかなと思う危険性も無きにしもあらず。実際説明の中で、危険性あたりも述べられた点がいくつかあったと思います。そういうことで、一義的にこれをつくったときにですね、どう知らしめるか。とても大切なことだと思いますので、その方法について質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 今回の条例で、私どもも一番その辺が心配している点でございます。まず冒頭にも申し上げましたように、まちづくり基本条例の基本は住民自治、住民協働参加のまちづくりという視点に立っております。要するに、住民の参画なくしてまちづくりはできないという考え方の下に、いかに浸透するかというご質問だろうと思います。町の方でも以前、大津住民憲章あたりをつくっております。子ども憲章もつくっております。その実情を見ますと、やはりなかなか浸透していないと。永田議員、いつも常日ごろ言われます倫理観、道徳観というところからすれば、当たり前な

ことなんですけども、その浸透がなされていない。要するに、まちづくりはその辺の根幹に関わるものではないかということは私たちも痛感しております。

それで、浸透の方法という形で、17年からこの検討委員会を重ねながらやってきているわけですが、先ほども言いましたように、その中には議会からの推薦の方と公募に委員さんもおられまして、種々の問題等を検討させていただいております。パブリックコメントという形で住民意見を把握するためにホームページ等で公開させていただきましたけれども、なかんずく2件ほどのご質問だけしかあっていないのが実情でございます。それで、やはり責任、責務、役割という形での展開をしていかなければ、この条例をつくったという規範というところからするとですね、崩れるところがありますので、その辺は先ほども中に申しあげましたように、まちづくりの専門スタッフとしての職員の力量がかなり問われると思っております。住民の中に入ってみますと、今65人という地域支援事業のための担当職員がおります。その関係と、区域の代表の方々との連携プレーはですね、十分にやっていかなければならないと思えますし、一応公布の日から施行するという形になっておりますけれども、広報、ホームページ、さらにですね、やはり住民協働参画という形のところをですね、訴えていくという形を取っていかなければならないと思っております。

今、私たちの方も条例を制定するにあたって、これを普及させるというのがですね、一番の着目を思っておりますので、その辺については、随時やっぱり努力をしながらやっていきたいということで、機会あるごとにやっぱり住民の参画、各種団体等に呼びかけていって協力を仰ぐという形でやっていきたいということを考えております。

それと、先ほど住民自治と団体自治とのお話をされましたけれども、まさにそのとおりと私たちの方も痛感しております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） ということはですね、方法論とするならば、人海戦術や、もちろん広報なりですね、そういったものでやっていくということで、例えばその大津町立小学校、中学校なりの教育とか、そういったものには盛り込まれてないということですよ。例えばその、これはすべての町民に対して当てはまる基本条例なら、成年、未成年関係ないわけでありまして、多くの方々に理解を求めなければならない。そして、今後の将来をつくる上で、もう可能性が無限大な子どもたちに理解していただくことが一番ではないかなと。しかしながら、今の答弁の中には、教育には組み込まれているようなことはなかった。ということであるならばですね、それを親御さんなりなんなり、周りから知り得るのか。そういったところも今までの条例、いろんなものをつくって、なかなか町民の方々に浸透しないということではないか。インターネットにしても、我々がホームページを見てですね、条例をホームページで出さないというのは、私が、いの一番に言ったことでありますけれども、実際その使い方を私が町民の方々に教えると、なるほどここまで見れるのかというふうな形で、使い方さえもわからないと。どういう形でその、下層部、ずっとつながっているのかというのがなかなかわからないということで、非常に難解なんです、この行政が行うことは。だから、その一般町民の目

線というのは、その一般といったときにはいろんな角度の目線があるわけで、すべからく、これは理解していただかないと、一部の人たちがこういった条例があるんだよと言っただけでは非常に迷惑な話なんですね、知らない人にとっては。そこが一番私はこの条例をつくる上での問題ではないかなと思うところで危険性をはらんでいると。そこで争いごとがあるのではないかなと思ったりするんですが。

ということは、その知らせる方法、浸透させる方法とするのは、今言われただけで、教育とかには全く予定も何もないということで理解してよろしいでしょうか。再度質疑します。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑の中ですけれども、先ほど用語の定義の中で申しまして、町民のという形で町内に住所を有する者、要するにその中で町内で学ぶ者という形で、これは今言いましたように子どもから、要するに現在大津町に住んでいる方全部を対象にするという考え方です。

それから、先ほどから何遍も申しますように、やはり住民の協力を仰ぐというのがですね、一番の自治実現のためだろうと思っております。その中でも、これは教育委員会とも連携はですね、図っていかねばならないということを考えております。

先ほど言いましたように、子ども憲章なり、大津町民憲章というのがありますけれども、その浸透についてもかなり難しいところも実際、これは否めないところがございます。やはりその条例をつくる以上はですね、やはり町の条例の規範ということを信念に持ちながらですね、やはり住民の方の協力なくしてこの条例の成功はないということを考えておりますので、その辺は十分肝に銘じながらやっていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第45号及び議案第46号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号を議題とします。

質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計の補正予算についてお尋ねをいたします。

1点はですね、補正予算書の35ページで、学校給食の関係です。説明書の8ページによれば、学校給食、いわゆる給食センターの正職の調理師が1名減ったと。多分、人事異動でどこかに行ったんだろうと思うんですが、調理師の方が余所に行くというのは一般的には考えられないことだと思うんですが、退職をなさったわけじゃないですね。その後、これは人事異動と書いてありますね。囁

託の人を雇うとなっているんですかね、非常勤職員。調理師をこうやって入れ替えて、ちょっと疑問があるので、どういう経過なのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、いわゆるアルコール工場跡地の購入の件ですが、総額13億以上ですが、前回、全員協議会で説明がありましたが、今回、正式な議題として提出をなされたわけですが、どうも詳しい資料は全協のときに配ったからいいんだろということにカットされているのか。そういうことで資料の添付がないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。たしか全協は全員は来てない、議員全員は来てなかったと思うんですけど、13億からの買い物をするというのにこの程度の説明だけで、資料だけでよろしいのかということが1つ。

それから、いわゆるアルコール工場というのは、元々は通産省、いわゆる国の施策によって確か進められたアルコール工場の最後の跡地だと思うんですけど、この前の全員協議会のときは、坪当たりの単価が結構な値段がすると。いわゆる民間の取引並み、あるいはそれ以上ということで、この購入に反対するわけではありませんけど、本来であれば国策で進められたアルコール工場が、なぜそんな高い値段で購入せにゃいかんのかと。もっと安く購入する手立てはないのかということですね。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 荒木議員の質疑にお答えします。

35ページの目3の学校給食費で、職員1人減、それから1の報酬で非常勤職員の報酬の提示をいたしておりますけれども、退職かということですけど、これは職員の異動に伴う職員の減でございます。それで、1人につきましては、34ページの保健体育総務費で職員を1人増員になっております。これは、体育館が今まで2人でしたけれども、どうしても2人では業務に支障が出るということで、体育館の方に1人増員しましたので、その関係で学校給食の方の職員をいろいろ回しました関係で1人減という形になって、非常勤職員で対応するということになっております。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 人事配置について総務の方からご説明したいと思います。

ただいま申し上げましたように、体育施設等の職員が不足が出てまいりましたので、体育施設の方に1人配置をいたしました。総合的に考えまして、給食センターの職員さんを老人ホームへ、老人ホームの職員さんを、その上のページの34ページにあります保健体育総務費の方の職員1人増ということで提案をさせていただいたところです。給食センターの方とも十分相談をしながらですね、非常勤の職員の配置ということで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 人事異動の件でございますけれども、それぞれの関係で今お答えしたとおりでございますけれども、運動公園の体育施設の管理関係で大変職員が1名減のところ頑張っていたいておりましたけれども、なかなかサービス面とかいろんな受付事務とかいろんな形で不足をしておるといような状況で、そういう意味におきまして、老人ホームの方に男性の現業の職員がおりました関係で、彼がサッカーとかスポーツの面に非常に詳しくしている関係で、そちらの方で仕事をし

ていただくということで異動しました関係で、老人ホームの方に介護関連等の介助員という形で仕事をしてもらった職員でございますけれども、前々から現業職関連の職員は給食センターの方の調理師、あるいは老人ホームの介護関係の業務関係にあたっていただいております関係で、そういう関係で給食センターの職員を介護員というような形で給食センターから老人ホームへと。そして給食センターにつきましては、調理師の免許を持った臨時を補給するというような形で現業職職員の適材適所というか、そういう形で生かしていただいたというようなことで、今回の異動を、途中でございましたけれども、そういう形でさせていただいたという結果でございます。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 荒木議員の質疑にお答えします。

アルコールの関係で、今回多額の補正予算を計上させていただいております。購入については、再三にわたり議会の方の全員協議会での議題等で提案させていただいております。最終的には、8月4日の全員協議会の折に図面、地番等も提示しながら皆さんに協議をお願いして了承をいただいたということをご理解をいただきたいと思います。その中で、一応予算関係につきましても、今回の補助金、起債、一般財源の内訳等についても基本につきましては不動鑑定を基にしたですね、金額という形で13億円ぐらい余りのですね、鑑定結果を得たものを一応計上させていただいておりますという形でご理解いただきたいと思います。

それから、欠席の方につきましては、配慮も足らなかったことも考えておりますけれども、実際的に後ほど配らせていただいておりますので、今回、内容につきましては、もうご理解いただいたものとして一応補正予算の概要にある程度のことだけしか載せておりませんでした。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初の調理師の件は、人事権は当然、町長にあるわけです。人事権をどうのこうのと言っているわけではありませんけど、調理師と言え、かなり専門的な職業だもんですからね、途中でそう簡単に入れ替えていいのかなという心配があったものですからお尋ねをしました。この件は結構です。

それで、もう1つのアルコール工場跡地の問題ですが、さっき聞いたのは素朴な質問なんです。元々国がつくった、国が買った土地じゃないか。それを何でこんな高い金額で買わにゃいかんとかということなんです。多分アルコール工場関連は日本全国にほかにもあると思うんですけど、どこの場合でもこういう、いわゆる民間並みの取り引きしかできないのか、そういう研究、調査はされたのかをちょっとお聞きしたかったんですけど。大体なければならないということで。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） アルコールの工場の件でございますけれども、通産省関連で管理をずっとやってきております。しかし、アルコール関係も全国でどんどん工場関係が減りましてですね、7つありましたけど、今回も4つぐらい閉鎖するというようなお話を聞いておまして、その前に業績関係がですね、相当落ち込んでおるといふか、あるはそんなにたくさん工場要らないということで、千葉と

かそういうところの新たな工場をつくっておる関係で、こう言うと失礼ですけども、大津町の工場ほか3社、4社については、もういいだろうという国の方針の中で、あるいはアルコール専売株式会社という民間企業になってきておりました、そういう民間企業との間で昨年もいろいろご相談をしておりました、そういう中でいろんな流れがございましたけれども、向こうの民間企業についても、この際、そういうのを処分しようということでもいろいろとホームページとかいろんな形で公募を取られておったような状況です。我々としても、昨年度から手を挙げておりましたけれども、売買についてはダメよというふうな話だったんですけども、金額的に折り合わなかったというような状況で、今回、道路よりも北側について7千400坪ぐらいは売ってもいいよというような再度の公募がございましたので、そういう形で今申し込んだわけでございます。先ほど担当課長が申しましたけれども、我々も前は単独事業でということだったんですけども、国・県のご相談を申し上げまして、まち交事業で取り入れていただければというようなことで、今、まち交事業の申請を11月、国の認定を受ければ事業ができるというような、ある程度の県の方の確信もいただいておりますので、そういう形で申し込みをしながらやっていきたいということで、金額的には若干、固定資産評価よりも若干高くなっております。しかし、我々が当初申し込んでおりました単独事業費等については、どうと変わらないというような考えでございまして、そういう形で今後につきましては、今、アルコール専売とは、一応その辺の13億3千万円の値段でお話はしておりますけれども、3%近くアルコール専売の株を経済産業省というか、国が持っております、その方から許可がないとまだできないということで、その金額等について、今、国の方で精査しておるといような状況でございますので、若干決定については時間がかかるんじゃないかなと思っております。

そういうような形で、当初我々が申し込んだ金額を今回補正をしながら、アルコール専売といたしましては、早めに金がほしいといような、民間でございまして、そういう思いがあったものから、今回補正を組ませていただいたといような状況です。

あと、使用関係とかいろいろについては、今、政策検討会の方でしっかりと今検討させていただいておりますので、その後については、再度また全協なり、あるいは委員会等でそれなりの方向性を説明させていただければというふうに思っております。今の段階につきましては、アルコール専売といような形との募集関係での仮契約といような状況でありまして、最終的には国の許可をもらわないとアルコール専売についてもなかなかまだまだ本来の売買にはいかないといような今の段階であります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 多分、インターネットで公募するぐらいですから、日本全国こうやって、まさに民間、民間からすれば高く売った方が、そら当然のことでは当然ですが、そうなっているだろうと、信じたいわけです。

それで、元は国の土地だったのを民間並みで買い上げる。今回、そのまちづくり交付金で国から3億4千万円予算化される。これは、土地の購入代なのか、整備のための、これは購入代だったですかね、土地の購入代ですね。用地費ですね。なんか、元々国の、いわゆる自治体が土地を買う、普通じゃ

国からの補助金は簡単には使わないと思うんですけど、なんかそういう背景があって、まち交に、元は国の土地だから民間並みに買うんだから、じゃまち交で国の補助金を出そうとか、そういう裏の事情があるのかなと思われなくてもいいわけです。それとは全く関係ないんですかね、このまちづくり交付金に乗ったというのは。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まちづくり交付金事業については、今、町長の説明がありましたように、県と打ち合わせしながら、アルコールの用地について補助対象になるような相談をしております。まちづくり交付金事業につきましては、町の、どのように町の計画といいますか、今後、町をどういうふうにしていきたいかということで都市再生計画をつくりましても、その中に今回いろいろなメニューがありまして、子育て支援とかですね、道路とか、そういうメニューに載る分があったものですから、その中に計画を追加してですね、今回、申請をしているところで、別に公共用地だからとかいうあれではありません。将来、どのように町をつくっていくとか、計画をどのように立てていくかというその国の指標なりそういうのにのっとっていけばですね、計画に載せられるということで今やっているところです。

○15番（荒木俊彦君） 制限が加えられないかなと思って、その跡地を買うたとして、補助金が来ているから。当初計画以外のことはやっちゃいかんとか。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） アルコールの用地をどのように使うかという計画を今出していますので、その計画が認められれば制限は付かないといいますか、その計画どおりといいますか、その計画どおり進めばいいと思いますけど。

○15番（荒木俊彦君） 将来変更はできる。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 将来変更、いや、その計画のとおり事業をやっていくという形ですから、将来の変更については、どのように変更するかは出てくると思いますけれども、その計画のとおり、やはりやるべきだと思っております。だから、今まで42億円で全体計画をつくってましたので、今度13億円ですかね、それ併せて子育て支援関係といいますか、そのあたりの改修費用も一応後年度に計画を上げるということで全体計画を今、用地だけじゃなくて改修費用も上げたところの申請を今協議しております。

以上です。

○15番（荒木俊彦君） はい、わかりました。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 47号について質疑いたします。

まずはじめに、歳入についてであります。今回の補正のですね、法人町民税ですね、この7億1千800万円あたりのこの減額についてであります。やっぱりですね、当初の予算からやっぱり7億円も減ってしまうというのは、かなり予算がくるってしまうと思います。で、課税する側と、それとその納税する側のその関係でですね、例えばその説明の中で、もうその外国税、外国税控除等のた

め減少とかいう説明があったと思いますが、これって納税する側がどこに、どっち側に納税するかということは決めることができるのでしょうか。それとも、法的に、その納税する箇所は外国で商売したんだから外国にもう納めなさいというような、元々から決まっていたと。それをこちらの計算間違いで法人税として町に入ってくるというふうに誤解をしていたというふうであるなら計算間違いですよ。そういったところについて質疑したいと思います。

それと歳出につきましては、23ページになりますが、清掃総務費の菊池広域連合負担金という形で2千万円あたり負担金の増額が求められておりますが、そのこういったですね、修繕工事ですか、そういったやつでぼんと2千万円負担金が増えました、払って下さいよと、ああそうですかという形で出すわけにはいかんわけですよ。きちんとした管理に基づいてやっていたのに修理が発生してしまったとか、計算外の事故が起こって壊れてしまったとか、そしてまたどうしても修繕をしなければならぬのならば、どういう方法で計画を立てて額がある程度決まって、入札方法はこういった形にして、今後その修繕に伴って5年、10年は大丈夫ですよとか、そういったような詳細なる説明がやはり求められると思いますので、どうしてもぼんと2千万円出して下さい、はい、払いますというふうには言えないと思います。この点について、詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） まず最初の歳入の件についてご説明します。

自動車関連企業の金額が大幅にですね、変わったということになります。誤解があるといけませんので、自動車関連企業につきましては、昨年度並みの申告額はされております。いわゆるうちの予算に近い金額は申告されておりますが、世界中の活動の中で、大変好調な成績ということで申告額、合わせて外国で納められた税額が大きいということになります。その中で、今回、その企業の方が外国で納付された金額も大きくて、通常は国税、それから県税の段階でそのほとんどは控除をされまして、市町村まで税額が残るということはあまりないんですけども、今回は納められた額が大変多くて、国税、県税の控除でもまだ控除しきれないということで、市町村民税を控除することになりました。その金額的には43億円分が市町村の控除額というふうになりますけれども、これは日本全国のお金ですので、これを自動車関連企業が所在する、いわゆる大津、鈴鹿、浜松、埼玉ということで、全国22市町で分配をして、それぞれ控除するということになります。控除の仕方は、それぞれの製作所の従業員数とか規模とかで分配率が決ましまして、大津町の場合は、その43億円のうち4億6千万円を申告額から控除しますということで今回申告額の減額という形で下がったところです。

外国で納めた方がいいのか、国内で納めた方がいいのかという判断については、ちょっと私も詳しくはわかりませんが、今回、自動車関連企業さんで申告された外国で申告、納税された額が確定をしましたので、それをそれぞれ控除して町村で分配して控除したということになります。金額的に7億1千万円というのはかなり大きい金額になりますので、申告額は予算に近かったんですけども、この財政運営等については、また財政部とも協議をしながらですね、健全再生の方を目指していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど企業が国外で払うか、国内で払うかというのは、また調べましてから報告したい

と思います。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

今回、クリーンセンター花房の関係で負担金をお願いしております。実は、この件につきましては、当初予算のときに補修の費用が出てくるということでわかっておりました。ただ年度途中まで瑕疵と申しますか、そのあたりがあったものですから、それを今までずっと精査してきているところです。これにつきましては、今後3年毎にですね、二次処理の膜と申しますか、膜を交換することが3年毎に必要になってくるということで、その費用が約8千万円程度必要になるという形で、そのほかのオーバーホールすべて含めたところで、4町でそれを割りまして、今回大津町の分としまして2千28万4千円の増額をお願いしているところです。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 清掃総務費については、所管委員会でした、すみませんでした。

最初の質問のですね、法人町民税の話ですけれども、その後また調べてお答えするということでしたが、わからないでその補正予算を提示していらっしゃるわけですよ。これ日本企業ですよ。日本企業は日本で納税するのが何でおかしいんでしょうね。大体日本企業というのは、それこそその内需主導じゃなくて日本は外需があってはじめてこれだけ栄えたんですよ。ですから、外国で商売して、外国でその税金払うなら、全くこっちは栄えん、全くじゃないですけど、栄えんわけですよ。ですから、ここの納税の義務はどうなっているかというのは明確にして、そしてここで補正なり何なりを提示していただかないと、実際今、その全体的に景気が落ち込んでいる、世界的にですね、いろんな原料費やその高騰によってというのは、それはわかります。しかしながら、この額はかなり大きすぎますよね。こういったところはですね、これからの財政運営についても、最初の当初の予算が狂うわけですから、かなり予定の変更を余儀なくされる。しかしながら、その説明の中でありましたけれども、かなりの基金の余裕はもううちは持っている言いましても、やっぱり入るものはたくさん入った方がいいわけですよ。ですから、こういったところは明確にして、委員会なりでも厳しく追及があると思いますが、提案をするからにはですね、この額の大きさをもう少し認識していただきたいと思えます。いいです。

○議長（宇野光廣君） 企画部長、徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

自動車関連企業という形で、外国税との絡みなんですけれども、要するに外国製の法人税の関係なんですけれども、要するに輸出産業という形で、先ほども承認のときもお話していただきましたけれども、要するに儲かれば儲かるほど外国で払った方が安く上がると。要するに外国での税率が違いますので、その分低いところでの要するに会社、工場がある分はそちらで払った方が会社、企業としては得という形になっております。これは、もう税法上での国際協約になっておりますので、それに対して私たちもうんということではできませんけれども、先ほど言いましたように日本に比べて税率が低い海外で利益を上げるというところに、この企業の外税への導入というのがあります。ただし

さっき言いました自動車関連企業という形で、要するに北米とかアジアでかなり収益は上がっているのは現状でございます。それでもって、その分を控除できない分を、今度日本の連結の会社という形での控除をやるというのがこの制度でございますので、これは要するに海外に蓄積するのではなくて、海外でも資本増強ができるという形の国際協約という形に基づいての協約ですので、その辺については、この国の方でも税制改正の論議にはなっているという現状で、そういうところで理解していただきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。午後2時40分から再開します。

午後2時27分 休憩

△

午後2時40分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案質疑を行います。

次に、議案第48号及び議案第49号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国民健康保険会計の補正についてお尋ねをいたします。

補正予算の総括表を見ますと、決算で聞こうかと思ったんですけども、補正で聞いた方が早いと。1つは、前期繰越金が1億1千、約1億2千万円近く、平成19年度ですかね、黒字が出たと。これが20年度に黒字分が持ち越されてきたと。黒字が出たことは、それはそれでいいことですが、さらに平成20年度から、いわゆる後期高齢者医療が始まったと。もちろん、この後期高齢者、私は反対を貫いておりますが、そこで一つ何点かお尋ねをします。

歳出のですね、後期高齢者支援金が2千300万円ですかね、増えております。これは何ページかな。款3ですから、歳出の款3、12ページです。2千371万円支援金が増えておりますが、これは制度が今くるくるくるくる、あるいは総選挙対策で、あるいは新聞折り込みで今政府があたかも高齢者のためであるかのような宣伝がなされておりますが、その制度をいじくった結果増えたのかどうかですね。この支援金がなぜこれだけ増えたのかということをお尋ねをします。

それから、今回、基金積立金が6千万円、予備費が4千700万円、1億1千万円から1億2千万円このままでいくと平成24年度は黒字になると。つまり、国保税を値下げすることができる財源が出てきたと。ですから、今度の補正、このまま推移をしますならば、値上げをした国保税を下げることも可能になってくるのではなかろうかということで、とりわけ基金積立は以前から療養諸費の5%を目安にしなさいということですけど、この5%、医療給付費の5%が大体いくらぐらいになるのか。それと比較して、この基金積立、予備費の額を比較するとどうなるのかということをお尋ねをしたい

と思います。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 荒木議員の質問の中の2点目の方からお答えしたいと思います。

平成19年度の決算における単年度収支が約7千100万円ほど増加しております。黒字になっております。主な要因として、3点上げたいと思っております。まず1点目が、老人保健拠出金が大幅に減額となっております。これは前々年度清算額及び受給者の減少によるものが原因です。この結果、最終的な計算で、約4千220万円ほど町の負担が減少しております。

2点目が、新たな高額共同事業が開始されたこと。レセプト1件当たり80万円を超える分を対象とした高額医療費共同事業に加えまして、平成18年10月からレセプト1件30万円を超え、80万円以下を対象とした保険財政共同安定化事業が施行されております。高額な医療費の給付への負担軽減が図られるためのものでございます。その結果、大津町では拠出金に対し交付金の方が約1千36万円ほど多くなってきました。

3点目が、療養給付費等の交付金の増加です。これについては、一般被保険者が約205人減少しまして、退職被保険者が逆に91人増加したことに伴いまして、いろいろ計算がありますけれども、国の方から最終的に1千770万円増加しました。

以上のようなことが原因でございまして、平成19年度の単年度の収支は約7千100万円の黒字と。平成18年度からの繰越金は約1億4千400万円と合わせて、平成19年度実質収支額が約2億1千500万円となっております。なお、この繰越額については、平成19年度の清算に伴う平成20年度償還金の2千310万8千円が含まれております。償還金が含まれております。またご承知のように、平成19年度財源不足分の繰り入れとして1億1千900万円及び基金取り崩しの3千万円も含まれてのことです。今回、基金の積み立てを計上しておりますが、毎年度の厚生労働省、保険局、国民健康保険課長からの「予算編成にあたっての留意事項について」により、国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、安定的かつ十分な基金を積み立てることと通知がなされているところであります。十分な基金の額とは、過去3年間の保険給付費の年間平均額の12分の3ヶ月、約25%であります。大津町の場合、試算しますと約4億円程度となります。現在、当町の国民健康保険基金の残高は約531万6千円となっておりますので、今後の大規模感染症、新型インフルエンザ等の発生など、不測の事態に備えまして積み立てをお願いするものです。

また、平成20年度からの後期高齢者医療制度等の大幅な医療制度改革により、現段階ではいろいろと国の方も動いております。今後の医療給付費等の予測が不透明な状況にありますので、基金の積み立ては必要であると判断をいたしましたところでございます。

それから、2点目でございます。後期高齢者の部分の支援金が今回増額ということでございますけれども、後期高齢者制度はご存じのように昨年からは始まりまして、全国の部分です、再計算をいたしまして、今回平成20年度の確定分ということで、国からの通知により、確定による増額でございます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回、20年度の補正予算ですけど、昨年、19年度は基金は数百万円しかなかったんですよね。要するに、基金はなくても運営はできるという証明ですよ、がなされてきたわけです、実際に。で、今のお答えの中で、厚労省からは25%積み立てると。これは以前は確か25%と通達が来ていたと。しかし地方分権改革で、こういった通達はもうしないと、改善されたと思うんですけど、その後、実は5%なんだというように言われてきたんですけども、この25%、私は5%という指導は確かにまだ来ているんじゃないかと思っているんですけども、それはいいの。それから、この25%というのは厚労省のこのどういう通知なんですかね。命令ですか。それとも指導ですか。その文書をですね、根拠をちょっと教えていただきたい。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 先ほどの厚労省の関係でございますけれども、命令ではございません。望ましいということだろうというふうに受け取っております。あとは、それぞれの自治体が判断すると。

それと5%に関しましては、恐らく5%、繰り越しがですね、5%を超えた場合はですね、積み立てなさいという指導はですね、以前あったかと思っております。

○15番（荒木俊彦君） いや、基金額が医療費の5%を目安にして、もう何年もそう聞いてきたわけです。

○福祉部長（松永高春君） 今のところ、大体3年間で平均してですね、12分の3ヶ月、それを大体計算しますと大体25%ぐらいなるんですよ。やはりなかりの額、予算規模がございますので、やはり3ヶ月分ぐらいの額がないとなかなか運営ができないと、要するに新型インフルエンザ等が発生した場合にですね、相当お金がかかるのではないかと、いろんな不測の事態を考えますとですね、4億円程度は望ましいという指導を受けてきたと、大津町の場合ですね、計算しますと。何らかのやっぱり基金は持った方がいいのではないかというふうには、特別会計ですので、安定的に運営していくためにはですね、基金を積んどった方がいいのではないかというふうには判断しております。

○15番（荒木俊彦君） その文書を後で見せてもらえますか。

○福祉部長（松永高春君） はい、わかりました。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第48号について質疑いたします。

先ほども質疑ありましたが、12ページですね、後期高齢者支援金ということで増額補正がされていると、2千371万6千円ということですが、新しくこの後期高齢者医療制度という新制度ができたために、こういった支援金の歳出を余儀なくされると。それが確定という形で増額してくるということですが、まったくもってこの国民健康保険の方からそういった支援金を出せというような迷惑な話ではないかなと思ったりするわけです。実際、最近の報道等で各企業ですね、健康保健組合がこういった支援金の拠出を余儀なくされるということで、それが保険税、保険料に跳ね返ってもう維持できない、だから解散すると。ということはですね、そういった民間のその企業の保健組合あたり

が解散あたりすると、結局しわ寄せはこういった地方自治体が特別会計として行っておる国民健康保険制度に跳ね返ってきて、こういった負担が生まれるのではないかなと思ったりするわけです。そういったときにですね、この増額、当初予算からですよ、2億6千万あたりあって、それからまた2千300万円という形で出てきてですね、この額を被保険者の方々が見たときにですね、やむなしだということだと思いますか。ふざけるなどと言われるんじゃないんでしょうかね。そうしたときですね、この額の補正に対するこの加入者に対するですね、この説明責任が発生すると思います。このときどういった説明をするつもりですか。この議会では、あくまでも数字的なものでそこまでの説明も受けておりませんので、我々が質疑を受けたときに、なかなかそういった説明で説明責任は果たせない、議員としてもですね、と思いますので、そこの納得するような説明ができるのか。その点について質疑します。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 永田議員、おっしゃるように、この後期高齢者医療制度が始まりまして、国民健康保険もそうですけれども、ほかの企業関係の政府勸奨とかですね、企業関係の健保あたりがですね、非常に厳しい状況になっているというお話は聞いております。ただ、国民健康保険の場合は、支援金として前5割だったのが4割になっておりますので、先ほど荒木議員さんの方からおっしゃったように、国保財政的にはですね、一時的ではあるかと思いますが負担は減っているということになってくると思います。ただこの計算がですね、昨年度から始まったということで、全国の部分で調査をいたしまして、国の方からの大津町の決定額というのがですね、20年度の決定額が今回来たということですね、中身についてはですね、今後私たちもちょっと勉強させていただいてですね、そういった説明を住民に理解していただけるように説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 質疑に対して、今後また勉強していきたいということではありますが、実際の額が発生するかどうかという瀬戸際なんですよ。事後説明では遅いんですね。事前説明でなければならぬというのは大前提じゃないでしょうか。支出を求めるときには、必ずきちんとした根拠があってこういった補正は求められるものではないでしょうか。そういった意味では、5割が4割に減っていると色々なことを言われましたけれども、これあくまでもその保険税、加入者の方々の、そういったものの中からでありますから、もちろんその少なくて済むならそちらの方がいいんですが、質問のその部分は、今後勉強しなければわからないというのであるならば、何度質疑を行っても一緒でしょうから、そういったですね、地方のこういった自治体からの意見をその申し述べて、国や県等にですね、そういった場で、実情はこうなんだよと、あなたたちが本当に国民の方々、そういった保険者の方々に対して、被保険者の方々に対して説明できますかというような場はあるんですか。それとも、一方的にただ言われて、わかりましたというんでしょうか。それだったら対等な立場じゃないですよ。ですから、そういった場はあるのか。そういったことの意味をその申し述べて、加入者が納得できないというようなですね。何の議論の余地もないのか。その点について、再度質疑します。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 先ほどの支援金の額でございますけれども、国の方から通知来ております。内容が非常に複雑でですね、ワークシートあたりで計算されておりましたですね、それ全部をお見せすると理解できるのかなと思いますけれども、非常に複雑な計算で、率当たりがこうポンと出されているような感じですね、大津町の1人当たりの支援金はいくらだよということでは来ているんですよ。それに掛けるいくらということで、複雑な計算でございます。それは資料でございます。なかなかそのどんな形でですね、計算されているのかについてはですね、またそういった意味でちょっと勉強していきたいというふうに考えております。

それと先ほどの、そういったいろんな問題について、その町民の声を上げる場はあるのかということでございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、熊本県の保険者になっておりました、そこではいろいろその、ちょっと忘れましてけれども、懇談会みたいなやつも組織されるようでございます。そこで公募とか、住民の代表とか、そういう各被保険者の代表あたりも入れましてですね、その熊本県の後期高齢者の中ですね、論議がされまして、そこから県や国の方に声を上げていくと。うちの町長もその1人でございますので、町長の方にもいろんな問題については担当部署としてですね、いろいろ情報提供して行ってですね、熊本県の方に声を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） こういった増額の理由あたりは国の方からも言ってきていると、非常に難しい資料といいますか、そういったやつが来ていると言われましたけれども、問題はそこからなんですよ。私が思うのは、そういったワークシート何なりが来たときに、それを取りまとめて町民の方々、この加入者の方々がわかりやすく取りまとめて説明をするのは、あなたたち仕事じゃなかったですか。それをですね、加入者一人一人の方々にこんな資料がありますよって、これを理解して下さいというのは、これは無理がありますもんね。それをわかりやすく説明するのが、このそれこそ団体自治でやっているですね、あなた方の仕事だと私は思うんですよ。そういった努力が、そのない限りはですね、いや、それこそ言いなりなんですよ。ですから、そういった説明をしようと努力しているように感じないんですね。これは単なる疑義の質問の場ですから、討論ではありませんが、そういった努力はする用意はあるのか、再度ここだけ、ちょっとポイントですから聞いておきたいと思えます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 努力していきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第50号から議案第52号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計だけですよね。平成19年度の一般会計決算認定について、決算についてお尋ねをいたします。19年度の主要な施策の成果表が出ておりますので、こちらを使ってお尋ねをしたいと思います。

それでは、最初に84ページのですね、保育所運営費です。これは歳出の方ですが、いわゆる保育料金のことについてお尋ねをいたします。平成19年度、昨年度から保育料金がかなり大幅に改定がなされ、利用者にとっては値下げをされたということで、非常に喜ばれたところではありますが、しかしそれでもなお、大津町のこの保育料が県内では決して安い方ではないということでもあります。そこです、古い資料しか見ていませんが、町やあるいは村といったところでは、とりわけ低所得世帯については、そちらの方が保育料金が安いところがざらにあるんですね。こういう労働者の賃金が上がらないどころか下がる一方だという状況の中で、片方では子どもをどんどんつくってくれと、少子化対策のためと言いながら、また県内で唯一の不交付団体でありながら、村と比べても村の方が保育料が安いというのはいかがなものかと言わざるを得ないと思うんですけど、そういう県内の自治体の実態を把握されておられるのかどうか。今言ったような大津町より保育料金が安く設定されてあるところはあると思いますけれども、そういう実態を比較検討がなされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、200ページですかね、農政課関連の補助金です。有害鳥獣駆除の補助金が支出がなされております。19年度はイノシシが20頭の目標に対して15頭駆除がなされたということですが、最近もイノシシの被害が相当出ていると聞いておりますが、この補助事業なんです、イノシシが出た、被害が出た、それから会議を開いて対策をどうしようか、なら、1週間後、2週間後にやろうかといったときは、もう既にイノシシはおいしい唐芋を食ったり、トウモロコシを食ったりということで、この補助事業が何て言うんですかね、臨機応変にされないとイノシシは待ってくれんわけですね。ましてこの農業が相当厳しい飼料燃料高ということで、かつてない大変な状況なんですけど、せっかくの補助事業がですね、もうちょっと臨機応変に対策ができるんじゃないかと、そういうことをお聞きしましたものですから、町独自の判断で、これは臨機応変にこういう事業をすることはできるのか。あるいは、そんなことはできませんということなのか、法的な問題も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、次に214ページ、土地改良事業補助金です。いわゆる農道とか水路の自分たちで農道の舗装をやったりとかいう事業費だと思いますが、これも先ほど報告がありました長野県の下條村では、これを相当広く広げてやっているそうですけど、19年度実績で1千600メートル舗装がなされたということです。しかし、うちの区長あたりに聞きましても、要望がちょっとしか認められんと。1年に50メートルとか、よくて70メートルとか、これじゃあと10年かかるとか、そういうお話があるものですから、この土地改良事業補助、要望がじゃないのかなという疑問が湧くわけですが、各地区からもっと増やしてくれとかいう要望はあるのか、ないのか。あるけど予算を付けられないのか、

その実態をお尋ねしたいと思います。

それから196ページです。太陽光発電システムの設置補助ですが、決算の結果、今後の方針では、要望がたくさんあるから増やしていくというふうになつておられますが、ご承知のように本田技研がソーラー発電の工場をつくったということで、まさによく使われる日本一のまちづくりとか、日本一の子育て支援とか盛んに言われますが、せっかく地場企業、地場企業と言っていいと思いますし、環境保全に非常にこれからも活躍してもらわなきゃいかんということで、全国一番を目指してもいいくらいではなからうかと思うんですけど、全国の実態とか、こういうソーラー発電をどんどん普及させるというのは、把握がなされているのかなということを疑問ですからお尋ねをしたいと思います。

次に、216ページ、学校教育課関係でお尋ねをします。人権教育推進事業補助金ですね、この中で過去5年間に差別事象が発生をしていると。学校教職員に対するこれは補助金ですけど、一体じゃ具体的にどういう差別事象がいつあったのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、この中で研修会への参加人数が230人に対して185人参加されたそうではありますが、では教職員の実質何人の方がこれに参加をなさったのか、これが1点。

それから、独自の行事開催ということで、15回の目標に対して5回ということではありますが、その独自の行事等の内容をお尋ねしたい。

次に、219ページです。学校人権教育研究会、いわゆる学人権に対する補助金です。この中で財源内訳を見ますと、町の補助金100%であります。しかも250万円という大変な多額の補助金がこの団体に毎年支出がなされております。驚くべき多額なお金であります。この中で人権教育は同和問題を中心にする。もはや同和の特別法はなくなっているにもかかわらず、これは堂々と同和問題を中心というふうになされております。補助の目的の中で、一般的な人権だけではなくて、部落解放を目指すとうたわれております。いわゆる特別法がなくなって、部落というのは存在しないんですよ。どこか多分想定なさっているんですけど、この部落というのはどういう意味なのか、お尋ねをしたいと思います。この中で、研修会の開催数とか書いてありますが、研修会開催数が21回の目標に対して21回ですね。ここにも教職員が参加をしているはずですが、何人の職員が延べで何人参加をしたのか。この点についてお尋ねをします。

そして教育全体のことでありますが、これらの実際は同和問題を中心とした人権教育の研修会、以前から聞いておりますが、こういった研修会に、いわば教職員が動員をされて小学校、中学校の生徒が自習をせざるを得ないと。あるいは教頭が来て授業を行うとか、こういう指摘を私も聞いておりますが、19年度においてそういった自習、あるいは代わりの教師が行ってせざるを得ないという、何クラスで何時限あったのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、全国学力テスト、昨年からはじめましたが、この全国学力テストの効果はあったと考えておられるのか。あったとしたら、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、この全国学力テストは、今、全国で愛知県の犬山市だけが独自に教育委員会の判断でやらないという方針を決定、実践をされておりますが、大津町の教育委員会では1人ぐらい反対の人がいるのか、いたのか、いなかったのか、全員賛成だったのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 荒木議員の質問にお答えします。ちょっと多かったですので、足りないところは後でお願いしたいと思います。

まず、保育料の件ですが、確かに今、議員おっしゃられましたように平成19年4月から改正をいたしております。改正につきましては、まずほかの市町村との均衡ということを考えて改正をいたしております。県内全部の市町村の保育料を調べているかということですが、全部についてはちょっと調べておりませんが、特に隣接の菊陽町との保育料というのが一番考慮しておりまして、平成19年の4月に改正いたしましたときには、菊陽町と同額の保育料にいたしております。ただ、それ以前に市町村民税の非課税世帯については大津町の方が1千円低うございましたので、現在も市町村民税の非課税世帯については低いままになっております。

それから、合志市につきましては、調べましたところ、1階層から4階層まで、1階層は生活保護世帯ですが、2階層から4階層までの世帯につきましては、それぞれ1千円大津町より低額です。

それから、5階層以上になりますと、逆に、階層ごとによって値段は違いますが、1千円から高い階層になりますと5千円大津町より高くなっております。

それから、菊池市につきましても4階層まで、合志市と同じように1千円大津町より低額になっております。

それから、5階層以上につきましては、それぞれの階層によって低くなったり高くなったりのはらつきはあっております。

それから、西原村につきましては、逆に低所得者の層が大津町より1千円から2千円高くなっております。

総体的に大体3千円から、高額になりますと4千円大津町より高い保育料です。

それから、益城町についても、低額については大津町より大体1千円から2千円ほど高くなっております。

それから、南阿蘇村については、全階層大津町より低額ということで今調べたところではなっております。

そういうことで、近隣市町村についても、それぞれ低所得者が大津町より低いところ、高いところ、それから高額所得者が低いところ、高いところ、そういうばらつきがありますので、県内全部ということでは調べておりませんが、今後そういう市町村の動向を見ながらですね、保育料については考えていかなければいけないというふうに思います。

それから、216ページになります。人権教育の推進事業補助金、学校教育推進事業補助金ですが、これは各学校にそれぞれ教職員の人数割りで補助金を流しておりますけれども、各学校でそれぞれ地区住民を巻き込んだところの人権学習、あるいは研修とか、実践活動を実施していただくということでお願いをしております。

その中で、まず過去5年間に差別事情が発生しているかということですが、これは人権推進課の方で把握しているものにつきましては、平成16年に差別文書の配付がっております。それから平成17年に中学校で中学生による差別発言というのが今2件上がっております。その他には諸々小さい差別事象が発生しているようですが、人権推進課の方で把握している分は2件ということでお聞きしております。

それから、研修会の参加人数です。平成19年185人の参加です。これは延べ人数ですので、実質の参加人数につきましては146名でございます。146名が参加をいたしております。

それから、独自の行事開催ということで5回実績を上げておりますけれども、一番大きなものは、護川小学校でやっていますふれあいフェスタがございます。それから、それぞれの学校で教職員の勉強会を行ったり、あるいは県が主催しております課題別研修会というのがございます。これは、命と暮らしとか、共生の教育、あるいは真の学力の研修会とか、いろいろそういう研修会がございますので、それぞれに合った課題ごとに県が主催しておりますので、その研修会に学校の方からどういう課題について勉強したいということで研修に行かれております。

それから、校内の教職員に応じて外部から講師を呼ばれて研修会をされたり、あるいはPTAと一緒に人権啓発とか、学校問題とかいうことで取り組まれているということで、それぞれの学校で同じような内容もございますので、8校ございますけれども5回ということでここに掲載をいたしております。

それから216ページ、次が219ページの学校人権教育研究会補助金ということで、250万円の補助をこの研究会に出しております。その中で、会費についてのお尋ねだったと思いますが、会費につきましては小中学校の教職員214名いらっしゃいますけれども、年間費1千円ということで会費を徴収されております。

それから、研修会が21回ということで、参加人数はということでしたけれども、参加の延べ人数が234名です。それから実質の人数が184名研修会の方に参加をされております。

それから、対象のところに人権教育が同和問題を中心ということですが、人権教育の中で同和問題を中心に捉えるということで、今、同和問題を柱としてあらゆる差別をなくすという学校教育の中でもそういうふうに捉えておりますので、中心という言葉を使わせていただいております。それから、同和問題を正しくまず理解をして、それから身近な学校、学級の問題、あるいは学校の問題、それから、男女差別とか障害者別、そのほかにも熊本でもハンセン病とか水俣病問題とかありますので、そういうあらゆる人権問題をですね、自らの課題として捉えるという上で、教育の中で学習実践をしていくということで、人権尊重に対する豊かな感性とか、主体的な意識を持った児童生徒の育成と、その目的のために教職員の方が資質に向上を図っていただくということで、この補助金を出しているところです。

それから、部落解放ということですが、ここの中でも部落解放と人間解放を目指すということで、2つの柱で人権教育を創造するというように書いておりますけれども、先ほど今申し上げましたように、教職員の先生方、一人一人がですね、町の人権教育の中核となっていただくということで、

人権教育を推進していただくということです。もちろん先ほど言いましたように人権教育の重要な柱として捉えておりますけれども、あらゆる差別に対する人権教育の充実ということで、教職員の人権学習の事業力の向上を目指すということでも掲げております。これによりまして人権尊重に対する豊かな感性とか、主体的な意識を持った児童生徒の育成が図られるものではないかというふうに教育委員会としても考えております。

それから、研修会の参加によって、自習のことについてのお尋ねあったと思いますけれども、荒木議員ご承知のように、中学校では教科担任制という制度をとっておりますので、研修会の日時とかいうことについてはですね、時間割を変更してそのときの教科の先生が出張なり研修なりに行かれるときには、事前に時間割の変更をしているということでございます。例えば、国語の先生が出張で行くということであれば、ほかの国語の先生がいらっしゃいますので、その先生がほかの授業がなければ入っていただくと。もし国語の先生がいなければ、例えば数学の先生と時間割を変えて数学の時間に変更するというので自習にならないというようなことで今取り組みを中学校ではされております。

それから、小学校ですけれども、小学校においては学級担任制ですので、中学校と違ましてクラスの担任の先生がいらっしゃるわけですので、研修会とか、出張とか、担任の先生が不在の場合が必ず出てきますので、そのときには教頭とか、あるいは教務主任とかいう先生がいらっしゃいます。それから、また専科の教員の先生もいらっしゃいます。例えば音楽とか理科とかいう、それぞれの専科の先生がいらっしゃいますので、そういう先生方が授業に入っていただくと。それも事前に出張とか研修わかっていますので、打ち合わせをされて入っていただくということです。あとは担任の先生が事前に準備しているプリントとか、授業の内容に対する問題集とか、いろんな資料がございますので、そこら辺をですね、子どもたちに課題として取り組んでいただく、取り組ませるということで、学習には支障のないような形で対応をしております。当然、急に出張とか研修というのは入ってこないわけですので、事前に学校内で調整をしていただく。中学校も小学校も調整をしていただいているということで、自習があっているかということですが、こういうことで見れば自習はないという捉え方をしております。

それから、学力テストについてですが、効果があつたかどうかということですが、今、荒木議員おっしゃいましたように、昨年から全国の学力テスト、小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力と、それから学力調査と同時に学習状況調査というのも一緒に実施をされております。今年も実施されましたけれども、それぞれの学校で子どもたちの学習の実態というのがですね、把握できまして、その分析を通して子ども一人一人の課題に応じた学科の解決策とかですね、学力の向上をさせるということに役立っているというふうに私どもは考えております。教育委員会の中での委員さんの意見ということでございますけれども、今申しましたように、小学校1学年、それから中学校1学年ですので、それぞれ各学校で1学年しか実施はしておりませんが、その結果を受けて全体に的にある程度把握ができますので、学校全体としてどのように子どもたちに働きかけるか、あるいは欠けているものは何なのかという分析をされて、問題解決に取り組むのであれば、そういう学力テストを実施するというのは非常にいいことだという意見だったというふうに思います。

それから、先ほども言いましたように、学力調査とは別に学習状況調査というのも一緒にこの2学年やっております。これはどういう調査かといいますと、例えば生活習慣とか、学習環境等に関する質問調査を子どもたちにさせて、質問を投げかけております。例えば勉強時間とか、読書時間、あるいはテレビの時間とかどういうふうになっているか、あるいは携帯電話についてはどういうふうになっているかという、持っているとか持っていないとかいうことも含めまして、いろんな学習状況を含めたところで調査を行っておりますので、その内容を見ながらですね、学校でもそういう勉強だけじゃなくて、そういう生活習慣とか学習週間も把握できるということで、非常に役立つのではないかという教育委員さんの意見でしたので、今年も同じようなことで学力、全学力調査、全学校で実施をいたしております。ただ、まだ結果が出ておりませんので、今年の方はですね。それを受けて、今申し上げましたようなことをまた教育委員会なり、学校なりで話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 成果の200ページになります。鳥獣害の駆除の件でございますが、収穫の秋にイノシシ等の被害が多発するということと、そのときに町の判断といいますか、法的なものを含めて臨機応変に駆除を発動できないか、できるか、できないかということでございますが、十数年前からイノシシ、それからカラス等は県の方から権限委譲を受けておりまして、町の判断で駆除隊の発動といいますか、対応はできるということでございます。おっしゃっている中におきまして、今年の場合の、ちなみに状況を申しますと、通常、4月、8月まではイノシシの足跡があつたりとかいうことは報告を受けておりましたが、緊急な部分ということでは8月等は出ておりません。ただ9月になりまして、ちょうど甘藷、トウモロコシ、あるいは粟等の収穫時期に入ります。9月中旬から駆除を計画しておりましたけれども、実際に捕獲隊の方々が被害報告があつたぞということで、それは当然早く対処しなければならないということで、緊急会議をさせていただきまして、明日から2ヶ月間、まず対処、駆除を実施することといたしております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

2点あつたと思います。

まず1点目、214ページの土地改良補助金の関係なんですけど、これにつきましては毎年地区から要望を提出してもらって実施してきておりますけれども、各地区からの要望に非常にばらつきがあります。延長40メートル程度の分から多いところは延長が1千800メートルというような農道等の舗装が要望出されてきております。要望の少ないものにつきましては、大体そのまま実施できますけど、大きいものにつきましては、各地区のバランスを取りながら町の方で今調整をさせてもらっております。平均すると各区への補助金ベースで約50万前後になっていると思います。各課、要望を増やすつもりはないかということなんですけど、これにつきましては監査委員の定期監査でもちょっと指摘があつておりまして、事業費の限度額とか、1行政区あたりの実施回数を明記した方がいいんじゃない

ないかなということも指摘もあっておりますので、今後検討したいということで、今のところ急激にこの費用を増やすところはまだ考えておりません。

それから、2点目なんですが、太陽光発電につきましては、当初の計画がですね、熊本県のソーラー戦略会議というのがあって、ソーラー産業の拠点を目指して22年度までに3%普及するという形でありましたので、町の方も同じ3%目安ということで300世帯の普及を目指して補助を始めたところなんです。18年度までに既存の設置台数が175世帯ありましたので、残り125世帯を5年間で補助したいということで、19年度10台、20年度が15台から徐々に増やして、23年度まで計画的に補助を行っていきたいということで考えているところです。

全国的な調査なんですけども、8府県と約200の地区町村が補助金を出しております。県内では、天草市が上限20万円、菊池市が上限6万円、それから今年度から高森が上限を16万円です。大津町の30万円というのは、全国的には高い方で、全国的に見ても20市町村、大津町より以上のところはないようです。最高で愛知県に1市60万円というのがあるみたいです。全国一様ということなんですけど、国の方もドイツに抜かれたということで、それドイツから王座を奪還したいということで、今後設置費用を半額にするために支援したいということで検討されておりますので、町の方もこの施策を見た上で、今後補助について検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをしますが、1つは、保育料の問題ですが、西原は確かに高いですね。しかし阿蘇市になると大津より安いんです。だから、阿蘇市でも大津町より財政力はずっと弱いわけですから、県内ですね、こういう資料は本来つくって、議会にはぜひ提示をしていただきたい。近隣だけではなくてですね、阿蘇市は隣ですよ、確か、接していますから。かなり差があることを私も見て愕然としたわけですから、せめてそういう資料をつくって議会に提示をお願いしたいということです。

それから、質問はですね、人権教育の中で、中学生が18年度に差別、中学校で差別発言があったと。具体的に一体何なんだということを把握されているのか。再度、お尋ねをしたいと思います。

それから、2つお尋ねをしたんですけど、延べで、これは4、500人の方が研修に行っているわけですね。これが平日一体何人行っているんだろうと、私は本当は聞きたかったんですけど、そこまで調べるのは、今後調べてもらうしかないわけなんですけど。年間、この2つの事業だけで、補助事業だけで500人おらんとですよ、研修に行って。教職員は、もう超多忙だと言われている中で、補助事業ですよ、しかも町の補助事業。さっき県の主催の研修会がやられていると。多分県の主催は、この町の補助金からは金が出てないと思いますよね。県の職員ですからね。何というんですかね、教育委員会は県で大変な問題が発覚しましたが、町の教育委員会は教職員の人事権があるわけではないし、給料を払っているわけでもない。非常に複雑怪奇な制度になっておりますが、町独自ですね、やっぱり自分たちの町のことはやっぱりもっと真剣に考えてもらいたいと思うんですね。県の職員なんです、教職員は。町の教育委員会は人事権があって、給料を払っているんであれば、補助金を出

してあっち研修行け、こっち行ってもっと勉強してこいと、金出すのは当然のことなんですけど、授業でもないのに補助金をぼんと250万円、ほかのところで250万円の補助金を下さいといったら大変なことですよ。5万、10万の補助金でも出してやっているというようなところがいっぱいあるわけなんですけど。この大津町が雇っている職員に対する補助金だったら、それはもういくらでも勉強のためだったら出してあげていいと思うわけなんですけど、それがしかも人権という名目を付けられて出されていると。だから、いつも言いますけど、人一倍、襟を正すべきなんですよ。こういった事業はです、熊本市内でほとんどやられてないと。異動になった人から聞いたんですけど、何でこの菊池郡市、郡は2つしかないですけど、こっちにくと、ああ、あの同和の研修があんなにいっぱいあるんだと。それでなくても忙しいのに動員させられると。熊本市内に転勤になって、本当にその分が楽になったと、子どもたちの授業、本来の仕事に回せる時間が多くなったと教師自体ももらしています。しかし、教員はなかなかそういう声を上げられない。あの教育委員会制度が教師にも物を言わせないという制度になっているんじゃないかと思えますけど。市内ではこういう事業はやってないというのは把握なさってますかね。ちょっと教育長にお尋ねをしますけど。大津町なみにこういうことをやっているんですかね。最大の人口を抱える熊本市ですよ。

それから、これが1つですね。差別発言2件。

それから、部落解放というのは、これは部落解放同盟のスローガンですよ。未だに部落解放同盟の言いなりになっているとしか言いようがないと。部落を解放なんていう言葉を未だにこうやって公文書に使うこと自体が、かつての道徳法以外のやつをずるずるずるずる引きずっている証拠ではないんですかね。この部落解放の意味。どういう意味であえてこういう文言を使っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、こういった各種の人権という名目を付けた研修会に教職員が動員をされる、事実上動員をされている。その結果、その教師が受け持っている本来の授業ができない。もちろん誰かを充てるんでしょうけど。あるいは教頭が来たら代わりにやったと、いるからやったと。これは本来の業務放棄じゃないんですか、教職員は。学校で子どもたちにきちんと教育をするのが本来の業務なのに、町が補助金をわざわざ出してやって、その人たちが研修に出掛けて、その間は子どもたちが本来受けるべき、教員から受けるべき教育の権利が行使されないわけでしょう。これ県がやるんだったら話わかりますよ、県が人事権持っているんですから、県の職員なんですから。もういい加減にこういうことはきちんと子どもを中心として、子どもの教育を前提として改めるべきではないかと思えますけど、質疑ですので、少なくとも実質自習ですよ、担任がおらん、小学校においては。こういう実態を把握、わからんのかな。わからんならわからんて答えてもらえば結構ですけど、再度お尋ねをします。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 216ページの人権教育推進事業補助金の中で、先ほど差別事象の件を私の方がお答えをしましたがけれども、その中で生徒の差別事象についてということでのお尋ねですが、（平成17年6月27日、一昨々年の6月）ですけれども、これは部活動の中でのやりとりの中での差別発言ということで上がってきております。部活をやって、試合がある前に、その選手の、出る選

手を誰になるかということで子どもたち同士で話をしたと。学校からは5人のうち4人しか出られんから1人は落ちると、1人は出られんだろうという話の中で、いろんなやりとりがありまして、練習してない、誰か一番練習してない子どもが落ちるだろうと、出られないだろうと、そういう話、いろんな話、やりとりがあったんですけども、その中である生徒が、お前が出られんと。何でねと言ったら、お前は部落出身だけん出られんということで、その部落の出身の中学生が何でそういうことを言うんだと。それは選手として出るのには関係ないと、出身がどこであろうがですね、そういうことで一つ問題になりまして、学校の方でいろんな対応をしたという状況でございます。具体的には、いろいろその後の対応とかありますけれども、差別事象としてはそういう事象が学校の中であったということでございます。

私の方からは一応それだけお答えします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

はっきりどんなふうに答えていいのかわかりにくいんですが、菊池でやっているようなことを熊本はやっていない。その菊池でやっていることと熊本、その中身の違いというのははっきりわかりにくいんですが、人権教育という捉え方をすれば、菊池でももちろんやっていますし、熊本でももちろんやっております。ただ、補助金がどうだこうだと、その辺のところになると、そこまで熊本がしているとは思えません。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 失礼しました。自習の問題がありましたけれども、中学校についてはそういう形で、ほかの先生が入ったり、科目を変えてやりますので問題はないと思います。小学校についても、先ほどお答えしましたように、事前にわかる分についてはですね、教務主任、教頭先生が必ず小学校の免許を持っていないと教頭先生、あるいは教務主任になれませんので、当然教えることができますので、そういう先生方が入っていただく。あるいは、専科の先生ということでお話ししましたし。人数を先ほど延べ人数とか、実人数をお話しましたが、例えば平日だけという人数じゃなくて、土曜・日曜が中心に研修会が行われる場合が多いものですから、それと夏休み期間中に集中的に行うという研修、人権研修を含めたところですね、ありますので、子どもたち、もちろん今議員さんおっしゃられるように、子どもたちの学力が遅れたり、そういうことは避けなければいけませんので、そこらについては、またいろんな校長会あたりでもお話を、教育委員会として話していきたいというふうには考えております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今言われたように、自習、小学校で言えば担任がほとんど教えるわけですね。担任がそういうことでおらんから教頭が代わり、これは実質自習としかいいようがないですね。だからそういう、子どもたちにとってはやっぱり担任がおった方がいいわけですから、そういう実態はやっぱり把握するべきだと思ったから聞いたわけです。

それですね、3度目ですので、私も共産党の地方議員としてあっちこっちの議員と話をするわけですが、この菊池郡市ほど未だに同和、同和と騒いでいる、ここが一番ひどいと聞いているわけです。市内に転勤をした教師からも、菊池郡市は特にひどいと。やれ集会だ、あるいは何か学習会があるから行けとか、あるいは教職員が集会場に行って、夜間の学習ですか、こういうものになり出されると。本来の業務じゃないところに人権という名を借りてかり出されている。だから、私が言っているのは、市内ではやっていないということで、教育長はご存じないということですから、調べる気はありますか。調べる気があるかどうか、ここで確認をしておきたいと思います。

それから、教育長からもう1点お尋ねしたいのは、学力テストですね、全国学力テスト。教育委員会の会議では、全員がこれに積極的に賛成をなさったのかどうか。何かそれなりの反対らしき意見はなかったのかどうか。教育委員会は合議制ですから、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 調べる気があった、ちょっと話し合ったんですけど、意思を取り、お互いに取れませんでした。

○15番（荒木俊彦君） 比較検討するということです。

○教育長（宮崎廣行君） だから菊池ほどではないというようなことをさっきお答えしたつもりなんですか。

○15番（荒木俊彦君） じゃわかるわけですか、全部。だから、全部わかるわけですか、そのいわゆる人権同和对策が、大津がやってて熊本市はやってないとか。

○教育長（宮崎廣行君） やってないとは言いませんでした。人権という形では、熊本市も大津も一生懸命取り組んでいるけれども、補助金まで、そっちの方は。

○15番（荒木俊彦君） 人権全般じゃないです。同和絡みのことですよ。

○教育長（宮崎廣行君） だけん同和教育というのは、私たちは今、同和教育も大分変わってきております、大津町でも。そして、人権教育の中で同和教育は重要な柱の1つという捉え方をしております。

○15番（荒木俊彦君） じゃ、ほかはどうでもいいということですか。

○教育長（宮崎廣行君） いえ、違いますよ。だけん大きな人権教育というのがあって、その中の1つが同和教育だと捉えて、その他にも例えば障害者問題とか、男女の問題とかを捉えております。

○15番（荒木俊彦君） 同和がメインで、ほかはじゃ付け足しですか。

○教育長（宮崎廣行君） 付け足しではございません。

○15番（荒木俊彦君） 部落のことは答えられるんですか、部落。部落解放と言っているでしょう。だから僕は同和中心だと言っているんです。部落解放という文言がちゃんと書いてあるじゃないですかと言っているんです。

○教育長（宮崎廣行君） それも、1つとしては捉えておりますので書いてあると思います。

○15番（荒木俊彦君） 違う、だけん部落というのはもうないんでしょう。部落指定はないでしょう、今は。どこか部落指定なんて言ったら、今は大変ですよ。219ページの補助の意図・目的。町の人権教育を推進する中核となり、関係団体とともに部落解放を目指す人権教育を創造のため積極的に実

践するとここに書いてあるじゃないですか。これは最初言ったでしょう、部落解放を目指す。ここに書いてあるから言いよっとですよ。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。

午後4時02分 休憩

△

午後4時15分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） それでは、私の方から部落解放のことについて、学人権教育研究会の補助金ですので、ちょっとお話をします。先ほど荒木議員おっしゃいましたように、部落解放、人間解放ということで補助の目的あたりを書いておられますけれども、内容的にはですね、部落差別と、それから人間教育という捉え方で今、この学人権の方も取り組まれておりますので、この部落差別という言葉については、今後考えていきたいというふうに思っております。そういうことで、いいですか。部落解放という文言についてはですね、今後検討させていただきます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 認定第1号について質疑いたします。

歳入の方ですね、不納欠損についてのここ3年間なり5年間なりのですね、こういった動向ですね、実際この不納欠損、ない方がそもそもいいわけですか、なかなか100%税収やいろんな手数料の収入、難しいということで、毎年出ております。この19年度の動向からすれば、前年度と比較して減ったのか、増えたのか、そういったことを踏まえて総合的に説明を再度求めたいと思います。

それと、その不納欠損の中でですね、私も本田の二輪を持ってしまして、この税務課所管のですね、軽自動車税というのを見ておりまして、実際車検を受けられないんですね、納税してないと。納税証明書がないと車検を受けることができない。ということはですね、こういった自動車税の、軽自動車税の不納欠損が表れるということは、その持ち主の方々というのが、無車検で乗っておられる可能性があるのではないかなという疑義が生まれてくるんですね。そういったところのですね、把握といいますか、できておられるのかも含めて質疑したいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） まず不納欠損についてお答えします。

平成18年度町税の個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地まで含めまして、平成19年度が1千439万7千円、それから平成18年度は2千089万1千円ということになっております。不納欠損自体は少なくっておりますが、滞納者の財産所得など等についても十分調査をしながら不納欠損等が増えないようにですね、その辺については努力をしていきたいと思っております。

軽自動車の分でいきますと、軽四輪等の農耕も全部含みますが、件数としては平成19年度は166件、執行停止及び時効消滅、5年間での時効消滅等を含めまして166件ありますが、バイクに限っ

ていきますと、確かに証明書ですかね、納税証明書がないと車検は通れないと思いますので、そのまま乗っているということは考えられないなという感じはしていますし、そこまでの正確な調査というのはできないかと思いますが、一応件数としてはそういうことになります。

以上です。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この軽自動車税についてですね、このことによってそういった、起こってはならないんですけども、悲惨なその交通事故というのはやっぱり毎年あります。そういったものにやっぱり派生する可能性ですね、きちんと車検を受けられなかった、それでも、これは町の責任かどうかということを追及しているわけではありませんが、この収納作業あたりはきちんと町がしなくてはならないものですから、そういったそのなんですか、きちんと納税していただいて車検を受けられないと大変なことになりますよというようなその注意の促しなり、何なりというのはしなくていいのかなという疑義が生まれるわけですよ。こういったことですね、もしそういった注意を促して理解していただいて、そういった事故あたりが未然に防げたなり、何なりなれば、これは表に出ることではないかもしれませんが、そういったことによって発生するいろんなその自体を予測するのもある程度は我々是可以るんじゃないかなと思いますので、そういったことは全くもう知らないということでしょうか。再度質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 納税していただかないと、その証明書は取れないということですので、私たちの方では、この不納欠損については、確かにその行方不明とか、破産とか、そういうことで連絡が取れないとかですね、そういうことで不納欠損停止、時効消滅としていきますので、それについてはなかなか連絡取れない状態の人を落としていくんですけども、通常の軽自動車税に限らず、滞納のその収納の際には、そのちゃんと車検が受けられませんか、それなりの指導とかですね、相談については乗っているところです。その辺は引き続き広報なり、個別徴収とか行きますので、その辺については指導していきたいと思います。大津町でも軽自動車台数、税額ともに、かなりですね、増えてきておりますので、その辺はさらに注意をしていきたいなというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号及び認定第3号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第2号についてお尋ねをいたします。

国民健康保険特別会計であります、この中で国保税のですね、滞納実態ですね、監査委員の意見書も見ましたが、滞納の中身については触れられておりません。何世帯の方が国保税を滞納されてい

るのかをお尋ねをしたい。19年度ですね。その中で滞納しますと短期保険証しかもらえない。あと、資格証明書と書類だけで窓口で、事実上保険証がない、取り上げ、こちらの世帯、世帯数と加入者数。最近、その滞納の推移はどうなっているかですね。これが1点。

それから、とりわけ資格証明書は紙切れもらうだけで窓口で10割を払わなくちゃいけません、この中に、そういう世帯の中に、いわば児童、中学生以下の子どもたちが含まれている世帯はあるかないか。あれば何世帯ぐらい、何人ぐらいいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えします。

滞納の実態の中でですね、短期保険証と資格証が一番関係あるということで、その辺についてはですね、19年度の年度当初におきましては短期保険証を発行した世帯数は328世帯でございます。年度末におきましては209世帯と減っております。それから、資格証でございます。資格証につきましては、年間延べで98世帯の方に19年度は発行いたしました。で、20年度に入りまして、現在まで59世帯でございます。申し訳ございませんけど、人数につきましてはですね、それぞれ世帯ごとにですね、調査するのはなかなか難しゅうございまして、今のところ数字はちょっと明らかになっておりません。

それと、最近5年間の推移はどうなっているのかということでございますけれども、大体同じような状況で横這いで推移しております。

それと、資格証世帯の中に、これは児童がいる世帯のこと、調べましたところですね、1世帯だけだったです、1世帯だけということでございます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 短期保険証は、とりあえず保険証は扱えると。これも命にかかわる問題で、短期保険証も発行していない自治体もあるみたいですが、その中でとりわけ問題なのは、今言った資格証明書を発行世帯で、その中に子どもがいると。これはちょっと実態をつかまんと大変なことになるんじゃないかなと。その子が病気になってですね、親が保険証持たんから病院にも連れていかんということが当然想定されますけど、なんか対応をされているのか、実態を把握されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 滞納関係につきましては、福祉部所管と税の方と連携を取って行っているわけでございますけれども、当然、滞納いたしますと短期保険証とかですね、資格証によりまして給付制限を受けるということになります。これはもう子どもの世帯がいる、なしにかかわらずですね、個別に納税相談とかですね、臨戸による相談をしながらですね、資格証を発行しているところにつきましてはですね、その内容によりまして短期に切り替えたりとかですね、そういったことを今現在努力しているところでございます。子どもの世帯のことにしましては、今、荒木議員さんが心配されているのと同じようなことでですね、現在、国の方でもですね、検討なされているということで話を聞いております。既に国の方も運用に対する実態調査をですね、やるということで、8月29日付の

調査票がですね、県経由で市町村に来ております。ちょうど同じ時期だったということでですね、うちの方も調査しておりますですね、うちの場合、たまたまでございますけれども1世帯だったということで、この1世帯に関しましてはですね、所得のあるところまでございまして、今まで、昨年までは全額払ったということで、今年になってちょっと滞納がございますけれども、今、納付相談を行い対応しているところでございます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第4号から認定第8号までの5件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険特別会計について、決算についてお尋ねをします。

決算の結果、介護保険料の収入未済額が739万9千円発生しているとなっております。いわゆる65歳以上の方ですね。年金から天引き、保険料が天引きされる人は、取る側からすれば取りっぱぐれがないということですが、しかしそれでもなお、いわゆる普通徴収によって739万円もの収入未済が発生しているというのは、これは一体何人分になるのか、その実態をお尋ねをしたいと思います。

それから、介護保険の制度は、ご承知のとおり保険料の滞納を続けますと、いざ自分が介護のサービスを受けたくてもサービスが受けられないという制度になっておりますが、もう介護保険が始まってから7、8年になりますかね、そういう人が発生してきているのではなかろうかと思っておりますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えします。

収入未済額の部分で何人分かということで、135名でございます。

滞納によって介護が必要なのにサービスが受けられない人はいないかということで、保険料を滞納していれば介護サービスが受けられないというものではございません。いくつかのケースにより異なりますが、9千円が発生いたします。これは法律で決められておりまして、いくつかのケースに分かりますけど、1つ例を申し上げますと、例えば事項未納分がない場合、もう2年以下の場合ですけれども、保険料の滞納が1年以上、1年6ヶ月未満の場合で説明しますと、介護サービス費用を一端利用者が全額負担し、申請により後で保険給付の9割が支払われることとなります。従来の、本来は1割負担に再度戻す場合は、その間に、その間に滞納分を全額支払うことが条件、もしくは著しく払う可能性がある場合です。ただし、これにつきましてはですね、機械的に制限を課するというのではなくて、滞納者とですね、親身になってですね、相談を行うことにより、例えば分納の協議ができればですね、制限をかけないこともあります。そのものの滞納の状況、それからこれからの支払い方法、分納などを滞納者と十分相談、協議しながらですね、そのものにとって人として生活していく上で、これ介護は必要でございます。努めてそういったことでサービスの給付ができるようにですね、柔軟

に対応していきたいと、今後もやっていきたいというふうに考えております。

で、今までそういったケースがあったかという質問でございますけど、2、3件ございました。で、その時点ですすね、分納、もしくは全額支払ってですすね、従来の1割負担になっております。今現在、非常に年金関係ですすね、厳しいところがございますですすね、非常に年金をですすね、担保に入れていると。それがご自分の部分の借金じゃなくてですすね、その子どもさんとかお孫さんの借金の担保とかですすね、そういった関係の部分が非常に多くなっております。非常にそういう部分ではですすね、苦慮しているところでございます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

日程第27 委員会付託

○議長（宇野光廣君） 日程第27、委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第43号から議案第52号まで、認定第1号から認定第8号までを、議案委員会付託表（案）、また会議規則第92条第1項の規定により、請願第5号及び陳情第4号から陳情第7号まで、お手元に配付しました請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時38分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成20年第3回大津町議会定例会会議録

平成20年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成20年9月18日(木曜日)

	1 番 鈴 木 ムツヨ	3 番 新 開 則 明	4 番 長谷部 健一郎
	5 番 月 尾 純一朗	6 番 坂 本 典 光	7 番 藤 森 昭二朗
	8 番 大田黒 英 生	9 番 石 原 大 成	10 番 手 嶋 靖 隆
出席議員	11 番 永 田 和 彦	12 番 松 永 幸 久	13 番 安 永 美智男
	14 番 藤 坂 重 美	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 津 田 桂 伸
	18 番 宇 野 光 廣		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄
	総 務 部 長 首 藤 誠 治	企 画 部 企 画 課 長 兼ねて財政係長	木 村 誠
	企 画 部 長 徳 永 保 則	総 務 部 税 務 課 長	田 中 令 児
	会 計 管 理 者 兼ねて会計課長	西 村 和 正	
	福 祉 部 長 松 永 高 春	総 務 部 総 務 課 長 総務課行政係長	藤 本 聖 二
	土 木 部 長 土木総括審議員	伊 東 貢	教 育 長 宮 崎 廣 行
	土 木 部 長 併任工業用水道課長	中 山 誠 也	教 育 部 長 大 塚 武 年
	経 済 部 長 西 本 昇 二	農 業 委 員 会 長 農事 務 局 長	服 部 次 子
	子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年		

一 般 質 問

5 番 月 尾 純一郎 君

p 81～ p 93

1. 美咲野団地内 2 交差点を問う

(1)美咲野団地は住宅の売れ行きも順調で年内にも 500 戸を達成しそうな勢い。また、
県道矢護川大津線も全線開通が待たれる。

①美咲野総合案内所前の交差点に信号機を設置してほしいとの声がある。町長の考え
を聞く。

②清正公道との交差点設置の段階に発生した桜山交差点東側空き地に桜の公園をつく
り、参勤交代往時の歴史と景観を顕彰していく考えはないか。

2. 雇用促進住宅の取扱いを問う

(1)雇用促進住宅の撤退廃止がなされると聞く。

①大津町に 2 棟ある雇用促進住宅を町で買取り、町営住宅とする考えはないか。

②現在雇用促進住宅に住む人たちを優先的に町営住宅に入れる考えはないか。

3. 緑の少年団の取り組みを問う

(1)子どもたちの健全育成と環境教育を目的とした緑の少年団。

①旧真城小だけの取り組みではなく、北小あるいは全町内の小学校を対象とした取り
組みの考えはないか。

4. 学校等建築基準を問う

(1)現在の学校は教室や廊下の高さが 3 m と決められている。国ではこれを 2 m 7 0 c
m とし、建築費を約 1 割カットするという動きがある。既にその取り組みで建設さ
れた学校もある。大津町での取り組みを聞く。

3 番 新 開 則 明 君

p 93～ p 104

1. 農地・水・環境保全対策を問う

(1)水張り水田の現状と推進取り組みを伺う。

(2)水路（井手）の整備と地域住民の奉仕作業のあり方を伺う。

(3)今後の水資源確保に対する植樹計画と管理対策を伺う。

2. 消費者行政を問う

- (1) 消費者からの苦情や相談は町ではどのように対応しているのか伺う。
- (2) 消費者行政に対し、予算計上はどうなっているのか伺う。
- (3) 今後、啓発のため講習会や展示会の計画はあるのか伺う。

3. 健康センターと散策道の整備を問う

- (1) 総合的な健康センターの確保が必要に思えるが、どのような構想があるのか伺う。
- (2) 散策道のコース整備と案内板の表示について伺う。
- (3) 散策道のコースに健康センターを組み入れ利便性と機能の向上を計るべきではないか伺う。

11番 永田和彦君

p104～p115

1. 日本アルコール産業(株)工場跡地の購入について

- (1) 約13億円の財産購入に対する理由が「将来の発展性を考え購入の必要がある」では弱すぎる。まず、町に見合う保有財産量の割り出しや既存財産処分の検討をし借金の抑制策を提示し、次ぎに町全体の利益である理由を示すべきである。こういう時こそ町長たる者は自らの政策を主張し、町民に対し解かりやすく将来を描いて見せなければならない。

2. まちづくり基本条例について

- (1) 策定作業が進められているが不要に思える。日本国憲法に「主権在民」が示され「国民の義務」にも述べられている。憲法を前向きに解釈できれば済むことであり、全体の倫理観や道徳を高めるには、やはり国家100年の計と言われる教育の充実が最重要と考える。憲法では国民ひとりひとりを尊重し精神的指針に収められている部分が多い意味を考えるべきだ。

3. 岩戸の里温泉について

- (1) 開館以来赤字体質を抜けきれず約1.7億円の一般財源を今までにつぎ込んでいる。民間でも腰が引けることを自治体が行った結果だが、売りさばけば補助金の返還が求められるし、今後の経営が好転するとも考えにくい状況だ。せめて引き締まった経営で無駄を徹底的に無くさなければならない時。経費の見直しどころか経営計画も提示できないような支配人を置くとは何事か。今後一切税金の補填を止めるとともに経営責任を町長は表明するべきである。

1. 学校の環境整備は誰が責任をもつのか

(1)小中学校の環境整備に毎年きちんと気を配るべきではないか。

2. 就学援助制度を利用しやすく

(1)町の就学援助制度は、子育て家庭に利用しやすい制度となっているか。

民生委員の調査は必要なのか。援助世帯と人数の推移はどうか。

3. 父子家庭にも公平な援助を

(1)児童扶養手当など母子家庭への援助制度は父子家庭にも行うべきではないか。

4. 集中豪雨対策

(1)集中的な豪雨が頻発している。雨が降ったときに調査をして問題箇所と改善策を計画的に示すべきではないか。

1. ワンルームマンション

(1週間とか1ヶ月とかの短期滞在型マンション)について

(1)ワンルームマンションということばを知っているか。

(2)それが大津町にもあることを知っているか。

2. ワンルームマンションが建っている地域のごみ出しの苦情について

(1)ごみ出しがデタラメで悪臭がするとの苦情がある。本来、ごみ出しは誰の責任で誰が行うのか。

3. ごみ処理は町民一人当たり1万5千円かかることについて

(1)マンションのオーナーは町外の人が多く、固定資産税は払っているが、住民税は納めていない。どう考えるか。

4. 君たちに伝える言葉の発行について

(1)太平洋戦争後、60年以上が経過した。戦前派・戦中派・戦後派が混在するのが今日である。大津町の若者も生きていく目標が定まらない人が多い。今こそ戦後の混乱期を生き抜いてこられた年配者の苦勞の体験談を“君たちに伝えることば”とい

う本にして後世に残すべきではないか。親を亡くしたこと。子どもを亡くしたこと。シベリアに抑留されたこと。子育てがたいへんだったこと。そして、その時どんな希望をもって生き抜いたのか。ただの教えより実際の体験談は人の心を動かす。

8 番 大田黒 英 生 君

p 141～ p 147

1. 原油価格の高騰による農業経営の危機

(1) 農業のみならず漁業、運送業等のすべての職種及び町民をはじめとして、日本国民すべての人々が大変なときに立たされています。漁業者の方々は一斉に休漁という行動で危機を訴えられました。大津町農家の方々におかれましてもガソリン代、肥料、畜産においても飼料代等の大幅な値上げに頭を痛められ、お先真っ暗な現状と思われます。町としても基幹産業であります農業に対して何らかの手助けが必要と思われるが、町長の考えをお聞きしたい。

2. 歴史のある地蔵祭りを消してはならない

(1) 町にも年を通して大津の市（飴市）、つつじ祭り、新しく始まった本田技研南通のさくら祭り、地蔵祭り、その年の最後を締めくくるからいもフェスティバル等の祭りがあり、町民はもちろんのこと、町外の多くの人々も楽しみに心待ちされている。祭りが春夏秋冬を通じてありますが、先の8月に催された地蔵祭りではありますが、町民の多くの方々が浴衣を着てうちわを片手に日の暮れた街中を催し物を見たり、出店に顔を出したりして、大変楽しみにされていたのではないかと思います。今年は昨年の祭りで発生した町外の若者たちの暴動のため、大津警察署よりの強い祭り自粛要請のため、長い歴史と伝統の中で催されてきた地蔵祭りが、今までとは一変した姿になって催され、私も当日参加しましたが、残念に思われる人々ばかりでした。中には「これぐらいのまつりならせん方がええばいた・・・」と言われる町民の方もおられました。今年の地蔵祭りに対する町長の考えをお聞きし、また、来年以後も、今年のような形で行うのかもお聞きしたい。

1 番 鈴木 ムツヨ 君

p 147～ p 157

1. 住民登録について

- (1) 大津町に住居を構えている人の住民登録はどうなっているか。
- (2) 区や組に加入されていない人々への対応は。
- (3) 大津町まちづくり基本条例が制定されようとしているが、この中での基本原則は区や組への未加入の人々はどう守られるのか。

(4)町独自の政策が必要では。

2. 食の安全確保対策はどうなっているか

(1)食の安全確保に対する町長の基本的な認識を問う。

(2)大津町における食料自給率向上策はあるか。

(3)小麦をはじめとする穀物の高騰が住民生活に及ぼす影響をどう認識し今後への対応は。

(4)食育基本法に基づく食育推進基本計画では2010年までに学校給食への地場産物の使用する割合を30%以上としているが対応は。

10番 手嶋靖隆君

p 158～p 164

1. 職場の意識改革について

(1)行政は住民のための施策を行う性格から競争の原理が生じない。よって職員の自主、自発的な努力を促す対策が重要と思われる。

社会の高度化、複雑化、高齢社会に対応しえる自主、自立性を発揮した行政の展開が求められていることから、職員の個々の能力を最大限に発揮しえる職場全体の意識改革の高揚を促すためにも管理職は仕事を命ずるだけでなく、職員の能力、やる気、創造力を掘り起こす配慮をすべきである。

①創意工夫による意識改革について

②提案制度の活用

③政策集団グループの育成活用

④自立、目標並びに理念の設定

町長は組織の活性化を図るため常に配慮されていることと思うが以上の点についてどう対応されるのか決意のほどを伺います。

2. 小中校生の不登校の実態を問う

(1)本町において不登校生がいると聞くが主に起因するものは校内いじめが多発しているとのこと。学校現場では現状をどの程度把握されているのか。各学校では保健室の利用が増えている事態を踏まえ、教育委員会での対応、改善をどのようにされているのか。なお、教師と委員会との連携を密にした明るい教育現場再生にどのように取り組まれているのか伺います。

1. 大気について

(1) 東部清掃工場で毎日生ごみ、ビニール類を袋ごと強制的に年間何億円もかけて燃やしている。空気を汚し、地球温暖化に協力していないか。次ぎに計画しているごみ処理場は資源循環のモデル工場を進めてはどうか。生ごみも宝が詰まっている。生ごみから燃料、メタンガスも取り入れる技術も進んでいるようである。そして最終的に堆肥や液肥として取り出して土に帰して、おいしい食べ物を育ててもらおうではありませんか。ビニール類も再生して何度でも使用しようではありませんか。

2. 地下水について

(1) 私たちが使っている水道の水は私たちが住んでいる大地の真下の地下百数十メートルの溶岩層に蓄えられた水、地上に降った雨は何十年・何百年もかかっている水であるようで、大津菊陽水道企業の80%は地下水で供給されている。地上で生活している私たち、地下に気づかずに生活をしなければ汚染水を地下におくつたら、元もない。地下水を守るためにも川の清掃、農家、町民の協力を得て、美しい水を地下に送り込むシステムを進める考えはないか。

3. 自転車道の整備を

(1) 現代は地球温暖化になり、CO2を減らすために自転車の利用が見直されてはじめています。自転車の通れる空間は車道と歩道に入り込んでいる。車道と側溝に段差があったり、歩道に草が生えたり障害物やデコボコ歩道だつたりの場所もある。自転車のハンドルを取られて事故につながってはいけません。町内の自転車道の点検整備を。同時に自転車による健康づくりの効果を町民にアピールしたらどうかと思うものである。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日は 1 番から 5 番まで、明日の 1 9 日は 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

月尾純一郎君。

○5 番 (月尾純一郎君) おはようございます。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

はじめに、今年の夏は愛知県岡崎市、千葉県我孫子市など、記録的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨により、全国で大変多くの痛ましい事故が相次いでおります。東京都豊島区の下水道内で作業員 5 名が待避する直前、予想を超える早さで濁流に巻き込まれました。栃木県鹿沼市では、冠水した市道に車が水没、1 1 9 番に助けを求めたが、ゲリラ豪雨で通信指令がパニックとなり、正常な判断ができず助けられなかったという事故もあっております。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げるとともに、1 日も早い復旧をお祈りしたいと思います。併せて、我が町における災害時の対策は本当に大丈夫なのか、早急な見直しをお願いしておきたいと思います。「それは燃え尽きて止まない偉大な心を持った人間の表情であり、その人間性に対する共感に炎となって燃えさかるものだった、そして世を救おうとする熱情は燎原の火にちがいがなかった。」これは、イギリスの作家ホール・ケインの革命小説「永遠の都」の一節であります。私は、民衆を愛し、民衆とともに、民衆のために行動する政治家でありたいと常に心に言い聞かせて議員活動を続けさせていただいております。本日は、

- 1、美咲野団地内にあります 2 つの交差点の取り組みについて。
- 2、廃止が打ち出されている雇用促進住宅の取り扱いについて。
- 3、緑の少年団の取り組みについて。
- 4、学校等建築基準について

の 4 点について、町長、教育長にお尋ねいたします。

第 1 問目、美咲野団地内にある 2 つの交差点の取り組みを問う、についてお尋ねいたします。

美咲野団地は、その出発時点からこれまでさまざまな経緯を経てまいりました。当初は 1 千 2 0 0 戸の大型団地を計画してスタートしましたが、その後の景気の低迷、周辺に比べて価格が高い等の理

由から、なかなか思うように進みませんでした。しかし、ここにきて企業の頑張りや「菊陽町光の森」の開発も相まって、売上が順調になり、もしかすると年内にも500戸を超すのではないかとされており、大津町にとっても大変重要な地域の1つとして発展を続けてきていると思います。小中学生数も300名になんなんとする大変な規模の団地であり、非常に若い元気のある地域でもあります。当初の計画だった東側半分の造成地の住宅化も叫ばれてきております。周辺には本田技研の寮や民間のアパートも次々と建築中であり、さらに拡大を続けていくことは火を見るよりも明らかであると思います。また、本年からは美咲野団地内に120名を要するという大変立派な保育園もスタートしております。園庭からは、雄大な阿蘇を一望できる素晴らしい保育園です。

この美咲野団地の中央部分を1本の県道が走っています。いわゆる県道矢護川大津線であり、本田技研前から桜山交差点をとおり、上鶴、引水を通って大津バイパスへとつなげる今後大変な利用数が予想される、大津町にとっても大事な道路であります。現在でも桜山交差点を中心に朝夕の大変な渋滞がっております。そういう中を、先ほどの数の子どもたちが学校への行き来をしております。120名の保育園の送り迎えもっております。500戸の大人たちも職場への往復もしております。新しい住宅の建築関係の車も出入りをしておりますし、もちろん日常的な車の往来もっております。そのような中で、住民の皆さんは毎日大変な不安を抱えて生活をされています。いわゆる美咲野団地の総合案内所の前の交差点は大きくカーブしていて、大変見にくくなっています。特に右からの車がわかりづらいというのは、利用される多くの皆さんの悲痛な叫びであります。ここに信号を付けてもらいたいと願っておられます。私も何度もハッとした経験があります。本当に見えづらいです。いつ事故が起きてもおかしくない、そう思います。信号を付ける気があるかないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、美咲野の一番北側、桜山交差点についてお尋ねいたします。ここは、いわゆる参勤交代があった当時、大津地区の入口が桜馬場、出口が桜山として大変桜がきれいな場所であったと伺っております。私が常々大津町はツツジと並んで桜の町として売り出していくべきであると言っているのは、このこともその理由の1つであります。それはともかく、道路の改良により、三吉原北出口線と矢護川大津線、そして清正公道の3路線が重なり合うという理由で、町は断腸の思いで清正公道の分断という工法を決断しました。いろいろ論議はありましたが、時の流れ、町の発展の経緯からやむなしという結論ではなかったと思います。しかし、ここで終わってしまったのではしょうがない。何も残らない。加藤清正を、あるいはこの清正公道を愛して止まない多くの町民、県民の皆様に申し訳が立たないのではないかと思います。かく言う私も、この清正公道が大好きな人間の1人であり、清正公がお国入りするときに二重峠を越えて、この大津町一帯をどうしたら豊かな住みやすい土地にできるのかと考えながら歩いた歴史的な道であります。毎年多くの愛好家や子どもたちが清正やその時代の心を感じながら歩いておられます。その偉大な先人たちの恩恵を受けている私たちの使命と責任で、長くこの桜山一帯を顕彰していかなくてはならないと私は思っております。

そこで提案をいたします。桜山交差点設置時に発生した交差点東側の空き地に桜の公園をつくり、加藤清正並びに桜山の顕彰の碑、あるいはその歴史を紹介する案内板などを設置してはどうかと思

ます。設置する考えはないか、町長にお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。

月尾議員の一般質問につきましてお答えをしたいと思います。

美咲野の交差点の件でございますけれども、交通安全施設の信号機等につきましては、公安委員会というか、そちらの方で予算を付けていただいております。そういう意味におきまして、町の情報あるいは問題点、課題点につきましては、警察の署長をはじめ幹部の皆さんと情報交換をしながら状況をしっかりと説明をしておるような状況でございます。そのような状況の中に、いくつか町の中におきましても交差点の必要箇所がございますけれども、これにつきましても、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。おっしゃるように、この道路、南北線でございますけれども、本当に住宅地、あるいは矢護川、平川からの57号への道路という大きな生活道路及び産業道路として大きな役割を示しておるところでもあります。そういう意味におきましては、緩やかなカーブ等につきましては、おっしゃるように美咲野の団地の皆さんの危険な状況であるのは確かでございます。そういう意味におきまして、今後十分な状況判断の中での警察にお願いをしていかなくちやならないというふうに思っております。

また、桜山の公園の関係でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、桜山と言われるほどあの地域は昔から山桜のきれいな場所であったというふうに言われておりますし、その関係で都市計画道路関係等については、素晴らしい桜並木が歩道を備えてできてきております。そういう道路の中で、議員指摘の東側の関係につきましては、その辺の道路状況関連について検討しますと、やっぱり北側の旧道路につきましては、個人の住宅の入口、あるいは南側の方につきましてはJRのガス供給地や民間の土地がございますので、その間につきましては、若干整備はされておりますけど、若干手入れの方がいまいちでございますけれども、おっしゃるように桜の木を植えるというような形になると、交差点の状況なり、あるいは旧、高尾野に行く道路関係の見通しの関係とか、いろんなものを検討しますと、公園というような形になると新たな土地を買ってピシッとやらなくちやならないような状況でございますけれども、現在のところ、桜の木を数本植えるぐらいしかできないんじゃないかなというふうに思っております。その辺の状況、関連等についても、担当部長の方からご説明をさせていただきますと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 月尾議員の美咲野団地の信号機の件について答弁したいと思います。

信号機設置の熊本県の状況の中では、各警察署へかなりの要望がありますが、県の財政状況もかなり厳しく、押しボタン式信号機も含めて県で年間に20機から25機程度が設定されておりました、大津警察署管内、大津、菊陽町、西原村、合志市、4市町村で年間4ヶ所、4市町村で4ヶ所という程度の設置になっています。

このような中で、地域の道路整備や要望なども含めて、最近の大津町の信号機の設置状況ですけれ

ども、まず平成18年に桜山交差点、先ほどの美咲野の上の方ですが、交差点、それからミルクロードの交差点に2ヶ所、平成19年には国道57号線の天津東区吹田交差点、それから室の同じく57号線、永田歯科前交差点に、それからもう1つ楽善の天津北中学校前の交差点に信号機が設置されるなど、大変厳しい中でも天津町には多くの信号機が設置されている状況です。

今回ご質問の三吉原北出口線の桜山交差点付近は、平成18年8月に一部開通し、18年の12月にミルクロード交差点まで全面開通しました。最近、美咲野も住宅戸数が増加、近くにアパート、それから緑ヶ丘保育園も開園されるなど、人口増や交通量、また通勤や観光などにも多く利用されて多くなっています。

ちなみに、美咲野の世帯状況ですけれども、平成18年4月に建築の方が350戸、それからその後、平成19年の4月には400戸、現在、平成20年9月現在で450戸建築をされておりまして、今後も建築が続くようで大変急激な増加がみられるようです。現在、天津町でも各地域から信号機の要望や町で検討しています箇所が7ヶ所あります。7ヶ所といたしますのは、本田技研周辺で3ヶ所、本田技研の南門交差点、それから杉水天津線本田交差点、本田南通から杉水交差点のところに出るところです。それから、本田技研から325号線との交差点。それと三吉原北出口線で1ヶ所、これは楽善のスポーツ店前の信号機になります。それから、瀬田龍田線の方で3ヶ所、森の白川保育園の先、それから中陣内の東交差点、それから天津東小学校北交差点と、計で7ヶ所の信号機の設置について検討、要望等をしているところです。

設置条件の内容では、交差点の交通量の調査、それから交差点改良状況、隣接信号機との距離、事故件数など総合的に整理、検討が必要となるようです。また、信号機の設置費も、場所にもよりますが、1機当たり約1千万円程度必要になります。これに伴いまして、町の方で費用を一部負担してでも設置できないかとの相談等もいろいろしておりますが、設置に関しては警察の方の管理とか統制とかありますし、ただ設置したにしましても、警察のその後の負担など年間の維持管理費も含めるとなかなか簡単ではないようです。

それから、県道矢護川天津線、町で言います都市計画道路西鶴中井迫線ですが、現在、藤本タイヤから生涯学習センター横の国道57号線までが22年3月の開通予定です。今後、この路線につきましましては、先ほど申しましたけれども、美咲野の増加、保育園の活性化、あと通勤・観光等の方々のご利用も多くなるし、通過交通等も増加すると思われまます。今後の道路事情の変化等もありますので、先ほど町長の方からお話がありましたように、町の方では関係各課で警察と十分協議をしながら、天津警察署の方へも要望をお願いしていきたいと考えております。

○議 長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 今日の現状といたしますか、本田技研南側道路、あるいは清正公道公園など、天津町の桜並木は年々有名になっております。今後良好な桜の木の状態が長く続き、桜の季節にはたくさんの方に楽しんでいただけないかと思ひます。

議員のご質問の桜山交差点の東側空き地の公園化についてですが、元の道路の舗装部分は北側民家の進入路となっており、また南側一帯は、西側の一部がJR所有で、ガス供給施設予定地になってお

ります。東側が民有地となっておりますので、植栽できる場所は交差点東側の約15メートルの台形上の土地といたしますか、になっております。面積から考えて、植栽できる桜の木は、町長の答弁のとおり数本程度だと思われまます。また、交差点付近の通行車両は非常に多くなっておりますので、安全面や管理面から考えても、公園化は難しい状況であると思われまます。

以上です。

○議 長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） まず、信号機ですけれども、県の順番、町の順番があるというようなお話ではなかったかなと思われまます、町の方も十分その周辺の状況というのはつかんでいるというようなお話もありましたのでですね、この辺は本当に順番がどうなのかということをごすね、もう一度検討していただきたいと。子どもたちがですね、300名近くも小中学生がいます。その子どもたちが行ったり来たりしているというような流れをつかんだときにですね、これをそのまま放置して町が本当に子育て支援の町と言えりのか、子どもたちを大事にする町、子どもが宝と町長もおっしゃいます、そういう町と言えりのかという点をですね、しっかりと考えていただきたいと思われまます。町の中でも7ヶ所言われまましたけれども、これだけの数がですね、車が走る、また子どもたちが出入りする、高齢者の方が歩かれるというような中で、本当にその次の、その次でいいのかと考えを持っていただきたいと思われまます。

それから、公園の話ですけれども、私は、例えば子どもたちがそこに行ってボール投げをしたり、遊んだりという、そういう公園を言っているのではなくてですね、あくまでも桜並びに加藤清正等をですね、顕彰していく公園ということで、そこを通ったときに、ちょっと車を一台止めて、そのいわれを知りたいというような、その程度ですね、公園でいいと思われまます。また、民有地もあるということごすけれども、そこはほとんど、言葉はちょっと、表現は悪いかもしれまますが、「死に体」ですよ、車が前後左右通っているわけですので、できればそこを町が買い上げて、そういう桜の花でも、ほかの花でもですね、飾れるような、植えられるような、そういう小さな公園で結構ですのでつくってはどうかなと思われまます。

重なるかもしれまませんが、もう一度その2点についてお考えを。子どもを大事にする町と言えりのかどうかという点について、答弁をいただきたいと思われまます。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 信号機につきましては、今、担当部長の方からお話しまましたように、大変厳しい状況であるというようなことごすけれども、やはり警察とも十分ご相談しながらご理解をしていかなくちやならないと。子育て支援というのは、結局、役場職員とか、そういう施設だけでなくして、やはりボランティア精神に基づいてやっいていただくと。そういう意味におきまして、美咲野についても子ども会をはじめ関係者の皆さんが登校の折りに指導をされておるようごすけれども、問題は議員ご心配のように、下校の折りが西側から上がってくる中では、横断する状況が非常に危険な状況であるというのは十分ご理解をしております。そういう意味におきまして、安全第一というような形で十分今後警察ともお話をしながら、早急にできるように要望をしていきたいと思います。

ふうに思っております。

桜山の公園でございますけれども、おっしゃるとおりにあの一部も民間の熊本市の地権者でございますけれども、用地交渉の折り、それなりにご協力をいただいております。あれを買うということになると、地主の了解も必要になってまいりますし、そういう意味におきまして、それを買って公園というような形で桜を植えるかというような形になるといかなもんかと思っておりますけれども、おっしゃるように都市計画道路の西からずっと走ってきておりますけれども、残念ながら美咲野の区間についてはケヤキを植えておるといような状況で、ちょっとバランスが取れてないというようなところは反省をしておるところでもあります。そういう意味におきまして、できる範囲内で桜の植栽をやりたいというふうに考えておりますので、今つくってあるボックス関係についても、桜の木は東の方にボックスが3つぐらいありますけれども、これも植わってない。あるいは西側のシンボリックなボックスもありますけれども、ここにも植えてないもんですから、その辺のところについて、桜の木と、議員おっしゃるように観光マップみたいなものを設置するように検討をさせていただきたいと思いません。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 2問目に移ります。

独立行政法人雇用能力開発機構の政策として、雇用促進住宅を譲渡、もしくは廃止するという問題が起きております。自治体や民間企業が買わなければどんどん解体して更地にして売り出していく、最近はそのちの方が主流化してきております。大津町にも翔陽高校の東側に2棟あります。80戸に対して64世帯の皆さんが住んでおられます。生まれたばかりの赤ちゃんを抱えた家庭もあれば、小学生や中学生の大事な成長期の家庭もあります。高齢者の一人暮らしの方もおられます。今、一方的な強制退去を言い渡され途方に暮れているというのが現実ではないかと思えます。全国でも、特に低所得者や高齢者など、転居先の確保が難しい方も多く、大きな不安と混乱が生じているといえます。これは、雇用促進住宅側の問題であって、大津町の責任じゃないと言われればそれまでですが、現在、既に大津町の住人として住んでおられる、生活をしておられるという状況の中で、大津町として何ができるか、何かできないかという考えに立って取り組みをお願いしたいと思います。私がお話をお聞きしている範囲の中では、この住宅を町営住宅として町が買い取っていただきたい。そして、自分たちはこの住宅にそのまま住み続けたいというのが多くの方の意見であったと感じております。校区の問題や環境の変化など、子どもたちの抱えるリスクが大きいと訴える方もおられますし、今年2月に入居したばかり、そのときには退去の話など一切聞いていなかったのが驚いていますとの声も聞いております。この住宅を追い出されたら行き先がありませんという高齢の方もいらっしゃいます。

そこで町長にお尋ねいたします。雇用促進住宅を町で買い取り町営住宅とする考えがありませんか。そして、現在、そこに住まれている皆さんに住み続けていただく考えはありませんか。さらに、他の町営住宅でもいいと考える人には優先的に入居させる考えはありませんか。そして、何よりも一方的に退去を迫られている皆さんの声を聞く、そういう場をつくり、様々な情報提供を行いながら入居者の不安を解消する相談の窓口として、あるいはそういう機会を積極的につくっていく考えはないでしょ

うか。

以上、お尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 雇用促進住宅でございますけれども、議員おっしゃるように大津町に80戸の中に、おっしゃるように64所帯の方が生活されております。所得関係、いろんな形でそれぞれの方々が住んでおられますけれども、この住宅につきましては平成20年度末までに町からの譲渡希望の申し出がない場合には民間への一般競争入札を行い、民間への売却が不調の場合には廃止する旨の通知が届いております。雇用促進住宅は、住宅の確保を図ることで職業の安定が得られると、公共職業安定所長が認める方が利用できる住宅で、所得要件などの入居基準が現在町で持っている公営住宅との入居基準が異なっておるのも確かでございます。そういうのも検討しなくちゃなりませんし、どうするかと、我々は今、大津町の町営住宅、860戸の町営住宅を管理しております中で、立石住宅を3ヶ年で大規模改修をやっけていかななくちゃならない状況にもございます。そしてまた、ほかに曙団地の改修関係も出てまいっております。曙団地の外壁あるいは中の給水、あるいは電気設備関連等の問題が、この曙団地15棟の412戸の大きな団地でございますけれども、そのように20年も経過しておる関係で、それなりの改修をしていかななくちゃならないというような現状を控えておるといような状況でございます。もしその住宅を新たに移転住宅をつくるよりも雇用促進住宅をお願いして、そこに移転をしていただいて町営住宅の曙団地の2棟ぐらを一気に計画的に進めていくといようなやり方であれば、その住宅を買っておくのも得策であると。買う条件もいろいろと安く言われているようでございます。しかし問題は議員言われますようにそこに住んでおられる64所帯の方々をどう取り扱うかと。町営住宅との所得基準の問題とか、あるいは今後の管理の状況をどうするかといのを検討しなくちゃならないし、大きな課題が残されております。そういうものをクリアすることができるかといようなことを検討させていただいておりますけれども、大津町としても購入するといような形になれば、今言ふような入居者全員に退去してもらった後でないとい購入できないといようなことでご相談に乗りましようかなといような話はしております。しかしおっしゃるように、その入居者の問題でございますけれども、今、大津町につきましては民間アパートがどんどんできておりますし、あるいは古いアパート関係については空き家がどんどんできておるといのは確かでございます。そのような中で、議員おっしゃるように担当課を外向きながら、あるいはアンケート調査なり何なりの条項をです、やっぱりしっかり把握をしなくては、我々としては今の状況は、町の立場と、それから入居者の状況をうまく把握しながら前向きに検討するののも一つの大きな課題ではないかなと思っております。そういう意味におきまして、今後につきましては、入居者の問題、課題、そういうものについて十分検討を今後していくために、町の情報なり説明を区長さんやそこにおられる方々ともセッティングを取るような方向で今後検討していきたいなといふふうに思っております。そういう思いをしておりますけれども、内容についてもう少し詳しく担当部長の方から説明をさせていただきます。

○議 長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 月尾議員の質問にお答えいたします。

雇用促進住宅につきましては、まず入居基準がありまして、単身もしくは家族を伴って入居される方。それから、申請者の年収が一定額以上、年収の1/2分の1が家賃と共益費の3倍以上の方。それから、確実な連帯保証のある方という形になっています。そのため、雇用促進住宅の家賃については、2DKの方が2万5千400円から3万5千600円、それから3DKですね、今のは3DK、それから2DKの方が2万400円から2万8千600円という形で、今の現在、私たちの方から抱えております町営住宅とはですね、所得の計算の仕方が全く違うようになっています。そのため、これをそのまま買い取るという形になりますと、今の町営住宅と全然所得要件等が全然違う形になりますので混乱が生じるんじゃないかなというところで考えております。

それから、町営住宅に雇用促進住宅の方を入れると、優先的に入れるのはどうかということにつきましては、一応国土交通省の住宅総合整備課長の方からはですね、雇用促進住宅の廃止に伴う退去者については、住宅に困窮する低所得者で、特に困窮度の高いものについては優先的に取り扱っていただきたいという通知が来ておりますので、当然検討をする必要がありますけれども、今、町営住宅に応募状況が非常に厳しくて、申し込みがあってもですね、2倍以上いつもありますし、審査会等も行っておりますけれども、非常に困窮度が付けがたい方が多くてですね、優先入居の判断が非常に難しくなっております。そういう状況で、一般の私たち、今、抱えております町営住宅においても優先入居が非常に厳しい状況で、もうほとんど抽選という形になっておりますので、雇用促進住宅の方を特に優先入居させるというのは、今の状況から考えると大変厳しいということで考えております。

○議 長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） まず、町長の答弁の中で、買う考えもあるということでしたので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

それから、今の部長の説明の中でありましたが、全国的にこの入居基準等についてのいろんな緩和策等がなされているということ把握しておられるかどうか。

それから、近隣の市町村の中で雇用促進住宅を購入して、そのままその住民に住んでいただいているというような状況があるように聞いておりますが、その状況はどうか。

それから、この問題で得をするのか誰か、泣くのは誰かという3点について、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えします。

雇用促進住宅については、熊本県内にたしか4市町村に建設されていると聞いております。その中で、まだ買収するといいますか、購入すると決めてあるところはないということで聞いております。1町村は、もう買わないということで断ったという話も聞いております。

あと入居者、損する、一番困る方は、当然、今、雇用促進住宅の方が退去を強制しているということであればですね、困る人は当然出てくると思いますので、その方々についてはですね、町の方も期間を設けて入居者の募集をしておりますのでですね、その申し込んでいただいて、確実に入居できる

かという確約はできませんけれども、大体年に2回から3回程度やっておりますので、そのあたりで申し込んでいただければですね、条件に合う方については大体それぐらいの期間であれば、今、申し込んで、町営住宅を申し込んでおられる方については入居ができていないんじゃないかなと思いますので、優先入居はちょっと厳しい部分がありますけれども、申し込みをしていただけるならばということで考えております。

○議 長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5 番（月尾純一郎君） 入居基準についての答弁がありませんでしたので、また後で答えていただきたいと思いますけど。

得をするのは、当然、例えば町や民間が買わなかった場合に、更地にしてそれを安く買う土地購入者でありますし、例えば思いがけずに取り壊すとなったときに解体を請け負った人たち。それから、雇用促進住宅の廃止を白紙に戻せとただ騒ぐだけの人たち、そういう人たちが得をするわけですね。泣くのは、何も知らずに入居している弱い住民です。大津町の町民です。またその子どもたちであります。こういう点をしっかり考えて、例えば本当にお話を聞くと、今の入居基準では町営の住宅には入れないと、入れなくなってしまうというような方もおられます。こういう人たちを救う手立てはないのか。大津町が好きで大津町に来て住んでおられるわけです。また、ずっと大津町に住みたいと願っておられます。こういう人たちを、ただ基準に合いませんから出て行って下さいと、突き跳ねるのであればですね、血も涙もないと言われても仕方がないのではないかなど。衣食住という問題の中で、この住というのは人間として生きていくためには最低の、必要最低の条件です。そういう部分をしっかり確保できてこそ、安心した生活ができると思います。そういうところで、本当に全国的にそういう町民の声を聞いて、住民の声を聞いて、入居基準を緩和して、どうぞ住み続けて下さいと言っているところはたくさんあります。そういうのを本当に把握されていないのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 全国的にどうかというのは、ちょっと私も把握しておりません。しかし、おっしゃるようなその趣旨、入居者の問題でございますけれども、担当の方から言えば、ああいう説明しかなできないと思いますけれども、結局、先ほど申しましたように入居者の状況把握をしっかり取りながら、我々としても、もし買うという期限もありますので、買うことができれば、その入居期限をですね、2年なり3年なりの中で移っていただくというような条件とか、いろんなものを出しながら、そういう方向でうまくそれが了解していただけるかと。そういう中で、所得の低い人は、先ほど担当部長が言いましたように町営住宅をその間申し込んでいただくと。そうでない人は民間の住宅の方にその期間中、回っていただくかと、いろいろ入居者の考え、思いもあるかと思っておりますけれども、町としては、そういう期限内にうまく出ていってもらうと。目的は、その人たちを追い出すというわけじゃございませんけれども、曙団地の中に住んでおられる412戸の皆さんの将来をリフォームしてするためには、そういうものも必要であるというような形の中でご理解を得るような情報を、やっぱりそういう情報を町の立場なり、入居者の立場を理解しながらですね、うまくそれができていければ、そ

の辺の条件整備ができれば検討を進めていかななくてはならないんじゃないかなという思いをしておりますので、こういう面につきましても、また政策会議関係等でしっかりと検討をしながら前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 64世帯の中には様々な方がおられますので、早急にそういう方たちの意見を聞ける場所をですね、設けていただきたいと思います。

3問目に移ります。緑の少年団の取り組みについてお尋ねいたします。今、子どもたちにとって大切なことは、自然や緑とのふれあいを通じて、一人一人の心身を鍛え育てるということであると言われております。緑の少年団は、大自然の中で緑を愛し、守り、育てる活動を通じて、人や社会を愛する心を育てようとしています。時代を担う子どもたちが森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした子どもたちの自主的な団体です。緑の少年団は昭和35年、国土緑化推進委員会がグリーンスカウトの名称で提唱し、40年代に入って各県で結成されております。49年には、岩手県で開催された第25回全国植樹祭に色とりどりの団旗を掲げて入場し、参加者の好感を呼び、その後急速に各地に結成されていったとのことでもあります。全国で3千900団、33万人、熊本県では102団、4千92人となっています。形も学校型や地域型、市町村型とあります。活動内容は、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動に大別され、他団体との交流も活発に行われています。大津町では、旧真城小の子どもたちを対象とした緑の少年団があり、矢護山の山開きやしいたけのこま打ち、様々な企業連携の広葉樹の植樹等にも参加しているようです。道路河川の清掃活動、地域の花いっぱい運動や植樹等の活動を通して、緑を大切にすることへの意義について学習しながら、自然環境の大切さを学ぶ、また全県的な活動にも参加し、自然を大切に子どもを育成するとしています。緑の少年団には、少年団員の保護者をはじめ地域や学校などの賛同者によって育成会が構成され、物心両面で育成と活動を支援しています。また、教員や森林インストラクター、公務員、農林業者、会社員、主婦など、多彩なメンバーが指導員として活動の指導や助言を行っています。また、社団法人国土緑化推進機構には、緑の少年団が自主的に活動計画を立て、活発に活動するにあたり、不幸にして事故があったときのために保障制度として緑の少年団安全会というのが設けられています。

さて、大津町は町内の大半が年中緑に覆われ、森林や竹林が広がっています。また、桜やツツジやその他の木々や草花も一年中何かが咲き誇っています。緑の少年団の活動の環境は整っています。というより、これほど恵まれたところはほかにはありません。県内各地から、とりわけ熊本都市ゾーンから水の宝庫だ、緑の宝庫だと賞賛され続けてきた大津町です。しかし現実には、旧真城小区だけ、わずか10名程度の団員しかいません。寂しい限りであり、残念でなりません。植えた木とともに、守り育てた木とともに、子どもたちが成長していく、緑を守り、自然を守り、社会を守ろうと教え育んできた子どもたちの心が30年後、50年後、そして100年後にどのように育っていくのか、私はじっと見守りたいと思っております。そのために今ある緑の少年団を旧真城小校区の10名に終わらせるのではなく、北小にも、その他の大津町全体の小学校に広げるべきであると思っておりますがいかが

でしょうか。やり方にいろいろあるし、活動の内容、方法についてもいろいろあると思います。大津町独自のスタイルでもいいと思います。町長、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

私からは、町内の各学校の環境教育の取り組みということについてお答えいたします。現在、各学校では、それぞれの地域性や特徴を考え、環境教育全体計画、環境教育年間指導計画というものを策定しまして、1年間を通して環境学習をしております。代表的な取り組みといたしましては、大津南小学校がありますが、平成10年度、平成11年度の県の環境教育研究指定を受けました。そして、11年にその成果を発表いたしました。その取り組みは高く評価されて、肥後の水資源愛護賞、コカ・コーラ環境教育賞、環境美化教育優良校などなどの受賞をしました。南小は、その後も町の環境教育研究推進の指定を受けながら環境教育に力を入れ、肥後の水資源愛護賞の特別賞を受賞しております。校区を流れる白川を中心とした総合的な学習を施行し、低学年で親しむ、感じることを中心に、中学年では見つめる、気付くことを中心に、そして高学年では追及する、実践するということをテーマに研究をしております。そして、自分たちの学校、地域の環境、さらに地球環境をよくしたいと、大切にしたいという心が確実に育ってきているそうです。また、大津小学校においては、森林と川についての学習として、大津町の涵養林や校区を流れる上井手の話を聞いたり、実際に現地に行って調べ学習をしたりして森林や水の大切さを学習し、環境を守ることの大切さを学んでいます。ほかの学校でも、川の水質検査などを通して環境学習、栽培活動等の体験活動を通して環境学習など、総合的な学習の時間を中心として、自らの課題として捉え、体験及び追及活動を通じた課題解決学習を目指し、環境学習に取り組んでいるところです。教育委員会も日本環境教育フォーラムと実施学校が一緒になり、環境体験学習会「風の子塾」として阿蘇西原ウインドファームでの学習を計画しております。大自然が生み出すエネルギーと草原再生、森づくり、人と自然、社会のつながりについて総合的に学習してもらおうと計画いたしました。本年度で3回目の実施になります。今までの体験で、子どもたちは、今まで気付かなかったことを体験したり、感じ取ったりし、改めて環境の大切さを学んできました。さらに、学校環境ISO宣言をし、各学校で身近なエコ活動を通して環境問題に取り組んでおります。昨年度は、大津小学校が熊本県教育委員会から平成19年学校環境ISOコンクール、この優秀賞を受賞しました。全児童が分別、回収に協力し、リサイクルに協力し、節水、節電、再生紙の利用、そういうことに努力した結果だと言えます。

このように学校では、各学校の実態に合わせて環境学習全体計画に則った計画に従って環境教育を実施しているところです。21世紀は環境の世紀、今後このように各学校での環境学習の取り組みを交流し合えるような場を検討し、町全体で生活に密着した環境問題を自ら大切に守っていこうという態度を育てるようにしていきたいと考えているところです。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 緑の少年団でございますけれども、真木地区でずっとやっていただいております。本当に地区の皆さんで立ち上げてやっておられる団体という、学校とは別な団体でやっていた

だいておりますけれども、今、教育長の方でも言われたように、学校での環境、あるいは地域における環境ボランティアというか、そういう活動をやっただけの少年団というものをつくっていくというのは素晴らしいものであるというふうに思っております。阿蘇での植樹祭におきましても、各地区の少年団に皇太子様から温かい激励の言葉をいただいて、子どもたちが本当に喜んでいる姿を見ると、やはりそういういろんな形の中で少年団に環境、あるいはそういう夢を与えるのも我々の役割じゃないかなと思いますので、大津町におきましては、北部の矢護山を利用した陽の原キャンプ場をはじめとする自然環境、あるいは環境の森もごございますし、また南の方には21世紀をはじめ、岩戸神社をはじめとするそれぞれの環境に恵まれたものもある。また、中部地区については、上井手をはじめとするそれぞれの歴史的なものもごございますので、そういうものをしっかりと子どもさんと大人とが一緒になったボランティア活動の中で全町的にそういうものができあがってくるようになれば、本当にいいものだと思っております。そういう意味におきまして、それぞれの田んぼの学校をはじめとする植樹関係の森林ボランティアの関係も大津町におられますので、そういうところから裾野を広めていきたいというふうに考えておりますので、今後とも議員もいろんな形で活躍されておられますので、ご支援をまたお願いしながら、多くの子どもたちが環境に理解あるボランティア精神を養っていきけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 4問目に移ります。

学校建築基準についてお尋ねいたします。私は本年8月、文教厚生常任委員会の視察研修で新潟県新発田市の新梶川小学校に行っていました。新潟県は、県全体が人口減という状況の中、この梶川村一帯も人口減、少子化の流れはどうしようもなく、結果的に子どもたちのためにという判断で統合して生まれた新築の学校です。詳細は委員長報告にあったとおりです。私はこの中で、案内してくれた校長先生が天井の高さに気付きませんかと言って説明してくれた教室や廊下の高さについて質問いたします。現在、大津町にある小中学校の教室の高さは、すべて3メートルです。これを1割カットして2.7メートルにすれば大幅な建築費の削減ができます。平成17年の建築基準法の改定で天井の高さは2.1メートル以上でなければならない。3メートル以下でなければならないとしたものを後段の3メートル以下という部分を削除しています。大津町は、今後学校の分離新築、統合新築、移転新築等の小学校の新築が考えられます。建築基準法の文面どおりに読めば、2.1メートルでも、2.7メートルでも、3メートルでもいいということになります。新梶川小での研修では、2.7メートルでも一切違和感を感じませんでした。今後の大津町の学校建築において2.7メートル採用する考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 時間がありませんので、簡単にお答えいたしますが、今おっしゃいましたように基準法が変わったのは察知しております。この基準内につくった学校が大津南小学校の増築した教室です。ただ、これは50平方メートル以下ということで、3メートル以上の高さを保たなくてもよかったわけで、2メートル80でつくりました。しかし南小学校のその部屋に行っても、何ら違和

を感じません。そういうことで、これから先の大津町の、例えば大津小の分離校等の問題につきましても、この結果を踏まえながら担当課あたりとも十分検討して建築の方に取り組んでいきたいと思っております。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 建築費だけを考えれば、今言ったような状況。あるいは、将来のものを管理問題を考えるとそれがいいということで、教育については何に差し支えないというような状況でございますけれども、時と場合によって各家庭においても吹き抜けとか、そういうところがあってもいいというようなものを考えると、例えば音楽教室か、それなりにあったところはそれでいいのかなという疑問も生じておりますので、学校建築については、それぞれの教室の特徴を生かしながら検討していくというのが子どもの教育には一番大切じゃないかなと思っておりますので、今後十分検討をしながら学校建設はやっていかなくちやならないというふうに思っております。

○5 番（月尾純一郎君） 終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新開則明君。

○3 番（新開則明君） こんにちは。

3番議員の新開則明が一般質問を行います。その前に、台風の方が大変こう心配ですけれども、台風13号もそのまま行かずに急に曲がってくるようになりまして、なかなか遅い速度で九州を目がけております。農作物や一般の被害が非常に懸念される中、心配な点もありますけれども、最小限度の被害で過ごしていくならば幸いだと思っております。

それでは、一般質問を行います。本日は、次の3点についてお伺いします。

1点目、農地・水・環境保全の対策を問う。

2点目、消費者行政を問う。

3点目、健康センターと散策道の整備を問う、を質問します。

まず、1点目の農地・水・環境保全対策を問うでございますが、平成19年度より、国の経営所得安定対策大綱において、品目横断等経営安定対策事業と農地・水・環境保全向上対策事業が策定されておりますが、大津町で25地区、菊陽町で21地区が活動して、そのうち大菊土地改良区管内でも両町において34の地域で活動が行われているようです。農地を守り、水を育み、環境を大切に保持していくことは、自然との共生の中で大切であると思っております。日本地下水学会の資料によりますと、世界的にも有名となっている阿蘇山は、九州の中心付近に位置し、この西側の地域は広大な平野が広がり、熊本市をはじめ約95万人の住民すべての生活用水が地下水によって賄われていることは、大きな自然の恵みであると思っております。自治体や関係機関の調査研究によりますと、熊本地域の東部にあ

たる白川中流域を中心に、本場の水利地質基盤の構造が位置した巨大な地下水の貯留域が形成されているということであります。さらに、熊本地域には阿蘇火砕流堆積物をはじめ、段丘堆積物など雨水が地下へ浸透しやすい地層が広く分布しているようであります。水田の減水深の調査によりますと、1日に100ミリメートルを超える地域もあり、農地が地下水涵養に大きな貢献をしていることと思われまます。水田耕作には灌漑用水が欠かせませんが、白川中流域では、江戸時代初期ころに新しく水田が開発され、現在も灌漑水は白川に設けた堰から取り入れられ、農業用水路によって下流の水田に配水されておりますが、水収支に関する調査では、熊本地域の年間地下水涵養量は約7億立方メートルであり、そのうち水田からの涵養が46%を占めていると推定され、特に地下水プールの位置する白川中流域の水田では、水田減水深が大きいこともあり、涵養量は全体の20%にあたり、1.5億立方メートルと考えられております。しかし近年、市街化の進行で農地の減少や減反などにより、地下水の涵養面積は減少しつつあり、地下水の低下や湧水量の減少が危ぶまれております。地下水に依存している熊本市は、平成16年1月、白川中流域の大津町、菊陽町と地下水保全協定を結び、水田の水張りに助成金を支払うという事業を確立しました。つまり、熊本市が両町の農家に一定期間農地に水を張ってもらい、これに対し助成金を支払うということですが、水田に水を張り、地下水浸透量を増やすという積極的な方策であり、全国的にも初めての試みであるようです。これまでの水利用の無駄をなくし、地下水を創り出すという施策に転換したことは、熊本地域が地下水保全に対し前進した考え方があったからと思ひます。また地下水を利用している企業でも、この取り組みに賛同して、自社農地を借り上げ稲をつくる、そこで地下水の涵養に努力されている企業もできてきたと聞いております。農業を営みながら水を育む水田の多面的機能の活用という地域の特性を活かした熊本方式の地下水保全対策の効果が期待されていると日本地下水学会の評価が示されております。また、水田灌水が土壌病虫害の駆除や連作障害防止の効果があることにより、農業経営に役立っている大きな特典があります。水田灌水、すなわち水張り水田に対して助成金の対象となるのは、1、白川中流域の6つの堰、畑井手堰、上井手堰、下井手堰、迫玉岡井手堰、津久礼堰、馬場楠堰の6ヶ所であり、ここから取り入れられる白川の河川水によって灌漑がされている水田であること。2、大津町、菊陽町に所在すること。3、営農の一環であること。4、5月から10月までの間に実施されること。5、概ね1ヶ月、25日以上から3ヶ月までの灌水であること。6、通常の食用稲の栽培は助成の対象外となることなどがあり、助成金の対象となる灌水の方法として、代位付け前の灌水、2、ニンジン作付け前後の灌水、3、飼料作物作付け前後の灌水、4、その他、野菜作付け前後において実施される灌水で、推進協議会が営農として有効と認め推薦する灌水となっており、助成金としては1ヶ月最低25日以上灌水で10アール当たり1万1千円、2ヶ月最低55日以上灌水で1万6千500円、3ヶ月、最低85日以上灌水で2万2千円となっており、考え次第では肥料代、農薬代は0円になって、一つも要らなく、土壌病虫害の駆除や連作障害防止の効果があり、麦、大豆、ニンジン、野菜の収益は合算できるので、普通稲作栽培より収益性があることと思ひます。

以上のような条件でありまますが、大津町において水張りの水田の現状と推進の取り組みについてお伺ひしたいと思ひます。

また、水路の整備につきましては、上井手の場合、上流に向かって右側は整備がある程度できているようですが、左岸の護岸につきましては、崩壊の危険性があるところが見受けられます。今後の計画としてどのような取り組みがあるのか。上井手からの支流の井手の整備は調査ができていますでしょうか。地域住民の奉仕作業の件ですが、農家の住民だけでなく、区や組による作業が計画されているところもあるかと思いますが、土曜、日曜、祭日における水止めによる作業が可能であるのか。切り取った草や木の枝、一般廃棄物の処理法はどのように指導されているのか、お伺いしたいと思います。

水資源の確保には植樹が大切だと考えられますが、今までに何箇所かの植樹が行われ、白川水系、黒川水系、矢護川水系でも、もみじ、山さくら、ケヤキ、ブナ、ヤマボウシ、ナラ、クヌギなど、広葉樹林が生長してきていることと思います。この中にも企業が率先して栽培している、植栽しているところもあるようですが、植栽後の管理が樹木の生長を大きく左右するものと思われる。今後の水資源確保に対する植樹計画と管理対策をお伺いしたいと思います。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の農地・水・環境保全事業に伴う水張りの水田の推進状況でございますけれども、これについては平成15年におきまして、ソニーさんの方から申し入れがありましてですね、上町、上陣内と下町地区の農家の皆様のご協力によりまして水張りが始まりまして、それから始まった水張り、もちろん減反政策の一環も、営農関係の一環としても取り入れるというような形で皆様の協力によりまして、現在については緑ネット協議会というものの中で大きく土地改良区の中で事業推進をさせていただいております。これにつきましては、もう果実連や、あるいは化血研、もちろん熊本市の方からもご協力をいただいております。金額的には今、議員おっしゃるとおりの関係でございますけれども、やっぱり心配されるのは、18年度における降水量の心配で、白川の水が少ない場合の水張りの問題、田植え時期の問題で、田植えができない状況じゃ困るなというような問題で、田植えをすることが第一目標ということであります。もちろん、白川漁協における魚の酸欠問題もあります関係で、いろんな形で、その水張りの予算をどうするかというような使い方についても協議会の方で検討されながら水張りの推進を行っておるというような状況でございます。そういう中で、ソニーさん関係も全国での表彰を受けられたり、あるいは夏祭りとか、あるいは地域の祭り関係等での交流をしっかりとやられておるようでございます。それにおきまして、今後についての水張りの問題についても、農家の皆様のご協力なくてはやっていけないというような問題でもあります。議員おっしゃるように、熊本都市圏における100万住民の皆様、あるいは企業関係の工業用水関連等についても、この素晴らしい自然の恵みによって恵まれた生活を、あるいは企業の進出に役立っておるというのは確かでございます。そういう意味におきまして、今後につきましても、水張り関連等についても水質保全をしっかりとやりながら考えていかななくてはならない、そういう問題でございますので、土地改良の緑ネットの協議会の中で十分推進を図っていききたいというふうに考えております。

上井手関係等の井手の関係でございますけれども、これにつきましても議員おっしゃるように、農

地・水・環境保全の事業が推進されておりまして、それなりの事業関係について、各地域の中でそれぞれ取り組んでいただいております。こういう中でも法人化組織というような形についても進めていかなくちやならない大きな課題もございますけれども、今、そういう協議会の連合会の中、あるいは県の連合会、そういう中において、今後について、今、検討をされておるといようなことでございます。もちろんこの目的はおっしゃるように農地・水関連というか、環境というか、やはり農家の皆さん、あるいは高齢化とかいろいろな形で減少しておる中で、道路や水路、管渠の管理が行き届かないから、地域みんなでの役割を理解しながらやっていこうということで国が交付金制度を設けて19年度から始まっておるわけでございます。そういう中で、それぞれの地域で農地関係の道路・水路だけでなく地域の農村部の生活環境、周辺環境整備の事業にもやっていただくといようなことで大変そういう事業が今なされておりまして、各地域についてもその辺の利活用がなされておるといことでございます。そういう意味におきましての地域住民の皆さんの地域に対する環境の取り組みというのは一段と増して来ておるんじゃないかなと、意識は変わってきとるんじゃないかなといふふうに思っております。これについても今後の課題でございますので、現況をしっかりと見定めながら次の対策をしっかりやっていかなくちやならないといふふうに思っております。

それから植樹関係でございますけれども、植樹関連につきましては、環境の森、あるいは21世紀の森をはじめ広葉樹の森、こういう関係につきましても熊本市が環境の森については50ヘクタールをはじめとする各企業もそれぞれ植樹をやりながら管理、下刈り関係等についても十分管理をしていただいております。そういう状況の中で、現在におきましては、もう近くには、近くにはといふとそういう場所が今無くなってきておりますので、大津町の50ヘクタールや西原、あるいは南阿蘇、そういう俵山のとっぺんといふか、上の方の地域を今、3町村で検討しながらそういう植樹をしていただける企業関連等との契約関係を今進めていくといようなことで推進を図っておるといような状況でもあります。

詳しいことについては、また担当の部長の方からそれぞれの状況を報告させていただきます。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 新開議員の推進の取り組みを問うといことでございますが、家入町長の方で詳しく述べられたところでございます。現状を申し上げます。昨年からは農地・水・環境保全向上対策が始まっておるところでございます。それは、既に25の組織活動が立ち上がって、様々な活動の実施に頑張っているところでございます。

そのような状況の中で、農家の皆さんにも農地における地下水涵養の活動を実施していただいております。先ほどから出ておりますように、ご存じのとおり、白川中流地域の農地は、熊本地域地下水環境循環にとって涵養地として非常に重要な位置を占めている地域でございます。熊本市は、熊本地域地下水保全方策への提言といことで、地下水涵養増強の方策の試案を出しております。

まず、4項目ございますが、1番が白川中流地域の各種の湛水、今、大津、菊陽が実施していることもその1つでございます。それから涵養地の設置。それともう1つ、山林関係の涵養でございます。と日ごろの、4番目が通常の生活におけるところの節水といことを大々的に提示されているところ

でございます。この方策のうち、今申しました各種湛水が大津、菊陽の転作田において平成16年度から実施されています。これに先だち、これも町長が述べられました15年度からセミコンダクターの方の会社が自社の消費する地下水を会社が水田を買っております湛水の利用で地下水涵養を官庁中立事業ということでスタートさせているところでございます。また16年度の熊本県果実連、農業協同組合、果実連も事業に参加されており、さらには財団法人化血研でございますが、平成17年度から参加されています。大津町では、JA関係の取り組みの中で白川中流土地改良の協議会を設立をしているところでございますが、この協議会の趣旨的なものは、白川から取水する白川中流地域水田の水を利用し、水田営農を推進し、農地の多面的機能である地下水涵養への協力、これは新開議員がおっしゃったとおりでございます。また、これに基づきますところの構成員でございますが、県や熊本市を含め、それぞれの関係の機関から設立されており、地下水涵養対策事業を円滑に推進するために協議調整を行っているところでございます。今までの大津、菊陽の実績を16年から述べてみますと、大津町においては当初の16年は参加者が238人で、実施面積は16年度は125.5、17、18、横這いでございますが、19年度におきましては約2.5倍、360町の実績を見ているところでございます。今年度におきましても、まだその期間でございますので、恐らくそれぐらいの数字が出てくるのではないかなと思っております。

今後の課題と申しますか、取り組みをどうするかということでございますが、地下水涵養の方策の中身において、農産品の販路拡大がよく議題に上がっております。それは大きな方策の中で今から持っていく議題の大きなことだろうと思っております。

それから、今までの取り組みでございますけれども、熊本市学校給食会がJA菊池からニンジン50トン購入と。それから、JA中央支所からイオンへ冬ニンジンを年間5トン出荷をしております。さらには、度々話が出ておりますけれども、熊本県庁の地下食堂に米を年間5トン出荷されています。これは、通常エコ米というところで、減農薬、肥料関係の有機肥料の事業でございますけれども、上陣内4地域ですね、上陣内、中陣内、鍛冶、下陣内がこのエコ米の中で出荷をしているところでございます。

既存の湛水事業の充実の方策を考える中で、もっと農産品を熊本市都市圏、あるいは九州内、関西方面とできるだけ付加価値を付けて販路拡大ができるような方策にさらに取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、2番目の水路、井手関係の整備、地域住民の方の奉仕作業のことでございますが、まず農地、用廃水路、農道などの資源が本来の機能を発揮するために、日ごろの維持保全活動が大変重要なものでございます。その活動は、昔ながら地域住民にとって行われてきたところでございます。趣旨内容につきましては話が進んでおりますけれども、事業の捉え方として、昨年からは農地・水・環境保全対策が始まっております。この事業は、農地などの水路の法面、草刈りや水路、泥上げなどの基礎部分、あるいは用廃水路の目地関係や表面劣化などの漏水などのコーティングなどにできるだけ水が漏れないような方法もこの事業の中で取り組んでいるところでございます。

それから、一番重要な部分といたしましては、地域ぐるみの取り組みの中で、農村環境の保全とい

う意識が徐々に浸透してきており、その中におきますところの巡回点検、あるいは清掃や施設への植栽などの活動が計画的に実施されているということでございます。

また水路の整備におきましても、これまでの地域住民の方々の意見をお伺いしながら、いくつかの事業を実施してきております。その中でも上井手については、防災事業として左岸側、通常水路の南側と思ってもらった方がいいのかと思いますけれども、中心に護岸の整備を行ってきたところです。しかし、議員のおっしゃるとおり右岸側に、北側でございますが、民地等が多く、土水路といった未整備区間があるのは確かでございます。ここ数年の大雨で決壊や崩壊が発生した危険な状態にあるところもあります。そこで、20年度から新たな県営新農業水利システム保全整備事業が採択され、始まっております。今年度におきましては、測量関係の調査委託等で予算計上されておりますし、また20年度以降におきましては、25年の5ヶ年事業という感じで事業で採択されており、その事業の中から取り組みができてくるものと思っております。

施工箇所でございますけれども、まだまだ中心部の未整備区間の地域、あるいは東側の吹田方面関係等もございます。十分調査設計関係をさせていただいて、事業の方、ハード事業の方に取り組みればいいのかと思うところでございます。

3番目の今後の水資源確保に対する植樹計画、あるいは管理計画ということでございますが、まず大津町におきましては、環境の森、あるいは広葉樹の森ということで、水資源の確保、地下水涵養、それから二酸化炭素の削減など、防災対策のための、今、20の企業、団体が植林を行っていただき、数字的に言いますと環境の森におきましては68.8ヘクタール、広葉樹の森におきましては15.4ヘクタール、瀬田裏等計の85.4ヘクタールの植林が実施されております。管理でございますけれども、平成3年間から15年間に契約等を結び、毎年下草刈りや間伐を企業や団体の従業員の方々が行っており、作業等を行っておられるところでございます。特に熊本市におきましては50ヘクタール、約20万本の植林や管理計画を長期にわたる町との協定を結び、地下水保全に力を入れられております。町有林486ヘクタールにつきましても、植樹や間伐を行い、森林の保全に努めているところでございます。

では今後の植樹計画ということでございますが、広葉樹の森付近に熊本市が平成21年度から5ヶ年計画で俵山の町所有の原野に50ヘクタールの植林を行う計画でございます。併せて西原村に30ヘクタール、南阿蘇村に20ヘクタール、合計100ヘクタールの広大な面積に植林する計画になっております。現在、町と協働を締結している企業団体も残地があるところは年次計画で植栽されるということを確認しております。これに町所有の原野については、ほぼ全域にわたって植林されることとなりますが、契約期間中は樹木が大きくなるまで通常4、5年といいますか、下刈り等の管理も行っていただけるということになっております。

私有林につきましても、県の新混交林事業という事業があるわけですが、その事業の活用により40%程度の強度の間伐を行い、針葉樹の間に広葉樹を植林して水源涵養を図る事業を推進していきます。

また、県や牧野組合と分収林契約を結んでいる山林で、数年後に契約期間が満了するところにおき

ましては、伐採後は広葉樹を植林する方向で検討されているところでございます。

水源涵養や二酸化炭素削減につきましても、全国的に関心が高まっているところでございます。県でも先月、8月30日に熊本のおいしい水を守ることを目的とし、植林や森林、原野の保全に取り組んでいる団体、グループが会員となり、熊本水と緑の森林・森県民会が設立されました。今後、県の水と緑の森づくり税事業などが出ているようですが、現状としては以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 1点だけお伺いします。

熊本市が支払った金額ですけれども、おおよそでいいですから、そのところを2、3年ですね、明示して下さい。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 熊本市が支払った金額でございますが、平成16年度は238ヘクタールの中におきまして約4千万円、事務費が約400万円ということでございます。17、18も横這いでございますが、大体年間4千万円は支払いをしていただいているということでございます。ただおっしゃるようにこの面積が1万1千円、1万6千500円と、詳細見ないとわかりませんが、金額的なものはそういうことになっております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 2問目に移ります。

2問目の消費者行政を問うを質問します。世の中の消費生活が豊かになり、商品が何でもいつでも買い入れができて、何不自由なく生活できていく感覚ができてきているのは、日本経済の発展とともに販売法が研究され、消費者に如何にして納得して買い入れてもらうかが様々な業者側の販売合戦と感じている日々であります。豊かになる反面、被害に遭うケースも年々と増加し、不安感も増大していることも確かであります。熊日新聞の8月17日付に、国は消費者行政の一元化と強化に向け、来年度にも消費者行政庁を創設する方針が示されており、県内の自治体も早急な対応が進められると記載されております。様々な悪質商法の例を見ても、点検商法では、床下換気、除湿の点検、配水管の点検・清掃、屋根・外壁・風呂の点検等で必要のない工事を行ったり、催眠商法では無料のプレゼントにつられて買い物をしたり、契約するまで帰してもらえなかったことがあり、空き店舗法での健康講座商法では、健康食品や健康器具などの薬事法違反や消費者契約違反に触れるやり方等があり、送りつけ商法では、一方的な送りつけや代金引換、福祉団体やNPOを名乗る巧妙なやり方などもあります。また、電子メール、封書、電報等で身に覚えのない架空請求、督促があり、うっかり借入や支払いを行うことが新聞やテレビのニュースでも頻りに伝えられております。また、支払いの方法として、今や私たちの生活に欠かせないようになってきつつあるクレジットによる支払いが確立しておりますが、クレジットは英語で「信用」を意味しておりますが、消費者の信用を元に信販会社が商品などの購入代金を販売会社に立て替え支払いを行い、消費者は商品などを先に受け取ることが可能になり、その代金を後で信販会社に支払うことができる仕組みですが、本人が署名を行うだけで利用できるもので、自分なりの限度額を決め、日ごろより計画的な利用を目指し、トラブルがないようにした

いものです。大津町においては、消費者からの苦情や相談はどのように対応されているか、お伺いしたいと思います。熊本消費者協会の調べによりますと、このほど全国消費者団体連絡協議会や内閣府県消費生活センターの統計を見ますと、県内の48市町村の中で消費者生活に関する相談や啓発に充てられた消費者行政予算を組んでいたのは13市町で、熊本市が1千740万円、宇土260万円、天草140万円、八代・阿蘇が130万円となっていて、消費者相談窓口には相談員を配置しているのは6市で、常設は熊本市と阿蘇市で、八代、天草が週3回、宇土、宇城市が週2回ということがあります。大津町におきましても、住宅地の拡大とともに人口も徐々に増加してきていますが、ああいう地域からの大津町への住みよい環境を期待して移り住まれる方が多いと思いますが、その反面、消費者の様々な問題も出てきているのではないのでしょうか。国を挙げての消費者行政が問われる中、大津町として消費者行政に対し予算の計上はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、消費者とともに業者間の契約においてどうしても生じてしまう知識、交渉力の差などを考慮し、消費者に契約を一定期間冷静に考え直す時間を与えるクーリングオフ制度がありますが、消費者は契約の締結から一定期間であれば無条件でその契約を解除できますが、ただし店舗に出向いて買った品物や広告を見て自ら申し込んだ商品などは、消費者にその商品の品質や値段などを十分に換算できる契約であった場合は適用されないようであります。クーリングオフ制度では、訪問販売は契約書面受領後8日、電話勧誘販売8日、月賦販売・クレジット販売は、クーリングオフ制度を告知後8日後、連鎖販売取引、マルチ商法は、契約書面もしくは商品受領後20日、内職モニター商法は契約書面受領後20日などがあるようですが、県内でも消費者の権利や自立支援に関する啓発のための講習会や展示会などが開催されている市町村の話もあるようです。大津町においても、消費者が被害に遭うことがないように、啓発や講演会、展示会の計画があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 新開議員の消費者行政を問うについてお答えしたいと思います。

消費者行政については、国が平成21年度から国民本位の行政として、地方と政府が連携し、消費者の声が届くネットワークをつくり、いわゆる仮称消費者庁の創設を目指しています。これは、消費者行政を一元化し、安心・安全な社会を目指すものです。熊本県でも消費者行政に関する初の指針となる消費者基本計画に着手をしたところです。町の現状について、今後の消費者行政関係は、今、話題といたしますか、議題となっています食品の偽装問題なども大きく取り上げられていますし、多重債務や振り込め詐欺、そして生活に関する多くの社会問題として重要な課題であると認識をしております。今後、国や県の方向性も見えてきますし、それに合わせた市町村の取り組みも見えてくると思います。その内容などを見極めながら、私たちの方では予算とか、相談窓口の拡充なども考えながら進めていきたいというふうに思っております。状況につきましては、熊本県全体で消費者行政に関する業務はほとんどが総務課か住民課が主な担当課として取り組んでおります。予算関係では、先ほど新聞の方でも議員の方からもご紹介ありましたように48市町村中13市町が予算計上をされておりますが、そのほかの市町村は予算計上がなされていないのが現状です。大津町も消費者行政関係は総務課で対応していますが、相談業務のようなソフト的な面が多い状況ですので、特に平成20年度の予

算計上はいたしておりません。相談業務を担う消費者行政担当者を集めた研修会を県が実施され、消費者トラブル基礎講座や相談対応の多重債務マニュアルなどの作成で、その上配付などもなされております。町ではそれらを参考にして、総務課の方で相談業務等を行っております。また、総務課の方の業務ではありませんけれども、消費者行政関係以外で住民課の予算の方に町が主催します顧問弁護士さん等にきていただいて法律相談を月2回実施するために、92万4千円の委託料を計上いたしております。決算書の成果の方の40ページの方にですね、載せておりますけれども、19年度は法律相談が12回、月1回ですね。合同相談を1回、相談件数が107件、合同相談件数で7件というふうに19年度は行っております。その中で、様々な相談が実施されておりますが、その相談の中にも消費者トラブル、消費者行政関係の相談もあるようです。弁護士さんの相談内容につきましては、多い順からいきますと相続関係、それから離婚関係、その次に消費者関係で借金や多重債務、また商品等の相談等もあるようです。弁護士さんの方でも対応いただいているところです。

次に、今後の啓発のための講習会、講習会等の計画についてですが、現在、町では町広報紙の中で安全・安心大津町コーナーを活用して、防犯、消費生活、交通安全等の取り組みなどを掲載してPRをいたしております。また、県や消費生活相談センターを中心に講習会研修会、また相談窓口の充実、様々な情報展開が進むものと考えております。熊本県も消費者の安全、消費生活の安定確保、消費者の視点に立った施策の推進を目標に、契約トラブルの未然防止、違法契約の排除、適正表示の推進、多重債務対策など、重点的に活動支援策を盛り込んでいく基本計画の策定が予定をされております。これも新聞に載ってたかと思えます。また、熊本県消費者被害防止地域連絡会などに大津町の関係の方々、行政もそうですけれども、老人クラブ、民生委員さん、女性の会になどにも参加をお願いして、県と町、それから団体の皆さんとも連携しながら事業の推進をしているところです。多重債務研修や役場職員の関係各課の研修等で昨年度も18人、それから研修等でも多数の方々にご参加をいただいて研修を行っているところです。取り組みといたしましては、熊本県消費被害防止地域連絡会、こちらの方に町内の各団体の方々にも参加いただいて、国・県の消費者行政の動きとか、消費犯罪の事例とかの研修も受けさせていただいています。また、9月から12月まで全国的に多重債務相談強化キャンペーンというのが行われておりまして、熊本県におきましても11月10日から15日まで、県内各地で行われますので、大津町からも担当者等も研修に参加をしながら、資料等もいただきながら相談していきたいと思えます。そういう中身、研修等も含めながら、町、行政としましては内容の充実を図りながらそれぞれの方々のご相談にも乗っていききたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） いろいろな被害に遭わないように努力していかれた方がいいんじゃないかならうかと思っております。どうかひとつ、町民にご指導をお願いしておきたいと思えます。

3問目に行きます。3問目の健康センターと散策道の整備を問うてございますが、健康センターの取り組みや内容につきましては、私たち文教厚生常任委員会でも昨年と今年に研修させていただき、関心があるところでありまして、大津町においては地域包括支援センターの開所などができ、現在総合的な相談等が行われて、範囲も広いものと思っております。町民の健康保持増進や福祉サービスを

総合的に提供していくには幾つかの考え方もありますが、総合センター方式になりますと、1施設において用務を行い、総合相談では健康、障害、リハビリ、子育ての相談の助言等があり、基本検診、生活習慣病予防、介護予防、筋肉トレーニング、リハビリ、デイサービス、子育て支援、予防接種などを一括して保健福祉の取り組みができ、施設内では講演会、予防教室、栄養相談、各種体験教室が開催され、各担当部署との連携もスムーズに取れて効率化が図られることと思います。参考のために今年研修させていただきました新潟県柏崎市において、太極拳や歯の健康に対する歯の手入れ検診代による定期的な歯石取りなどは特徴があった施設でありました。高齢化社会になる中で、様々な事業への取り組みがあることと思いますが、いずれにしましても用地の問題、経費の問題があるかと思いますが、総合的な健康センターの確保が必要に思いますが、どのような構想があるのか、お伺いしたいと思います。

散策道の整備につきましては、街中では昭和園から田んぼ橋までの上井手沿いのコースが考えられますが、大願寺や光尊寺の石橋をはじめ、御高札、人馬所跡、水月寺、吐の取水口まで、歴史を伺えるところもあり、ツツジの時期は昭和園をはじめ日吉神社、大松山公園とツツジの名所が来町者には紹介できるコースであります。また、室の軽便鉄道跡から室簀戸口跡、室下道参勤交代道、バイパス景観道、道の駅、スポーツの森のコースも考えられます。参勤交代をたどるコースとして、塘町筋から上大津を通り清正公道までには、手永会所跡、御蔵跡、上大津簀戸口跡、五里木跡、清正公道となり、季節によってツツジと桜の紹介ができそうであります。北部地区におきましては、無田原遺跡、矢護川自然公園まで、円満寺や矢護川公園、初生神社の湧水地、キャンプ場などがあり、南部地区の西の地区には江藤屋敷、不知火光衛門、むく天神があり、南部地区東の地域には、岩戸の蓮をはじめ岩戸溪谷発電所、上井手頭首工、かぶと岩などがありますが、ほかにも散策コースを考えてつくれば、いくつかのコースができそうであります。これらの方向や位置、距離や開設板の総合的な表示板と単独コースとしての表示板があれば、町外の人にも紹介できるのではないかと思います。今年の夏休み期間に矢護山自然公園のキャンプ場の位置と使用法について、付近の探訪も尋ねられたこともありました。また、岩戸の里付近の紹介と案内が9月上旬、ラジオで放送されておりましたが、発電所は上井手頭首工の案内もあっていたようです。総合的な散策案内は、JR駅や道の駅などに表示して、諸表示板の案内ができれば、あまり金のかからない案内所をつくり、A4のコピー用紙に表に散策コース名と位置、方向、距離を明記した地図をつくり、裏に通過点になるみどころの開設を示し配付できる体制ができればよいと思います。散策道の作り方や考え方も歴史向き、スポーツ向き、名所旧跡向きといくつもコースを考えられますが、本来、散策して回ることで体が体力の増進管理にはよいことと思います。

いずれのコースの中にか健康センターを組み入れれば、ふれあいの場をはじめ基礎的な測定や筋肉リハビリをはじめ、体力の増進につながるのではないのでしょうか。大津町は地理的な発展と人口の増加も予想されており、散策道のコースに健康センターを組み入れ、利便性と機能の向上を図るべきではないか、お伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 健康センターをつくりながら、散策道との連携を取る、そういうようなコースはいかがかということでございますけれども、もう議員おっしゃるとおり、健康センターの中で人々を癒すような場所になるというような健康センターであってもいいんじゃないかなと思います。現在のところ、北部、あるいは北部の学習センターの方で文化財マップをつくっておりますし、また南部の方でも、議員おっしゃるように江藤屋敷をはじめ白川沿いの歴史的な文化財もたくさんございます。また中部については、今おっしゃるように上井手を伴ったところのツツジロード、あるいはこの地域の中心、あるいは駅前開発関連等に伴うまちづくりにおける散策道路をどうやるかというのも一番大事なことであるというふうに思っております。そういう意味におきまして、今、まちづくり協議会等におきましても、町中央部、あるいは駅周辺、そういうところでのまちづくりの基本的なものを検討していただいております。そういう中で、我々としての思いというか、上井手をどう生かし、あるいはこの街中をどう散策道路、あるいは健康福祉関連を中心として据え置いていくかというような思いもございまして、また我々が考える中において、途中でいろんな条件等が変わってきておりますので、十分その辺を考慮しながら検討を重ねていかなくちやならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、健康センターの役割、そういうものも内容も十分検討をしながら、今後のまちづくりに生かしていきたいというふうに考えておりますし、そのためには、まずはまちづくり協議会の答申をいただきながら十分検討しながら議会の方にも説明をやっていくというような形に住民の皆さんともどんなまちづくり、どういう内容のものをというような検討も十分させていただきたいというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3 番（新開則明君） 健康センターにつきましてははですね、文教厚生委員会でも本当、研修させていただきまして、いろいろといいところを学びたいと思っております。

最後に福祉部長にお尋ねしたいんですが、健康センターの将来の建設につきまして、健康センターがどういう役割で、やはり総合的なものがあるのかどうか、効果があるのかをお伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。

非常に難しい問題ですが、健康づくりの基本は、町民一人一人が真に健康の大切さを認識して、自らの健康は自ら守ることが一番重要だと思っております。そういう中で、国の方でも本年度から制度改革によって特定健康診査、それからそれに基づきまして動機づけ支援とか、積極的な支援という方々を抽出して始まったと。大きく2つに分かれると思うんですけど、個人的な指導をやっていく部分と、それからグループ、元気な方もいらっしゃいますし、それぞれ個人に合ったそういう健康づくりに対する個人としての意識付けが重要だと思います。そういうようなことをやっていくためには、やっぱり視点となる健康センターというのはですね、今後ですね、住民の意見を聞きながら考えていかなければいけないというふうに考えております。

さらに、地域に根ざした健康づくりが一番重要だということで、そういった地域づくりの活動、それから各団体、グループ等による健康やそれから福祉、環境等を視点としたですね、これは農業も含

まれると思いますけど、例えば荒れた農地を借りて農作物をつくるとか、そういった活動もですね、非常に健康づくりにつながっていきますので、そういった部分についてもソフト面でサポートしていくことが重要と考えております。

いろんな面で、そういった健康センターでどのようなことをやっていった方がいいのか、十分ですね、部内でも検討し政策会議の方にも図っていきたいというふうに考えております。

○3番（新開則明君） 終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

午後0時09分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして、今回は3点質問を町長及び教育長にしたいと思っております。

まずはじめの質問であります、日本アルコール産業株式会社工場跡地の購入について質問したいと思います。今、日本も世界も非常に景気が低迷して経済低迷で大変なときであります。皆さんも、町長もご存じのとおり、リーマンブラザーズの破綻、そしてAIGの、いわゆる破綻ですね、あれも。それをアメリカ合衆国が傘下に置いて80%の株式を持ち、支払いするという形で、非常に社会経済は混沌としているのが現状ではないでしょうか。その中におきまして、我が大津町、いわゆる株式会社ではありませんが、大津町を株式会社と見てみますれば非常に景気がいいと。株主はもちろん町民であります。このアルコール工場の跡地を約13億円をかけて購入したいというふうに町長は言われております。先の全員協議会で説明があったとおりでございますが。この13億円という支出、この多額の公費を使って用地を購入するということにつきまして、それについては購入する大義名分、そして町民に対して説明責任というのを負わなければならないと思います。私は、たまたま所用がありまして全員協議会を欠席しました。しかしその中の書類はいただいております。その中の説明、購入の目的、利用の用途あたりを読みますれば、いろんなことが書いてありますけれども、その中で将来の発展性を考えて購入の必要があるということですね。実際、経済が停滞しているときには設備投資、そして新なる拡大路線というものは企業、株式会社あたりは取らないものです。しかしながら、大津町はどんどん拡大路線と思えるような施策を町長はおっしゃっているということで、非常に危惧する部分も私はこれにはあると思います。それは、この質問の要旨に書いております町に見合う保有財産として認められるかと、まず1点であります。町の規模に応じまして財産を持つのも悪いことではないかもしれませんが、施策の中ではっきりした用途が決まっていなのに、そういった固定資産を購入するというのはいかかなものかなと思います。ですから、今回の質問におきましては、そういった点を明確に町長に示していただきたいと思っております。そしてまた、新しく財産購入をするのなら、不要と思える財産の処分、そういったものも同時期に進めて、できるだけ入ると出るの調整をしなけ

ればならないと思います。ただ、財産購入だけで膨れていくのはいいこととは私は思わないのであります。そして、町長も、我々議員も、任期が迫っております。しかしながら、政策をはっきりしないで13億円の、約13億円の財産購入というのであるならば、やはり認められない。あとは、次の人に任せたということでは無責任すぎると思います。こういうときこそ、町長はリーダーとしてどういったものにおいて活用するか、そういったものを描いて見せて、町民の皆様方に納得していただき、了承をもらうというのが筋ではないでしょうか。考え方はいろいろあると思いますが、この購入の目的、利用用途の中には、まずは子育て支援ですね、そういったものに活用すると、つなぎ的な施策を申し述べておられますが、本来それが目的ならば、私は思います。13億円を投じてその子育て支援をするというのは、私はなくても困らないと思うんですよ。子育て支援は、今もある程度はできていると私は、十分とは言えないかもしれませんができていると思います。ですから、13億円という数字がどうしても気に掛かってしまいます。それなりの町長の意見を求めたいものであります。気になるこの購入の目的の説明の中にですね、「将来的な利用等につきましては、町議会や住民の皆さま方と十分協議し、振興総合計画の中で具体化していく予定です。」ということでもありますから、この言葉自体もですね、やっぱり次にバトンタッチするから次の人が考えてくれと、投げやりではないかと私は思うのであります。任期が終わるまで町長は町長ですから、きちんとそういったところを明確にして、堂々たる任期満了とはあいまいなものを残さないということが大切ではなかろうかと思っておりますので、質問をします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の日本アルコール産業株式会社工場跡地の購入についてのご質問でございませけれども、この日本アルコール産業の肥後大津工場の跡地につきましては、大津町の中心市街地にある広大な土地で、まちづくりや交通、防災及び公共施設整備などの重要な公共性を持った土地と認識しております。今回、ちょうどアルコール前線の北側、約7千400坪の土地と事務所などを大津町に売却するとの通知を受け、現在、土地所有者の日本アルコール産業と詳細の協議を行っております。今回の土地購入に関しましては、年度途中で新しく発生した事業ですが、まちづくり交付金事業の中で変更申請を行っているところでもあります。中長期的な活用計画ですが、中心市街地の開発の中で、肥後大津駅周辺の整備に伴う計画に関連して、この広大な土地を活用したいと考えております。昨年は貸すというような方向でアルコール専売は募集しまして、我々も議会関連等にご相談しながら売っていただけないでしょうかというような形で進めてまいりました。金額も提示しておりましたけれども、しかしそのような形の中で民間の関係の方とのアルコールとの金銭的な折り合いがつかず、今回、途中で売却するというような状況になったという連絡がございましたので、再度大津町は売買について申し込みをしたというようなことで、その結果、入札の結果、大津町に売買してもいいですよというような大体のアルコール専売の方からの状況報告は来ておりますけれども、経済産業省の許可が今後手続上必要であるということで、12月までには結果が出てくるんじゃないかなという報告を受けております。

そういうような中で、どのようなものに使うかというようなご質問でございましたけれども、この

今現在お願いしておりましたその子育て支援と健康検診等につきまして、今、大津町におきまして子育て支援事業関係を社協の方でお願いをしております。社協の関係の人事面とかいろいろな事業の面で一応やめたいというのが2年ぐらい前から申し入れを役場の方にしておられますので、そういう中で、老人福祉センターの中で子育てをやっておりますし、そういう老人福祉センターの中でも連合老人会とかいろいろな形の中で、若干の課題が残されております。そういう意味におきまして、昨年度より子育て支援場所をどうするかというような形でいろいろと検討を重ねてきておったわけでございます。1つ例を挙げますと、オックスの畳の部屋等も活用できないかなというようなことも検討してきた、おったところでもあります。もう1つは、健康センターをつくる前に健康検診の問題でございますけれども、これにつきましても生涯学習センター、そしてその老人福祉センターの方で2ヶ所に分かれて住民健康診断をやらせていただいております。しかしいろいろな課題もございますので、それも今回1本にまとめながらアルコール事務所、まだ9年近くしか経っていないということで、耐震関係も大丈夫というようなことでございますので、アルコールの方に申し入れをして建物もそのままの状況で売買をしていただければというような形で、現在我々がやっていきたい、やっておる事業推進のために、それをまずそこでやらせていただければということで、今回、購入計画をしておるところでございます。しかし、おっしゃるようにビジョンというか、将来の駅周辺の開発につきまして、今、大津町におけるそれぞれの道路形態、あるいは周辺の駅関連について検討を重ねてきております。町といたしましても、公共交通機関の問題、あるいは道路整備の問題、こういう調査関係等も今させていただいております。そのような中で、今年の6月の定例議会が終わった後に駅前楽善線の問題関連に伴います駅の移転問題、我々がずっと自由通路計画しておりましたけれども、その自由通路でなくても、移転をしてもいいというようなJRからのお話が入ってまいりまして、そういう中で知事の方もいろいろとご相談をしながら、阿蘇熊本空港の玄関口、あるいはその阿蘇熊本空港自体が大津駅を含んだところが阿蘇熊本空港であるという知事の考えの下で、我々も新幹線を伴うその関連の駅をどうするかというのでも検討しなくちゃならないと。そういう意味の中で、我々としては南鉄道関係のトロッコ列車を大津まで引いてくる中での大津駅のホームの改修や駅の改修関連等についても、JRあるいは県とともにご相談をしていければというようなことで、知事の方とも、あるいは県の交通対策室長関係の振興部長と一緒にご相談をしておるところであります。そういう意味におきまして、県の方もこの熊本空港関係の整備関係等に伴うプロジェクトを立ち上げたいというような、委員会を設けたいというようなことを知事の方から聞いておりますので、その中に大津町も参加して、この大津周辺の開発を検討していきたいと。そういう中での今後の大津町のアルコール跡地の状況が若干将来的に変わってきてやしないかなという思いもあります。そういう中で、今、大津町のまちづくり交付金事業関連等につきましても42億近くの当初計画から現在県の方に申請を変更して、アルコールの用地についても、あるいはアルコールの中の改修関係の工事についても、まちづくり交付金事業を活用させていただくということで、県の方の納得もいただいて、11月には国の方の許可も下りてくる見通しになっております。そういう意味におきまして、駅周辺、あるいは大津アルコール工場跡地の問題について、どのように活用していくかということについては、今後の課題ということで考えておりました、さし

あたって現在の困っておるものを先にやらせていただければというような中での改修工事をまちづくり交付金事業でやらせていただければというようなことで考えさせていただいております。

そういう意味におきまして、今後につきましては、阿蘇熊本空港の活性化関連に伴う肥後大津駅周辺整備の観点からについても、このアルコール工場跡地の将来構想については、県、JRあるいは関係機関や議員の皆さんと、町民の皆さんと十分ご相談しながら、今後の振興計画の中で具体化していく予定であります。

議員ご指摘のように、町の財産関係等の割り出しでございますけれども、例えば既存の財産につきましても、若草学園跡地や、あるいは菊阿中学校の跡地関連等についても、大津町行財政改革大綱の集中改革プランの中で実施していきたいというふうに考えておりますし、借金の抑制策についてですが、振興総合計画にあります財政運営の充実と強化の基本方針に基づき、可能な限り起債借入額が元金償還額を超えないような財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 今の答弁の中で、県知事ですね、新しい県知事の施策の中で蒲島さんは言っておられますよね。観光立国にしなければならないということで、それには協力体制ももちろんは町は取っていくべきだし、また喜ばしいことに大津駅も含めて一体的なそういった開発なり、計画なりを持っていきたいということは、非常に喜ばしいことです。その説明ならばですね、この大津町の、言うならば経済の活性化につながるというのは間違いないでしょう。それこそ費用対効果という面でも、厳しい意見は出ても、そういった前進的なですね、考え方、町長のそういったやりとりの中での交渉に置いて優位な立場に大津町を持っていくということに期待しなければならないとは私も思います。しかしながら、今の中で1つ危惧するところがあります。それは何かと申しますれば、私も10数年議員をやっていますと色々なことを経験しました。その中で、南部工業団地、これ非常に頭が痛い問題が過去にありました。そのときの私は安藤電気との覚書、これまで私、持っております。ちゃんと熊本県の菊池郡大津町に来ますと、そこを開発していただいたならば、そこに我が社の支店を持ってきますというような内容でありますけれども、経済状況が変われば、こういったものはただの紙切れになってしまうということです。これには、間に県も入っていましたもんね。これを話せばですね、きりが無いぐらい辛い思いをしました。そのとき同期の松永議員あたりと話し合っ、これは借金を早く基金を取り崩してでも払わんと、入る予定の金が入らんならば、金利ばかりでかなりの額になってしまうぞという話し合いをしてですね、押し進めた経緯とかもあります。ですから、県のお墨付きをもらったような今の町長の説明の中におきましても、私はやはり蒲島県知事ですね、そういった約束ごとを明文化したものとかが、そういったものがですね、非常に町民の安心につながると、これが知事のお墨付きだよというようなものも必要ではないかと。それと、今申しましたこれからの経済の見通しですね、今、私が当初述べましたように、非常に厳しい状況です。このときに、今回の補正予算につきましてもですね、法人税の収入が恐らく減るだろうという、減額補正とかもありましたとおり、見通しをですね、甘くは構えられない状況なんですね。ですから、そういうことを考えますれば、やはり町民が安心して町長に委ねて、そこで蒲島さんと膝をつき合わせてですね、よし、じゃ大津町

協力しますよと、こう返しましょうと。それこそ、じゃもう一つおまけに何かシンボリックなものがあるから、あそこには、私は思うんですよ。大津町に、あそこに煙突がありましたよね。これは町外の人たちもたくさん知っておられるんですよ。それこそですね、大津タワー計画とか、そういったですね、町長がどんとその何かブチ上げるようなものをその描いてみても面白いかもしれないと、そういうふうに思っております。そして、任期あたりも迫ってくるわけでありますが、このときのリーダーの考え方というのが、私が思うのが、それこそ砂漠の水筒と思うんですよ。砂漠の中で1人で水筒が半分残っていると。このときの考え方が、もう半分しかないというのか、まだ半分あると考えるのかで、町長の任期までの行動が変わってくる、考え方も変わってくると思います。ですから、そういった前向きな姿勢でこういったところをさばいてもらいたいと思いますので、さっきの今後の経済の見通しとそういったお墨付きをもらえないかと、蒲島県知事に対してですね、そういったものはできないか、再度質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 蒲島知事になられたすぐでございますけれども、この前、本庁の方からお見えになられております県の振興部長、小宮振興部長と高田交通対策室長、その前におられた小林室長も、今、本庁の国土交通省の方に行っております。そういう中で、知事の来る前から小林室長といろいろとご相談をさせていただいております。空港周辺の振興計画、対策というのが国土交通省の方で今後、今後というか、来年度で計画がされるようでございます。そういう中で、国土交通省、あるいは県とともに一緒になって、その事業に推進をお願いしたいと。ただし、空手形ではまずいというようなことでございますので、今、大津町はまちづくり交付金事業をやっておりますけれども、その事業ではとても今の振興計画、我々の中ではやれないというようなことを知事にも申しております。そういう振興部長関係等につきましても、ぜひ新たな事業、こういう国土交通省がやる事業のそういうものをしっかりと後押しをしていただきたいというようなことでお話をしております。知事もできるならば、その新幹線が3年後走る中で、熊本のビジネスということについては、やっぱり九州がもしも1つになった場合には、熊本は阿蘇、あるいは鹿児島は桜島というような形の中で、観光振興というか、国際空港としての福岡の空港のサブ飛行場として熊本空港を利用したいというようなことも考えておられます。

またもう1つ、ビジネスでございますけれども、この地域に非常に企業が来ております。そういう企業のトップの方々とお話しすると、やっぱり熊本は不便であるということは、熊本の国際空港は韓国だけの今、アジアナ空港が5周年になりますけれども、それではまずいということで、中国や東南アジアにおいての空港を、国際空港をつくっていただけないでしょうかというような地元企業のトップクラスから聞いておりますので、そういういろんな形の中で、経済の、おっしゃるとおり経済の見通しというのは厳しい状況でございます。今回についても、半導体をはじめいろんな形の中で右肩下がりと、右肩上がりというのはあてにできない、ノコギリ的な、今年になっても来年は落ち込むというような状況であるというのは、企業のトップクラスの方からお話も聞いております。そういう中で、我々大津町は、やはり法人町民税をあてにしながら、まちづくりというか、財政を支えておるわ

けでございますので、その辺は十分、公共投資関連等についても十分頭の中に入れてながら計画を進めていかななくちゃならないというのは肝に銘じてそういう財政計画もしっかりと捉えていかななくちゃならないというふうに思っております。おっしゃるように、アルコール跡地は、煙突とあの建物は大津町の子どもたちであれば全部小学校のときに絵を描いた、すべての人が書いておるあこがれのシンボルの工場であったというふうに自覚はしております。しかし、我々としては、今後、本田さんをはじめとする二輪の町としてどういう形でいくかというのも今検討をさせていただいております。今年、検討、祭のことも本田は考えておりますけれども、来年から二輪のイベントをやりたいというような話も聞いておりますので、その辺の中でまちづくりの考え方や、何なりが今後そういう方向で企業の協力、行政だけでなく企業の協力を得ながら、国・県にしっかりと要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 1問目につきましては、町長のリーダーたる資質に期待したいと。それとまた、町長の創造力、そういったものに期待したいと思います。

2問目に移りたいと思います。まちづくり基本条例についてであります。またこの素案ができましたということでもいただきましたけれども、私はこれを見たときに、繰り返し繰り返し、幾重にもこういった決まりごとというのはつくらなければ安心しないのかなど。我が国には、日本国憲法があり、これをきちんと解釈できれば済むことではないかなと思います。ですから、まず第一に、この大津町まちづくり基本条例をつくるための労力というのが非常に無駄に思えてならないんです。ですから、なかなかそういった決まり事で町民がそれを守っていいまちづくりができるかなというのは、非常にそれに対しては疑義があります。日本国憲法には、我々が主役であるという形で主権在民、それともまた日本国民であるならば、国民の義務を守りたまえということで、教育の義務、勤労の義務、納税の義務という形で国は維持していかなければならないという形が述べられております。ですから、そういったものを考えますれば、全体の倫理観や道徳を高めていかなければならない。それに不可欠なのは、やはり国家百年の計と言われる教育の充実が不可欠であるということでもあります。ですから、2問目のこの質問につきましては、町長及び教育長に質問いたしますが、この決まりごとというのがですね、非常に私はやっかいになる部分があるとぼくは思うんですよ。最近、耳にする言葉の中で、コンプライアンス不況という言葉が実はあるんです。これはですね、下手に法令やいろんなもので縛った結果、経済活動さえ縛られて、今まで行ってきた経済活動が行えなくなると。例えば過去にも言ったことありますけれども、銀行金利とサラリーマン金融の金利は違ってグレーゾーン金利というのがありまして、この議会でも審議した経緯とかありましたけれども、実際、銀行の査定というのは非常に厳しくて、銀行の査定は通らないという商店の方々とかおられるんですね。そういった方々はそのグレー金利と言われるものでも、そこはどうかつないでいかなければならないというぎりぎりのところをわたっておられる方も、実はたくさんおられるということです。ですから、下手に法律やルールあたりをきっちり決めてしまえば、柔軟な、自由な行動を奪うことにもなりかねないということをはらんでいると思うんです。ですから、この憲法自体、この質問の要旨に書いておりますとおり、私

は国民一人一人を尊重して、精神的指針におさめられていると私は理解しております。で、この前テレビを見ておりましたならば、ポツダム宣言受理までの国会の中のごたごたがちょうどあっておりまして、その中で問題になったのは何かと。これは、相手が連合国に対してであります、「国体護持」という考え方でありまして、この国の形をどういった形で守るのかということです。ですから、今回のこのまちづくり基本条例について思うのは、町民の自由を守りたいと私は思う考えが多々あってこの質問をするものであります、ここは一律に人間は、人はいかないということですよ。いろんな方々、いろんな特徴を持った方々が集まってからの世の中なんですね。ですから、我々に与えられている教育の義務なりなんなりでですね、きちんと義務教育を受けて、そしてその中で最低限の道徳なり倫理観を学べば、こういった決まりごとというのは不要になるのではないかなと。それを理解することによって、先ほど申しました国体護持ならぬこの町の形、姿というのが維持できると私は思います。ですから、下手にルール付けというのが、下手と言ったらちょっと失礼になりますけれども、このまちづくり基本条例というのは、自由を束縛する恐れもはらんでいると私は感じますので、このことについて町長及び教育長に対して質問をしたいと思っております。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まちづくり基本条例についてでございますけれども、議員おっしゃるように憲法を前向きに解釈していただければ済むことでございますけれども、条例制定については不要ではないかというご質問のとおりでございます。しかしこれからの住民主体の充実した自治の実現や地域の実情に合った特徴あるまちづくりを行っていく上においては、それぞれの主体の権利や義務を明らかにし、住民参加や共同情報の共有や町民と行政の役割分担といった自治を行っていく上での基本的な仕組みやルールを条例という形で明文化することは必ず不可欠なものであると確信するものでございます。このまちづくり基本条例は、私たち行政が住民の方たちに行政を進めていくための基本的なルールで約束するという性格のものであると思っております。これまでは住民の方たちに何の情報提供や相談もなし行政が何でも決めていたところがありましたが、住民の方たちの意識の変化や及び財政事情の厳しさなど、価値観や社会経済情勢が大きく模様変わりしている現在、やはり住民の方たちが主役であるという基本的な考え方を基に行政のやり方のルールを決めることが必要になってきております。そういう意味において、全国的にも基本条例制定の動きが活発化しているのではないかと考えております。私は17年の町長就任時の挨拶におきまして、地域のことはみんなでよく相談し、みんなで目標を定め、それを達成する手段をみんなで考え、決めたことはみんなで実践することがこれからは必要となる時代が来ることから、住民自治の実現、民主主義の実践、住民協働、住民が主役のまちづくりという理念を確立するために、まちづくり基本条例の設定を目指しますと述べまして、この考え方は今でも変わっておりませんし、今年の町の仕事をはじめ積極的に町の情報を町民の方たちに提供し、できる限り多くの住民の方にまちづくりに参加していただきたいと考え、地域との連携を図る地区担当職員の配置や地域づくり支援事業をはじめ、地域の通貨「水水」の導入、またさらには仲間と出会う場を設け、交流をしながら大津大好きな人間育成のための町おこし大学の創設などを行っているところです。さらには18年度からは森地区をはじめとして、地域福祉計画、地域福祉活動計

画の策定に伴い、福祉の視点に立った住民主体の地域づくりに取り組んでおります。先ほどから申し上げておりますように、この条例ができたからといって何も変わらないかもしれません。しかし、私たち行政が住民の方々にこれからはこの条例に基づくルールに則り行政を進めていきますという決意を表明するものでありますので、職員の意識は確実に変化していくものではないかと思えます。この条例を制定することに、より一層、職員はまちづくりの専門スタッフとして住民の方の意見をしっかりと受け止め、協働して行政運営に関わるようになり、先人たちが守り育ててきた素晴らしい大津町を将来にわたって引き継ぐためにも「みんなで作ろう元気大津」「人と自然にやさしい心通い合うまち」を実現していきたいと考えておるところであります。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 今、まちづくり基本条例の制定について町長が答弁しましたとおり、私もこれから住民主体の自治の実現や地域実情に合った特色あるまちづくりを行っていく上で、基本的なルールや仕組みを条例化という形で明文化するということは大切なことではなかろうかと考えております。現在、社会におきましては、ご存じのように大分県の教員採用汚職事件、それから汚染米の流通など様々な事件が起こっております。このような状況を生み出さないためにも、倫理観や道徳性を持った児童生徒を育成するため、教育委員会としてもしっかりと努力していかなければならない問題だと考えております。平成18年12月に教育基本法が、そして翌年、19年の6月に学校教育法が改正されて、それを受けた新学習指導要領の総則の中で、道徳教育の目標は次のように書かれております。「豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を貴び、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤とする道徳性を養うこと。」さらに、「道徳の時間だけでなく、教育活動全体を通して自他の生命を尊重し、起立ある生活ができ、自分の将来を考え、法や決まりを遵守できるようにする。」とも書かれております。現在、各学校はこのような考え方で道徳の時代を要として、各強化や特別活動、日常指導など、教育活動全体を通じて児童生徒に心の葛藤場面を設定し、そしてそれを考え、倫理観及び道徳的実践力を身につけた児童生徒の育成に努めているところです。この道徳の目標が完全に達成できれば、明るく住みよい日本というのができるはずなんです、最初に申し上げましたように、なかなかいろいろな事件が後を絶ちません。何が原因というわけ、決めつけるわけにはいきませんが、社会の風潮や環境、それからメディア等の影響によるものも大きいと思います。まちづくり基本条例は、第3条に、町民とは町内で学ぶ者ということも含まれておりますし、学校教育で達成できていない道徳性の育成をまちづくり条例で側面から支える、またまちづくり基本条例を児童生徒の発達段階に即して教育家庭に位置づける。そして、条例を教育が支える。そのような両者が相乗効果を発揮するように教育委員会でも取り組んでいきたいと考えております。

永田議員が言われるように、大もとは憲法で謳われていますが、県や地方でさらに細分化して意識を高めていくことが必要と思われます。倫理観や道徳性を養うためには、学校、家庭、地域社会が連携協力して、初めて培われるものだと思います。そのことにおいても、大津町において町民と町が一体となって共に考え、役割を分担し、責任を持ってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業

が調和した、誰もが住みよく誇りの持てるまち大津、その実現を目指すことができます。その上でも、大津町まちづくり基本条例を策定し、進めていくことは重要ではなかろうかと思っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） まだまだ議論をしたいのですが、時間の関係で次に移りたいと思いますが、実際、2番目の質問におきまして町長がおっしゃられる住民自治ですね、団体自治で何もかもやったら税金がいくらあっても足らんという姿勢は、それはそのとおりだと思います。また、自立をですね、きちんとできる、子どもたちが大人になってですね、そういった意識を高めていただくよう教育をよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、1つだけ言ひたいことがですね、人の魅力というものはですね、こういったものを守ったからできるわけじゃないんですね。人生振り返ってみたら、教育長も町長も思われると思ひますが、違反ごとあたりをのうのうとするやつとかおりましたよね、危険なことをやったりとか。こいつは勉強はできんけど、こういった遊びは天才なんだよとか、そういったですね、やつというのは必ずいるんですよ、いつの時代でも。そういったものに蓋をしてはいけないということ。人間の特性というものの、それと価値観が私と町長と教育長の違ひが意見の違ひということになるかと思ひますが、同調するところも多々あったと思ひます。

3問目に移りますが、岩戸の里温泉についてであります。このことにつきまして、今日ですね、大々的に熊日新聞に載っております。「岩戸の里、活性化へ」と、大津町ですね、書いてありました。実際、開館以来、2年目ぐらいまでですかね、町が寄附行為を受けてですね、設けましたので町に寄附しますというふうな形でいただきましたよね。その後、非常に苦しい状況で赤字体質を抜けきれないと。トータルすれば、大津町とこの振興公社に対してですね、実は密約ではないでしょうが、最初このときにこの覚書というものがきちんと私も取っております、当時の町長とこの岩戸の里に対し交わされております。ここにおきまして、いろんな設備においては町がやるという形で、そういったことをずっと修理なり何なりやってきますれば、約1億7千万円ぐらいの支出にどんどん膨れあがってしまったという経緯があります。要するに、こういった状況なのに、何か知らぬ対策を町は取っているのか、その岩戸の里は取っているのかということですが、結局1億7千万円というのは町税なんですね。町民の方々が払われている。実際ここをつくる時に株主として、大株主としてまず初期投資があります。これも町民の方々が出したということですよ。その後も追加追加で出して、どんどん膨らんでいるということではないでしょうか。その中で、私が経済建設委員会でありますので、こういった岩戸の里温泉についてのいろんなことを委員会で話し合うわけですよ。その中でいろいろ指摘、こうやったらどうだ、ああやったらどうだ。それと経営計画なり何なりをきちんと出さるかというような形で、現状を心配して委員会があるわけですが、私もびっくりしたことで、すね、今の支配人がやる気があるのかないのかわからないような商店主からの相談等がありまして、調べてみたところ、そういった価格の見直しとか、そういったことはしなくて、その人が今までのずっと仕事をしていていろんな顔が広い方ということで、特定の業者だけに商売をさせるというような、まさに卑劣に見えるような行動も起こされたということで、こりゃいかんということで、実際、

岩戸の里に行っているいろいろ調べてみましたが、ちょうどそのときに支配人とお会いすることできなかつたんですが、そういった指摘もやってきました。指摘はしたらしたで、今度は町議会から文句が出たらちょっと商店を回っていますと。私もこやんことはしよごつなかつたんですけどねというふうな形で町の商店を回って文句を言ってさるくというような支配人だそうです。どういうことかということですよ。ただ、これは選んだのは代表者、町長なりその代表者会議ですか、そういった形で取締役会か何かで指名されたんでしょうけど、非常に能力が低いということを言わざるを得ないと。本来、会社というものは、ここに別の件でも言いましたけれども、町長にも何度も何度も言いましたけれども、経費の見直しというのは随時やっていくものだ。そして、いろんなものを見直して、それを引いた残りが利益であると。この足し算、引き算ができない人がですね、全く失格なんですね。ですから、例えば入館者1日に10名増えたと。それによる利益が千円なら千円ということでやっていくならば、もう一月にはすぐ3万円という形になるわけですよ。1日10名増やそうと。3万円は、年間に36万円という形で、こういった計算をすぐパツとするわけですよ。仕入れもそうです。仕入れも一月に1万円大きかったならば、年間に12万円じゃないですか。そういった形でパツと計算するんですね。ですから、そういったことには前向きに取り組む支配人なり、経営感覚がやっぱり求められているんですね。この支配人というのは、もう能力が低いのはもう分かっていますので、こういった人を指名した側の方が私は悪いと思うんですよ。だめの人ですね、引いてもらわんと、町民が被害を被るわけです。

実際、この今日、朝から新聞を見てまして、非常に厳しいことを書いてあります。私は思いますけれども、ここで管理者をその公募するとありますが、誰しもですね、落ちぶれたところの管理はしたくないんです。これは、間というのがあってですね、これ以上はちょっと町の管理なり、この振興公社としてからの管理、非常に難しくなったぞと、民間に委託してみようじゃないかという、そのですね、決断の時期というのは必ずあるんですね。ちょっとこれは機を逸したところがありはせんかなと思います。これでですね、やる気のあるその管理者が手を挙げて、私がやりますと、ここを賑わせてみせるというような方が表れればもちろんいいですよ。しかしながら、これによって、この覚書によって、まだこれ生きていますと思いますので、まだまだその新しい管理者が来て、ここが悪いから修理してくれ、そんなこと言われてですね、利益だけ持って行ってもらうならば、町民はどんどん持ち出しを迫られるだけではないでしょうか。ですから、この新聞の記事を読みながら思ったんですよ。確か覚書というのがあったなと。こういったところというのは、まだ生きていないか。これは、きちんと整理して、次の方にやってもらうということを示さない町民の負担になってしまうと思います。ですから、指定管理者を公募するならば、その後の全体の経営を委ねるわけですから、そういった修理とか、そういったものの町民からの持ち出し、公費の持ち出しをやめてもらいたいと思います。そういったことはどういうふうにご考慮されるか、質問します。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 岩戸温泉についての課題、問題でございますけれども、岩戸の里につきましては、平成8年大津町振興公社というのが創り上げられまして、管理に入ったわけでございます。1

2、3年までは大変黒字というか、各株主の方に配当金をやっております。そのように大変な金額もいただいておりますという儲けた時代もございます。もちろんこの事業につきましては、国庫補助金が5億8千400万円、あるいは起債が5億8千400万円、あるいは一般財源が2億4千600万円を投資しながらできたターミナルでございますが、これにつきましては農業構造改善事業に取り組む都市・農村交流の起点施設として総合ターミナルをつくったわけでございます。そういう状況の中で経営状況というのは、その後、12年、13年におきましては、「さんさん」あるいは「弁天」というようなところが新たにできた関係で、それからが町外のお客様が減少してきております。平成9年の多いときには37万人の方がお見えになられております。そしてその間、大体町内の方々については、大体横這いの活用をしていただいております。もちろん、町民の皆さんにかわいがってもらわなくちゃなりませんけれども、半分以上の利用者というのが確かです。平成19年度につきましては、入館者合わせますと18万人、本年度はまだ減るんじゃないなという見込みをしております。もちろんそのような状況の中で、経営状況はもちろん、内容を計算してみますと、大体年間23万人入ればどうにか採算が採れるというような状況でもありますが、本年度におきましては燃料高騰に伴うA重油の価格上昇というのがありまして、経営上、非常にそれに基づいて緊迫を要しております。燃料代が当初よりも2倍というか、現在、農協の方にお願ひしまして120円という、リッター当たりでございますけれども、その燃料だけでも倍近くの金額になっております。そういう状況の中で、人件費の問題についてももしかたでございますけれども、支配人と職員2人おりますけれども、あとはアルバイトというか、パートの方々でやらせていただいております。そのパートの方につきましても、大変厳しい状況の中で来る人がいないというようなのが確かな状況でございます。金額的に非常に安いということでございますけれども、そういう状況の中で、我々としましては、経営内容をしっかり見直しております。その中で皆さんには、あるいは農協関係いろんな関係の方に、宴会関係、あるいはパック関係、ゴルフパック関係で活用はしていただいておりますけれども、そういうような状況の中で、例えば彼も商工会関係おりましたので、そういう指導はわかっておりますので、例えば酒とか、あるいは重油とか、そういうようなほかの業者とかいろんな形の中で、いくらになつとるかというようなことの調査なりいろんな形を彼にさせておりますし、そのような状況も調べております。もちろん、客の確保でございますけれども、彼はそれなりに瀬田人会とか、あるいは登山客をつかまえるためにそういう施設にパンフレットを配るとか、この前の地蔵祭のときには、1人で黙々とパンフレットを配って客をお願いするというようなこともやっております。私としては、非常にその中で苦勞しておるなというような思いでございますけれども、おっしゃるように、役場としては全体の管理につきましては町で見ますよというような形で毎年1千万円近く投資をしております。しかしあそこの中の修理関係等につきましては30万円から40万円の修理は、振興公社をお願いをするというふうな形で事業をさせていただいております。そういう中で、非常に振興公社についてもそのような状況でございますので、株主総会、あるいは取締役会でいろんな形で会議を、今月の初めにおいても役場の指定管理制度が来年の3月で終わるというようなことでありますので、振興公社としてどう取り組んでいくかというようなことを検討させていただいております。そのような検討の中で、思い切った改革をどこ

までやれるかというようなことを今回取締役会の方で、また再度開きながら、大津町がやっておる指定管理の公募に募集をするかどうかというのを今、取締役会の方で検討をさせていただいております。町としましても、3年前までは大体経営的にそういうシステムでありましたので、3年間そちらの方をお願いをするということをお願いをしてきたわけでございますけれども、現在については、そこだけでなく、振興公社だけでなく、一般的にホームページを通して募集を今やっているところでもありますし、1、2の会社から申し込みが来ているのは確かでございます。

そういう中で、我々として振興公社をつくった以上、その辺の思い切った経営体制が取れるかどうかというのは、振興公社の方で今検討をして申し込みをされるかどうかというのをこの9月、あるいは10月の初めの締め切りの6日までに態度を決めていただくというような形になると思います。そういう中での温泉センターをどうするかと。いろんな厳しい状況が、今出てきております。道路の問題にしる、新たにまた健康プール関係が、民間施設が町内にできるというような話も聞いておりますので、この運営をどうするかというのも経営状況の中で十分取締役会の中でも検討されておりますし、我々としても、町としても、やはり経営の状況で儲けて寄附していただけるような形のものができるかどうかというようなものを検討しながら、一般に公募をしながら営業、そして住民の夢である温泉はなくさないというような形で、その方向で今検討をしておるというような状況でございます。

○11番（永田和彦君） 覚書は生きとっどですか、覚書は、その後も。

○町長（家入 勲君） ちょっとその辺まで、ちょっと読んでおりませんけれども。

○11番（永田和彦君） いやいや、さっき質問したじゃないですか。覚書はその指定管理になっても生きていますか。だけん、大津町が修理とか何とかせんといかんわけですか、この後も。

○町長（家入 勲君） それはもちろん、やっていかなくちゃならない責任があります。

○11番（永田和彦君） 負担を強いられる可能性は大ということですね。

○町長（家入 勲君） 負担というか、あの施設管理をですね、町は見ていく義務があるというか、責任があるというふうに私は考えております。

○11番（永田和彦君） わかりました。

終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後2時25分から再開します。

午後2時14分 休憩

△

午後2時25分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

私も町議会議員という政治家の端くれではありますが、我が国においては、国民の暮らしを守るために全力を尽くさなければならない最高権力者である内閣総理大臣が自ら政権を2人して投げ出すと

いう事態に陥っております。結局は、国民から見放されたから止めざるを得なかったと言わざるを得ないと思います。国民のための政治を行っておれば、政権を投げ出す必要はないからであります。さらには、その政治のあり方がアメリカ型の、いわばバクチ、カジノ経済がいよいよ行き詰まり、リーマン証券が64兆円もの負債を抱えて倒産をすると。結局それが周り回って我が国の国民、庶民にもその不利益が回ってくるということになるのではないのでしょうか。さらには、大分県で教育委員会の不祥事がとても信じられないような形で明らかになりました。今日、一般質問を行います1問目は、いわばその教育委員会に対する質問であります。教育委員会とは一体何をすところだと。これが国民にも町民にも、また我々にもなかなか見えてこない。そういういわば密室状況の中で大分県のような事件が起きたのではなからうかと思ひます。一番あつてはならない、子どもに正義と公平を教えるべき教育委員会がこのていたらくでは、日本全国、我が熊本でもやられているのではなからうかという県民の、あるいは町民の疑問が出てくるのも当然ではなからうかと思ひます。

そういう中にありまして、今日1問目の質問は、学校の環境整備は誰が責任を持つのかということであります。私は大津中学校の今、PTAの役員をやつて、環境美化委員長を務めておりますが、PTA主催で、いわゆる校内の草刈り、美化作業を実行いたしました。9月でありましたから相当雑草が伸び放題という状況です。町内の小中学校を見ても、今朝も東小も見ても、こうした小規模な学校においては、大体校庭に立てば全部が見渡せるような状況のところでは、非常にきれいというかですね、環境的にも気持ちのいい環境であつたかと思ひます。それで、私が子供が通つております大津中学校であります。伸び放題の草を刈るには、一昔前のようにカマで刈り取るというのはとても不可能な状況であります。そこで、草刈り機を持ってきていただいて草を刈ってもらふ。しかし昨今の家庭状況では、草刈り機も持たない家が圧倒的多数。また、除草作業中に草刈り機を振り回したら人が出たら、それこそ大変なことになってしまう。実は、大津中ではとてもこの刈り払いが間に合ふんということで、PTAの予算を使ってシルバー人材センターに依頼をした、こういう状況もあるわけです。PTA側としては、よかれと思つてやっていることですから、PTAの役員の皆さんも一生懸命やっておられるのは善意のこととして、それはそれで結構なことだと思ひますが、教育委員会としてですね、こうした学校の環境について、一体誰が責任を持つのかと、誰が目配りをするのか、ここがどうもはっきりしない。例えば、教育委員会がPTAの会議に1回でも出てきたことがあるか、ありません。校長に聞いても、はっきりした返事は返つてこない。とりわけ中学校の刈り取った草を一時保管する場所があるわけですが、ここは満杯状態であります。しかも、給食センターのすぐ隣。多分ヤブ蚊が相当発生をしたのではなからうかと思ひます。さらには、プールがございまして、プールの周辺は花壇になっております。雑草の花壇です。私も1回草刈り機をやつたことがあります。草刈り機使つてると下は石がごろごろして、あるいは野球のボールができたり、ごみが出てきたりと、空き缶が出てきたりと。こういう状況であります。

そこで具体的にお尋ねをしますが、こうした学校の環境整備は誰が責任を持つのかということをもつてははっきりさせたいと思ひます。

2点目に、校舎の環境整備、校舎は修繕料とか何とかで予算化がされますが、修繕しなくちゃいか

んと、補修しなくちゃいかんと、こういう状況把握は誰の責任においてなされるのか。併せて、敷地内の校庭環境の状況把握と。こちらが誰が責任を負うのか、はっきりさせていただきたい。

それから、予算要望はどんな手順で、いつ誰が行うのかと。予算が決められるときに、多分、要望は聞き取っておられるんでしょうけど、少なくともPTAとか、保護者とか、あるいは子どもたちに要望が聞かれたことは多分ないと私は思います。今回の20年度の補正予算で大津小のバイパス側の高木の選定予算が計上されております。この高木選定について、誰が要望をしたのか。多分教育委員会に要望したんだと思いますけど、誰が要望したのかお聞きしたい。

それから、最終的には予算措置は、いつ、どんなメンバーで検討がなされ、決定がなされているのか、改めてはっきりさせたいと思いますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

学校施設の環境整備について、このお尋ねですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございますが、この23条の中に、教育委員会の職務権限というのが書かれておまして、19項目ぐらい並べてありますが、その第7項には、校舎その他施設及び教具、その他の設備の整備に関する事。関連することで、第10項に、学校、その他の教育機関の環境衛生に関する事というふうに謳われておりますので、最終的な責任は教育委員会だということになります。

ただ、各学校の環境整備の現状は、町予算を伴わないものでは児童生徒が行う簡単な草取り作業、それから掃除、教職員による植え込み等の低木の選定作業、それから定期的に行われるPTAの奉仕作業、これは先ほど議員おっしゃられた草刈り等も入りますが、そのほか学校に隣接する部分の地域の奉仕作業等であります。また、町予算で実施しています整備は、樹木の消毒、剪定等、数年毎に行う高木の剪定であり、毎年学校からの要望により予算計上を行っているところであります。

教育委員会といたしましては、学校は地域の学校として位置づけておりますので、学校、保護者、地域が一体となった学校づくりを目指してもらおうと考えていますので、今後とも保護者、地域住民の協力が得られるならばというふうに思っています。

しかし、町中心部の保護者の中には、草取り、草刈りなどの経験がない人が多くなり、PTAの奉仕作業にも困難な状況にあると聞いております。学校により対応できる内容も変わってくるものと思われまます。今後におきましては、学校、PTAと相談しながら、学校、保護者、地域にお願いできるものと委員会が実施するものとの振り分けを行いたいと思っております。

また、高木剪定など危険を伴うものなどは、年次計画を作成し、予算要望を行いたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 教育長は、以前、大津小学校の校長もやっておられました。当時、私もPTAに入っていて、あるいは学校で、校長が合間を見て麦わら帽子かぶって草刈りをしていると。これは、それはそれで大変私は愛される学校長ということで、それはそれでいいことだと思いますが、本来、校長とか教頭が暇を見て草刈り機を使うと。しかしそれが妥当かどうかということはずね、やっ

ぱりこれからきちんと見ていかなくてはいけないと思います。よほど仕事をテキパキとこなして優秀な校長か、あるいはよほど暇な校長かと、こう言われかねませんということです。学校の管理、施設管理責任は教育委員会にあるということではっきりしたわけですが、実はですね、大津中学校のホームページがあると私も初めて知って開いてみたんですが、せっかくのホームページが残念ながら平成16年の7月で更新されたままでした。平成16年ですから、今から4年前ですかね。当時パソコンに詳しい人が多分ホームページを立ち上げたんでしょうけど、教師が要するに忙しいということでしょう。これを更新している暇なんてなかなかないと。私は当然だと思いますよ。しかしですね、この中で学校美化作業を大きく書いてあるんですよ。美化作業へのご協力ありがとうございました。どうして美化作業に参加しなければならないのかという疑問が出されております。それに対して、樹木の剪定や枝落としなど、大人の手が必要であるからPTAの美化作業が必要だ。毎日の掃除だけではプールサイドなど、手の届かないところがあるから必要なんだ。それから、3番目が傑作ですけど、作業を専門家に依頼できるような予算がないと。つまり、これは学校側が書いたんです、予算がないと、4年前ですね。つまり、今の学校と教育委員会の関係が、学校側も教育委員会に対して予算要望する、しづらいと、言いたくても言えないと、そういう雰囲気があるんじゃないかなと私は思うわけです。それから、この教育委員会がこの環境整備に責任を負うのであれば、もう教育長も数年経っているわけですから、教育委員会の会議でですね、その学校の環境の整備について議題として取り上げたことが1回でもあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと。

それから、お答えの中で、地域の学校と、学校はもちろん教職員、児童、PTAですね。そこで私もいろいろ調べてみたんですが、多分ご承知だとは思いますが、学校のトイレをきれいにして、結果的に教育的効果を上げたということで、学校トイレ研究会というのが大分全国的に有名になっているみたいですけど、トイレをきれいに造り替えるというのをそのまま物まねしたんでは芸がないわけですけど、その中の1つで、地域の人たち、あるいはPTAの人たち、それからこのトイレに関しては、まず児童の意見、児童生徒の意見を出してもらって、こういうトイレがほしいと。どこどこホテルみたいな感じの手洗いがほしいとか、主役である児童の意見を採り上げて、その意見を最大限取りながらトイレをきれいにしたと。その結果、教師はせっかくきれいにしてもちょっとしたら壊されたら困ると、非常に心配をしたそうですけど、何年経っても児童側が自分たちがつくったトイレだということで、子どもたち自身で壊されたらまたその話し合いもするというので、非常にきれいに使い続けていると、教育的効果が非常に上がっているという話が出てました。

要するに、我々の小さいころは地域の真ん中に学校があつて、親も、運動会ともなると保護者も来て、保護者も一緒に運動会をお祭りみたいにしてやってた。地域のおらが学校というのがずっとあったわけですけど、都市化すればするほど、このおらが学校というのがですね、教育長もおしゃったように、カマも持ったことのないような人たちがどんどん増える中で廃れて行かざるを得ないと思います。

そこで、例えばですよ、大津中学校を例に取りますと、まず校舎のこともそうですけど、トイレのこともそうですけど、校庭の草、あるいはプールの横のあの雑草の花壇、子どもたちにどうしたらいい

いかとか、どうあってほしいとか、そういう意見を出してもらう。あるいは、教師に意見を出してもらう。さらには、地域の方にも意見を出してもらう。そういう教育委員会が、環境整備は教育委員会が責任を持っているんだから、そして皆さんの意見をどんどん出してもらおうと。先ほどのまちづくり条例じゃないですけど、こちらがやってやるということだけじゃなくて、いろいろな意見を出してもらって、一緒に考えると。そういう発想、また教育委員会が自覚をして情熱的にこういう問題はやっぱり取り組むべきじゃないかと思うんですよね。校長が、学校も大現場の責任者ですよね。しかし今、校長というのは大体3年から5年で入れ替わってきます。町の教育委員会人事権がありませんから、図書館で見たら教師は県の派遣社員であるというようなこともありましたけど、そういう制度上の矛盾がありますけど、3年しかおらんならですね、この学校をどうしたいなんていって計画をつくっている間に、もう退職になっちゃうわけですね。そういう意味で、教育委員会が半年ぐらいでまとめるんじゃないくて、じっくり意見を聞いて学校の環境のあり方についても率先してやるべきではないかと思えますけど、先ほどの教育委員会での議題の問題とあわせてお尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

先ほど環境整備の責任は教育委員会にあるということをお願いしましたが、これはあくまでも最終的な責任者が教育委員会だというふうに私自身は思っております。最終的なということを行いましたのは、その前に学校には、さっき議員おっしゃいましたように校長もおります。そして校長は、公務を司り（所属職員）を監督するというのが校長の仕事というふうに謳われております。公務とは何か。そうすると、学校のすべての仕事、これが公務だと言われております。ですから、私はよっぽと暇だったけん草取りしよったっでしょうけれども、草を刈るのも公務です。それから、プールの側の云々、それからちり焼き場の衛生上の問題、要するに事務的な問題、職員の人事の問題、教育課程の問題、すべて一応は校長が責任者です。しかし、思うどおりに校長一生懸命動いても、やっぱり越えられないハードルというのは確かにありますよね。その辺のところは教育委員会の出番ではなかろうかというふうに私自身も思っております。ですから、現役時代、私も議員おっしゃいましたように、暇を見つけてというか、暇でしよんなかったというか、そういうことで草刈りをしましたけれども、これも仕事の一部だというふうに思っております。そして、私自身でできない場合には、職員に職員作業というようなお願いもしましたし、議員がおっしゃいましたようにPTAの方をお願いをしてというようなこともありました。そういうことも、できるだけ学校の範囲内でできることは児童生徒、職員、PTAでできるだけやったいこう。できない場合に、委員会の方に相談しようというような気持ちでございました。確かに室小学校のときには、ちょうど桜は散った後、葉っぱだけになりますけど、そのころですか、非常に虫が来ますよね。そのときに、とても学校においてあるような噴霧器とございますか、これぐらいでは届かないので高木の消毒を委員会をお願いしたことがあります。そんなふうに、何ば言いよるかかわらんごとなりましたが、できる範囲内のことは学校ですべきではなかろうかということを一応は申し上げたかったつもりです。

そういう意味におきまして、その考え方は今も変わっておりませんので、町内の校長会の中で環

境整備はどんなふうになっているかとかいうようなことを取り上げて話し合ったということはありません。

それから、トイレのことについてお話がありましたが、確かに素晴らしいことだったろうと思います。でも、大津でも形は違いますけれども、素晴らしい、先ほど環境教育のことで大津小学校の優秀賞の件をご紹介したと思いますが、あの中身にですね、大津小学校では掃除の時にEM菌を使った掃除というようなことを取り入れております。そのことも大津小の優秀賞に非常に斬新な考え方だというようなことで評価されていると思います。確かに、児童数が多いからでしょうか、ある場所のトイレがややおしっこ臭いというようなところもありました。きっとこの受賞を受けた後あたりは、これが解消されたのではなかろうかと思えます。現状をきれいに児童生徒がしていくというようなことも非常に大切ではなかろうかというふうに思えます。

それから、校長が3年で出ていくというような、確かに5年というのは、5年もいらっしゃいましたね、大体早くて2年、3年ぐらいが限度だと思います。やはりその中で、もう私の場合で申しますと、やっぱり1年目からもう草が生えるのは待っておれませんので、校長の気持ち次第では3年、本当に1年でも整備というのはできていくのではなかろうかと思えます。特に夏休みというのは長い間、児童が、生徒もですが、学校には来ませんので伸び放題になるというようなことも考えられますけれども、こまめにやっぱり運動場の真ん中あたりが草刈り、刈り払い機で切らなければならないというような状況まで伸びているというのはいかがなものかなと私自身も思うところです。

それから、予算関係のことについて申されましたが、予算のことにつきましては、部長の方から答弁させていただきます。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 荒木議員の方から予算のことについてご質問がございましたので、私の方から予算関係についてご説明を申し上げます。

まず、予算要望の手順ということでしたけれども、これは荒木議員もご承知と思いますけど、町の当初予算につきましては毎年12月に行っておりますので、企画部の方から当初予算の編成方針といえますか、それが出されます。それを11月の学校の事務担当者会議で、この町の予算編成方針の説明をまず行いまして、その文書を各学校長の方に通知を出します。その後、各学校の方で学校長を中心に教頭、あるいは事務職員、それから例えば備品がいる理科の担任の先生とか、いろんな教科で使う用品がありますので、そこら辺を各学校で取りまとめられて、教育委員会の方に予算要望として提出をされております。

先ほど各学校の方でPTAあるいは児童生徒に予算についての聞き取りがあっているかということでしたけれども、各学校でその要望を捉えているかどうかについては、私どももちょっと把握をしております。予算の中では、さっき修繕とか工事が伴うもの、あるいは新規で新しく要望をしたいということがあったものにつきましてはですね、教育委員会の方で、課長以下担当も含めまして現地の方に現地調査を行います。そして、全体の要望も含めましたところで、学校長、それから事務担当の方で要望内容にヒアリングを行っております。それで、教育委員会の中で検討しまして、もちろん教

育長も含めたところで検討をしまして、教育委員会としての予算の概算を決定いたします。その後、荒木議員もご存じですけれども、企画、それから町長というふうに査定を受けながら予算をつくり上げていくというシステムでございます。だから要望を出しにくいということはないと思うんですけども、そういうシステムになっております。

それから、今回の補正予算についてですけれども、補正予算についても全く同じような状況で上がってまいりますので、そういう流れで今回も9月上げております。今回、9月上げております大津小学校の高木の剪定を予算に上げておりますけれども、これはこの経緯ですけれども、今年7月に学校長から現地を見てくれという要望がありましたけど、私も一緒に行きまして現地を見ております。引水区の方で毎年何回か区役が行われてやりまして、その公役の中で、大津小学校周辺の区役を計画されておりましたけれども、引水すべきものと学校ですべきものとあるんじゃないかということで、引水の方から学校の方に相談がありまして、高木の方は学校の方で対応してもらわないと引水区でできないということで相談が学校の方にありまして、学校長から教育委員会の方に要望が上がっております。私どもも上がってきましたので、学校を現地に行きまして、確かに児童の通学路にもなっております。交通の支障にもなっておりますし、あと周辺の農地あたりに影響がありますので、これはPTA、学校ではできないという判断をしまして、専門業者で施工していただくということで、今回補正予算の計上をいたしました。

それから、予算のメンバーということですが、これは教育委員会のメンバーということでよろしいんでしょうか。先ほど申しましたように、課長、係長、各担当が各学校にヒアリングに伺って、校長先生はじめ事務の先生たちと予算の内容を聞き取りまして、それを持ち帰りまして課内で検討します。そして、私それから教育長を含めたところで検討して、企画課の方に予算として計上するということです。その後、さっき述べましたように、種々の査定があつて、予算ができあがるというシステムです。学校の方から、先ほど予算が上がってないからということですがけれども、除草作業についての予算は今まで学校の方から上がってきたことはございませんので、高木とか、PTAでできない部分については予算計上を、現在も消毒も含めたところで毎年予算計上を各学校いたしております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この問題は、元をたどればおらが学校ですよね、おらが学校、地域に愛される学校。ですから、教育委員会としては、そのPTAの協力、地域の協力、要するにお願いをするばかりではなくて、もっと胸を開いて、本当に開かれた学校ということであれば、地域の人も、PTAの人も、子どもの声も丁寧にこう声を自由に出せるような環境をまずつくらんと、ホームページでは予算がありませんて、見てみられると。私も啞然としましたけどね。校長、学校の先生に聞いても、予算うーんとか口を濁すと。言うてもどうせ付かんけんという雰囲気があるんじゃないかなということで、本当に開かれた学校をつくるということであれば、教育委員として率先垂範してそういう環境をつくるべきだと思います。

次の質問に移ります。これも教育委員会関連ですが、就学援助制度を利用しやすくするべきであると考えます。憲法に基づくすべての子どもが等しく勉学に励むことができるようにということで就学

援助制度があるわけですが、前にも言ったことがあるかと思いますが、私自身も小学校、中学校のとき、当時のこの就学援助制度をいただいて育った1人であります。両親揃っておりましたけど、それほど我が家が貧しかったということではありますが、非常に助かったと思います。この制度に対するですね、教育委員会としての姿勢が私は問われているということです。こちら町ホームページを調べました。ホームページ、表彰されましたけど、子育て支援、就学援助費、いくら検索をしても出てこない。最後に町の条例集を引っ張り出して、そこで要綱を出して、その要綱の文章を読んでいく中でやっと出てきたと。これは一般の人だったら、とてもこういう制度があること自体、ホームページではわからないということですね。

それから、この要綱の文章です。教育長は読まれたことがあるかどうか。これ問題はないと思うのか、お尋ねをしたいと思います。

その中で、もう1つは、民生委員、この就学援助を申請するからには民生児童員の調査を承諾しますという文言がございます。これは、義務規定なのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

準要保護児童生徒就学援助制度は、平成16年度までは国庫補助事業として実施しておりましたが、平成17年度以降は、普通交付税の基準財政需要額への算入となって、現在は町の単独事業で行っておりまして、大津町就学援助要綱に基づき実施しているところです。準要保護児童生徒の認定までの流れは、11月に各学校から家庭に準要保護児童生徒就学援助制度の説明書、これを配付いたします。これは、大津町の児童生徒に全員配付するもので、保護者の皆様へということで、こういうことで広報を全家庭にしているということです。そして、11月に各学校から家庭に準要保護児童生徒就学援助説明、これを配付しまして、12月に申請書を各学校で受付されます。翌年の1月に学校において認定資料の作成をされて、教育委員会に提出されます。教育委員会は、2月の民生児童委員会で世帯の状態調査をお願いをしております。3月の民生児童委員会時に関係資料の回収を行って、4月から6月にかけて世帯状況の確認や所得の把握などの事務を行い、6月末の教育委員会議で認定の可否を決定しております。認定になると、議員ご存じのように学用品費、通学用品費、入学用品、校外活動費、修学旅行費等々が扶助を受けられます。扶助額は文部科学省が定めています準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費。

○15番（荒木俊彦君） 内容は、私は知っていますから。

○教育長（宮崎廣行君） よろしいですか。わかりました。

お聞きになりました、要綱を読んでいるかということですが、私も条例から要綱を出して読ませていただきました。

問題点はないと思うかというようなことでしたが、私が読んだ範囲内では、これでいいのではなからうかと判断いたしました。

それから、承諾は義務規定かどうかということですが、これは第5条の2に書いてありますように、助言を求めることができるという表現ですので、義務ではございません。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、パソコンはそんなに得意な方ではありませんが、あっちこっちの自治体の条例やら、あるいは教育委員会の案内を調べてみました。で、ここで要綱の文章に私は問題はないかと聞きましたが、ないと思われるということですが、常々人権、あるいは差別がいかん、この菊池都市は、とりわけ人権、人権と。人権はいいんですが、同和を最優先とした人権教育と。この反映ではなかろうかと思うんですけど、ちょっと読みます。援助要綱の3、1、2、3項、要するに就学援助費の該当するかどうかの文章ですが、「保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと見られる者」、生活状態が悪い、と見られる者、者ですよ。それから、その中の、次の3項、「学校納付金の納付状態の悪い者」、「通学用品費等に不自由している者」、「保護者の生活状態が極めて悪い者、悪いと認められる者」。私はこれを読んで唖然としましたけどね。結局、この文章は文部科学省の通達どおり、通知どおりの文章なんです。ただそれをそのまま丸々引き写したんでしょうけど、じゃほかの自治体でこういう文章を使っているか、使っているところもあるんでしょうけどね、少なくとも「人権だ」、「児童を大切にする」、「配慮をしなくてはならない」とおっしゃる教育委員会であればですね、悪い、生活状態が悪い、あんたのところは生活状態が悪いなど認められる者ですよ、者。普通、そういう言葉は使いませんよ。例えば、生活状況が困難と思われる方とかですね、要するに気持ちがここに表れているから、私はここに気が付かないのか。文科省が言ってきたから、そのままで何の疑問も持たずらこういうのをこのまま書いているのか。私は信じられないですね。それから、ほかの自治体では、例えば東京の町田市では、ホームページを開きますと就学援助費でパッと出てきまして、2人世帯で、あるいは4人世帯で年収が500万円以下とか、あるいは所得で250万円以下とか、目安がちゃんと一目瞭然と書かれております。横浜の例を取りますと、我が家も多分該当するんじゃないかと思うんですよ。要するに大津町の要綱では、世帯全員の合計所得が総所得金額より社会保険料、生活保護による障害者可算を除いた額の1.0倍以下であること。これを見たって、誰だって、私だってわかんんですよ、いくらだったら該当するのか、うちは申請できそうとか。だから、今の文言も含めて、少なくともホームページで子育て支援とクリックしたらパッと出てくる、あるいは保護者に一目瞭然になるような改正が必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

先ほどの「者」という表現につきましては、早速改正させていただきたいと思っております。

ホームページにつきましても、私も条例の方から開けておりますので、もっとわかりやすいならばいいなと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

それから、基準がわかりやすいような形でと、近隣では合志市が、もうご存じかと思っておりますが、そのようなことをしておりますが、合志市の場合、検討してみますと2人世帯、3人世帯、4人世帯と人数で金額を出しておりますが、その辺のところはうちの中で話し合いましたところ、非常に難しいところがあるんじゃないかと。例えば、3人世帯としたときにも、成人の方が1人で児童生徒が2人

という3人世帯と、両親が2人と子供1人という3人世帯、そういうようなこともありますし、それから人数だけじゃなくて、成人の方の年齢、これも20歳なのか、45歳なのかとかいうようなことにもかかってきますので、世帯の人数による目安はいかかなものかなというように課の中では話し合ったところです。たしかに1.0という数値が収入額、需要額ですが、一般には馴染まないというようにところもわからないでもありますが、今のところ、町の取り組みとしてはこっちの方が妥当ではなかろうかと考えているところです。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう時間が迫りましたので、改正されるということで、ちなみに言えば、町田市で言えば、父、母、子、子、子、これで何人世帯、持ち家か借家か、これによってまたすぐにわかるようになっております。工夫をすれば十分可能なことだと思いますので。

それから、最後に要望しておきますが、教育委員会はどうも善意であれ、悪意であれ、何をやっているかわかんというのが町民の正直な声だと思うんですよ。何をするとところなんだと。今の制度自体が非常に矛盾を抱えておりますが、ほかの自治体、進んだ自治体では、教育委員会ですね、議事録がホームページで公表されております。大津町でもそのぐらいの熱心さと公開性を確保していただきたいと思います。人権を言うのであれば、もうちょっと私はこういうところに敏感になってほしいと思います。

次に移ります。今度は町長にお尋ねしますが、父子家庭にも公平な援助をするべきではないかということです。ご承知のとおり、母子家庭については、児童扶養手当、あるいは医療費援助など、不十分ではありますが制度がありますが、父子家庭については母子にはあっても父子にはないと。特に児童扶養手当はありません。国がやろうとしないからです。しかし、そういう中であって、自治体独自の施策が始まっております。大津町でもやるべきではないか。特に母子と父子を差別はいかんとやっているわけですから、少なくとも同じ条件で援助をするべきではないでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 父子家庭の支援関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、法的に何らの支援、保護もなされてない、強く元気に生きておられる父子家庭というようなことになりますけれども、大津町では21所帯、その中に親と一緒におられる所帯が主でありまして、父子家庭だけの所帯というのは1所帯か2所帯というような状況であります。それはそれとして、母子家庭との格差というのか、支援というのは、もう議員おっしゃるとおり、それなりの支援は何もなされてないと。ただ税法的にはいろいろ一緒に税の寡婦控除というものもございますけれども、それと別に1人親医療制度とか、保育料の減免措置はやっておりますけれども、おっしゃるように父子家庭についての児童手当とする、そういう国の制度上は今のところはございません。ただ町村については、これについては、県の方の確定でございますので、市においては市独自で国の補助をもらいながらやっておられるということで、中には父子の家庭について1市ぐらいは手当をやっておられるというようなことも聞いております。で、もちろんおっしゃるように男女共同参画の差別のない社会を目指すためには、やはり町としても父子家庭に対しての支援サービスを十分に行っていく必要があるかと思っておりますけれど

も、その父子家庭の生活状態、あるいはそういう原因状況をいろいろと担当の方とご相談をしたところ、なかなか状況が厳しいというか、それを支援をすることによって、それをあおり立てるというか、そういうような状況になりやしないかなという心配もしておるようでございます。これについては、本当に困っておるようなところの把握をしっかりしながら、それについて町単独で支援をしていくような方法も今後検討していかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。もちろん、それをかこつけていろんな形での離婚とかいろんな形をですね、創り上げるようなことになると、かえって子どもの教育上、いろんな形の中で問題が起きてくるのもありますので、そういうことのないようしっかりした家庭状況関連等を把握しながら、できるものについてはやっぱり検討していく、厳しい者の家庭についてはやっぱり検討していかなくてはならない大きな問題じゃないかなというふうに自覚をしておりますので、今後については十分担当部課との、部・課の方との十分な訪問活動をしながら検討をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津町と同じ名前前の滋賀県の大津市では、もう3、4年前から実施をなされているそうです。父子家庭もですね、昔と違って今は格差、貧困が広がっております。非正規社員、派遣労働と、そういう、男であっても低所得でワーキングプアで働かざるを得ないというひどい政治状況であります。今、流行の言葉で「とことん」と「じっくり」という言葉があるそうですが、私に言わせれば今、大企業や大資産家はとことん優遇されて、国民の側はじっくりいじめられていると言わざるを得ないと思います。差別がいかにということであれば、ぜひ早急に公平に扱っていただきたいと思います。

最後の質問をいたします。集中豪雨対策であります、いわゆるゲリラ雨と、ニュースの言葉にもなりましたが、集中豪雨が多発をいたしております。また、舗装やコンクリートによって都市型災害が増えてきているということでもあります、町内に入りましても、とりわけ宅地への浸水ですね、ざっと降って、5分でも宅地が浸水したら、そら大変なことなんですよ。そういう集中豪雨によって宅地に浸水が、水が入ってくる。あるいは通学路ですね。とりわけ室小近辺の通学路は、まだ未だに、あるいは楽善の対策は考えられていると思いますが、道路の冠水と。この点についてですね、担当部局で町内全域でちゃんと場所をつかんで把握をしているかと。雨が降ったときに見にいかんとわからんと思うわけですけど、その対象地をちゃんと把握をしているか。あるいはその対策について計画をきちんと立てているか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 集中豪雨関連等について、おっしゃるように宅地、あるいは下流流域における浸水関係の問題でございますけど、区長さんたち関連等とも情報ももらっていただいて、雨の降ったときとか、そういうときに確認をしております。住宅地関連の小林とか、あるいは高尾野とか、あるいはその西獄から下りてくるところの松古閑とか、いろんなところでの把握、そういう状況については検討し、順次対策というか、危険箇所の人命にかかわるようなところについては、十分測量設計などをしながら事業の載せて推進をしているところでもあります。もちろん、開発が進む段階におい

での地域においても、上流地域がそのままになった状況の中で、土水路というか、昔のそういうところを流れている関係が下流の開発によってそこに入ってくるとか、いろんな問題もあっております。そういうような開発関連等に伴うところの浸水関係についても十分担当課の方では把握しておりますので、開発の行為時にお願いするなり、あるいは自分でやっていくようなことを今検討しながら、測量とかそういう形の中で今、順次進めておるといような状況であります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後3時35分から再開します。

午後3時24分 休憩

△

午後3時35分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 皆さん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

まず1番目に、ワンルームマンションについてであります。このワンルームマンションというのは、一週間とか、1ヶ月間の短期滞在型マンション、これについてでございますけれども、まず最初は、ワンルームマンションという言葉、町の方で知っておられるか、そういう言葉を知っていらっしゃるか。

それから、それが大津町あるということを知っていらっしゃるかをお聞きいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ワンルームマンションということで、大津町におけることにつきましては、平成13年10月から平成19年9月竣工で、大津町には10棟の206戸のワンルームマンションがあり、というようなことが業者の情報紙に書かれてありました。また、大津町において、本当に賃貸住宅マンションというものが平成19年4月から20年の8月4日までの期間においても、建築開発関連等の行為申請に調査しました結果、共同住宅、アパートなどの件数が50棟の申請があっており、その中のワンルームマンションは14棟ということになっております。契約内容とか、そういうものについては、把握しておりませんのでわかりません。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） ワンルームマンションというのは、都会に多くありまして、基本的には部屋が1つしかない共同住宅ということでしょうか。地域によって、この定義が少し違っているようでございます。例えば、東京都新宿区の条例では、地階を除く階数が3以上で、ワンルーム型式の住戸で占有面積が30平方メートル未満、それから10戸以上ある共同住宅というふうになっております。その中身と申しますのは、ウイークリーマンションとか、マンスリーマンションと呼ばれるものでございます。そのウイークリーマンションというのはどういうやつであるのかと。これは、皆さん方はテレビ等でいろいろご存じとは思いますが、ここでちょっと述べてみますと、ウイークリーマンションとは、急な出張や旅行、赴任の際に最短7日間からご利用可能。それから、料理をしたい方にはうれしい全室キッチン付き、もちろん調理器具も標準装備、エアコンも各部屋1台完備、ホテルと

違って、自分流の生活が自由に表現できます。出張などの長期滞在にも低価格、簡単お手付きで大変便利です。こういったことが日本ウイークリーマンション協会のホームページに載っているわけです。じゃ料金はどれくらいお得かという、一般的なホテル宿泊料金は1泊6千円から1万5千円ぐらいであるけれども、ウイークリーマンションは最大で約3千円から7千円から利用できます。つまり、長期になればなるほどお得になりますと、こういったのがウイークリーマンション、1週間程度の借りるマンションと、こういうことでしょうか。それでは、そのウイークリーに対してマンスリーマンションというのは、これは普通、月極めということでしょうか、簡単に言うと短期型の家具付きマンションアパートのことです。2年という契約期間に拘らず、お客様の必要な期間で解約が可能で、しかも生活に必要な家具、家電付きですので経済的負担が少なく、環境にもとてもよろしいと。また、契約が長期になるにつれ、料金設定が安くなっていると。そういうことで、これは通常の短期に拘らず、これを継続しながら生活の拠点として利用されている方も多いと、こういうことでございまして、利用するにはリーズナブルで使い勝手がいいのですが、そこに住む人は、当然これは短期間ですので責任感、モラルなどでその近隣の住民の方とのトラブルが多く、東京都の各区では、ワンルームマンション条例が制定されております。例えば新宿区の条例では、建築基準として、自転車、自動二輪車、駐車場の設置に関する、それから管理に関する基準として、一定規模以上ある場合の管理人の駐在による管理などが定めてあります。そこで、今まで先ほど町長から説明がありましたけども、大津町にもワンルームマンションが大分建っているということで、大津町のワンルームマンションで町に苦情はあっているのか。

それから、今現在、将来的に東京都のようにワンルームマンション条例を制定するようなことは考えられたことがあるかどうか、お聞きします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ワンルームマンションとは別に、賃貸住宅関係等に入られた町外の方、あるいは大家さんが町外であるとか、そういう関係で地域に、新しい地域に住まわれて来られる方の区費の問題とか、あるいは区役とか、そういうものに参加しないと。区費でも町内費でも出してもらわないと、ほかの人が新しい地域に住んでいる人たちとの間の問題がこじれてくるというようなことで、どうにかしてくれんかというような区長さんたちからのお話も聞いております。そういう新興住宅地というか、そういうところが大津町の新興住宅だけならいいんですけども、アパートというものができてまいると、その辺での問題が多々出てくる。しかし、それが全部の方ではございませんけれども、おっしゃるようにそこ1ヶ月か、それぐらいの中で入ってこられた方とか、そんな方の問題もあるんじゃないかなと思います。そういうことにつきましては、いろいろと区長さんからの申し出により、大家さんや、あるいはアパート管理の方々をお願いしながら対応をさせていただいておったというような状況でありますので、そのような状況が今後起きる可能性は十分あるというふうには自覚しております。そういう東京都の23区の中における条例まではまだ考えたことはありません。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 今、町長がお答えになったのは、そのむしろワンルームマンションというより

も普通のアパートに対する新しい住民の方が入ってきて、それからその地域の方とのトラブルと申しますか、地域に参加しないというふうなことをおっしゃったのだと思うんですけれども、その今、そのワンルームマンション、ウイークリー、マンスリーというのは、そのやはりこれは熊本県の中でも一番、その大津に一番その関係が今後出てくるんじゃないかなと。やっぱりその本田技研だとか、ソニーだとかですね、富士フイルムだとか、それからこの中核工業団地あたりの長期出張者の方あたりは、当然こういうところに泊まった方がお得なわけでございまして、またしかも菊陽町と違しまして、大津町は都市計画上のいわゆる線引きがありませんから、アパート、それからこういうマンションを建てるには非常にその建てやすいところですね。そういうことから、今後これは当然この問題はクローズアップされてくると。私がこの次です、2番目の問題にもこれ関係してくるんですけれども、そういったことで、このワンルームマンションのそのそういった苦情なり、トラブルなり、その普通のアパートだけではなくですね、アパートももちろん大事なんですけれども、そういったことに今後注意して耳を傾けていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地域の環境、あるいは秩序を乱すようであれば、そういう状況になった段階については検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） それでは、2番目に入ります。ワンルームマンションが建っている地域のごみ出しの苦情についてということでございますけれども、大津町におきましても、新生町において、最近レオパレス21によるワンルームマンションの建設が相次いでおります。翔陽高校東側に昨年24戸のマンスリーマンションが建築され、入居されていると。また、同じオーナーにより近くの別の場所に10戸のワンルームマンションがまた建設中であります。

そこで、ごみ出しというのが全くそのデタラメで、ルールが守られず、同マンションのごみステーションは分別されなかったり、それから指定日が守られなかったり、いろいろな色の袋でごちゃ混ぜになっていると。収集車も収集できず、何週間も放置されたままになっている。悪臭を放っているのが実情であり、またレオパレスに雇われた方が来て整理をしているけれども、月に1回程度であるということで、このごみ出しについての問題、苦情、近隣からの、そういうのがあっていると。本来そのごみ出しというのは、誰の責任なのかということをもまず町当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） マンションの建設関連等については、またそういう詳しい資料については担当部長の方から説明させますけれども、例えば生ごみ関係は週に2回ぐらい収集しておりますので、1回目に違反であればステッカーを貼って持っていかないというような状況を周辺の地域ではやらせていただいております。そういうマンション的なところについては、ごみステーションをつくっていただいて、そういう管理の方法でやっていただいておりますし、ごみを出す責任者はまず本人でありますし、それがいかない場合は大家さん関連等に連絡を指導していただくというような状況でございます。これにつきまして、また今、状況の問題等につきまして担当の方でどういう指導をしておるか、

詳しいことはそちらの方からご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質疑にお答えいたします。

まず、翔陽高校の方に最近建ったマンスリーマンションのことにありましたけれども、今、大津町、先ほど町長からも説明がありましたように、大津町では今、先ほどレオパレスでいいますと10棟の206戸のワンルームマンションがあります。そのうちの1つが室の24、それから引水に2棟の32戸、それから陣内に1棟20戸、大林に1棟30戸、新に2棟34戸、これから森に2棟46戸、吹田に1棟20戸ということで、その業者だけでもこのようにあります。ほかの業者も含めるとさらにあると思っております。マンション棟といえますか、建設におきましては計画段階で大津町の開発指導要綱等によって事前協議を行って、ごみの一時保管所についても設置するように指導をしております。ごみの収集についてはなかなか難しい部分もありますけれども、一応計画シールを貼って、その場においてまた分別ができたらということで、その後回収しておりますけれども、なかなか難しい面があります。苦情等があった場合については、管理会社等に連絡をお願いしているんですけども、今後そういうひどい状況が出てくればですね、指導を徹底させていきたいということで考えております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 大津町の各家庭のごみというのは、大津町のごみ出しルールに則り出していくということになっております。燃えるごみ、それから不燃・埋立ごみ、資源物等をきちんと分別するという。それから、決められた場所、曜日を守るということ。それから3番目にですね、ごみは収集当日、朝8時30分まで出すということになっているわけです。ここでですね、各家庭、通常その長期的にアパートに入っている方も含めて、各家庭、もっと厳密に言うならば、大津町に住民票を持っていらっしゃる方というふうに厳密に言えるかどうかはわかりませんが、少なくともそういう方というのは、そういうふうに決められた場所に、決められた日時に、そしてその分別して出していくと。これはこれでいいと思います。

さて、じゃですね、話をくるっと変えまして、じゃホテルの宿泊客はどうなのかと。これはホテル側がまとめて業者に渡すということになるわけでしょう。各宿泊客がそのこういうごみ出しルールに則り、その一時保管場所に捨てていくとか、こういうことがないわけですね。だからホテルの場合はホテルが全部管理して宿泊客は処理するわけですよ。そこでまた、じゃウイークリーマンションとかそのマンスリーマンションの住民というのはどうなのかということですが、この方々は、まず短期滞在型ですから、大津町のその基本的なその住人ではないわけです。短期的に宿泊しているわけです。これは、ホテルの宿泊客と同じように、そのマンションを貸した人が管理人をおいて処理するというふうなのがその筋なのでしょうと私は考えるわけなんですけど、これで先ほど言いましたように、新宿区の条例においては、ある一定規模のそういうワンルームマンションを管理しているところは、常時その管理人を置きなさいと、こういうふうになっているわけです。そういうところはですね、さほど問題ではないと思うんですけど、先ほど出てきましたこの新生町のですね、問題は、その常時いるわけ

じゃないわけですし、時々なんか来られているというふうなこと。それから、それで、じゃその置き場所がですね、先ほどその中山部長から建築確認のとき指導している、ごみの一時保管場所をちゃんと決めて、そこに置きなさいというふうなことをですね、指導しているということなんです、だからその保管場所というのがですね、一体これは何を意味するのか。だから、例えばそのプラスチック類とかですね、燃えないものとかいうふうなものであるならば、保管場所に置いてあっても、そこを1週間に1回でもその管理人さんか何か来て、それを分別して、そしてまたそれが収集される時にですね、その場所に置けばそれで済むわけでしょうが、じゃその燃えるごみ、生ごみなんかどうなるのかという問題ですね。これをですね、その一時保管場所に投げ捨てられていったら、いわゆる役場が決めた曜日、それから時間、これよりもずっと前に置かれているということになり、悪臭がするのは当たり前であります。このとき、近隣の人というのは、それでその悪臭で困るというのは当たり前だけど、下手にですね、余所の敷地内にどこどこかか入って行って、それを取り除くということになりますと、今度は不法侵入になってしまいますから、これはまたいかんというようなことで、こういうことですね、非常に問題が起きつつあると、こういうことだと思います。

さらに、その辺がひどくなってくる、あるいは不平不満、あるいは苦情が多くなったときは、さらにその指導をしていくというふうなその中山部長の話があつたんですけれども、今のその指導の方法ですね、私が言いましたように、各個人がその一角、定められたその一時保管場所にその生ごみ等ただ投げ捨てて行ってそれでいいのか。いいわけないでしょうけども、そういうことがあつたと、あつていしたら、どのように指導されるか。あるいはその、現状を指導されるかということ。それからもう1つ、建築確認のときの、またその指導を今後どうされるかとか、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ごみの出し方でございますけれども、今、どうしても指導できない、どうしてもそういう問題が起きてくるというような形になると、マンション、ワンマンション自体のごみをですね、事業系ごみとして取り扱うかという問題があります。だから今、商店街においては、各自の商店街はそれぞれの業者に頼んで事業系ごみで出させていただいております。そういうようなことで、事業系と一般ごみの責任は町にございますけれども、事業系ごみとして取り扱うというような形にוותていくという方法も検討されます。それは誰が負担するかというのは、やっぱり大家さんなり何なりが入っている人から共営金をいただいて、それで対応していただくかというような問題も出てきはしないかなと思います。もちろんそれに関連して、やっぱり自然ごみとか、リサイクルごみについてはビン・カン、あるいはアルミ・古紙なんか段ボール紙とかいろんなものが今までは金になってきておりましたけれども、今後どのような状況になるかわかりませんが、そういうことをうまくリサイクル業者の方に出せば金になるというようなこともございますけれども、そういういろんな形の分別収集なり、そういう生ごみ関連についての出し方とかいろんなものは、これは今後事業系にするのか、せんのかという問題がありますけれども、これは法的な問題もございますので、その辺を検討しながら、できればもうワンマンションのようなものについては事業系ごみというようなことでやっ

てもらおうか、おっしゃるようにどうしてもいかなるときは条例でそのような形の取り決めをもっていくかというような状況になってきはしないかなというふうに思います。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 今、その非常に私が意図したのに近いような答えされたからあれなんです、先ほど申しましたように、ホテルとかですね、そういうことがそのいわゆる事業系ごみということになりますですね。だからそのそういうのを町の住民じゃ本当はないんですよと、一時的なその宿泊客というふうにして扱うならば、そういうふうにして事業系ごみというふうにつまえていくなれば、この問題は非常に解決に近づくのではないかと思います、じゃその辺ですね、その検討なり、調査・検討というのをですね、その今後、町長の説明でも大体その大ざっぱにはわかったんですけど、今後ですね、そういう調査・検討をはっきりと町長が指示されるかどうかをちょっとお聞きします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 菊陽とか合志とか、そういうところもそういう問題、全国的な問題だろうと思っております。そういうところを研修しながら、そして環境保全組合を主体としたところでのこの地域のごみ出し関連等について、今後についてやっぱり十分その辺が事業系であるかどうかということとをしっかりと検討しながら、今後についてはそういう問題解決に向かってやっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 3番目に入ります。これは、今の2番目の問題と非常に関連してくるわけですね。ごみ処理は、町民1人当たり1万5千円かかると、こういうことですが、大体そのマンションのオーナーは、町外の人が多く、その固定資産税はそのマンションを通して払っているということになるんですが、住民税というのは納めてないことになりましてね。住民税は納めてないわけですから、そのごみを袋に入れて出すということだと、このごみ処理あたりの町民1人当たり1万5千円というのが非常にその不公平な扱いになってくるということで、その辺をどう考えていらっしゃるか。先ほどの町長の答弁にも非常に近かったから、その辺も含めてもう1回お願いしたいと思えます。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ワンルームマンションにお住いの方というのは、おっしゃるように住民票もない。その間、一時的に大津町に住んで企業関連等で頑張っておられる人だろうと思います。そういう方につきましての住民税はもちろん払っていない、じゃごみ代はどうするかというようなことですが、まずは大津町に住んで、大津町はいいところだなというような気持ちが生まれてくるだろうし、またそういう中で大津町で買い物をしたり、遊んだり、いろいろすることによって、別な金が落とされるんじゃないかなと。それが周り回って、大家さんなり店に所得税の基礎となるものになってきはしないかなと。あまりその辺は深く考えないで、そういう思いでしっかりと金を使っていたら、単身、あるいはそういう家庭の家族の方々に迷惑がかからない程度、大津で楽しんでいただけるような形になってくれればいいんだなという思いをしております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） そういうワンルームマンションに入られる方、またそのごみ出しの問題等において、近隣の方々に迷惑がかかると、かかっているというふうな問題は、そのそれとして、またその一般ごみから事業系ごみというふうなことで考えていきたいということでありまして、じゃその3番目のその1人当たりのその、町民1人当たり1万5千円と、その辺の不公平の問題というふうなことについては、その町長の考え方は、それはあるけども、しかし余所から来て、大津町で金を使っただけ方ではないかということで、それは皆、大目に見ようじゃないかと、こういうことだとおっしゃいますが、その辺については、これはいろんな考え方の違いで言われることも私は十分わかります、それは。ということで、先ほど述べられましたように、ごみ等の問題についての処理については、またそういつて検討をお願いしておきたいと思います。

次、4番に入ります。「君たちに伝える言葉」の発行についてと。太平洋戦争後、60年以上が経過しました。戦前派、戦中派、戦後派が混在するのが今日であります。大津町の若者も生きていく目標が定まらない人が多いと。今こそ戦後の混乱期を生き抜いてこられた年輩者の苦勞の体験談を「君たちに伝える言葉」という本にして後世に残すべきではないか。親を亡くしたこと、子どもを亡くしたこと、シベリアに抑留されたこと、子育てが大変だったこと、そしてそのときどんな希望を持って生き抜いたのか。ただの教えよりも実際の体験談は人の心を動かすということで、これは教育委員会にお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

坂本議員がお話いただいたご提案については、大変貴重なご意見と思います。戦後63年が経過し、当時の方々も80歳を超えた方々ばかりとなり、大変高齢化が進み、貴重な戦争体験を持った方々が少なくなりつつあります。日本は戦後、急速な経済成長を果たし、豊かな日本国になりましたが、今の私たちがあるのは、戦争で多くの若者たちが命を落とした多くの犠牲の上にあることを忘れてはならないと思います。そういった意味で、いろいろな戦時体験を持った方々の記録を残すことは、私たちも最も大事にすべきことだと考えております。戦後63年という歳月が過ぎ、この間、終戦記念日、沖縄の日や広島、長崎の原爆記念日などを迎え、その都度、あるいはあらゆる機会に戦争の悲惨さや多くの若者が戦地に命を落としていったことなど、様々な体験が綴られている図書や映像等により、公私の別なく語り継がれてきております。私は、鹿児島県知覧町の特攻記念館に何度か行ったことがあります。特攻に命を落としていった10代、20代の若者たちの手紙や書画等を見るだけで、何と優秀な人たちが命を落としていったことだろうと涙なしには見ることはできませんでした。平成9年に大津町傷痍軍人会の小西様も、戦争の反省と平和の願いと題して27ページの記録を残しておられます。その冒頭に、菊池郡傷痍軍人会で戦争の体験者として、それを次の世代に伝える語りべの役割をしてもらいたいと頼まれたと書いておられます。また、菊陽町老人クラブ連合会で刊行された「我らを踏み越えて羽ばたけ」に貴重な記録が綴られていると紹介されております。それから10年以上が過ぎ、先ほど申しましたようにならぬ高齢化が進んでいることを考えますと、これから大津町に

在住する戦争体験を持った方々の体験談を本にまとめるということは、人選をはじめ口述されたことを文章化し、内容構成をどのような形にするかなど、相当の労力と時間を要することとされます。我々行政の手ではなかなか困難な作業ではないかと推察されます。奈良県にはNPOの戦争体験保存会なるものがあり、戦争参加者の実体験の声を記録し、映像、音声資料及び関連資料を作成するような団体等ができれば、ぜひ支援できればと考えております。

これまでこのような数多くの歴史的資料等が存在することを考えますと、今から記録をつくって記録に残すことよりも、それらを活用することも大切ではなからうかと思われまふ。生涯学習関係では、町内の小中学校と保護者が連携して企画する家庭教育関係の講演会や学習会等の支援を行う講師派遣事業を実施しており、戦争体験を持った方々にもお願いすることもできると思われまふ。

また、図書館においても優れた図書等が備えられているとおもいますので、今後そういうものの充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） その教育長の答弁された中身についてですね、戦争とかいろいろ出てくるんですけども、私がこのここで質問というか、提案しているということについては、必ずしもその戦争の悲惨さだけを言っているわけじゃないんですが、例えばですね、昔ですね、今はわかりませんが、昔、小学校の修学旅行は長崎に行っていました。それから中学校の修学旅行は広島というのが多かった。これは、そのいわゆる反戦教育の一環であると、私はそう認識してはいたけどですね、自分でPTAの役員してはいて、そういうふうに見ておりました。その子どもころですね、そういうふうにして戦争の悲惨さというふうなのを教える、その言葉で言うんじゃなくて、その写真等で見せるその残骸とか、あとその戦争の爪痕を見せるということは、その小さいながらもそれが強烈に焼き付くと、それはそれなりに立派な教育だと思います。だけど私がここです、また違う観点から言っているのはですね、今その全国でその自分で命を落とされる方が3万人を超えているということなんです、しかしですね、そのなかなかその戦争から引き上げてこられた方、それからそのいろんなですね、その子育てに大変な目に遭われた方、それから戦争で父親を亡くされた方等々についてはですね、やはりですね、たくましくですね、生活されてこられた方々が多いと。それは一体何なのかと。今の若者というのは、結局そういう何となくそのたくましが足りない。何なんだろうかと。やはり私はですね、生きるということは、その小さくてもいいから希望とかですね、目標がないとですね、そのなかなか生きられないんじゃないかと。だからその私はそういうあれじゃないからわからないけども、ある人が大金持ちになりましたと。お金は1千億円も2千億円も持ちましたと。さあ、あと何するかと。今日は何するかと。結局、いろんなことやっているうちに希望、目標がなくなってくると、どんなにですね、お金だけ持っても生きるということは困難になってくると。生きるその活力というのが失われてくるんじゃないかと。それよりもですね、先ほど言いましたように、この4人の子どもを如何にして育てるか、目標という、希望というのは、ただただ4人の子どもを育てるということ。それからその先ほど言った戦争で親を亡くされた方は、ただただ自分が生き抜くということ、そういうことをですね、小さいながらも目標にされてこられたらたくましく生きてこられ、そしてまた今日

のですね、日本を創り上げてこられたんじゃないかと、こういう観点からここに「君たちに伝える言葉」という言葉を使って私はこの提案したわけですが、やはりその言葉というのは人に教訓なり、それから教えを、あなたはこうしなさいよ、これはだめですよというよりもやっぱりですね、物語形式、それから体験談というのが、やっぱり人の心を動かしますですね。非常にその皆さん知っているあれだけでも、例えばイソップ童話、イソップ童話の中に「金の斧」というのがありまして、木こりさんがその斧を川に落として、神さんが出てきて、これはあなたのかというふうにして金の斧出したら、違うと。じゃ銀の斧、これか、違うと。本当の斧出したら、それですと、あんたは正直で立派だ。ただただですね、人間正直であれというふうなことを教えるためにこういうイソップ童話みたいなのがあって、物語的にですね、小さいころから教え込んでいく。ただ正直であれ、正直であれ、そういうことじゃなく教えていくということは非常に大事なことじゃないかというふうなことで提案したわけですが、昨日ですね、こういったですね、そういう本ですね、体験談あたりがですね、教育委員会のどの仕事に当てはまるのかなということで読んでおりましたけれども、なかなかこのやつというのは、公民館活動か、あるいはその大津にはないけど博物館ですかね、その辺じゃないとなかなかできないかなと。やはり教育委員会というのは、その学校管理が主な仕事でありまして、社会教育というのがあります、そのやはりそんなにウエイトは占めておりませんから、やはり教育長がおっしゃったようにこれを発行していくというのは無理なのかなというふうな気もしたわけですが、しかしながらそういった教えをですね、そういった体験談、そういったものを今後校長先生でも通じて学校教育にですね、反映させていく。先ほどありました、誰々の書いたその体験談がありますとか、そういったことを小学校の校長先生なり、中学校の校長先生などを通して、その学校の図書館等に置くとかですね、そういうことは教育長、考えございませんか。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 生きるというようなことでお話もありましたが、実は私の父も戦争に行つて、終戦のときに中国に行っていたような話をしておりましたが、横浜で丁度自分が乗って帰る船がマラリアの患者が出たので、船から下りることですね、あれを2ヶ月間ぐらい待たされた。ほかには、私、灰塚におりましたが、もう多くの方が帰ってこられるけれども、うちの父だけがその船に乗っておった関係でなかなか帰ってこなかったというのを小さいながらも聞いて、今もまだやっぱり覚えております。確かに、ものすごい体験をした、またものすごいことを聞いたりすると、本当に小さいときでも、その記憶というのは残っているものです。ただ親父が戦争の中の体験というのは、ひょっとしたら私に話したのかもしれませんが、私にはほとんど記憶、残っておりません。そういう意味で、父がどんなふうな形で帰ってきたかという、議員、さっきおっしゃいましたように、私一番末っ子なんです、4人の兄弟、親にすれば子どもになりますが、この子たちを何とか自分の力で立派に育てようというような強い気持ちがあったから帰ってきたのではなかろうかと思ひます。そういう、うちの父と同じように戦争に行かれた方、たくさんあると思ひますので、そういう方々が、自分はこうだった、ああだったというのがもしあれば、それを少しでも、なかなか文章化するの難しいかもしれませんが、そういう聞き取りができれば機会を見つけて聞き取られればいいことではなかろうかな

と思っております。そして、そういうのが社会教育の中の、うちでは今、生涯学習の方が担当しておりますが、まとめるというようなことができれば、議員がおっしゃいますように大変私としてもいいことではなかろうかと思っていたところです。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 教育長、まとまったやつをですね、例えば学校の図書館等に置くというふうなことをお聞きしたわけですが。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） もしまとめることができたならばということですが、もしまとめることができれば、これは素晴らしい資料だと。

○6番（坂本典光君） ちょっとそうじゃなく、今までその書かれた、小西さんとか何とかあるとおっしゃったでしょう。だからそういうのをですね、できたやつを図書館、校長を通して小学校、中学校の図書館に置くというようなことを言ったわけです。

○教育長（宮崎廣行君） はい、ぜひそのようにしていきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 終わります。

○議長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時25分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

大田黒英生君。

○ 8 番 (大田黒英生君) 改めまして、おはようございます。8 番議員、大田黒が一般質問を行います。

2 点について、原油価格高騰による農業経営の危機、そして 2 つ目が歴史ある地蔵まつりを消してはならないということで、2 つの点について一般質問を行います。

未だかつてない原油の高騰になり、大変なときを迎えております。今月に入り、ややガソリン代も下がったように見受けますが、この高騰は農業関係者のみならず、漁業、運送業など、すべての職種の人々に大変な危機をもたらしております。大津町民はもちろんのこと、国民一人一人が大変なときに立たされているのが今の時期ではないでしょうか。まず、この高騰によって漁業者の方々が一斉に漁を休むという行動で危機を訴えられました。JA におきましても、全国各地で原油高騰危機突破大会などが開かれ、町の農家の方々におかれましても、ガソリン代、肥料代の値上げ、畜産関係におきましても、トウモロコシ等の飼料作物がバイオエタノールへの移行のため餌代の大幅な値上げと、耕種農家におかれましても石油製品でありますビニールの値上げでビニールハウス等による野菜生産農家の方等、大津町におきましても特産品であります唐芋の「掘り出し君」、それら絶対使用しなければならないのがマルチビニールです。そのマルチビニールも大幅な値上げで、唐芋生産農家の方も大変ではなかろうかと察しております。この今の危機というものは、大規模農家ほど大変ではないかと私は察しております。昨年暮れの、確か 1 2 月だったと思いますが、中国産の毒入り餃子事件、未だに真相究明がなされていないようではありますが、それらがまだ片づかないうちに、もう既に皆さんもご存じのとおり、工業用輸入汚染米の、工業用としか使われない米を食糧として横流しといたしますか、そういう事件も発生し、本当にこの 1 年間で日本の食の安全性というのは全く失われてしまったと言っても過言では私はないと思います。

そういう中、日本の食の安全性を 1 0 0 % 求めなければならない今であります。この大切な折り、原油高騰という事態になり、それを望むことも非常に難しくなってきたのが現状ではないでしょうか。反対に、農家の方が離農しなければならない状態になり、しないかと非常に危惧をしております。お

先真っ暗に町の基幹産業でもある農業です。今9月定例会におきましても、飼料燃油価格高騰危機対策費として、利子補給93万7千円が計上されていますが、それ以外にも何らかの手助けがないかということをお聞きしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。

大田黒英生議員の原油価格の高騰による農業経営の危機についての一般質問につきましてお答えいたします。

議員おっしゃるように、世界の経済は、まさにアメリカ金融不安のために大変な状況を迎えております。そのアメリカ経済の世界を引っ張っていく力というのが各国及び日本の国においても不安な状況を抱えているのは、もう確かでございます。そのような状況の中でいろいろとご相談がなされておる原油産出国との話し合いも不調に終わって、そのような中におきまして、原油高騰による飼料、肥料その他、多くの農業のみならず、一般生活にまで大きな影響を及ぼしております。

そういう状況の中で、今、農業関連等につきましても大変な状況の中に、国の施策もそれなりの対応をされております。その中で、県も国に準じての対策をされておる、その中で、大津町においても国・県とともに飼料燃料価格高騰緊急対策資金というような利子補給補助金としての基準金利の3.15としての県と町での1.18を支援するというようなことで、今大津町においても93万7千円を今議会に提案しておるところでもあります。さらに、水田経営所得安定のために、集落営農組織関係における農業機械を購入する場合の補助金、大津町におきましても国・県の3分の1の支援ということで1千759万2千円を本会に提案させていただいておるところでもあります。そのほか、JAをはじめとする関係者との対策を今後検討していかなくちゃならないし、また農家自身におきましても自給飼料の作付けなど、自助努力されておられ、そういうことにつきまして状況についての把握を現在行っておりませんので、そのような状況の報告について担当部長の方からご報告をさせながら、今後の検討を考えていきたいというふうに思っております。そのために、担当部長より状況を報告させていただきます。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。

農業経営の危機突破ということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、肥料となる現状といえますか、尿素、リン鉱石、あるいは塩化カリなどの、これらは限られた国によって生産されているところでございます。高騰を続ける原油、飼料、肥料などは非常に関連しており、世界的規模で推移しているところです。国内におきましても、農業のみならず消費者物価の上昇など、社会一般に影響を及ぼしています。世界市場に振り回されている日本の農業が今までにない不況に立たされていると認識しているところです。農業において、国は飼料燃料高騰に伴う緊急対策として数々の対策を打ち出されております。しかしながら、農業経営が急激に改善に向かう速効性のある対策に至っておりません。県においても同様な対策を講じておられるところでございます。

対応策につきましては、町長が9月の議会に提案をされているということでございますが、現状を申しますと、既にJA菊池では、経営危機突破ということで2億8千万円の支援対策が打ち出されております。そのうち燃料の価格等の抑制策について1億3千万円、また畜産の配合飼料などの1億円、肥料などの対策として2千700万円などがございます。町も細部にわたって生産者団体との間で、今回の事態に対し協議を重ねているところでございます。大津町全体を配慮しつつ、引き続きJAをはじめ国・県の動向を見ながら早急な独自対策に検討を重ねていかなければならないと思います。

○議長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 私はこの質問に際し、酪農家の方と、そしてまた和牛繁殖子牛生産農家の方のお話を伺ってまいりました。酪農家の方は、搾乳牛が115頭、肥育牛60頭で経営されており、和牛の子牛生産農家の方は黒毛和牛、赤毛和牛を合わせた42頭で経営をされておりました。そしてまた飼料、肥料の面についても、JAと畜産農業協同組合にもお伺いして話を伺ってまいりました。農家におかれては、両農家とも購入えさをできるだけ減らすようにということで、自分の畑はもちろんのこと、他人の方の空いている畑があれば借りて牧草を植えられ、そして牛の体調管理も今まで以上に気を遣い、それは当たり前のことでありますが、トラクター等の修理も今まではメーカーさんにポンと出していたのをできるだけ自分でやって、もうできないとき出しているということも話されておりました。そして畜舎の電灯の消灯にも気を遣い、大変な努力をされておるということで、そしてまたもう自分たちの自助努力ではどうにもならないようですよという話もされました。だからといって、餌が上がったからといって牛に餌を半分の量に減らすわけもいかないということで非常に困っておられました。飼料代、肥料代は、皆様方にも、議員の方々には資料として配付しておりますが、肥料におきましては、畜産農家の方がよく使われているオールラウンドという肥料があるそうです。それが20キロ入り1袋入りであります。今年6月時点で1千218円だったのが9月現在で2千573円と、その差額は1千355円となり、6月の売値よりも倍以上の高くなっておるのも事実です。ただ単に1千355円と計算しますけど、酪農家の方、アール当たり1俵、例えば1俵使われたとして1千355円、酪農家の方々には5町も6町も見えられますので、相当の金額の値上げとなっておる、負担となっております。ほかの肥料にしても、最低700円から1千円以上の値上げとなっております。飼料代におきましては、昨年より四半期ごとに酪農家の方のお話によりましてトン当たり500円ずつ上がっているということで、和牛生産、子牛生産農家の方におきましては、熊畜特用という繁殖用の飼料がありますがこれも20キロ入り1袋が3月より134円上がり、現在では1千421円となっております、トン当たり6千700円の値上げとなっております。

一方、入荷子牛代となりますと、入荷については昨年暮れよりキロ当たり10円の要求をしておるところでございますが、今年3月に3円上がっただけで、あと何の音沙汰もなしということでありました。

和牛子牛におきましては、赤牛は今年の1月、市場での平均価格が30万1千739円が今9月の市場のおきましては24万4千962円です。その差額、1月との平均からしますと5万6千700円の値下げ。黒毛和牛におきましては、1月で50万6千903円だったのが、今9月は42万9千

188円で、1月の平均価格と比べますと7万7千715円の大幅な、両方とも大幅な値下げとなって大変苦しい状態ということでございました。

このたびは酪農家と畜産、赤牛和牛のその生産農家の方のみしかお話を聞くことができませんでしたが、養豚農家の方にしても、また肉牛生産農家にしても同じだと思います。

そして私、一番この畜産関係で危惧するのは、大規模畜産農家同士で連帯保証人となっておられるというのが一番危惧しているところでございます。もし、1件の農家の方が廃業、つまり倒産ですね、倒産という事態になったならば、芋づる式に倒産となり、本当にこの大津だけではなく、もう全国の畜産農家はそういう形態を組んでおられると思いますので、本当に畜産は私は大きなピンチというよりも、もう破壊してしまうのじゃないかと危惧しているところでございます。

そして、この場で町長にひとつお願いというか、決断していただけるかと思うことは、こういう状況ですので、畜産農家の方々の畜舎の固定資産税の減免措置というのは考えられないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） それぞれの農家におきまして、大変ご苦勞をかけて、それなりの努力をされておるということでございますけれども、我々につきましても、心痛む思いをしておりますけれども、国が持久力強化向上総合対策ということで、農水省関係の予算で3兆円近くの要求をされるようでございます。水田等の有効活用促進対策の一環としての米のふんや飼料米などの自給率向上に役立つ戦略、作物を受け付けた場合に助成金を交付する制度を創立されたり、あるいは地域づくり、産地づくり交付金を見直しながら、自給率向上の観点から用途を重点化する産地確立交付金なども計上されると聞いております。耕作放棄地など緊急に解消するために再生利用緊急対策交付金など、自給的な総合的な支援を行うということも言われており、また原油や肥料、飼料の価格高騰対策にも力を入れられ、倍増にあたる1千402億円などの計上もされるなど、燃料や肥料の使用料削減に取り組むグループに対する支援措置というのを新たに高ずるといような国の政策関係も来年度予算要求の中でされていかれると。国についても、大変なその辺の心痛みの中での予算を配置されるというようなこととございますし、町・県についても国に準じたその補助裏についても検討をしていかなくちゃならないことになっておると思っております。そういう意味におきまして、一時的な固定資産税減免というようなことについてもいかがなものかと思っておりますので、今のところ農業経営状況を十分把握しながら、新たな農業経営の支援に、そちらの方に力を入れていくのが本当の筋道じゃないかなと思っておりますので、固定資産減免等については今のところ考えておりませんので、今後については十分担当部長の方に把握をさせながら、どういう状況であるというようなものをしっかりと捉えながら支援を考えていく方向を関係、JA共々と検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 国・県もいろいろな方策を採っておられますが、この大津の農業がこれからますます衰退することなく栄えるよう、ひとつご尽力をお願いいたしまして、2つ目の質問に入りたいと思います。

私たちの住むこの大津町も年間を通して、まず祭り、催し物につきましては、大津の市、つまり飴市にはじまり、つつじ祭、新しく始まった本田技研南通りのさくら祭り、そして地蔵祭、そしてその年の最後を締めくくるからいもフェスティバル等の祭りがあり、町民はもちろんのこと町外の人々も楽しみに心待ちにされている祭りが春夏秋冬を通じてありますが、先の8月に催されました地蔵祭りについてお伺いしたいと思います。

まずこの地蔵祭りについて調べてみましたところ、藩政時代、天明年間に悪い病気がはやり、多くの死者が出て、また上井手で遊泳し溺死した、それを弔うために鶴口付近で始まった祭りの催し物のようであります。歴史的にすれば350年以上の長い歴史のある、伝統ある文化であることがわかりました。この歴史ある、長い伝統文化を私たちは後世に残す責任と、私は義務があると思います。またこの大津の地蔵祭りも、宇土の地蔵祭り、宮原の地蔵祭りとともに、熊本三代祭りの地蔵祭りとなっているようであります。この宇土の地蔵祭りにおきましては、市行政の商工観光課が主催となっております。宮原の場合も同じようでありました。このような背景の中の祭りですが、今年も町内外の多くの方が浴衣を着て、うちわを片手に交通規制がなされた、交通事故の心配もなく町中の催し物を見たり、裸電球の下の出店の金魚すくいに興じたり、大変楽しみにされていたのではないかと思います。今年残念ながら昨年の祭り終了に発生しました町外の若者のための暴動のため、大津警察署よりの強い祭り自粛要請のためだったと思いますが、今までと一転した姿でこの地蔵祭りが催されました。この大津署よりの自粛要請は、昨年の祭り終了後の暴動の発生のためと思われるのですが、その点もひとつどうだったかということをお伺いしたいと思います。もしそうであったとするならば、私は、それは警察が明らかに暴力に屈したと思わざるを得ないと思います。警察はそういう暴力を未然に防ぎ、そしてまた発生したらそれに速やかに対処するのが警察の私は仕事だと思っておりますが、それは確かに祭りもしないで、何もしないで人を集めない方が、それは何も起きないのでこしたことはないかと思っておりますが、この伝統ある地蔵祭りを残すためにも、ぜひそういう事故の心配があるかもしれませんが、私はするべきだったと思います。今までどおりの地蔵祭りです。警察は、私はそういう事件が発生するのを未然に防ぎ、問題が発生したら対処するということが私は警察に与えられた任務と思っておりますが、その点は町長はどのようにお考えか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

私も当日参加させていただきましたが、まだ真夏の太陽の降り注ぐ中の様変わりした地蔵祭りに残念がられ、来年は元のようにした方がいいですよ、また来年もこの時間帯から7時までの祭りならせん方がええばいたという町民の方もおられました。今年の地蔵祭りに対する町長の考えをお聞きし、また来年以降についても今年のような形で行うかのお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 由緒ある三大祭りの大津町における地蔵祭りでございます。議員おっしゃるように、つつじ祭り、あるいはこの地蔵祭り、そして秋のからいも祭りというような祭りは、大津町の三代祭りの1つと言われております。そしてまた、時代の流れによっていろんな地域の変革に伴いまして、祭りも変わってきておる、あるいはイベントをしなくてはならないような状況も出てきておるようでございます。もちろん、大津の飴市というのも大変賑やかな祭りでありましたけれども、こ

これは今、寂しい思いをし、一部の露天商の皆さんによる大津の旧小学校跡地で細々とやっておられる寂しい思いをするわけでございます。やはり昔、あのサーカスが来たり、動物が街中を歩く、そういう幼いときに見たあの思いが、今はひとかけらもないような状況で寂しさを覚える。祭りというものは、やはり子どもや大人たちと、その思いを感じる喜び、感動の中で、大津町大好きな人間に育ってくるものと。そういう意味におきまして、祭りというのは大切なものであるというふうに思っております。今後につきましても、大津町の二輪の町としての祭り、そういう中で、本田の南の桜どおり、あるいは今後行われるであろう二輪の祭りも検討されておるといふふうに聞いております。それぞれの地域においても、村の鎮守祭りをはじめとする歴史・文化の中でのそれぞれの行いが行われておりますけれども、議員の言われる地蔵祭りについては、昨年の祭り終了後におきまして、一部の心なき若者によりましての事件でございまして、今までなかったこととございまして、警察の対応についても予測されない事態であったかと思っております。

そういう意味におきまして、警察についても実行委員会の方と、役場の方ともいろいろと警察と相談はしております。そのような事態を未然に防ごうということで、今年は覆面パトをはじめ、パトカーを備えた15、6台の警察の警戒態勢もなされておるようですし、駅周辺の中でやられたことを私も祭り後、確かめて確認をしたわけでございますけれども、何ら今回については問題はなかったようでございます。しかしそれは議員心配されますように、夜の祭りでなく昼の祭りであったということが、そのような事件が起こらずに済んだのではないかなと思っております。

そういう祭りごとにつきましましては、やはり今後地蔵祭りの実行委員会の方でいろいろと検討を重ねていかれるだろうし、今後についても関係機関と十分ご相談しながら、元の祭り、素晴らしい祭りが今後計画されていくものと確信をしておるところでもあります。そういう祭りは、一部の実行委員会だけでなく、多くの方、一人一人の人たちが見ることだけでなく参加する意義があるんじゃないかなと思っております。そういう意味におきまして、町民、あるいは地域、総上げてやり、この祭りというのはつくっていかなくちゃならないものというふうに思っております。

我々もいろいろと反省する中で、実行委員会お任せのところのもあったんじゃないかなという思いもするし、その実行委員会の後継者の育ち方とか、いろんな形についても反省をさせられるところも多々あります。明日の観光の方でもからいも祭り、つつじ祭りと、知恵を出し、汗を出して、現在の大津町の祭りとして定着をし、からいも祭りにつきましても産業祭を1本にまとめたこの大津町の大きなイベントの中で、やっぱりそれぞれの人たちが継続するためにいろんな知恵を出しながら、協力しながらやっておられる、そのような祭り。そういう地蔵祭りになっていただけるものと確信をしながら、今後については関係機関、あるいは地域の皆さん、そして町民一人一人の人たちがそのような気持ちでこの地蔵祭りに取り組んでいただけるよう、大津町としても働きをかけながら素晴らしい祭り、そしてそこに参加する人たちの心いつまでも残るような、そして大津大好きな人間に育ってくるものを願って地蔵祭りを継続していかなくちゃならないというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 私もこの実行委員会というのがどういう人たちが、どれだけなっておられる

か、ちょっと詳しいことは知りませんが、県下いろいろな祭りを調べてみましたところ、大部分が、やはり行政、商工観光課とか産業課というのが主催となってやっておられますが、おられるところが非常に多いのを見受けましたが、この地蔵祭りを、これだけ長い伝統ある地蔵祭りですので、町の商工観光課とかなんとかの課で主催というふうにはいかがなもんかと思いますが、町長にその点をお伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大きい祭りを今、やらせていただく中で、大津町明日をつくる観光の皆さんでやっていただいております。そういう意味におきまして、地蔵祭りを大津町を町、行政の中の観光振興課でやるというようなことは一切考えておりません。ただ、実行委員会の中に入りながら、その中でのお互いの意見・知恵、そういうものについての支援関係等については連携を取りながらやっていかなくちゃならないというふうに思っております。今、地蔵祭りにつきましては、実行委員会は大津町の商工会の方でやっていただいております。これは、商工会の歴史というものがずっとありまして、そういう中での商工会という形の中で流れがそういうふうに来ております。先ほど申しましたように、商工会の皆さんの若い後継者の方が不足しております。青年部についても商工会青年部は7、8名しかいないというのが現状でございます。そういう後継者のいない商店街の皆さんの高齢の人たちが2日も3日もかかって祭りをやっていく状況も大変厳しい状況にあるのは確かでございます。そういう意味におきまして、今後の祭りについては、先ほど申しましたように、みんなでやる祭りとしての検討を進めていくというような形に考えておりますので、町観光課独自でやるという祭りは一切考えていないというような状況でございます。

○議 長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8 番（大田黒英生君） これまでこの祭りに対し、至るところに子どもの方たちが地蔵さんを囲んで、小屋をつくって楽しんでおりましたが、今年はなんか小屋も立たない地区があったということをお聞きしております。ということは、やはり1日で終わってしまうから、手間暇かけて小屋づくりもせん方がええという風潮になってきているような感じを私は非常に見受けます。もうそういう風潮になってきてしまったらば、もうそれこそ本当にいつの間にか自然にこの地蔵祭りは消えていきはしないかと非常に危惧をしております。どうか、本当に町を中心としたひとつ新しい実行委員会をつくるならば、再編をした、町長も前にどんどん出てもらって、新しい地蔵祭りをひとつこれからつくっていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。10時45分から再開します。

午前10時35分 休憩

△

午前10時46分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。1番議員、鈴木ムツヨが通告順に従いまして町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

1 問目、住民登録について

2 問目、食の安全確保対策はどうなっているかについて

町長、教育長にお尋ねいたします。

全国の100歳以上の高齢者が9月末時点で過去最多の3万6千276人にのぼり、うち女性は86%を占め3万1千213人、男性は5千063人と厚生労働省の調査で判明。全体では昨年を3千961人上回っており、県内では864人で、人口10万人当たりでは47.26人で、全国4番目の長寿県となっています。熊本県は、暮らしやすい県なのでしょう。最高齢者や100歳到達者には県や国からの記念品が贈られ、また県は100歳以上の長寿を楽しむ高齢者を表彰する制度を今年創設されました。これから100歳までの道のりを無限の可能性に向け、先人を見習いチャレンジしていきたいとの思いを強くしたニュースでした。100歳以上の皆様、おめでとうございます。

1問目の質問、住民登録について。大津町は人口3万人を突破し、大変喜ばしいことですが、しかし、昨日の質問にもありましたが、住居を移されていない人たちが近所にもおられます。1つのマンションは、ほとんどの人が住所を移されていないようです。引っ越しを度々見かけるわけではありませんので、短期の滞在ではないと思われます。住民基本台帳法の22、23、24条で、転入・転居・転出の届出を14日以内に市町村長に届けなければならない。3条の市町村長の責務で、市町村長は、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な処置を講ずるよう努めなければならないとされています。大津町に住居を構えて住民登録をされていない人たちがおられることについてどう対処されるのか、町長にお尋ねします。

また、区や組に加入されていない人たちへの対応はどうされるつもりでしょうか。区や組は任意加入ですが、加入している皆さんは共助の精神で毎年緑の羽、日赤社協費、消防費、敬老会負担金、スポーツ振興会費、大津町社協会費、共同募金、十五夜綱引き寄附金等、約3千700円の出費をしています。そのほかに、組の取り決めにより出費をしています。奉仕の精神では、環境美化の日の町内清掃作業、消火訓練、防火訓練等に参加しています。アパートの方も清掃作業や消火訓練、防火訓練等は、ぜひ参加された方が周りの環境がわかるというメリットがありますが、まず参加はありません。

防災は、自らの安全は自ら確保する、自助の意識を高め、地域の防火意識をはじめとする共助のシステムに積極的に関わりを持つ、自分の住む地域で考えられる災害の種類と危険についての認識、また災害初動期の対応、自宅からの避難ルート、地域の連絡網など、具体的な手段についても自らが十分に認識する。地域では、災害を想定し危険箇所、個人の備え、地域組織の役割などを記載した地域のための防災ハンドブックを作成することや共助のシステムである地域防災づくりとその中における各々の役割の明確化などが重要とされています。災害が起きたときに、区や組に加入されていないと周りの人たちへの情報がなく、共助の精神も発揮されない危険があります。

大津町まちづくり基本条例が制定されようとしていますが、この中の基本原則で情報共有の原則、

まちづくりは、町民と町が共に一体となってまちづくりに関する情報を共有して行うものとしています。参画の原則、まちづくりは男女がともにその個性と能力を発揮し、町民の意思を反映させるための町民の参画を得ながら行うものとし、コミュニティ、町民はまちづくりの重要な担い手であるコミュニティがまちづくりにおいて果たしている役割について理解を深め、協力するとともに、コミュニティやその活動に積極的に参加するよう努めるものとし、まちはコミュニティの実勢及び自立性を尊重し、町民との相互理解を深め、その活動を促進するため支援することはできます。条例の目的は、時代を担う子どもたちを育み、すべての人権が尊重され、安心して暮らせる豊かなまちづくりへの取り組みを人と自然と産業が調和した、誰もが住みよく誇りの持てる町、大津の実現を目指すものです。住民課の窓口で転入届出がない限り、誰が住んでおられるのかわからないようでは、条例の目的等も果たせないと思われます。町独自の政策が必要ではないかと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 鈴木議員の住民登録についての一般質問についてお答えをしたいと思います。

登録していない住民方が大変多くなっておるといふことをございますけれども、そのような住民の皆さんがどれだけおるかといふことについて、現在把握をしておりません。本人が窓口に来て登録することによって、町の方でどこどこ地域のどこどこの区長さんですよといふような指導を十分やっておりますけれども、そういう方については一切町にもおいでにならないし、どのような形で、どこでどういふ生活をされておるかといふのもなかなか把握をしていないのが現状です。

そういう方々について今後どうやっていくかといふような問題でございますけれども、もちろんアパート関連等については、管理の方、あるいは大家さん関係等十分連携を取りながら推進しなくちゃならないだろうし、その前に、現在町におきましては、地域支援職員といふか、地域担当職員を各地域に置いておりますので、彼たちの活用をしながら、区長さんとともにそういう人たちの把握を十分取りながら、住民登録のできる人、できない人、そういう関係のものをどう今後やっていくかといふことを検討していかなくちゃならない。そのためには、今後の地域担当職員の、そして区長さん関係との連携を十分取りながら、地域は地域でつくるという基本に基づいて、そのような支援を、あるいはそのようなことをお願いしながら大津町における住民の皆さんの安心・安全に十分な努力をしていきたいというふう考えております。

その他の状況等に、事務的な状況、それなりの情報を担当部長の方からご説明をさせます。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） ご質問の住民登録の件についてですけれども、先ほどお話がありましたように、住民基本台帳法の3条3項で、住民は常に住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならないとあります。ご質問の住居を構えている人の住民登録はどうなっているかですけれども、住居としては持ち家もありますし、アパート等もあります。最近では、話題になっています短期間に最適なワンルームマンションのような借家も増えているところです。持ち家や1戸建

での住宅の方々の場合は、ほとんどの方は住民登録をされていると思われます。アパート等に入居されている方々について、入居の期間、あるいは職業的なこと、また短期的な滞在として住民登録まではされない方もおられるのではないかと考えております。

また、住民登録のできない特別な事情等いろいろある方もおられるかなというふうに思います。基本台帳法では、町長は常に正確な記録を整備しておく責務を要しておりますが、あくまでもご本人が届出をされない以上、なかなか把握が困難な状況です。

じゃ住民届をなぜされないのかという要素といいますか、考えられることですが、例えば派遣社員で短い期間の方とか、会社の出向、それから地元に住居を置いたまま大学生として来られる方とか、DVとか離婚とかいろいろな要素で住民届がなされない実情があるのではないかと考えています。平成17年の国勢調査で住民の把握を行ったんですけれども、基本台帳と国勢調査の人口は、多少やっぱり差があります。登録されている方と国勢調査の数字については、少し差があるということです。具体的に言いますと、17年10月10日の国勢調査では、住民基本台帳人口が2万9千201人、そのときの国勢調査の人口が2万9千107人、その差が94人いらっしゃいます。もちろん大津町に住所を置いて他の町村に大学、学生として行かれている場合とか、その時期に向こうで仕事をしたとか、また逆のケース等があつて、その辺の誤差があるのではないかと考えております。

次の、区や組に加入されていない方々の対応についてですけれども、町の方では行政情報の伝達方法として様々な工夫をしております。町民の皆さんへの個人への情報とか、通知関係については、郵送を個人郵送ということで原則基本として実施しています。また、一般的な行政情報等の伝達は、広報大津町議会だより、生涯学習情報紙など、行政情報については、行政区嘱託員さんを通じて町民の皆さんに提供しているところです。

議員ご質問の区や組に加入されている方以外のされていない方の皆さんについては、なかなか町からの情報が伝わらないということもあります。そこで、町の方では広報紙などの情報について、町民の方、登録されていない方も町内であちこちに行かれますので、例えば役場、ジャスコ大津店、肥後大津駅、郵便局、岩戸の里、道の駅おおづというところに広報、また議会だより等は設置、そこで手に入れられるようにはしておりますし、町のホームページにおいてもいろんな手続き関係の情報とか町の情報等についても提供しているところです。

また、アパートや住宅等の建設のときには、マンションとかですけれども、開発の方々は大津町の開発事業等指導要綱によって町と事前協議を行われますので、その時点で地元とも十分協議を行うように指導をしているところです。

ただ、区については任意の組織ということもあつて、区や組の加入についてはなかなか強制できないという現状もあります。しかしながら、区に加入されていない世帯について情報提供が不足し、行政サービスが十分受けられないということもありますので、お住いの地域の情報も不足する状況ではないかということから、まず区や、住民登録が原則ですけれども、区や組にも加入をいただきまして、地域の一人として積極的に取り組んでいただけたならと考えております。

転入された場合については、区や組に入っていない方についてですけれども、転入して住民登録さ

れた方々については、その内容についてご本人さんに大津町からお手紙、通知を渡します。内容は、大津町ではそれぞれの行政区の区長さんが町と住民とのパイプ役ということで連絡を取っており、転入された方には、あなたの地域の区長さんはどなたですよという電話番号とか住所とかそういうのをお知らせをしておりますので、アパートやマンションに入られる方は自分のところの担当の区長さんはどなたですよというのはご存じであります。

また逆に、区長さんには転入された方の情報等についてもお知らせをしておりますので、区長さんは誰々が来られたというのはおわかりになるかと思っておりますので、連携お願いしているところです。

次に、まちづくり基本条例の件ですけれども、先ほどからお話がありましたように、鈴木議員も策定委員で大変よくご存じと思っておりますけれども、条例の前文にも書いておりますように、まちづくり全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めたものです。この条例では、町民とはという規定ですけれども、第3条の規定で、住民登録をしていない人も含めた広い意味での住民を対象にしているところです。また、10条の第3項については、町の執行機関は町民の身体・生命を及び暮らしの安全を確保し、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理の体制の確立に努めるとともに、町民や関係機関との協力及び連携を図り、災害に備えるように努めなければならないとしておりまして、広い意味で町民を対象に身体・生命の確保については規定しているところです。大津町に関係ある方々については、災害等情報等についても見守っていくということになります。

以上、申し上げましたように、基本条例についてはまちづくり全般にわたる指針として定めておりまして、その中で広い意味で町民を対象に守るようにしていますので、基本的には住民登録、また区、組への加入の区別はなく、町民として守っていかなければならないと考えております。区や組は任意団体であり、その組織運営は構成委員である住民の方々がある程度こう決められるという形になっておりますので、議員のご質問の未加入の方を町が、いわゆる条例とか決まりで強制的に区や組に加入させることについては、現状では大変無理があることだと思います。ただし町といたしましても、区や組への加入については啓発をしていくべきだと考えております。アパートやマンションの管理者の皆さん、建設時からそうですけれども、管理者の皆さんにもまちづくりへの協力をお願いしながら協議を進めていきたいというふうに思います。町独自の政策ということになりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、区や組への加入がなかなか法的な縛りができない厳しい状況にあります。区や組に加入すると、地域での個人的なつきあいとかですね、先ほどおっしゃいました負担が増加するとかいうような理由で少し敬遠される方もおられるのではないかと思います。先ほど町長からお話がありましたように、地域は地域で守る、つくる、近所のふれあいを大切にする地域づくりのため、囑託員の皆さんやアパート管理人の皆さんに引き続き十分相談をしながら、住民登録や区への加入促進に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） ここで今、問題なのは、災害があった場合ということですよ。区長さんに知らされてない、転入された方は区長さんにわかる。わかるんですが、転入されていらっしやんな

い、アパートが全部入っていらっしやらなかつたりするわけですから、そうすると幽霊ではないんですが、誰かわからない。では何かあったときに、じゃそこに誰がおるかかわからんのに助けに行くかという部分ではですね、とてもできないんじゃないかなと。誰がいるかわからないという部分がありますから。そしてまた付き合いもないということも出てくるわけですから。それとですね、地震の場合はですね、8割は最初の70時間で命が助かるということでした。どれだけたくさんの方が救助に参加できるかということも書いてありますが、普段の付き合いがなくて、そういう救助だったり、清掃活動にも出てこれなかつたりする部分ではですね、救助活動もままならないのかなというふうに思いますと、やっぱりなかなか周りの理解も得られないのかなというふうに思います。それと、室北区の1戸建てとアパートの件数がですね、去年、戸数がですね、同数になったというようなことを区長さんがおっしゃっていました。同数であるということとはですね、今、昨日の説明の中にもありましたが、19年の4月から今年の8月までの開発行為で50棟が建てられると、開発行為でですね、50棟が申請されているということと、あと16棟がウィークリーマンションであるというようなことで言われておりましたが、そうなってくると、私のところの室北区だけの問題ではなくて、これは全部町内は結構アパートがいっぱい、マンションがいっぱい建っています。そういうところではですね、空白の場所が出てくる、わからないわけですから空白の箇所が出てくるということではですね、大津町にとっていいのかなと、私たちのところはもう半分はアパートの方がいらっしやる。そしてなかなかそれが交流がない。それでいいのということではですね、真剣に考えていかないと、今はその3万人の人口の中で自治会をつくっていらっしやる場所もあるとは思いますが、自治会組織がないところ、区の中に入っていらっしやらない、組に入っていらっしやらないアパートの方たちがですね、それはどういうふうに私たちが考えていったらいいかということではですね、やっぱり真剣に考えていかないと、半分半分ではですね、室北区、半分半分の人口がいらっしやるということであればですね、ほってはおけないんじゃないかというふうに思っています。

それと、開発行為のときに区長さんと話しがあるということでしたが、聞きましたが、ありますかと言ったらですね、何か真剣にはあんまりこうそれをきちんと聞いていらっしやらないような気がしました。建て主さんと会うのか、その管理者ですよね、建て主さんと管理者は違うところが結構ありますので、管理者の方と会っているのかどうかという部分ではですね、はっきりわからないという部分と、その入居者の方と会うわけではないということもあるもんですから、区長が本当に今、困っている問題だというふうなことで私も思っていますし、すぐ近所にそういうことがあるということは放っておけないんじゃないかというふうに思っていますので、抜本的に考えていかないと、来られるのを待つだけのそういう受け身の施策ではいかんとじゃないかなというふうに思います。やっぱり住民基本台帳法にもうたってありますので、何か大津町の施策があってもいいのではないかというふうに思っていますので、もう一度どうぞよろしくをお願いします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 全国的にいろいろと課題が多いようでございます。大津町におきましても、そのような災害関連等についての問題については、今、大津町まちづくり基本条例をお願いしており

ますように、住民の皆さんが己の命、生命を守るためにどうやっていくかということを広い意味でうたっておりまして、そのように自分で自分のことはしっかりと守っていただくというのが一番大切じゃないかなと思います。そういう意味におきまして、我々としても区なり地域の皆さんとそれぞれの施策をやっております。例えば地域福祉計画実行対策関係等についても、あるいはまた地域における防災訓練関係等についても、町としてはそれぞれやっております。しかし、心なき人は、自分の命を大切にしない人は、やはり参加もしてこないでしょうし、そういうことのないよう、町のいろいろな施策の中でお願いをしていくしかないと思っておりますので、そのような方々についても、区・地域全体となって推進をしていかなくちゃならないというふうに考えて、素晴らしい地域づくりは一人一人全員が参加するような形に持っていきたいというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1 番（鈴木ムツヨさん） 独自の施策がいろいろ考えた中で、これ以上の施策は取れないということというふうに解釈させていただきましたが、開発行為でできあがった段階ですよ、建築ができあがった段階で、募集があるときにですね、区長さんを交えた話し合いができればなというふうに思います。入居はですね、すぐいっぺんに入られるわけじゃないでしょうから、誰が建て主で、管理者が誰なのかというような部分でですね、きちんとそこら辺をこうきちんととらえていらっしゃる区長さんもおられるかとは思いますが、私が聞いた中では、あんまりご存じなかったこともありますので、そこら辺をですね、きちんと打ち合わせをさせていただければですね、もうちょっと区長のその心配も減るのではないかというふうに思いますので、もう一度そこをお願いします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 建築確認関連等については、今の状況についてはそのような縛ることができない状況でございますので、先ほど申しましたように入れる方は己でしっかりと自分の命を大切にさせていただくことが一番というふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1 番（鈴木ムツヨさん） ちょっと前に話し合いの場を設けてあるというようなことを1回聞いたことがあったとは思いますが、もし私の勘違いであればですね、またそこら辺はもう一度勉強したいと思えます。

じゃ、2問目に移ります。食の安全加工対策はどうなっているか。平成19年は食の偽装で始まり、偽装で終わり、食の安全が問われた1年でした。平成20年も中国産の餃子に高濃度のメタミドポス、ジクロロボスといった殺虫剤が検出され、引き続きの中国製品の不信感が高まり、一時期は冷凍餃子が店頭から姿を消しました。今また、主食である米の問題で三笠フーズが工業用事故米を食用と偽り、不正に売り渡し、汚染米の行方は24道府県約380業者に広がっています。痛ましい事件では、流通先として公表された米穀販売会社の社長が自殺をされました。絶対にあってはならないところの病院、保育園、中学校の給食用にも調理され、食べられていることには、子どもたちの保護者からは不安と憤りの声が上げられています。日本の自給率からすると、約6割を海外に依存しています。世界中から食料を調達している現状では、様々な地域の政治情勢、労使問題、衛生管理意識、輸送状態、

その他の社会問題のリスクまで背負って日本に入ってくるわけです。食の海外依存の危険性を改めて考えさせられた事件です。食料の輸送距離を示す指標として、フードマイレージという考え方があります。農水省の試算によると、日本は9千億トンキロメートル、1人当たり7千100トンキロメートルと世界でダントツの1位です。韓国やアメリカの約3倍、イギリス、ドイツの約5倍、フランスの約9倍にもなります。また、近年バイオ燃料の生産拡大により、大量のトウモロコシが燃料向けに消費され、国際穀物市場が高騰し、日本の輸入飼料価格の高騰を招き、トウモロコシへの作付け転換と干ばつなどの異常気象により、小麦や大豆などの生産量も減少し、日本の食料品の値上げが次々に起こっています。家畜の主食トウモロコシ、配合飼料の原料の半分です、は93%がアメリカから輸入されています。価格が2年前と比較し飼料価格が5割上昇し、畜産物の生産コストを10から30%上昇させています。飼料代の割合も2年前は生産コストの40から60%でしたが、既に50から70%ほど上昇しています。農水省試算です。この3年で小麦は3倍、トウモロコシ、大豆は2.3倍にも上昇し、いずれも過去最高を記録しています。しかも今、中国、ロシア、ウクライナ、インド、ベトナム、アルゼンチンなどは、食糧の輸出制限の動きが広がっています。アメリカは輸出制限を随時行うことができる輸出管理法を成立させています。食糧輸入の不安定さがこれからも見えてきます。人は裕福になるにつれ、「腹一杯食いたい」から「おいしいものを食いたい」に変化し、さらには「健康にいいものを食いたい」と思うようになると思います。また、人は限界を知って、初めてそのものの価値を認識すると思います。そして、地球資源や食糧、農産物も、今やその限界を私たちの目の前に示しつつあります。食糧の安定的な確保には、それまでと違った視点で取り組む必要があると思います。食の安全確保に資する自給率向上は、食糧・農業・農村基本法により国の方針がうたわれています。地方公共団体、消費者の責務、役割も明記されています。しかし、自給率は改善されないままです。このことを受け、食の安全確保に対する町長の基本的な認識と大津町における食糧自給率向上対策はあるのかどうか、お伺いします。

また、小麦をはじめとする穀物の高騰が住民生活に及ぼす影響をどう認識し、今後の対応を町長へお尋ねいたします。

食育基本法に基づく食育推進基本計画では、2010年までに学校給食への地場産物の使用する割合を30%以上としています。対策はあるのかどうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 今、4番の食育基本法に基づく計画を30%にするというその対応ということについてお答えいたします。鈴木議員からの質問で、その対応ができているかということですが、平成17年の6月10日に食育基本法が成立しまして、同年の7月15日に施行されました。翌年18年に食育推進基本計画が決定されまして、その中の第2、食育の推進の目標に関する事項、これが1、2、3、4とありますが、その（3）の中に、学校給食における地場産物を使用する割合の増加ということで、学校給食に顔が見える、話ができる、生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の生きた教材として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、

地産地消推進する上でも有効な手段である。このため、学校給食において、都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均21%となっている割合、これは食材数ベースですが、これについて平成22年度までには30%以上とすることを目標とする、こういうふうに掲げられております。

議員のご質問はこのことかと思いますが、熊本県の状況、都道府県単位でのということですので、県の状況を報告しますと、熊本県庁義務教育課食育研究班、ここの調査によりますと、現在、公開できる一番新しい報告をいただきましたので、これに基づいて報告をいたしますと、地場産物の活用調査結果概要ということで、調査対象校は県内の小学校333校、中学校163校、合計498校の回答です。調査の方法は、年2回、調査対象時期6月と11月の5日間の学校給食の献立に使用した食品のうち、熊本県で生産・収穫・水揚げされた食材の使用率を調査してあります。

その結果、17年6月で45.7%、11月では40.2%、平均で42.9%となっておりますので、30%、十分超えているということです。

ちなみに、東京都では、これは2.4%ということになっております。17年の熊本県では、これはさっき言いましたように平均42.9%ということは、全国で一番の使用率ということになっております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 食の安全確保対策についてのご質問でございますけれども、人にとって食というのは命を支える源であり、やはり一番大切な健康の食でもあると、生活の基本でもあるというふうに認識しております。そういう意味におきまして、食の問題については、やはり大津町における自給自足というのは大津町にある品物で十分できていけるものと確信をしております。それは、大津町には米、あるいは麦、野菜関係、あるいは肉などの食生活のすべてが身の回りに生産されておりますので、そのように住民の皆さんとともにそのように地産地消を図っていくことが一番いい自給自足の向上とともに、安全な食生活ができるものと思っております。小麦をはじめとする穀物の・・を今後も続いていくものというふうに思っておりますが、大津地区におきましても、小麦の作付け面積等についても現状を維持しながら作付けが行われておりますので、大津町における米、麦、大豆、これは大津町にとって主要な作物でもあるし、集落営農組織はカンントリーエレベーターの運営にとっても欠かせない作物となっておりまして、そのような意味におきまして、今後についても地産地消を主体とした大津町の農業の活性化につながっていくんじゃないかなと思います。

いろんなところで地産地消関係についても行われておりますけれども、JAについても今年度ソフトの面、来年事業に入りたいというような思いも大津町の大豆関連等につくれる豆腐工場も検討されているというふうに聞いております。そのように、関係機関とともにこの地域の農産物関係の自給自足、あるいは食の安全に見えるもの、健康食を推進をしていく、そういうことが疑わしきものを買わなくて済むんじゃないかなと思います。現在の食の問題につきましても、反省する点もあります。米関係等についても、国も反省しておるかと思っておりますけれども、やはり監視体制、あるいはもったいな

いという気持ちがあのような大きな問題を引き起こしておるものと思いますので、やはりそういう管理責任関連等もしっかりとやっていければ、そのような大きな問題も起きてこないんじゃないかなと思います。そういう意味におきましては、大津町の農産物をしっかりと活用していただけるような方向でいければ、長生き、長寿の大津町、素晴らしい大津町ができてくるものと考えております。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 大津町で十分賄えるというふうだったのかなというふうに思いましたが、すべてが賄えるというふうには思われなところもありますが、米の消費量の中で、多分すべてが賄えるわけですから、それは100%になるわけで、あとはですね、野菜にしても、それはすべてが全部つくられているわけじゃないですが、町単位だけではできないということで、九州単位で考えてもいいというようなこともちょっとほかで読みましたので、そういうことなのかなというふうに思いましたが、マイレージとか、フードマイレージの考え方の中では、CO₂を輸送コストの中で使うということでは、地場産業でなるべくやっていく方がいいということでは思っているし、そういうふうを書いてありました。昭和43年には自給率が73%あったものが40年経って今現在が39%であるということで、これは日本人の食生活の変化によるものであるというようなことで書いてあります。大津町で肉ですよね、豚や、鶏はあまりないというようなことですが、牛も、今先ほど大田黒さんの質問の中にありましたが、学校給食の中です、ぜひ地産地消ということであればですね、多分値段が合わないんじゃないかというふうには思いますが、何かそういうところのですね、なんか検討される場を設けていただいでですね、なるべくなら地場産業のその豚や牛や、鶏は少しあるというふうなことでしたので、そういう検討もできるかどうかをお伺いします。

○議 長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

大津町では、肉の方につきましては、牛の方は地場産としてはなくて、豚の方は100%だと、確かそのように資料をもらったというふうに思っております。それから、昨年1年間給食センターで使用した大津産、この食材の種類から考えますと、米、玉ねぎ、人参、キャベツ、からいもなどの12種類です。パーセントにしますと、さっきは県全体で言いましたが、大津町ではこれだけでは10%ということになっていきます。ですから、これはもう先のことにつながりますが、町単位で考えると基本計画の30%ということには当然無理があると。ちなみに、大津の町の場合には水産物というは地場としては考えられないわけですから、そんなふうな形になるのは仕方がないと思います。米、からいもは、さっき言いましたように100%ですし、人参、それからネギ等は50%以上だと、を使っているというようになっております。

今後の課題としましては、今ご質問ありましたが、採りたて市場やJA大津支所と連携して、季節の献立、これに使う食材等のリストを作成し、作付面積だとか、収穫量、収穫時期等に生かしていただき、地場産物の種類、量を増加していただいで、より多くの地場産物の使用をしていきたいと考えているというようなことを給食センターの方でも考えております。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 先ほど、トウモロコシの高騰を言いましたが、今、飼料米づくりをですね、プロジェクトでつくってされているところがあります。生産コストがですね、かなり飼料が先ほども言われたように高騰しているの、生産コストの割合を上げているというようなことで言われています。大津町も放棄地ですよ、何もつくっていないというようなところもありますので、そういう部分で飼料米のですね、振興というんですかね、そういうのを広げていく、なんか1ヶ所ぐらいはされているというようなことでありましたが、もうちょっと増やしていてもいいのかなというふうに思います。今、飼料米というのは、そのままでは日本の飼料米では高いというか、高いんだそうですが、今、横断的というんですかね、1アール当たりの5万円の中の補助金の中でですね、それをつくっていけば何とかなるようなことで言われていました。そこら辺をもうちょっと考えてこられたことがあるかどうかということと、それを進める気持ちがあるかどうかのところをちょっとお尋ねします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 飼料米、そういう関係につきましては、詳しいことを担当部長の方から説明させます。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 飼料米について、町の作付け等の考えがあるのかということでございますが、現実に県の菊池振興局あたりでも1ヶ所飼料米あたりの実験ほ場的なことは取り組んでおります。大津町においては、まだ飼料稲ですね、飼料稲は転作関係の対象面積として作物として取り扱っていますので、現実に大津町は、それはもう取り組んでおります。飼料稲といった場合には、あくまでも今のちょうど時期で穂が出た段階でもう収穫をしないということでございますが、質問の趣旨におきましては、飼料米については、当然今、話が持ち込んで、県の指導もどういうふうにしたらいいかと。例えば遊休農地あたりにおけるところの解消にもなるというふうな、しないかというようなこともおっしゃっておりますけれども、当然そのことも考えられることと思います。だから早めの対応が実際に進んでくるものと思います。作付けがですね、飼料米としての作付けが県の方にも今していますので、増えてくるのは確かでございます。町としては、まだその動向を見ているところで、単なる飼料米といたしましても普通の米よりも単価がかなり安いわけですので、当然そのところの国あたりの奨励関係がプラスアルファの中でしていただけるか、支援していただけるかということがですね、当然出てくる物と思いますけど。

○1番（鈴木ムツヨさん） 減反のあれで出るんでしょう、減反の。

○経済部長（西本昇二君） 減反の部分で飼料米ということの取り扱い、例えば大津町のカウント面積でどうするのかというのは、具体的には進んでおりません。当然、出てくることとは思いますが。

○1番（鈴木ムツヨさん） これで終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時38分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 10番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして2項目だけ一般質問を行いたいと思います。

まず、職場の意識改革について、それから小中学生の不登校の実態を問うということで聞きたいと思います。

まず、職場の意識改革についてでございますが、今日、地方分権の時代を迎え、国・県の流れの快適な行政から地域自治に沿った自主自立の創意工夫を行う行政へと転換を余儀なくされております。これまでの国と地方の行政は、補助金、交付金等をもって地方行政にしゃくいし、規制を加えて地方自治体の自主自立性を阻害し、3割自治とも言われてきました。町は財政問題、高齢少子化対策、地域経済の活性化、農林業振興、教育福祉施策など、多岐に渡り自治体の真価が問われている。課題を抱えている現状の中、企業の人なりと言われる町も形態として企業化意識に徹することを求められています。今、何が一番求められているのかと。それは限られた財源の中で効率的に活用するというのが1つと、それから行政に携わるやる気ある人材を育成し、職員の公僕、全体の奉仕者としての自覚を持って行動することは言うまでもありませんが、現今行政の中で効率的な仕事を進めていくことが特に求められております。本町の行政にとって、人は資源であり財産であり、人材を十分に活用し財産価値を高めていくことが大切であろうと思います。職員の自主的、開発的な努力を促す対策が重要課題となってまいりました。よって、今日社会の高度化、多様・複雑化の高齢社会等に対応し、自主自立性を発揮した行政の展開を求めていることから、町民への最大の奉仕者として職員の個能力を最大限に発揮し得る職場全体の意識改革を促すためにも、管理職は仕事を命ずるだけではなく、職員の能力、やる気、想像力を掘り起こすよう配慮すべきであろうかと思ひます。

次の4項目について伺いますが、1つは、創意工夫による意識改革がなされているのか。

2点目が提案制度の活用によって行政に反映されているのか。

政策集団グループの育成・活用は図られているのか。

自立目標並びに理念の設定について、どう図られているのか。

町長は組織の活性化を図るために、常に配慮されていると思いますが、以上の指摘事項について、どう対処されているのか、所信の程を伺いたいと思います。1回目の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の一般質問の職場の意識改革についてでございますけれども、人材こそが地域の宝であり、地域を興すための人材が必要である。その周りには、職員が一番初めに人材をつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。少子高齢化や地方分権、権限移譲の進展などにより、行政サービスは高度化、また複雑多様化し、行政サービスの担い手である自治体職員に高い質や能力が必要となっております。

1番目のご質問についてでございますけど、社会環境の変化に的確に対応できる職員として、創意工夫による意識改革を図ることの重要性は認識しております。全体研修や段階層別研修などを毎年開

催し、職員の質や意識の向上を図っているところでもあります。19年度は各種、各研修機関が主催する階層別研修や専門研修等に職員が74人受講しています。これらの研修受講により、職員の研修、政策形成能力、法務能力などの一層の向上や地方公務員としての基本的な心構え、公務員倫理などの意識改革を図っているところでもあります。また、管理職の資質向上に向けて、新任課長研修、管理職としての仕事と役割、目標の達成管理、部課の指導育成などの講義や講習も受講しています。さらに、昨年度からは自己申告研修制度を設け、職員自らが自己の能力向上に向けて様々な専門的研修を選択し受講するなど、積極的な自己啓発についても奨励しているところでもあります。昨年度は、18人の職員が受講し、本年度は昨年以上の職員がこの研修制度を活用し、自己能力の開発や専門性の向上を目指しております。今年度、町職員の人材育成のための人材育成基本方針を政策策定予定であり、現在基本方針策定に向けて情報収集などを行っているところです。基本方針の中では、当町において目標とする目指すべき職員像を明確にし、職員間で共有することで、職員の意識改革や意識の向上が図られるものと考えています。

2番目の質問の提案制度の活用についてでございますけれども、昭和51年に事務改善について必要な企画及び調査を行い、改善計画を策定し、事務改善を推進するために役場内に事務改善委員会という委員会が組織され、委員は町長が任命するというところで行ってきております。しかし現在、各部局から2名ずつ選出された係長級15名で組織し、政策会議を事務改善委員会と位置づけて会議を行っているところです。平成17年度から行財政改革についても提案できるようにしており、17年度に14件、18年度に20件、19年度2件、本年度は3件の事務改善及び行財政改革の提案がっております。この制度は、事務改善及び行財政改革のための提言制度であり、広い意味での政策提案制度ではありませんので、今後はそのような制度についても検討してみたいと思っております。

3番目の政策集団・グループの育成活用でございますが、町の重要政策を討論、決定していく場として、庁議制度を行っております。庁議制度とは3つの会議で成り立っており、まず先ほど申し上げました政策会議があり、部や課を超えた立場として自由に討論ができる場を設けて討論し、課長会議に諮り、最終的には町長をはじめ三役と部長級で組織する庁議の場で政策の決定を行っているというシステムです。それぞれの会議の内容については、全職員に通知し、情報の共有化を図っており、このような制度を通じて部や課を超えたところで全町的なまちづくりという観点から職員には仕事に取り組んでいただいております。また、これとは別に、政策集団、グループの育成活用ということに関しては、職員の自主的な政策研究ができるような環境づくりについても、今後検討していきたいと考えております。

4番目の自立、目標及び理念の設定ということですが、あらゆる組織の運営で重要な資源の1つは、人的資源であり、業務を行うべき人材が業務を遂行する上で各部署や自分自身にとっての目標や理念を設定することは重要なことと考えております。町では、各業務における事務事業に関する目標について、事務事業評価の中で、また職員個人としての業務に対する目標については、人事評価の中でそれぞれ目標設定を行っており、設定した目標に対して計画、運用、評価、改善を行うなど、目標管理については検討・検証する体制整備を進めながら、職員の士気や意識の向上につなげているところで

す。今後ますます地方分権や権限移譲が進展する中で、自治体職員の意識改革や人材育成については、民間的な発想も取り入れながら、さらに推進する必要があります。現在実施している職員研修や目標設定管理については、今後も引き続き継続して実施していきます。

また、職場において仕事を進める過程自体が人材育成の多くの機会であり、職場内において上司や先輩などが仕事を通じて行う職場研修等にも効率的な方策などを検討し、管理職をはじめ町職員の意識改革や能力開発を効果的に推進し、総合的な組織の活性化を図ることで、町の発展につなげていきたいと考えております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 再質問を行います。

今時の行政の使命は、施策を行うだけではなく、民間企業と同じような経営体としてですね、時代の変化、社会に対応していかなければならないと思うんです。やはりやる気を起こす人事管理、能力をいかに導入するかということで転換が求められていると思います。

それから、職員のやる気、まずトップの長、管理職がですね、やる気を起こすか否かでその意識改革というのも始まってまいります。民間企業からどう取り入れていくかということも十分活用していただきたいと思いますし、民間企業の競争原理に従って、国民の需要のニーズというのに応じて提供されて、利益を提供されていますが、それなりの社会貢献がされているということでもあります。地方自治の住民の福祉向上、それから公共利益の目的として、その存在価値、役割を異にしていますが、目的を達成するということは組織体としても同じ観点でもございます。で、一定の目標を達成することにより、組織体としての民間企業の人事管理も受け入れ、現行法令、条例等の規制もあろうかと思いますが、次の考えも実行できればと思います。経営的な意識の転換ということで、それぞれ先ほど町長の方からも包括的にありました。どっちかといいますと、経営参加の中では、今では従来の年功序列型というのが恒例で採用されておったと思いますが、能力主義というようなことをですね、今後導入される、その基準というのは設定をされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから適正な人事管理ですけれども、人事管理となりますと、人情的にですね、陥りやすいわけですけれども、派閥とか、それからいろいろなことですね、人事管理の様相というのがあるわけですけれども、そういうことはないのかということですね。やる気を起こさせるということですが、やはり職員も適材適所ということが図られているのか。それから、環境づくりは当然ですが、先ほど勤務評定については採用をしているということでもございました。人材育成・確保については、もう職員の能力をどう引き出すかということ、これがやはり勤務評定から来ているんじゃないかなと思います。末端からの改革の促進ですけれども、どうしても行政というのは、官公庁といいますかね、官僚主義的な弊害がずっとあったわけですが、今から上意下達という形で行っていただいたのをですね、今後は下意上達という形で、下からこう突き上げていくとか、というようなことをしていく必要がありませんかと思います。まず、この能力主義をこう導入する場合の基準設定をされているかということをお尋ねしておきます。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 従来の年功序列関連等で給料とか、あるいは役職関係に慣例的になっておった傾向があっておりますけれども、昨年、あるいはその前から人事評価制度というものを今取り入れております。1年目につきましては、課長関係の人事関係について評価していただく、まず試験的なものでございましたけれども、これにつきましては、まず部課の職員の能力、あるいは人材育成を図るための人事評価をしてくれというような形でお願いをしたわけでありまして。昨年につきましても、まだ給料関連等に関係なく人事評価の充実を図っていきたいというような形で評価をお願いしております。もちろん、その評価については、部課長共々それぞれの仕事、目標、あるいはそれに対する評価、あるいは実績関連等について問題点を、部課の問題の立場で出すものと、上司としてのその反省とか、使い方とか、指導の仕方とか、いろんなものを総合的に評価を全体的にやっていたらこうという形でお願いをしております。本年度についても、充実した人事評価制度をしっかりと取り入れながら、若い者の能力を引き出す、あるいは若者が、若い職員が今後課長、部長というような開かれたところに付いていけるような、夢の持てるような人材をつくっていくためには、その人事評価がしっかりとしたものではなくてはならない。そういう意味におきまして、全職員で人事評価の重みとか、人事評価のその目的というものをしっかりとここ2年で理解できておるものと確信しております。そういう中で、今後の人事評価を基にして能力主義というような形に変わってくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、部課長をはじめ職員の皆さんは、それぞれの仕事の取り組みにしっかりと頑張っておるということを職員の意識もそういう方向になっておるというのを感じておるところでもあります。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 今後の見通しについては、今言われたようにわかりました。提案制度等の導入もされて、意思疎通の接点ができているということは、大変いいんじゃないかなと思います。特に町長の場合は外部との接触が多いということで、時間的に制約されていると思いますが、定期的です、直接職員と接する、そういう職場内でのですね、意見交換なり情報交換なりということもされると職員もやる気が起こるんじゃないかなというふうに思います。

1点終わりました、2項目です。教育長にお尋ねしたいと思います。小中高生の不登校の実態をですね、伺いたいと思います。本町におきましては、不登校生がいるということをお聞きしますが、主に起因するものは校内のいじめが多発しているということで、全国の警察の調査にもですね、1年間で摘発、補導されたのが406人いると。いじめが大体41%に達しているということでございます。いじめの動機を複数回答で問うたところ、やはり力が弱い、無抵抗だからとか、これが46%、それから最も多く、ほかにですね、生意気だからというのが15%、それか態度・動作が鈍いというのが8%、調査が指摘されております。また県内の児童生徒がいじめを受けたのが全体の約15%にあたり。ですから3万人に達しているというふうな状況でもあります。よって、本町の学校現場でのですね、現状をどの程度把握されているのか。また、各学校では保健室がですね、利用され、全体の40%を占めているということでございます。そういう現状を踏まえまして、教育委員会での対応の改善はどのように対処されているのか。また家庭、教師、委員会との連携を密に教育現場の再生にどのように

取り組まれているのかを伺いたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

文部科学省が今年の8月に平成19年度の不登校生徒数を発表しました。それによりますと、不登校の児童生徒は前年より1.9%増の12万9千254人でした。中学生が10万5千328人、小学生が2万3千926人で、中学生が全体の約8割を占めております。不登校児童生徒の割合は、中学校が全生徒に対して2.2%で34人に1人、小学校が0.4%で298人に1人の割合で、中学校においては約1クラスに1人の不登校生徒がいるというような割合になっております。熊本県におきましては、不登校児童生徒が1千763人、そのうち中学生が1千552人で、約9割を占めています。不登校のきっかけについては、生活のリズムの乱れや集団に馴染めないなどの本人にかかわる問題が約6割を占め、次に友人関係、親子関係、学業不振と続き、いじめは3.5%でした。

では、手嶋議員が言われる大津町ではどうかといいますと、昨年度末で小学生が1人、中学生が22人で、本年度は7月末までの不登校児童生徒は小学生が1人、中学生が15人です。割合について考えますと、小学生が0.05%、中学生が1.56%で、全国と比べてとても低い値となっております。

不登校になるきっかけは、全国とあまり変わりありません。体調不良、無気力、不安や緊張、昼夜逆転などの本人にかかわる問題が1番で、友人関係、家庭の急激な変化や親子関係を巡る問題に起因することが続き、いじめによるものは、今のところありません。

今、不登校のきっかけのことを申し上げましたが、この判断はなかなか難しいもので、1つのことが原因で不登校になったということではなく、いろいろなことが重なり合って不登校になる、またはなっている児童生徒がほとんどです。ですから、この1つを無くせばすぐに登校できるという簡単な問題でもないところに不登校をなくす課題があると考えます。不登校をなくすことより不登校をつくらぬよう早期発見に努力しております。すなわち、欠席者のチェックです。本人や家庭から連絡のない欠席者には、まず電話で欠席理由を確かめます。その生徒が2日目も欠席する場合は、家庭訪問をし、担任の目で欠席の理由を確かめます。家庭訪問をしても理由が断定できないとか、例えば本人が不在だったり、保護者の対応があいまいだったり、そういうときには、3日目も欠席したら校内不登校対策委員会で検討するようにしております。

保護者との連携も不可欠で、不登校のきっかけを早くキャッチできるよう、家庭環境の変化や夜更かし、ゲームやパソコン、テレビ視聴等の時間が長くなったりなどの変化があれば子どもと話し合ったり、学校に連絡・相談していただくことにしております。各学校においては、不登校対策委員会を設置するとともに、校内研修において不登校児童生徒に対する取り組みや不登校児童生徒を増やさない手立て等話し合うなど、教職員の取り組む姿勢など、学校総体として取り組むようにしています。

保健室の利用については、現在、けがや病気の子どもたちがほとんどですが、現在、大津中学校に1人だけ保健室登校を行っている1年生の生徒がいます。今年4月から福岡からの転校生で、6月から不登校状態に学校に来ていませんでしたが、8月より保健室で学習を続けています。学校には来て

いるが教室に入っの授業ができない生徒は、カウンセラー室で教育相談員や担任と学習したり、悩み等を相談したりしています。その悩みの相談事に気になることがあれば、対策委員会で手立てや取り組み等を話し合っております。

教育委員会としましては、昨年から中学校にそれぞれ相談員を配置し、悩みを持つ生徒にじっくり対応する体制を取っていますし、担任とともに家庭訪問をしたりするようにしています。

また、本年度より教育支援センターを設置しましたので、センターでも相談を受けています。しかし、まだ町民に広く周知されていないようですので、その広報活動に力を入れ、できるだけ自宅でこもることがないよう保護者への周知を行い、相談や見学、体験をするように呼びかけているところです。7月には不登校児童生徒と保護者を対象に教育支援センターレクリエーションまつりを実施し、少しでも支援センターを知ってもらうとともに、学校に行けなくても、まずは家にこもるのではなく、支援センターで過ごすようにすることを目的で行いました。学校を通して不登校の子どものいる家庭に呼びかけをしましたが、思うように参加がありませんでした。保護者の意識も不登校に関して無理して行かせる必要はないという考えを持たれている方もいらっしゃいます。今後も広報活動を積極的に行い、学校、家庭と協力しながら、1人でも多くの子どもが家に閉じこもるのではなく学校へ登校できるように、また支援センターへ通えるようにしていこうと考えています。

今年の7月に中学校の相談員と教育支援センター相談員、サポート指導員、そして教育委員会職員が教育支援センターで現在の不登校児童の実態の確認と今後の取り組みを話し合う不登校対策会議を行いました。10月には、今回のメンバーにさらに担任や養護教諭を交えての不登校対策会議を計画していますし、菊池教育事務所の指導主事の先生にも参加してもらい具体的なアドバイスを行ってもらうようにしています。

このような教育委員会、学校の取り組み、保護者の理解、協力の結果、教育センターに通っている小学生1人と中学生2人が学校復帰ができそうな状態にあります。現在、各学校と受入体制の話し合いを持っているところです。

また、先日ですが、中学校3年生の生徒が共通テストを受けに来たそうです。2年生のときはいろいろな手立てを講じましたが1日も登校できていませんでした。学校側の熱意と将来のことを考えてのことかと思われま。

今後も教育委員会と学校、家庭、さらにはスクールカウンセラーや児童相談所等の関係諸団体とが連携、協力し、不登校減少に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 今、教育長から一応報告がありましたように、教育委員会としても迅速に対処されてですね、これはもう全国的に問題になっておりますけれども、委員会等をつくりながら善処されているということに対して、敬意したいと思います。

特にこのことについては、社会環境の変化なり、その生活習慣との変化というのは大きく影響しているということでございますので、いつこれがまた多発するかもわからないというような状況下にも

あります。そういうことを考えますと、やはりいじめの問題等の対応というのは教師の経験やですね、生徒との信頼関係ですかね、これが一番大事でもあります。大いに影響を及ぼすんじゃないかなと思います。学校全体でこれに取り組むということがですね、一番大事であろうかと思います。今後十分生徒だけでなく、保護者と十分話し合っていて、今後の取り組み、不登校の解消に努めていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長 長（宇野光廣君） それでは、引き続き一般質問を行います。

藤森昭二朗君。

○7番（藤森昭二朗君） 皆様、こんにちは。7番藤森昭二朗が通告どおり3問にわたり質問をいたします。

1問目の質問、大気について。地球は私たちの生命を生み出してくれた親ではないでしょうか。地球に喜ばれる生活をと 생각합니다。大気、土、水を大事に使わなければ、生命が生きていくにも厳しさを感じる時代が来ているようです。私たちの住んでいる菊池の地域でも大気の異常が身に感じられます。東の阿蘇の山々が霞がかかったように、西を見れば熊本市の空に霞がかかった日が多く感じます。天草地方で光化学スモッグが観測され、阿蘇の外輪山の内側でも雲海のように大気の異常が感じられるようになったような話も聞きます。原因を調べれば、中国大陸方面から気流に乗り、九州から日本の東に流れる道があるようです。中国での経済成長で多くの石炭を燃やしての工業生産、石炭火力発電、化石燃料を使う自動車の普及あたりが原因で、有害物質の純金属の越境汚染のようです。そして、石油から生産された品物を燃やすことで地球温暖化になっているようです。私たちの周りには石油から生産された品物が氾らんしています。一度きりの使い方で、あとは生ごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止に向けて、生活レベルでの様々な取り組みもあるようになってきました。要は二酸化炭素、CO₂の発生を押さえればよいわけです。そして、もう一段と積極的な取り組みが求められています。それには、個人の意識を高めていく対策が必要だとカーボン・オフセットは叫ばれています。政府も低炭素社会づくりを決定されました。日本などの先進国は、温室効果ガスを2020年度までに25から40%を削減、50年までに80%以上の削減をしなければならない、このようなことは人間の身勝手な振る舞いからではないでしょうか。産業エネルギー経済から環境エネルギー社会に転換が必要であり、脱石油の新しいエネルギー社会の姿が登場しなければならないと思います。県内企業により環境への取り組みも活発化して、太陽光発電システム、新エネルギーの導入、ハイブリッド車など、環境車への切り替えの推進と、手法や取り組みも多彩で、目的も経費節減から企業の社会的責任、活動、さらに新しいエコ事業も広がっているようです。興味深いデータですが、数十万年、数百万年とも言われる人類の歴史が始まってから、1950年までに消費されたエネルギーと自然に与えた負荷の量は、それ以降の55年間の量に匹敵すると言われていています。それほど50年以降は人口の爆発的な増加と工業技術の発展などで環境に大変な負荷を与える一方、人類は輝かしい文明や経済的豊かさを享受してきました。しかし、その矛盾に悩んでいるようです。人類と自然との共生がいかに重要であるかを痛感しているようです。自然を痛めつけるだけ痛め、経済市場主義の下で発

展してきた現代社会が深刻な環境危機に直面している姿は、まさに自然からしっぺ返しと思えるものではないでしょうか。確かに今、地球規模で温暖化や環境破壊が同時多発的に進み、地球が最後の段階に来ているようにさえ思えるようです。北極や南極の氷が溶けだし、南太平洋の島国が海面上昇で海に飲み込まれそうにしています。気温がさらに上がれば多くの生物が絶滅の危機に直面し、世界各地で熱波や干ばつ、洪水に見舞われ、農業生産にも大きな打撃を受けるものではないでしょうか。私たちが出した生ごみを処理している東部清掃工場、毎日生ごみ、そして大気にはよくないCO₂を出す化石燃料でできたビニール類を袋ごと強制的に毎日燃やして、年間何億円もかけて灰にして大気を汚し、地球の温度上昇になってはいないかと思っておりました。反面に時代に合った処理方法はあったかと思いますが、もったいないという心も感じていました。東部清掃工場も新しく造り替える時期が来ているようで、計画が進み出しているようで、それも何百億円の工場づくりになるのではないかと思います。次世代の処理方法は循環型社会の構築を視野に入れた環境に配慮した工場づくりを進めてもらいたいものです。経済産業省は、地球温暖化対策の一環として太陽光、風力など、再生可能な自然エネルギー発電するグリーンエネルギーの普及を後押しするとのこと。そこで、脱石油に挑戦し、自然エネルギーの世紀をつくろうではありませんか。町長は東部清掃のトップとしてどう思いますか。今後のごみ処理は、今までどおりの燃やしてしまう方法を取り、大気を汚し、空気に迷惑になる工場づくりを選択しますか。私は、生ごみはもったいないと思うものです。私たちが使った品物の中に再生可能なビニール類、食べ物の残りなど、宝物が詰まっているかと思います。木材や生ごみから燃料が取り出せる技術もできているようです。50年、いや数十年先を見越した工場づくり、資源循環型を進めてはどうかと思うものであります。私たちの食べ物は土から生まれてきて、そして私たちの身となり心となっている、そのような食べ物を燃やして上空にまき散らしていたら、また自分たちにふりかかってくる。空に向かって自分の唾液を吐けば、また自分にかかるものと同じではないでしょうか。土から生まれた食べ物は人間が活用したら、また土、肥やしとして土に返さなければと思います。

そこで、九州農政局は、地域で発生する生ごみや植物残渣、家畜排泄物からメタンガス、堆肥などをつくり、地域資源として循環させるバイオマスタウン構想にも目指しているようです。新たに熊本県の天草市、あさぎり町、大分県の宇佐市では、生ごみ、し尿に利用や木質、草・木系のバイオマス利用かすなどを6つのテーマごとに検討委員会を設置して活動を進めておられるようです。あさぎり町は、バイオマスボイラー発電など、施設を整備する。製材所から出る残材のほか、家畜排泄物を利用する。大分県宇佐市では、焼酎かすや農業系バイオマスの利活用を進めるとのこと。長崎市の水産加工団地の協同組合では、加工時の事業ごみの飼料化に取り組む。佐賀県伊万里市では、飲食店が中心となり、生ごみの堆肥化やBDMの精製と取り組む。三菱商事は、地元企業などと共同で樹脂をペレット化して石炭火力発電所のエネルギーに向けて、大分県日田市、宮崎県門川町に設立したとのこと。東京のオフィスでは、不要になった裁断紙は堆肥にしている。いろんな利活用があるようです。また、石油からできた品物も多くあり、石油からできた品物は、いろんな品物に再生可能であるかと思う。土に戻すシステムが必要ではないかと思えます。町長、どう思われますか。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 藤森議員の大気化に伴う清掃工場の建設及びごみ処理関連等についてのご質問でございます。議員のご指摘のように、以前であれば大都市や大規模工場地帯も特有の現象と思われる光化学スモッグが最近では熊本でも観測されるようになってきました。原因は様々考えられますが、中国の工業化も一因であろうかと思えます。現在も大量生産・大量消費や大量廃棄型の社会経済システムは地球環境に大きな負担を掛けているものでもあります。自然環境を壊しはじめてもおりますし、その影響により、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など、大気・気象の異常を引き起こして、森林資源の減少や土壌劣化や水質汚濁など、生態系の破壊が進んでおります。今度日本では独自に目標を達成するためには自然エネルギーの活用など、いろいろな取り組みを行う計画を立てておられますし、また県でも「ストップ温暖化県民総ぐるみ運動」が展開されております。このような中で、今後町としてどのような取り組みをするのか。特に現在検討されている東部清掃工場についてはどのような計画であるのかというのが議員のご質問であるかと思えます。町の平成19年度の東部清掃工場へのごみ搬入量は、年間7千314トンで、3億5千900万円の負担金を払っています。大気を考える場合において、指標になるダイオキシンにつきましては、平成14年にダイオキシン類対策特別措置法施行規則が改正され、東部清掃工場の処理能力の倍、改正前は1立方メートルにつき80ナノグラムでしたが、改正後は5ナノグラムと大幅に基準が厳しくなりました。そのため、全国の清掃工場では改修や封鎖や新設が行われ、今東部清掃工場でも平成12年度に大幅な改修を行いました。その結果、ダイオキシン類の数値は改修前の平成12年には2.2ナノグラムあった数値が、改修後の平成13年には0.044ナノグラムに改善され、さらに平成14年からトレイや発泡スチロール、あるいは17年からはプラスチック類の分別回収も始まり、石油製品などなるべく燃やさないように取り組んできましたので、そのため結果は大幅に改善されております。次期清掃工場につきましては、菊池環境保全組合管内4市町の今後のごみ量の推計では、現在の清掃工場は平成23年度に搬入量が処理能力をオーバーしますので、22年度までに完成させ、23年度始動を考えております。しかし、現在、建設地の選定を行っている段階で処理方法や焼却能力などにつきましては、これから検討をされますし、ただし議員のご指摘のようなことは、当然今後検討すべきことだと考えております。

また、町指定のビニール類のごみ袋につきましては、現在生ごみと一緒に燃やしております。生ごみの分別回収を行っている自治体では、トウモロコシなどで製造されたご袋を利用して、生ごみとごみ袋と一緒に堆肥化を行っている団体もあります。ビニール類の再生につきましても、現在では熱分解して油をつくったり、プラスチック製品に加工したりすることもできます。これにつきましても重要なことですので、今後検討する必要があると思えます。

次に、生ごみをはじめとするバイオマスの利活用につきましては、国がバイオマス日本総合戦略を策定し、全国各地で食品廃棄物、家畜排泄物などのバイオマスの利用促進に向けた様々な取り組みが行われております。今後、新たな清掃工場の建設においては、バイオマスの利活用を含めて十分検討を行い、環境に配慮した環境教育もできるような資源環境型の清掃工場をつくっていきたいと考えて

おりますので、構成市町村と検討してまいりたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 東部清掃工場でもですね、やっぱり大気が大分気を付けて処理されているように思いました。そして、また今からの新しい工場もですね、日本の最先端に行くようなシステムのつくりを夢に描いておられるかと思えます。そういうあれで、私の思いには合致するものと思えます。

では、次、2問目の質問を行います。2問目、地下水について。21世紀は水の世紀と言われている。地球環境の水の部分でも、現況は手が付けられないように人間社会が暴走しているようである。世界では本当に水のない地域が拡大している。人口の2割ぐらいの12億人が飲み水に困っているようです。農業用水の確保に悩む国も多い、慢性的に水不足の中国では、黄河の水が途絶え、井戸の3分の1が枯れたとのこと。温暖化、渡来生物、病原体、化学物質などによって生態系は激変しているようである。地球温暖化で利用できる水の量は限られているのに、人口爆発によって水の利用が大幅に増え続けるからのものである。世界中で不衛生な飲料水のために、毎年2千数百万人の子どもが死んでいるという。私たちの住む地域でも、河川水をはじめ、地上の漂流水の水質悪化に伴い、化学処理をしなければ飲めないような地域もある。化学技術の発展は合成された化学物質の拡散や放射能汚染など、私たちの五感では感知できない危険なものをもたらすこともあるかと思えます。そして先人の知恵を生かさず、土地の特性を無視した開発や住み方の方法にも問題があるかもという話もある。熊本地域の14市町村は、水道水のほとんどを地下水で補っている。そして、全国的に地下水の水質が悪化する傾向にあるようである。熊本にとって地下水は生命線である。その熊本地域の地下水にも、過去、現在と汚染の洗礼を受けているようである。有機塩素系化合物汚染、熊本北部の井戸で汚染が見つかり、20年以上経った現在でも除去中であるとのこと。現在でも有機塩素化合物に汚染された井戸は17本あるようです。そのほかに砒素、フッ素、硼素の汚染があるようです。ほかにチッソ汚染は、大気に80%を占めている物質ではあるが、有害のようである。チッソ汚染は、生活排水、畑作を中心とした農業、畜産業が原因のようである。農業では、過重な肥料散布によって、地下地中に排出されるとのこと。現在、地下水中のチッソ濃度が基準を上回る井戸は、熊本市の北部を中心に19本あるとのことである。東京都中央卸売市場の築地市場の移転予定地の江東区豊島区の土から高濃度の有害物質が検出されたそうで、地下2メートルまでの土壌を入れ替えることや有害物質が地下に流れるのを防ぐ遮断水壁を設けなければいけないそうです。

私たち大津菊陽水道企業団の議会議員の視察研修で、水に関してしっかりありがたさを感じる地域を研修することで、沖縄本島、南部の土地改良区と宮古島の水道局を研修しました。まさしく水に感謝することができました。沖縄の琉球石灰岩は、約120から130万年前、珊瑚礁の堆積物が、その地殻変動によって隆起し、台地化したもので、岩石に無数の空間があるそうです。地上で降った雨は地下に浸透し、すぐにといてもよいぐらいの早さで海に流れていたようです。元来沖縄の島は水が不足がちな島だったそうです。その石灰岩の島の特質を活用して、地下の谷間の部分の海沿いに流れ出ている水をせき止めるために地下の水を通さない地層まで深さ50メートル、長さ数キロの地下ダムをつくり、現在は地上の水の出口から余った大量の水が地上の出口より海に流れていました。本

当に水のありがたさを実感できました。地元の人たちも地下ダムにありがたさを感じておられました。地上に降った雨は、私たちの生活を支え、地下に染み込み、また私たちの生活の営みを助けてくれています。水は循環していることがわかります。そのためにも、地上で生活している私たちも、地下の水を守るために気を付けていく必要があるかと思えます。私たち、天から降ったおいしい雨の水を活用しては、そのまま地下に送るシステムをつくりたいものです。私たちが住んでいる熊本の台地も百数十万年前の阿蘇の大爆発の際、溶岩でできた地下で、水を蓄える地下構造になっているようです。地上に降った雨は何十年、百数十年もかかって台地の真下に蓄えた水である。大津菊陽水道企業団の水道の水は80%は地下水で、町民に供給されている。地上で生活している私たち、地下に気遣った生活をしなければならないのでは、汚染水を地下に送ったら元もない。地下水を守るため私たちにも川の清掃、農家・町民・商工業の人々の協力を得て、清くて美しい水を地下に送り込むシステムを行わなければならないと思います。

宮古島ではかけがいのない地下水の保全に全島を挙げて進めておられました。島の生活を支え、産業を生み出す命の水でもある地下水を永続的に保全すべく、地下水保全に対する意識の高揚と啓発活動への取り組みを展開されて、家畜排泄物などバイオマス利活用から堆肥化し、また水が地下に染み込まないような工夫、農業においても、畑に必要な以上の施肥を行うと作物に吸収されなかったチッソが地下で硝酸チッソに変化し、水質に影響を与えるので控えるなど、いろいろな手法で地下の健康づくりを地上で行われていました。大津菊陽企業団の企業長である町長、一緒に同行して研修されて、見聞を広げられたと思います。企業団は水を給水するためでなく、協力して、清くておいしい水を地下に送り込む方法を今一段と進められたらと思うものでした。

町長の考えを聞きたいものです。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地下水について、生活水や工業水の大切さを、今述べられておりますようにも宮古島における研修につきましても、従前の水に困った住民の皆さんが地下ダムという農水省の事業において、現在の水活用で大変恵まれた生活をされておるといものにつきましても、議員同様、地下水の確保あるいはその自然の環境というか、自然の、それを知ることによって、素晴らしい計画がなされておるといふふうに思います。もちろん、スプリンクラーなど、我々の見るところより以上に消防のホースみたいにどンドン回っておるのを見てびっくりしたわけでございます。そしてあのきれいな水、その水を見ると、この大津地域における、この地帯における水の活用をいかにきれいな水を確保しながら、そして多くの熊本市民の皆さんたちに与えてやれる、そういう役目を我々は責任を持って次世代に送りつなぐなくてはならないといふふうに思っております。議員ご指摘のように、市内の北部につきまします亜硝酸性チッソ関係も出ているようでございます。そのようなちょっとした不注意、あるいはそういう農薬関連等に伴いましての原因から地下水というのは20年、30年もぐってきておるその水が今日出てくるというようなことのないように、我々としてもこのような地下水対策をしっかりとやっていかなくちやならないといふふうに思っております。幸いに大津町の町民の皆さんをはじめ、地域におられる皆さん、企業、それぞれ地下水については十分認識をされておられると

思っております。いつも言いますように、緑ネットの関係での水張り関係の各事業のご協力、あるいはそれを生かす熊本市の責任の問題というような視野の中で、この地域の農業経営の一環にも役立っておるといふふうに思っております。昨年度より水苔の関係についても東海大学の石川先生をはじめ、農学部先生たちとともに、内牧地区における試験田をやらせていただいておりますが、そのように地域と、あるいはその学校関係の専門の学者との間において、地下水の保全とともに農業経営についても十分検討をされ、それに向かって頑張っておられる住民の皆さんたちに対する我々も国同様の支援をやっていかなくちやならないというふうにも考えております。町においてもご承知のように、環境の森や広葉樹の森など、地下水涵養や防災対策のために、それぞれ企業がそれぞれの役割をこの地域において100ヘクタール以上の植林が実施されております。また、大津町の町有林、約500ヘクタールの中においても、育樹や間伐を行っておりますし、そういうそれぞれの立場、それぞれの関係機関ともども、地下水については十分な責任とそれに伴う結果というか、その行動計画を持ちながらやらせていただいておりますが、本当にそのような中におきまして、この緑ネットだけでなく、議員おっしゃるように14市町村の中でも農業、公共下水道事業や農業集落事業の推進と合併浄化槽の設置補助などを行っておりますが、生活排水の浄化にも取り組んでおるといふような状況でございます。そのような中において、日に地域の奉仕活動、あるいは住民による川の清掃や草刈りなどが行われておきまして、県におきまして、先ほど申しましたように、地下水分を許容するその14市町村と県が今後の地下地域の戦略という形で地下水を守る、次世代に引き継ぐ、そのような管理計画を今回策定しておりますし、またその行動計画を策定しておられます。そのような形で、町といたしましても地域一帯となった取り組みでございますので、今後についても十分その一員として責任を果たしていく役割があるというふうに考えておりますので、議員ご指摘のように、地下水関係については素晴らしい熊本の水、あるいはそれを求めてやってくる企業、あるいは人々のためにその責任を果たしていかなくてはならないというふうな自覚を十分持つておるところでございます。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二朗君。

○7番（藤森昭二朗君） 町長のお答えは、時代に合った、また時代の水をつくるために頑張られていることを頼もしく思いました。

では、町長、私たちの子どものころですね、昭和30年ごろまではですね、水道水が来るまで川の水を利用していました。自分たちが使った川の水は、川下で使う人々のために心を込めてやさしく水を使っていました。そこには多くの魚も一緒に棲んでいまして、水に感謝、川に感謝の気持ちもあり、川にありがとうという川祭りもありました。そういう日本人の心がなくなろうとしているかと思いません。そういうふうに、昔のよい部分は、また考えることも必要じゃなかろうかと思えます。

では、第3問目の質問を行います。現代は、地球温暖化になり、CO₂を減らすために自転車の利用が見直されている。4月22日の地球の日に合わせて、市民団体や県職員の人たちが集まり、ノーマイカーデーの集まりがあった。地球温暖化や大気汚染を防止したい目的である。外国のアメリカの大学でも、通学手段として自動車に代わり自転車や徒歩を進める動きがあるとのこと。私たちもできる身近なことは何があるかと考えてみました。近い場所に行くときも車で行かず自転車や歩くことでは

ないでしょうか。人間の健康を保つのは、足からではないかと思えます。歩くこと、自転車のペダルを踏むことが一番ではないでしょうか。私の住む町の道路を見てみますと、自転車の通れる空間は車道だったり、歩道に入り込んでいる場所もあります。車道と側溝に段差があったり、歩道に草が生えたり、障害物やでこぼこ歩道だったりの場所もあります。自転車のハンドルを取られて事故につながってはいけません。自転車の利便性は小さな子どもから学生、女性、年配の方々が特に多いようです。町内の自転車道路、点検、整備を今一段と進めてもらいたい。そして、町民の健康づくりにつなげてもらいたいものである。そのためにも、役場だけとは言わず、地域の皆様の協力で自転車道の整備を進めてもらいたいものです。

以上です。町長の気持ちを聞かせて下さい。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 自転車道の整備関連等と伴いまして、健康づくりに自転車をというようなご質問でございますけれども、まさしく自転車を乗って回るということについては、町としても推進をしていかなくちやならないというふうに思っております。自転車関係のその道路関係等については、大変危険な状況であるのは確かでございます。今後、そういう町道なり、あるいは県道関連につきましても、十分自転車で楽しんで乗ってもらえるような道路をつくっていかなくちやならないのも確かでございます。しかし、どこもかしこもというわけにはいかないと思っておりますので、やはりいつも言われておりますように、中部やあるいは北部、あるいは南部地区における観光資源を生かした観光ルートマップをつくりながら、そこを気楽に回っていける、そのような道路マップをつくる必要があるんじゃないかなと思えます。そういう意味におきまして、ある議員も言われるように、健康センターを中心に回るのが、あるいは大津駅周辺を出発としたそれぞれの地域へ走っていける、そのような自転車を活用するというのも一つの観光、あるいは大津町をPRするために必要ではないかなと思っております。環境フェア関連等につきましても、1年間で50台も60台以上の自転車のリサイクルがなされております。そういう自転車を活用できれば、素晴らしいまちづくりのPRの機会として、金の要らない素晴らしいものができてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後自転車の活用関係等についても、十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 藤森昭二朗君。

○7番（藤森昭二朗君） 町長の思いを聞かせてもらいまして、そういう具合にしてですね、自転車のまた新たな発想でいいまちづくりをですね、今一段と進めてもらいたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時11分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 20 年第 2 回定例会会議録

平成20年第3回大津町議会定例会会議録

平成20年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成20年9月22日(月曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ 3番 新開 則明 4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一朗 6番 坂本 典光 7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生 9番 石原 大成 10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦 12番 松永 幸久 13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美 15番 荒木 俊彦 16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 子育て支援課長 大塚 武年 副町長 宇野 博明 総務部総務課長兼 兼ねて地域安全係長 桐原 則雄 総務部長 首藤 誠治 企画部企画課長 兼ねて財政係長 木村 誠 企画部長 徳永 保則 総務部 兼ねて会計課長 西村 和正 総務課行政係長 藤本 聖二 福祉部長 松永 高春 教 育 長 宮崎 廣行 土木部 伊東 貢 教 育 部 長 大塚 武年 土木総括審議員 農 業 委 員 会 長 服部 次子 土木部長 中山 誠也 農 務 局 長 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西本 昇二

平成20年第3回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成20年 8月12日 請 願 第 5 号	急傾斜危険地域の安全対策に関する 請願	不 採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 6月11日 陳 願 第 4 号	「森林・林業・木材産業施策の積極的な 展開を求める意見書」の議決について	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月6日 陳 願 第 5 号	馬場坂部分改良工事陳情書	継 続 審 査	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月27日 陳 願 第 6 号	「たばこ税増税反対に関する意見書」議 決要請について	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 8月29日 陳 願 第 7 号	郵政民営化法の一部見直しについて	採 択	総 務 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

同意第4号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-------	------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 0 年 9 月 2 2 日 (月) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議 決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議 決
- 日程第 5 発議第 4 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 5 号 たばこ税増税反対に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 発議第 6 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 発議第 7 号 大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 0 年第 2 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の結果並びに経過について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長 (手嶋靖隆君) おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第47号関連、議案第50号、議案第52号、認定第1号関連、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び第8号、請願第5号、陳情第4号から第6号の12件です。当委員会は、審議に先だって9月11日と12日の午前中に、関係する25ヶ所の現地調査を行い、16、17日にかけて委員会B室で執行部により説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第47号関連、平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）について、経済部農政課関係では、委員より利子補給について一次産業だけが対象となっていますが、今回の事態は他の産業分野、一般の方などみんなが困っている。公平性という観点から説明できるのかとの質疑に対し、執行部より、今回は農林業だけの補助になっていますが、皆さんが困っておられるのは認識しています。県がいち早く農林業に対して施策を出されましたので、町でも対応を行いましたとの答弁がありました。

委員より、北部地区換地業務委託料の98万7千円について、事業の終わりに近づいているのに計画変更のためにこんなに必要なのか。一般財源100万円もあれば、他の社会保障にも持っていけるのではないのかとの質疑がありました。執行部より、所有権移転3年以上の受委託の箇所、連担比率、高生産性の根拠農業経営などについて、事業の終了までに変更することになっておりますとの答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、町の職員に対する時間外勤務手当に関して、委員は無報酬で職員だけに時間外を支払うことについて、まちづくり協議会の会議は昼までできないのか、どのような人たちが委員になっているのかとの質疑がありました。執行部より、協議会委員が全員仕事を持っているため夜間の開催になります。まちづくり団体の明日観や各種団体からの推薦、公募会員などで構成されていますとの答弁がありました。

委員より、職員には仕事だから正當に支払うべき会員にも報酬が必要だと思う。手当を出すなど言っているのではない。全員職員の平等性を保つようにすべきだということだなどの意見がありました。

次に、土木部環境保全課関係では、委員より、クリーンセンター花房は、建設してどれぐらいか。執行部より約3年ですとの答弁がありました。

委員より、交換の予測はできていたのか、このような施設は見込みがあるのではないか、適正な期間、使用したものか、更新する時期なのかとの質疑に対し、執行部より、今回、修繕に対して精査を行っています。瑕疵で対応する分、3年間で更新が必要な分と精査を行いますとの答弁がありました。

委員より、3年で膜を替えなくていけないという資料はあるのかとの質疑があり、執行部より、証明書が提出されています。もともと3年間で替えることになっていますとの答弁がありました。

委員より、精査をしたのは誰ですか。執行部より、設計業者、事業主体等三者の証明書が提出されていますとの答弁でした。

委員より、施設整備としたものが精査するのはあり得ない。持ちつ持たれつしている部分があるのではないか。薬剤の使用法、調合、使用時間等、過失があれば著しい損傷が発生するのではないか。複式簿記で償却していく方がよいのではないか。妥当な支出かどうかわからない。金額が大きすぎるが、町は出せませんとは言えない。利用割はどのように算出されているのかとの質疑があり、執行部

より、平成18年12月から平成19年11月まで1年間の搬入量を利用割計算基礎として、菊池市0.55、合志市0.12、大津町0.22、菊陽町0.09の割合で算出してありますとの答弁がありました。

委員より、搬入実績は前月分までわっているのではないか、リアルタイムに計算できるのではないかの質疑があり、執行部より、当初予算で上げるべきものなので、前年度分で計算してありますとの答弁がありました。

次に、道路整備課関係では、委員より、道路維持費で委託料の道路除草等業務委託について、減額の内容を詳細に説明して下さいとの質疑があり、執行部より、当初本田技研の周囲を予定していましたが、女子駅伝がなくなったため、箇所の見直しと職員で直接除草したために減額しましたとの答弁がありました。

委員より、道路全般について、道路を用地買収する場合と寄附採納による場合があるが、明確な区別はあるのかとの質疑に対して、執行部より、はっきりした区別はありませんのでわかりづらい点がありますが、地元の意向で寄附してでも、どうしても道路を造ってもらいたい等がありますとの答弁でした。

次に、都市計画課関係では、委員より駅前楽善線について、墓地を買収して道路を通したことが過去にあるのかとの質疑に対して、執行部より、ないと思います。今回、擁壁で施工した場合と法面で施工した場合の経済比較を行った結果、法面施工の方が5分の1の金額になるため、墓地を道路用地にかけることで事業を進めていますとの答弁がありました。

委員より、墓の所有者の了解は取っているのか。移転は慎重に進めてほしいとの質疑がありました。執行部より、墓地は室地区で管理されていないため、了解を得ていません。隣接の灰塚区の土地を買収予定のため、そちらへの移転を考えています。移転する墓地については、今回の委託の中で了解を得る予定ですとの答弁がありました。

委員より、道路を優先して墓地の移転を行うのはいかがなものか、慎重に検討してもらいたいとの意見がありました。

採択の結果、議案第47号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑はなく、採決の結果、議案第50号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、委員より、基金積立金の補正増は19年度分積立の事務処理の遅れが原因だが、毎年の事務であり、何か原因があったのかとの質疑があり、執行部より、特にありません、事務的なミスでありますとの答弁でした。

委員より、今後事務処理において十分注意を払うようお願いいたしますとの意見がありました。

採決の結果、議案第52号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について。農業委員会関

係では、委員より農業者年金は大切だと思うが、制度はうまくいっているのか。執行部より、平成14年から新制度の年金になっており、以前と違って掛けた月数によって年金額が変わります。また、掛金は最低で月2万円ですとの答弁がありました。

委員より、農業自体は所得が伸びず厳しい状況だが、生活面の不安な材料を取り除くため、こういう制度をうまく宣伝して加入者を増やしてほしい。農業委員は普及活動はされているのかとの質疑があり、執行部より農業者年金推進部長が2名います。女性農業委員が研修に行かれ、新規の加入もありましたとの答弁がありました。

次に、経済部農政課関係では、委員より補助金、負担金について全般的に見直しが進んでいるのかとの質疑があり、執行部より実績報告書の提出がなされており、そこでチェックを行っていますとの答弁がありました。

委員より、集落営農組織連絡協議会の補助金50万円の決算を見せてもらいたいとの質疑に対し、執行部より実績報告書のコピーを委員に提示し、事業の内容と経費の説明がありました。

委員より、補助金は円滑な事業目的のために出すものと思うが、以前、特産品のPR活動として食味会が行われたとき、補助金を使っているのに末端販売価格で販売がなされてした。補助金の使い道を条例に照らしてしっかりとチェックすべきだとの意見がありました。執行部より、ご指摘のとおり各課で厳しい精査をしていますとの答弁でした。

次に、商業観光課関係では、委員より中小企業に対する利子補給の金額が減っているのはなぜかとの質疑があり、執行部より、現在利子補給を行っているのは5名で、昨年より補給額が減ったのは補給期間が終了したためですとの答弁がありました。

委員より、利用者が少ないのはなぜか、周知はどのようにやっているのか、店舗を改装して活性化するためにも、使いやすい補助制度にしてほしいとの質疑が出されました。執行部より、広報を使って周知を行っています。また、商工会とも連携して制度の周知なども行っています。今後とも使いやすい補助金になるように努めますとの答弁でした。

次に、土木環境保全課。委員より、樹木、枝葉等の粉碎処理車借上料は、特定の業者に仕事を斡旋しているようになっているのではないかとの質疑に対して、執行部より、町内に特殊車両を保有しているのが1社のみです。1社から見積もりを徴収していますとの答弁でした。

委員より、1社からの見積もりで価格の競争性は働いているのかとの質疑に対し、執行部より土木設計用の積算本から特殊車両借上人件費を積算して設計しているので、妥当性はありますとの答弁でした。

委員より、ごみ収集運搬の委託業者でもあるので、よく注意すべきだ。また、資源ごみ、燃やすごみと分けているが、燃やすごみとして全部を出した場合の経費は出せるのかとの質疑があり、執行部より再資源集団回収助成金572万6千円を支払っているが、これが環境保全組合に納入された場合には、約10倍の5千万円の処理経費がかかりますとの答弁がありました。

委員より、環境保全組合の資源物の業者はどのようにして決められているのかとの質疑がありました。執行部より、資源的ごみに入札をして、搬出先を決めていますとの答弁でした。

委員より、今の社会はごみを多量に出している。環境保全組合の負担金も高額である。今後ごみ処理の負担金を下げる余地はあるのかとの質疑がありました。執行部より、負担金の算出根拠は均等割10%、利用割が90%であり、平成21年度負担金の対象になる利用率は、大津町が一番ごみの量を削減できたので、21年度の負担金は下がる見込みです。今後も負担金を下げる努力をしていきますとの答弁がありました。

次に、道路整備課関係では、委員より、林道新設改良費の負担金補助及び交付金の中で、緑資源幹線林道受益者組合補助金を支出され、平成29年度まで支払う計算であるということだが、道ができてよかったとか、成果指標的なものはあるのかとの質疑がありました。執行部より、道路ができて林業関係や周辺の方々からよかったと声を聞くことができますが、交通量調査なども行っていませんし、指標等についてはありませんとの答弁がありました。

委員より、道路維持費の委託料の中で、植樹帯剪定等管理業務委託費の内容を説明してもらいたいとの質疑があり、執行部より、町道三吉原北出口線駅南線等で6本の委託業務をして、町内5社と契約しております。一番契約額が大きいのは、町道三吉原北出口線植樹帯剪定等管理業務委託ですとの答弁がありました。

委員より、委託業務契約は入札により行われているのかどうかということで、6本に対して5社の契約について入札の透明性の確保ができていないのか疑問だ。指名は何社か。また、入札は6業者同時になるのかとの質疑がありました。執行部より、関係資料がこの場にありませんが、記憶では7社の指名で同時期入札ですとの答弁がありました。

委員より、この業務委託にシルバー人材センターは入っているのかとの質疑があり、執行部より街路樹に桜、ケヤキ、ツツジ等の種類もあり、除草だけでなく、剪定、消毒など年間を通じて管理を行うので、専門業者による委託がよいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、道路新設改良費の職員手当等の時間外手当で、総額について用地交渉を時間内に行ったと言われるが、内容説明をしてもらいたいとの質疑がありました。執行部より、昔は用地交渉と言えば夜が当たり前でしたが、今は相手の方も昼を希望される方が多い現状です。夜よりも昼に用地の交渉を行ったのが多かったために不用額が出ておりますとの答弁がありました。

次に、都市計画課関係では、委員より、まちづくり交流センターの用地買収単価は適正なのかとの質疑がありました。執行部より、用地費については路線価、固定資産評価等を比較して妥当と判断していますとの答弁がありました。

委員より、まちづくり交流センターの利用についてはどう考えているのか。物品販売ができないと聞いている。情報発信の場的なものでは中途半端になるのではないのかとの質疑がありました。執行部より、国の補助金を使った事業なので収益を目的としたものはできません。今後の利用については、行政だけではできないので地元やまちづくり協議会と検討しながらやっていきたいと考えていますとの答弁でありました。

委員より、補正予算額の3億3千165万2千円は、具体的なものは何なのかとの質疑に対し、執行部より、主なものは本田技研南線の工事費及び用地費ですとの答弁がありました。

委員より、主要な施策の成果の肥後大津駅南北広場整備事業の設計委託はどのような内容なのかとの質疑がありました。執行部より、駅の南北の基本設計であり、数案を作成した。今後この設計を基に協議を行っていくものですとの答弁がありました。

委員より、公営住宅の修繕費について計算すると1軒当たり2、3万円になる。この中には入居者が負担してもよい修繕があるのではないかと。どこまで修繕するのか線引きがないのではないかととの質疑があり、執行部より公営住宅及び大津町町営住宅条例第20条で、入居者の生活に伴って消耗するものは入居者負担になっています。建物の経年劣化による修繕は、町で修繕しています。また、あけぼの団地が古くなってきたので、水道とトイレ、床など、経年劣化による修繕が増えています。畳表、ふすま、壁やガラスの破損は、入居者本人負担となりますので、大工さんなどを紹介していますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成19年度大津町ほか4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はなく、採決の結果、認定第4号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、平成19年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、公課費1千66万1千100円の消費税の計算の仕方はとの質疑があり、執行部より、算定方法は収入とマイナスの支出、特定収入で精査し、マイナスならば還付、プラスならば支払いということになりますとの答弁がありました。

委員より、公債費の補正は、借り換えがなされた分ですか。また、トータルで公債費はどれぐらいなのかとの質疑があり、執行部より繰上償還することができました。公債費は20年度末見込みで約60億円ですとの答弁がありました。

委員より、普及率が60%で、杉水、大林などは、まだ工事が残っているということは、起債がまだ増えていくということかとの質疑に対して、執行部より、管渠工事はかなり進んでいますが、処理場については半分が残っています。整備済みの人口は1万8千225人ですが、公共下水道の管渠工事が100%完了しても普及率としては70%を超えるぐらいになります。残りは農業集落排水事業と合併浄化槽ということになりますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第5号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成19年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、使用料の徴収率は100%だが、分担金の率が100%でないのはどうしてかとの質疑があり、執行部より、分担金は1戸当たり18万円をお願いしていますが、生活苦などで一部滞納されている世帯がありますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成19年度大津町工業用水道事業会計決算の認定については、委員より、新たな水源の確保についての説明と公共下水道の処理能力に影響を与える恐れがあると決算審議の意見書に記載されているがとの質疑に対して、執行部より、第4水源の確保については、電気探査が終わ

り、今年井戸を掘る計画であります。下水道の処理能力は5千トンまでは影響を与えないと考え、下水道でも認可変更をやっています。企業にもなるべくリサイクルをお願いしていますとの答弁でした。

委員より、当年度末に発生した剰余金は、今後の工事に使っていくと思うが、もしこのような利益が生まれるなら、町の工業用水道の隣にボーリングをして営業することも考えられるが、抑制する法律的なものはあるのかとの質疑がありました。執行部より、企業誘致をする段階で町は井戸を掘り、汚水処理等で企業誘致を行っているので遠慮をお願いしていますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、請願第5号、急傾斜危険地域の安全対策に関する請願についてですが、急傾斜地の請願については、個人の責任で対処すべきなのか、責任の所在を確認したいとの質疑に対し、執行部より現状では本件の対象戸数は4戸であり、現状では国・県の急傾斜地対策事業の指定の要件には該当しないとの答弁がありました。その上で、委員より、現地を見た上で水が流れ込まないように措置もしてあり、これ以上の措置は難しいのではないかとのことでした。

また別の委員より、税金を投入してまで事業を行うには無理があるのではないかなどの意見が出されて、採決の結果、全員賛成で不採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開が求められる意見書の議決については、委員より、陳情の遺構についての質疑があり、独立行政法人みどり資源機構が廃止されることによって、今後の予算の削減につながるのではないかということだと思えますとの答弁がありました。

その委員より、日本は京都議定書を出すような国であり、森林の整備についてもきちんとした施策が取られているはずであり、あえてこういう意見書を出す必要はない。またみどり資源公団の事件もあったように、予算等を付ければ付けるほど混乱が生じる恐れがあるし、予算が有効に使われないことも十分に考えられる。したがって反対であるとのことでした。

また別の委員より、いろいろな面で森林を大事にしたい。森林を守る上での予算の確保は必要だなどの意見が出され、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

次に、陳情第5号、馬場坂部分改良工事陳情書についてですが、審議の結果、全員賛成で継続審議となりました。

次に、陳情第6号、たばこ税増税反対に関する意見書の議決要請については、審議の結果、全員賛成で採択となりました。

次に、継続審議となっていた請願第3号及び請願第4号については、請願の目的を達成するために当該地域の農振計画の見直しが優先事項であり、このまま請願では目的を達成することは難しい。その手順を説明することが親切ではないか。そういったこと請願者に十分に理解していただく必要があり、またそれを説明するための時間が必要ではないかなどの意見が出され、審議の結果、全員賛成で継続審査とすることに決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経

済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第46号、議案第47号関連、議案第48号及び議案第49号、議案第51号、認定第1号関連、認定第2号及び認定第3号、認定第6号の9件であります。

当委員会は審議に先立ち、9月11日午前10時より14ヶ所の現地調査を行い、12日及び16日午前10時より委員会C室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第46号、大津町立幼稚園入園料および保育料減免特別措置条例の一部を改正する条例について報告します。

学校教育課関係。

委員より、この事業の対象者は何人になりますかと質疑があり、執行部より、対象者は19年度6名中2名、20年度は11名中3名がこの制度の該当者になる見込みですと答弁がありました。

委員より、今回3年生までの拡大だが、6年生までやっているところはありませんかと質疑があり、執行部より、国の基準に沿ってやっているのです、そのようなところはありませんと答弁がありました。

採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご報告します。

福祉部健康福祉課関係。

委員より、保健衛生総務費の給料等の人件費減額に係る職員の異動について説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、今回は7月の人事異動に伴い保険医療課の職員1名が総務課に配置換えになりましたので、保健衛生総務費の人件費を減額したものです。その後は、臨時職員で対応していますと答弁がありました。

福祉部保険医療課関係。

委員より、老人クラブ補助金は、区単位でいくらですかと質疑があり、執行部より、区単位6万円、1人当たり500円です。上の原区と桜丘区で新たに老人クラブが発足していますと答弁がありました。

委員より、老人ホームは建築後何年ですかと質疑があり、執行部より、昭和57年に建築していますので26年経っていますと答弁がありました。

委員より、老人ホームはもっと環境のいいところに移築する計画はないのですかと質疑があり、執行部より、集中改革プランで検討しています。現在では法律が変わって1人部屋が主体になり、床面積も広がっていますと答弁がありました。

委員より、行政バス運転料の増額の理由はなんですかと質疑があり、執行部より、当初ギリギリの予算で組んでいましたが、お年寄りのことを考え余裕を持った行程を組む場合に不足が生じ増額補正するものですと答弁がありました。

学校教育課関係。

委員より、学校図書ネットワークをすることで経費の削減につながるとありましたが、図書費の削減ということでしょうかと質疑があり、執行部より、高額な図書や使用頻度の低い図書を共有することにより、経費の削減が図られるのではないかと考えて、図書費の削減ということではありませんと答弁がありました。

委員より、教育振興費扶助費の給食費補助の対象数を教えてくださいと質疑があり、執行部より、小学校は準要保護児童130名、特別支援教育児童26名、中学校は準要保護生徒97名、特別支援教育生徒8名を見込んでいますと答弁がありました。

委員より、給食費の未納者の状況はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、平成19年度の実績として収納率は99.6%、滞納者数は19名ですと答弁がありました。

給食センター関係。

委員より、本年4月より給食費が値上がりしたが、米の値段は上がっていないのに燃料の高騰だけが理由ですかと質疑があり、執行部より、パン・牛乳等も値上がりしておりますし、一般物資につきましても5%から15%は値上がりしておりますので、値上がりやむなしということで4月からお願いいたしておりますと答弁がありました。

生涯学習課関係。

委員より、学校支援地域本部事業について、より詳しく説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、文部省の委託事業で、費用はすべて国の委託によるものです。地域全体で学校教育を支援するための学校地域本部の設置により様々な事業を展開し、先生たちが子どもと向き合う時間を確保すること等が主な目的となっています。本来は、中学校単位ですが、小学校区でも可能で、既に様々な取り組みを行っておられます護川小学校区に実施していただくことを考えていますと答弁がありました。

委員より、江藤屋敷の雨漏り補修については3年ほど前にも補修していますがと質疑があり、執行部より、確かに屋根の補修をしておりますが、今年の雨漏りは厳しいものがありました。今回、応急処置を施します。抜本的な文化財保存に関する諸手続きを検討したいと考えておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、基金積立金の6千万円と予備費の3千650万8千円について、なぜ分けてあるのですかと質疑があり、執行部より、基金に積み立てるより保険税を安くしたらどうかという質問がありましたが、基金について、最低基準は過去3ヶ年の保険給付費の平均年額の5%以上とありますが、基金繰入の基準において保険財政の基盤を安定強化する観点から、25%以上を有していることが望ましいと通知があっております。また、基金積立金は国民健康保険財政の運営のため将来に備えてのものであります。予備費は当該年度の毎月の支払いの緊急な場合のためというように目的が違っておりますと答弁がありました。

委員より、後期高齢者支援金について説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、昨年は4億

2千万円の拠出金でしたが、本年度は3億1千万円で約1億1千万円の減額となっております。今回の補正は最終的な国が示す省令第38条（年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額）により算定された額の決定通知によるものです。よって、諸係数は全国の後期高齢者の医療費見込、後期高齢者及び保険者の加入者数等を基に算出されるため、町では算出が大変困難な状況にあります。なお、平成20年度においては、後期高齢者医療制度の初年度でもあり、当初予算と決定額に大きな差異がありました。平成21年度以降については、実績を基に算定されるため、大きな差異は出ないものと考えていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算（第1号）について報告します。

福祉部保険医療課関係。

執行部より、老人保健特別会計補正予算の内容の説明があり、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、予備費の額が少し大きいのではありませんかと質疑があり、執行部より、最終的な19年度精算がまだ残っていますので、とりあえず予備費に計上しています。なお、介護保険計画は3年毎の計画で実施していますので、最終的に予算残額については21年度からの第4次介護保険計画に反映させますと答弁がありました。

委員より、居宅介護住宅改修申請とはどんなものですかと質疑があり、執行部より、介護認定の認定を受けてサービスを受けていない人が自宅で生活しやすいように、転倒防止のため手すりの取り付けや段差の解消などの住宅の改修をする事業で、そのための申請に伴う費用の補助ですと答弁がありました。

採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、楽善プラザの利用者が30%増加した理由は何ですかと質疑があり、執行部より、近隣の人やジャズダンス関係者の利用が増えています。ほとんど毎晩利用があつていますと答弁がありました。

委員より、シルバー人材センター育成補助金は以前から同じ金額ですかと質疑があり、執行部より、以前はもう少し高かったと思いますが、現在は国の補助額と同額の800万円を支払っていますと答弁がありました。

福祉部健康福祉課関係。

委員より、社会福祉総務費の心配ごと相談事業委託での相談の内容にはどんなものがありますかと質疑があり、執行部より、家族問題・医療費問題・生活保護問題・老人福祉問題等61件ですと答弁がありました。

委員より、社会福祉総務費のひとり親家庭等医療費助成はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、前年度に比べて30件申請が増え、現在260世帯登録されており、医療費補助の3割の3分の2を補助するので、本人負担は3分の1となります。なお、乳幼児医療制度の該当者は、そちらを優先しておりますと答弁がありました。

委員より、障害者福祉費の通所サービス利用促進事業はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、自立支援法により、デイサービスがなくなり、日中活動に変わりました。激変緩和による日中活動の送迎に係る個人負担を軽減するための事業ですと答弁がありました。

子育て支援課関係。

委員より、保育料収納事務委託について、保育園では保育料徴収に関してどのような対策を執られていますかと質疑があり、執行部より、保育料未納者について、保育園の園長が同席し徴収に協力もっており、非常に効果を挙げています。また、生活が苦しい方に対しては、その都度相談に応じるようにしています。児童手当やボーナスの支給時期等に園の方と一緒に徴収することで、徴収率の向上につながっています。その他、町では水曜日の窓口延長相談や家庭訪問等を行い、徴収率の向上に努めていますと答弁がありました。

委員より、集いの広場事業補助金に関してどのような内容ですかと質疑があり、執行部より、地域における子育ての支援として、美咲野にある「NPO法人こそだてサポーターあぼり」に「つどいの広場事業」をお願いしています。週4日の開設、子育ての悩み、相次ぐ転入者に対して、親同士のつながりと場所の提供等を行っていると答弁がありました。

学校教育課関係。

委員より、菊阿中学校跡地の測量はなぜ必要だったのですかと質疑があり、執行部より、体育館とミーティングルームはそのまま残し、売却部分の校舎と運動場の約3分の2の用地の分筆を行うための測量を行いましたと答弁がありました。

委員より、大津中学校の駐輪場は3棟追加しましたが、これで足りるのですかと質疑があり、執行部より、学校では自転車通学を許可する遠距離や部活動の生徒の400台分が必要だそうです。今回つくったことにより、その必要数が確保できたと答弁がありました。

委員より、中学校の特色ある学校づくり補助金の内容を教えてくださいと質疑があり、執行部より、大津北中学校は教師の指導力向上について取り組み、研究発表を行いました。また大津中学校は県教育委員会より『生きる力をはぐくむ研究』の指定を受け、11月に研究発表に向けて取り組んでいます。どちらも学力向上につながるものと答弁がありました。

委員より、小学校の耐震診断の結果後はどうするのですかと質疑があり、執行部より、大津南小学校の渡り廊下、大津東小学校の校舎は補強が必要です。大津北小学校は二次診断をしております。その結果によっては補強改修等も必要になると思いますと答弁がありました。

給食センター関係。

委員より、修繕料の主なものは何ですかと質疑があり、執行部より、平成2年の建設で機器も老朽化しておりまして、蒸気の配管のダクトファンの交換84万円と重油タンク側圧計の交換が主なもの

です答弁がありました。

委員より、今話題の事故米の使用は大丈夫ですかと質疑があり、執行部より米の仕入れにつきましては、地元の米屋やJ A大津中央・学校給食会で見積入札を行い、その結果学校給食会を利用しています。学校給食会は給食センターの仕様書により大津産ヒノヒカリ2等級以上でJ A大津から経済連、そして給食会からセンターへの流通です。もち米はほとんど使用しておりませんが、米同様学校給食会を通じて仕入れておりますと答弁がありました。

生涯学習課関係。

委員より、生涯学習センターの駐車場について、身障者用スペースにカラー舗装や表示の予定はなかったのですかと質疑があり、執行部より、身障者用スペースの鉄柱に県からのステッカーを2ヶ所表示済みですと答弁がありました。

委員より、中級のパソコン教室は、参加者の年齢制限などはありますか質疑があり、執行部より一般公募につき特に制限はありません。高齢者の参加もありますと答弁がありました。

図書館関係。

委員より、備品購入費の不用額がかなり多いように思います。せっかく大津町にいい図書館があり、多くの方に利用してもらうためにも沢山の本を購入していただきたいと思いますがと質疑があり、執行部より、本の購入は年々難しくなっています。19年度末の蔵書数は11万5千139冊です。書庫も含め収容能力は13万冊程なので、来年度以降からはさらに選書が難しくなってくると思われます。最近の社会状況等を意識して工学、工業系等、町の産業に合った資料等を入れるなど、前倒しでの執行を考えて行きたと思いますと答弁がありました。

委員より、移動図書館の車運転業務委託は、どうなっていますか、と質疑があり、執行部より、週に2回、町内18ヶ所（保育所、幼稚園、地域等）へ移動図書としてシルバー人材センターに運転業務を委託し運行しています。出発から図書館へ到着するまでを勤務時間としていて、移動図書館の時間は午前9時30分から12時まで、午後1時から午後3時までで、コースによって時間が変わってきますと答弁がありました。

生涯学習課関係。

委員より、山村広場の使用料はいくらですかと質疑があり、執行部よりグラウンドの使用料半日520円、夜間照明使用料が1時間1千050円です。利用率は昼間で84%、夜間で18%となっております。昼間の利用は地元の高齢者のグラウンドゴルフがほぼ毎日であり、料金は減免対象です。夜間はソフトボールの方が主ですと答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号、平成19年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、出産育児一時金の35万円の算定方法はどのようにしているのですかと質疑があり、執行部より、国の健康保険法で算定されており、産院での出産費の全国平均から算出されています。平成21年1月から3万円増額される予定ですと答弁がありました。

委員より、人間ドックの個人負担は増えているのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、今年度は2万5千円を補助限度額にしていますので、2日ドックを受診される方の負担は増加しています。しかし、本年度の受診者の減少はありませんと答弁がありました。

委員より、被保険者証のカード化は評判が悪いのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、字が小さいとか紙質が悪いという意見もありますが、便利がいいという意見もあります。異動が多いのでプラスチックのカード化は難しいです。窓口でパウチの機械を据えてのサービスを考えていますと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第3号、平成19年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、第三者納付金については、精算して何ヶ月後に入ってくるのですかと質疑があり、執行部より、事故後、保険を使うための誓約書等を提出してもらいます。国保連に委託し、専門の部署により相手の過失分だけ納付してもらうこととなります。納付の時期は、治療が終了して医療費が確定してからになりますと答弁がありました。

採決の結果、認定第3号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第6号、平成19年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告します。

福祉部保険医療課関係。

委員より、生活管理指導員派遣事業とはどんな事業ですかと質疑があり、執行部より、65歳以上の介護認定を受けてない人で、身体が虚弱等のために日常生活に支障がある者、一人暮らしの者に対し、生活管理指導員（ヘルパー）を派遣する事業ですと答弁がありました。

委員より、食の自立支援事業とはどんな事業ですかと質疑があり、執行部より、調理ができない高齢者または困難な高齢者世帯に対し、週1～3回給食を配達する事業ですと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審議についてであります。陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情書について報告します。

委員より、医療制度のどこかが変わりましたかと質疑があり、執行部より、基本的にはありませんが、陳情書の趣旨中の「月額1万5千円以上の年金から天引きされます」という部分は、保険料の天引きについては、本人の申請により、普通徴収に変更できるようになりました。また、「治療費が一定額を超えると保険が使えません」という部分については、保険は適用できると答弁がありました。

採決の結果、陳情第3号は全員賛成で継続審議にすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長坂本典光君。

○総務常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから総務常任委員会の委員長報告を行います。

今定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第43号、議案第44号及び議案第45号、議案第47号関連、認定第1号関連、陳情第7号の6件であります。

委員会は、9月11日に現地調査を行い、12日、16日に委員会A室において執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、主な経緯と結果をご報告いたします。

議案第43号は、大津町まちづくり基本条例の制定についてであります。

条例の解説にある「住民以外の町民」とはどのような意味かとの質疑に対し、大津町に住んでおられるが住民登録をされていない方であり、この条例では町民を幅広く捉えており、いわゆる町民のほか、町内で働く方や学ぶ方など、住民に限らず幅広く町民を定義しているとの答弁がありました。

結局、この条例は地方自治法から町長や町民の役割などについて引っ張り出してきて、それを詳しく書いてあるだけではないのか。条例という形でなくても、要領でもいいのではないかとの質疑に対し、町の姿勢を明確にしたいという強い思いがあるため、自治体独自の最高法令である「条例」という形をとった。条例を制定すれば県内では初めてとなるが、全国的にみれば事例が増える傾向にあるとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。「公益法人」が「公益的法人」とされたのはなぜかとの質疑に対し、「公益法人等」が「公益的法人等」と改められたのは、公益法人関係3法の改正で、これまでの法人は今後、「公益社団法人及び公益財団法人」と「一般社団法人及び一般財団法人」のいずれかに区分されることになるが、一般社団法人、一般財団法人にも公益事業を行う法人が存在するので、その両方を含めて「公益的法人」という表現になったものであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号は、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地域公共交通会議の発足は来年の4月からなのかとの質疑に対し、今年度からである。設置要綱をつくり委員29人を委嘱予定。構成は役場の部長、町民の代表、運送業関係者、国・県の関係行政職員、学識者の委員などからなるという答弁がありました。この会議は諮問機関なのかとの質疑に対し、昨年度に住民アンケートなどをとった。今年度は、計画の素案をつくっている。専門家の意見も聞きたいということで設置するものである。今後、国庫補助が付けばコンサルタントへの委託も検討したいとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号は、平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

総務課関連で、裁判員制度については、大津町候補者の48名は町からの推薦か。また、対象となる事件はどのようなものかとの質疑に対し、候補者については、コンピューターで任意に抽出し、裁判所へ報告を行うことになっている。対象事件は、殺人及び強盗事件であるとの答弁がありました。

行政区嘱託員報酬の戸数割の算出は、どのようにしているのかとの質疑に対し、行政区嘱託員へ調査を依頼し、報告を受け、それに基づき算出しているとの答弁がありました。

本年度の公用車の購入は、新規購入、更新のいずれかとの質疑に対し、本年度の公用車購入は5台となっており、新規1台、老朽化に伴う更新が4台となっているとの答弁がありました。

年金の特別徴収システムについて、地方税電子化協議会と審査システムの間、どうしてASPの業者が入らなければならないのかとの質疑に対し、全国で7つのASP業者が指定されており、この指定されている業者しかLIGWANは取り扱えないことになっているとの答弁がありました。

財政運営について説明がありました。今回の補正を歳入全体で見ますと、町税全体では4億9千8百万円の減額となっている。一方、平成19年度決算により、繰越額が3億5千8百万円の増額となったことなどにより、補正財源として財政調整基金から3億1千万円の繰入をした。この結果、財政調整基金は、繰越に伴う積立を差引くと、平成20年度末の残高は約19億円となる見込みで、平成19年度末に比較しまして7千万円の減額となる。

企業誘致課関連で、13億円のうち国からの補助金は3億4千330万円となっているが、どのような根拠なのかとの質疑に対し、土地と建物は鑑定金額が根拠となっている。13億3千435万円のうち補助対象経費は土地代の10億2千295万7千円と建物代の6千700万円に消費税と鑑定代を入れた10億9千400万円となるとの答弁がありました。

4割の補助を貰っているので、役場などを建てる時には制限はないのかとの質疑に対し、補助金には事業目的がある。社会情勢の変化等もあるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があるので、計画どおりにしなければならない。今回の購入目的は、役場庁舎の建設ではなく、子育て支援関係の整備をお願いしているとの答弁がありました。庁舎を建てるのに補助金はないと聞いている。役場を建てる時は補助金を返せとなるのではないか。建てられるまでは何年かかるのかとの質疑に対し、交付金事業なので用途変更制限の年数はあると思われるとの答弁がありました。

町民もアルコール工場跡地に庁舎が建つと思っている。子育て支援に広大な土地はあるのか。価格は適正なのか。将来の含みはあるのか。住民は納得できるのか。庁舎を移転するならアルコール工場跡地しかない。補助金を返せばいいのか。また、起債は何年据え置きで、何年で返せるのかとの質疑に対し、まち交事業の整備期間の平成23年度までは、目的に無い施設整備はできない。将来の社会情勢の変化や住民の要望などにより変更等が必要な場合は、国・県と協議をすることになる。起債の返済期間につきましては、借入先によって異なる。借入先を公的資金とするのか、民間資金とするのかは県が決定する。19年度においては民間資金からの借入れとなったので、起債の返済期間は1年据え置きの10年償還となっている。公的資金の場合は、普通1年据え置きの20年償還となるとの

答弁がありました。補助金を返さない方法として、建物の建っている所を分筆などして行うなどの方法は考えられないかとの質疑に対し、可能性はあるが、補助金は減ってしまうとの答弁がありました。

役場の耐震問題はどうかとの質疑に対し、役場の補修をした場合7億円、新しくつくと20億円を超えるかもしれない。まちづくり交付金事業には4割の補助がある。将来にわたる負担は減らしていかなければならない。申請の前に変更の話はできない。庁舎建設をする場合は、単独になるとの答弁がありました。

場所的に一等地なので、他の民間が買うより町が買うべきとは思う。しかし、13億円使って子育てだけとは住民に説明しにくいとの質疑に対し、現在は、補助の目的に沿った子育て支援関係施設の整備で考えているとの答弁がありました。

委員長から、補助金の返還等の取扱いについて、国の法律等のコピーの提出と最低の返済期間が分かる法律のコピーの提出が求められた。執行部から求められたコピーが提出されました。

採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号は平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

総務課関連で、乗合タクシーの年間の収支状況はどうなっているかとの質疑に対し、実質運賃が約120万円、收受料金が約40万円であり、その差額に年12万円のオペレーター料金を加えた約93万円を補助金として支払っているとの答弁がありました。

防災関連で、上井手についての調査は行っているのかとの質疑に対し、現在、農政課で調査を行っている。来年度から取り組む計画となっているとの答弁がありました。

選挙についてだが、任期満了がわかっているものについては、投票日は何ヶ月前までに決定するかとの質疑に対し、同日選挙の場合は60日前の規定があるが、単独選挙については、規定はないとの答弁がありました。

議会事務局関連で、監査委員費の報酬で多額の不用額が出ているかとの質疑に対し、住民監査請求等が急にあった場合のために残しているとの答弁がありました。

議会事務局にファクスとカラーコピーが必要と思うかとの質疑に対し、利用状況をみなから検討するとの答弁がありました。

会計課関連で、基金の預金先はどこかとの質疑に対し、指定金融機関の肥後銀行、収納代理機関の4行であり、借入金残高を考慮し預金をしているとの答弁がありました。金融機関で、中小企業へ貸している一方、取立てを厳しくしているところがある。金融庁の指導もあるので、町から金融機関へ指導できないかとの質疑に対し、町として指導できる権限範囲もあるが、金融機関に伝えるとの答弁がありました。

税務課関連で、固定資産税現年課税分の収入未済額3千300万円の主なものは何か。例年並なのかとの質疑に対し、平成18年度は3千500万円程あったが、誰がいくらなのかは言えない。例年並と考えているとの答弁がありました。

固定資産の評価の見直しはいつかとの質疑に対し、3年に1回見直しを行っているとの答弁がありました。

住民課関連で、法律相談の相談員と相談人員はとの質疑に対し、今年の4月から2名になり、坂本弁護士と大津町森在住の藤本弁護士にお願いしており、相談人員は毎月2回、1回に6名で毎月満員状態であるとの答弁がありました。

企画課関連で、地域計画の策定について、まだ地域の意見の聴き取り段階という説明だったが、まだ計画はまとまってないのか。また、地域計画は3年を目処に策定するのかとの質疑に対し、今は各行政区ごとの活動で精一杯という状態で、地域計画策定までには至っていない。今の段階では各行政区での地域づくり活動を支援していきたいと考えている。また、策定はできるだけ早い時期に策定できればと考えているが、3年では少し難しいかと思うとの答弁がありました。

企業誘致課関連で、決算書170ページのソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金だが、これは県内だけでつくった組織なのかとの質疑に対し、事務局が益城町のテクノ財団で、平成18年に設立されている。県内にソーラー関係の工場が2件できた関係で、産学連携の組織を設立し、企業63社、自治体6団体、大学等9校で組織されており、すべて県内の団体である。年会費が1万円で、産学連携事業として各種セミナーや商談会などを行っているとの答弁がありました。

人権推進課関連で、人権対策費の補助金のうち団体活動助成金で、役員手当は支出されているのか。また、その人数と金額はいくらか。旅費の支給は、実費支給に改善されたのか。その領収書は添付されているのかとの質疑に対し、役員手当として、9人に計63万円が支給されてる。旅費の支給については改善の指導を行い、実費支給とされている。また、領収書も添付されている。との答弁がありました。

人権教育啓発費の人権教育交流支援事業について、教師は何人派遣されたのか。実質では何人なのかとの質疑に対し、昨年度の実績は小学校260人、中学校151人、高校が47人である。実人数としては、小学校13人、中学校17人、高校2人、計32人との答弁がありました。

町人権・同和教育推進協議会補助金について、「同和」という言葉がまだ使われているがどういう意味があるのかとの質疑に対し、同和問題を人権問題の重要な柱として啓発活動を進めている。本協議会は各種団体から成り立っており、団体もそれぞれに人権啓発活動に取り組まれているとの答弁がありました。

各種補助金の支出の中で、特に人権推進課関係の各種補助金の団体活動補助で、人権同和教育推進協議会等の補助金のみで運営は問題である。町の補助金規則や町民視線の税金の活用面から、補助金のあり方について問題があり見直していただき、来年から可能な限り公平に取り扱っていただきたいとの意見が出されました。

反対、賛成の討論が1つずつあり、採決の結果、認定第1号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第7号は、郵政民営化法の一部見直しについてであります。

委員より、小泉改革に賛成であり、本件については反対である。委員より、瀬田郵便局がなくなり、地域の人たちが不便をきたしている状況である。委員より、法律ができ、1年経って、より総合的な見直しが必要ではないかとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 経済建設常任委員会と文教厚生常任委員会の報告について質疑を行います。

最初に、経済建設常任委員会の報告であります。請願第5号、急傾斜危険地域の安全対策に関する請願が、結果的に不採択ということで報告がなされましたが、補助事業が見あたらないという理由であったかに思いますが、1つは、危険地域の人命にもかかわることでもありますので、請願者に対する意見聴取は委員会ですでに出されなかったのかですね。これが1点ですね。

それから、県の補助事業は5軒以上地権者がいないと該当しないということでありましたが、そのほかの何らかの事業や手立てを検討する、例えば継続審査にしてそれを研究する時間的余裕があってもよかったのではなからうかと思いますが、そういう意見は委員会ではなかったのかどうか、お尋ねをします。

それから、文教厚生常任委員会の報告についてお尋ねをします。

1つは、先の議会から継続になっておりました陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情書であります。報告では、医療制度の内容がどうなったのかというのは報告はありましたが、ご承知のとおり、今、この制度について発案者である、実行者である政府幹部が廃止をして見直すというような発言が出されている状況であります。なぜ継続なのか。住民の代表としてですね、今の時期、1回継続したわけですから、賛成なら賛成、反対なら反対と、明確な意思表示があつてしかるべきかと思いますが、なぜ継続をしたのかというその審査の内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、認定第1号ですね、平成19年度の一般会計の決算認定の中で、学校教育課関連ですね、私は本会議で質疑をしましたが、人権教育推進事業、それから学校人権教育補助事業ですか、数百人もの単位で学校教師が補助金によって研修会に参加したりとかされているわけですが、それについての審議の報告が全くございませんでしたので、何らかの意見があつたのか、あつたのであればその内容をお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長（手嶋靖隆君） ただいま荒木議員からの指摘事項ですけれども、請願第5号、急傾斜危険地域の安全対策に関する請願についてですが、これにつきましては、一応現地の方を歩きまして、それぞれ町の担当者から説明を受けました。かなり地形を見ますと高い傾斜であるということと、個人ですね、その用地が個人の資産であるということが一つありました。総体的には相当にかかる分だなというふうな感じを持ちました。で、このことについてはいろいろと議論をですね、各委員されましたわけですが、やっぱり補助もつかない、そのことにつきましてもですね、ほかはないかということでございましたけれども、今のところ、ほかにはないというような状況であったわけですので、ああいう箇所がですね、あの地区には相当何ヶ所もあるということを聞いておりますの

で、その土地をですね、動かしてその道路をつくるとか、拡幅するとかいうことであればですね、当然そのことに触れると思いますけれども、そういうことはない。大体一応の補強といいますかね、排水もしてございますので、一旦これを継続しながらいくと、それまでの本人との接触はありませんけれども、やはりあんまりこれを継続という形で通していきますとですね、期待感を持たせるということにもなります。そうしますと、なかなか今後複雑にもなるということでございます。危険性ということとは十分全体見られましてわかりましたけれども、一応この場合には全員で不採択ということで行った方がいいんじゃないかということで結論を付けました。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 荒木議員さんの質問の後期高齢者医療制度の中止撤回を求める意見書がなぜ継続審議になったかということでございますが、委員の方から、まずどこかこう変わってきたのかという意見が、先ほど言いましたように聞かれました。で、あまり内容が変わっていない、もともと国がやっている方針だから、まだ改良される点も出てくるかもしれんし、今のところ、内容があまり変わっていないので以前どおり継続審議にしたかどうかというのが全員の委員さんの考えでした。今後、またこの高齢者問題につきましては、いろいろ意見が取り交わされることと思いますけれども、今のところ、文教厚生常任委員会の中では、このまま採択とか、不採択にするような考えはありませんでした。

それから、人権教育の先生に対することが話されましたけれども、これは一応ですね、委員会の中で杉水保育園のですね、保育園の職員に対する人権啓発の補助金として15万円ですかね、組んでありますけれども、その話は出ましたけれども、内容とかも出ましたけれども、ほかのことに対して、先生たちのことに対しては、人権問題に対しては意見はありませんでした。

○議長（宇野光廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 私は、この請願第5号についての不採択ということについての反対の討論を行います。

今、委員長の話にありましたように、現地も行かれ現地を見られたということではありますが、まず私はその場に提案者の人を呼んで、見聞き、聞き取り調査することも大事ではなかったかと私は思っております。そしてまた、危険性というのも認識されて帰ってきておられるようであります。やはり危険があるならば、その危険を取り除き、単独でも、もし人の命がかかっている現場ですので、1人住んでおられても、2人住んでおられても、やはり同じ町民ですので、やはり行政が、そして議会が危険を取り除いてやって安全・安心な生活を送れるようにするのが私たち議会、行政じゃないでしょうか。

よって、私は第5号の不採択に反対討論といたします。どうか議員諸氏のご理解とご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 何点かについて、反対の討論を行います。

最初に、議案第48号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の国保会計の補正で、前年度の19年度からの黒字による繰越金が大幅に増額になって、結果、平成20年度、今年度末の繰越金は2億1千500万円になると、最低でも2億1千500万円になる、これがほぼ確定的となったわけであります。つまり、黒字が2億円を超えたということは、国保税の値下げをすること、同時に検討することができるということにつながるわけであります。なぜ国保の黒字が増えたかと。背景には、いわゆる今年から後期高齢者、いわゆる75歳以上の高齢者を姥捨てにするような天下の悪法が施行されたことによりまして、また退職者医療制度、あるいは老人保険制度が解約をされましたが、一方で、国保会計は制度が変わることによって歳入が増えました。国保税はほとんど変わりませんが、その他の老人関係の歳入が平成20年度は増えているわけです。

一方で、歳出は減っていると、減額となっております。その結果、2億円を超える繰越金を持つようになったということであります。これは、平成19年度の会計制度と今年度の会計を比較をすれば一目瞭然であります。値上げをするときは赤字が見込まれるから単年度特別会計、独立会計だからということできささと値上げに踏み切りますが、いざ黒字になったら、なぜ値下げをしないかと。もし単年度独立でやるならば、当然これだけの黒字はその年に今は払っている国保の納税者に還元するのが当然のことではないでしょうか。

そういう意味におきまして、今回の補正は、国保税の取りすぎという結果であるという意味から反対をいたします。

次に、認定関係であります。平成19年度の一般会計の認定について、討論を行います。一般会計の中で、とりわけ認めがたいと、また町民の大切な税金を使ったにもかかわらず、本来の目的に逆行をするという意味から、人権対策関係の予算の使われ方について反対をするものであります。具体的には、人権対策課関係、また人権教育という名を使った補助金、これらを合計しますと約9千万円の歳出となっております。皆さん、毎年9千万円出していけば10年間で9億円の財源が一部の地域、一部の人のために費やされるんです。全部が無駄だとは言いません。もちろん、人権を守ることは大切なことです。しかし、そのうちに少なくとも、いわゆる旧来の同和教育、あるいは一部団体である部落解放同盟などに対する補助金、これらが少なくとも2千500万円、1年間で使われております。これをずっと続けていけば、10年間で2億5千万円、特定の地域、特定の人のために大切な税金が不公平に使われていくという結果になるからであります。部落解放同盟に対する補助金は386万5千円、委員長報告にもありましたが、役員の方が9人、補助金から個人的な役員報酬ももらっているではありませんか。また、同じ人が集会に行けば1日5千円の活動費をもらうんです。これが果たして公平な人権を守るための補助金だと言えるではありませんか。この人たちが自分たちは

公平な人権を守っていると人前で言うことができるでありましょうか。私は、まさに人権差別に逆行すると思います。

また、子どもたちに対して学校の教職員が年間延べで458人、夜間、隣保館などに出掛けていて、いわゆる課外授業的な活動をやっております。しかも、この人たちは2時間ぐらいで2千300円のお金をもらうんです。ただではないんですよ。本当に教師が使命感に燃えて必要なことであるということであれば、無料奉仕でいけばいいんですよ。お金は要らないぐらいの覚悟があるのであれば、でやるべきではないでしょうか。ほかの特定の地域の子どもだけにこういう特別扱いをするということは、その子どもたちにとって一番不幸なことでもあります。自分たちは特別な子どもなんだ。あるいは、自分たちは一般の人から差別をされているんだと、こういう感覚を刷り込むことにつながるからであります。これでは、とても正しい人権につながる正しいお金の使い方ではないと思います。

またもう1点指摘をすれば、補助事業の講師謝礼金額というのがありますが、人権の集いに呼ばれた中倉茂樹さんという人ですね、この人の1時間半の講演料は17万円です。そのほかに交通費、宿泊費を支払っております。相当な有名人らしくてですね、インターネットで調べますと出てきます。講演料は17万円と書いてあります。年間100回以上講演をこなしていると書いてあります。17万円に100回を掛けますと、この方は経費は別に1千700万円毎年もらっているんですよ。まさに芸能人なみの活動であります。芸能人を呼んで何十万を出すというのはいろいろあるでしょうけど、本当にこれが公平な使われ方でしょうか。

それから、人権教育、いわゆる学校教育課関係であります。こちらでも補助金を使って先ほどのとは別に年間429人、多分これはほとんど昼間だと思います。教職員が町の補助金で研修、多分同和関係の各種集会に相当参加なされていると思います。その間、その人たちの担任がもし出掛ければ、子どもたちは実質上、自習ということになってしまうわけです。本来、教師は県の職員です。町に人事権はありません。給料を払っているのも熊本県です。熊本県の教職員なんですよ。で、教職員が人権感覚を身につけるのは当然のことです。そうでありますならば、熊本県が県のお金を使って研修をするのが当然ではありませんか。それを町の補助金を使って、さらにこういった研修に参加すると。それでなくても教職員は非常に多忙だと言われてます。子どもたちと向き合う時間が足りないと悲痛な叫びが上がっております。そういう人たちに、いわゆる同和教育とか、あるいは部落解放という名目ですね、年間両方合わせますと千人近いですよ、これが本当に人権につながるとは到底考えられません。

最後に、この差別、差別といいますが、差別とは一体何ぞやということです。非常に安易に差別、差別という言葉が使われますが、差別するというのは、辞典を引きますと最初に区別があると。男と女、黒人と白人、こういう区別があって、その区別の前提として不利益を被ること、具体的な被害があることを初めて差別というそうであります。ですから、部落の子ども、部落以外の一般の人と、こういう区別をもうなくさないで、こういう区別をいつまでも続けているから、彼らの言う差別が続いていくわけです。具体的な被害はないわけですよ。具体的な被害があるあるということで、補助金がいつまでも支払われていると。これでは、まさに逆差別につながりかねないと思います。

ついでに申し上げますが、隣保館の使用料はほとんどありません。何万人とか、何千人とか、あそこを訪れているということで報告書に載っておりますが、会場使用料の計上はほとんどないんです。そうでありますならば、中央公民館とか文化ホールも無料にしてください。そうすればもっと人権がどんどん広がるんじゃないでしょうか。

こういうことで、一般会計については、とりわけ人権を守るということに逆行する補助金の使われ方について、反対をいたします。

次に、認定第2号の平成19年度大津町国民健康保険特別会計の認定であります。こちらは、先ほど20年度の予算と一緒に、19年度が黒字を、つまり国保税を値上げしたことなどによって黒字をうんと増やしたわけです。国保を払いたくても払えない人が続出をして、命を無くす人も今出てきております。生活保護を受けたくてもなかなか受けられない。そういう人たちが健康保険証を取り上げたら、いざ病気になったとき、まさに命がかかった制度だと思しますので、国保税については可能な限り、黒字がある限り引き下げを検討すべきだと思います。

最後に、介護保険の特別会計、19年度ですね、の認定ですが、この介護保険は、もう最初から言っておりますように、まさに欠陥制度、高齢者が増えれば増えるほど介護の保険料が増える。一方、国が出すお金を増やさないので、その分保険料が上がったり、サービスはどんどん切り下げられていくという欠陥制度であるということで、認定に反対をするものです。

以上で討論を終わります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第43号について、反対の立場を表明します。

陳情、請願につきましては、陳情第4号、7号に対して反対の立場を表明します。これにつきましては、発議が出ておりますので、このときに討論は行いたいと思います。請願第5号については、賛成の立場を表明いたします。

議案第43号、大津町まちづくり基本条例の制定についてであります。これは私は一般質問でも町長と議論をしたところでありまして、これをつくったからといって何に不便はない。恐らくこのまちづくり基本条例というものを重ね来て、こういった条例がありますよというふうに持っていくのは、恐らく役場の職員が主ではないでしょうか。これを町民がこういった条例がありますよという形で利用するのは、まずあり得ないと私は思います。そしてまた、こういった皆様、前向きな姿勢でやりましょうよというようなことは、各町民の理性によるところが大であると私は思いますので、実際、大人の理性は完成していると。善悪正否を判断する力というものは、もう変えようがない部分というのがあるかもしれないと思うからであります。ですから、一般質問の中におきましても、よりよき社会、まちづくりのためには何が必要かと申しますれば、やはり教育ではないかなと。有効なそういったまちづくりに必要なのは教育であり、教育長あたりですね、定期的な言葉なり、方針なりが心を打ち、そしてよりよき社会の実現につながるのではないかと思います。ですから、このまちづくり基本条例は不要であると私は思います。言い換えれば、少々当たり前のことでありまして、幼稚にさえ思いま

す。

以上のようなことから、議案第43号に対しては反対の立場を表明するものであります。

そしてまた、請願第5号につきまして、私も経済建設常任委員会として審議いたしました。現場に行きまして、執行部からの説明を受け、そして委員会におきまして審議をしたわけではありますが、この請願につきましては、この紹介議員の方に起こし願ひ、ご意見を求めました。ということは、紹介議員の意見を聞くということは、この請願者、当事者の方々の意見を聞くと同等と考えてよろしいのではないかなど、そう思います。そここのところを把握しないと署名議員にはなれないということですので、この当事者の方を呼ぶ必要はなかったのかなど。呼んで実際聞いた方が、もちろんそれは確実性はまだ高いとは思いますが、そういった意味合いにおきましては、署名議員にその責任というものはあると思います。

そしてまた、この急傾斜地域であります、ここにおきましては、この請願者の個人の土地でありました。実際、自分の土地、自分の屋敷というものは、自ら修理するのが筋であります。ですから、これを何で継続審議にもしないで全員賛成で不採択としたのかというのは、執行部の説明にもありましたけれども、似通ったような箇所が多々あるということです。ですからこれを採択に持っていきますれば、私有地の危険なところというのが、まだまだたくさん出てくると思います。ですから、ある意味、住民自治の要望、自分の土地は自分で管理して下さいというような自己責任を求めたものであり、そしてまたそういった危険に当てはまるかもしれないような土地の方々に対しての、ある意味牽制といいますか、注意の促しという形に思い、この請願第5号につきましては、不採択としたと私は考えております。

以上のことから、議員各位のご協力、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

松永幸久君。

○12番（松永幸久君） 議案第43号、大津町まちづくり基本条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告にもございましたけれども、各委員さんからいろんな質疑が出たわけですが、その執行部の説明等も聞き、また全協での説明も聞き、その中で、今回の大津町まちづくり基本条例の制定については、町民と行政が互いに力を合わせて地方分権時代にふさわしいまちづくりを進めていくと。またそれぞれの役割や住民参加のルール、町の仕事の進め方なども、この基本条例で確認するものというふうに思われます。町民の権利や責務については、積極的なまちづくりの参加について期待するものであり、参加しないことを理由として、これは不利益を受けるものではないと。町の責任がまた軽減されるものでもないというふうに思われます。

いずれにしても、いろんな場面で町民に参加をしてもらいたいということが、また町民の自由な行動を奪うものでもないのではないかというふうに思います。この条例を制定することによって、何かが急激に変わるということでもありませんが、共通の目標や原則、ルールなどを条例として定めることによって、住民協働のまちづくりができるのではないかというふうに思われます。

さらに、この条例の制定を契機に自主自立できる住民自治の一層の推進につながるものというふうに思われます。

よって、この条例の制定につきましては、賛成の立場を表明するものであります。

続きまして、認定第1号、平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定の中で、人権啓発費の中で、団体活動助成金の386万5千円と、それから人権教育交流支援事業講師の118万3千400円、この件について、賛成の立場から討論をいたします。

この同和問題につきましては、差別がある限り、この問題は行政の責務として積極的に取り組む課題とされております。依頼、特別の対策事業をしての取り組みがなされた結果、ハード面では、大体の一定の成果が得られているのではないかというふうに思われますが、これまでの成果をやるにしても、行政と連携をしたこの団体の活動等も大きく貢献をしてきているというふうに思われます。ただ、差別がないかといえば、やはり利害関係があるところでは見え隠れするものがあるのではないかというふうに思います。大津町におきましても、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、住民の意識も大変高まってきておるといふふうに思いますが、この今、運動、団体におきましては、この部落問題だけに限らず、子どもから高齢者、そして障害者や若年層、幅広く人権問題に取り組んできておられる。また、研修会や大会などにも幅広く参加をされ、成果が著しいのではないかというふうに思います。また、高齢者の一人暮らしの訪問や地域の人権フェスティバル、地域文化祭なども実施しておられるというふうに聞いておりますが、人と人の豊かな関係を整える取り組みとしては、住民主導、住民参加の下でなされており、また町でこれからの住民参画、行政との協働のまちづくりがモデル的な活動であるというふうに思われます。この団体の自立を促進しながら助成金を有効に活用し、町に貢献していただくことが大切ではないかというふうに思います。

先ほど述べましたように、この人権フェスティバルにおきましても、この会場にも議員さんたちも多くの方がご参加されておりましたけれども、第1回目から比べますと、今、第5回目にあたり、多くの町民の方や幅広い多くの皆さん方が雨の中でも参加をされておりました。ぜひ、また議員の皆さん方も参加されると、本当に広く活動がなされているということが認識いただけるんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、人権問題の自主研修など積極的な会員活動に補助金が有効に使われているんじゃないかというふうに思われますので、私は賛成を表明するものであります。

また、人権教育交流支援事業におきましても、多くの先生方が、中には自主的に参加をされている方も忙しい中にあるというふうに聞いております。また集会所に来る子どもたちは、現在、大津町の全域から参加しているというふうなことも聞いております。この全域から参加されている状況を聞いて、同じような問題を抱えている子どもたちも子ども同士で支え合ったり、また励まし合ったりと、たまには地区のおじいちゃん、おばあちゃんたちの話を聞きながら、ここでしかできない学習もしているというふうに聞いておりますが、そういう中で子どもたちが立ち直っていくという話も聞くと、やはりこういう事業というのも非常に役立っているのではないかなというふうに思われます。子どもの状況に対応しつつ、発展的に継続をされてきているように感じておりますので、この学習のあり方

も、今後も検討しながら、子どもたちの集う学習を支援する場が必要ではないかというふうに思います。

そこで、私はこの2つについても賛成の立場を表明するものであります。

○議長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩します。午後1時15分から再開します。

午後0時14分 休憩

△

午後1時13分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。

まず、議案第43号、大津町まちづくり基本条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号から議案第46号までの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案の対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第46号までの3件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号から議案第52号までの4件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第52号までの4件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成19年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成19年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成19年度大津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号及び認定第5号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

この各特別会計の決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号及び認定第5号の2件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成19年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号及び認定第8号の2件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

この各特別会計の決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号及び認定第8号の2件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、請願、陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、請願第5号、急傾斜危険地域の安全対策に関する請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、請願第5号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は、採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号、たばこ税増税反対に関する意見書議決要請についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、陳情第6号は、採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号、郵政民営化法の一部見直しについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は、採択とすることに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

- 議長（宇野光廣君） 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議長（宇野光廣君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 発議第4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について

- 議長（宇野光廣君） 日程第5、発議第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。
発議第4号提出者、石原大成君。
- 9番（石原大成君） 発議第4号、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）
近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。
一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。
このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林吸収資源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

提出先、衆議院議長ほか記載のとおりでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第4号に対しまして、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この森林の林業、木材産業施策、積極的な展開を求めるということで、前6月議会においても同じ文言、ほぼ同じ文言の陳情書が出て可決されました。そのときにも私は反対をしましたが、問題とな

るのは、これはあくまでも国の施策で進められているということです。ですから、国・県・町という枠内で別個のところ、大所高所から国は施策を行っております。ご存じのとおり、各省庁において予算請求し、国は全体を見渡してバランスのある予算編成をするものであります。

ですから、抽象的なこういった意見というものを出すならば、私は少なくとも当町における数字的な根拠やその事例なりをですね、加味する必要は必ずあると思います。出されたからそれはいいことだ、賛成しましょうとか、あいまいにしか見えないのであります。実際、国は借金で非常に困っているというのは、皆さんご存じのとおりであります。そしてまた、国民の多くの方々がか口にされるのは、将来への不安であります。もちろん、環境の維持は不可欠であります、目の前の自分の生活、それこそ年金や医療といった社会保障の面、そういったものが確実に補償してほしいという声が一番だとお聞きします。そしてまた、教育費におきましても、先進国の中で日本はかなり低いレベルにあるということも皆さんご承知と思います。要するに、全体を見渡してバランス良く予算編成をしなければ、こういった抽象的な意見を取り上げる暇はない。国の責任において、我々が選んだ国会議員で話していただければ済むことであります。最低でも何でも、もう一度言いますけれども、町の事例、数字的な根拠、そういったものを加味しない限りは、ただの慎重審議には値したいと思っておりますので、こういったものは通すべきではないと思っております。

そういったことから、この発議第4号に対してからは反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） こんにちは。私は、発議第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について、賛成の討論を行います。

大津町の災害要因の1つに、無林地状態による山地の浸食作用が進み、野形が発達して起こる山崩れ暖流の浸食が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ、不安定な地下水槽に雨水が浸食して、その斜面に沿って起こる滑落があり、その対策の1つとして災害に強い森林を造成し、山地の崩壊を未然に防止することがうたわれています。また、地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策の着実な実行と豊かな地下水を育む森づくり、水源涵養で未来永劫においしい熊本の水のためにも必要な施策と思い、賛成の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第5号 たばこ税増税反対に関する意見書の提出について

○議 長（宇野光廣君） 日程第6、発議第5号、たばこ税増税反対に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第5号提出者、藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 皆様、こんにちは。発議第5号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

たばこ税増税反対に関する意見書（案）

たばこ税を巡っては、本年6月、国会において超党派による「たばこと健康を考える議員連盟」が創設されるなど、増税に向けた動きが強まりつつあり、一部マスコミ等では「たばこ1箱千円」など俄に信じ難い報道がなされています。

たばこは、あくまでも合法の嗜好品であり、また、たばこ税は国・地方を合わせて60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ません。

このような中、たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、たばこの消費量が大幅に減少することは避けられず、その結果、国内たばこ産業は危機的状況に陥ることとなり、私も葉たばこ生産の基盤である耕作面積は急激に減少し、まさに葉たばこを基幹作物とした農業経営は存亡の危機に直面する事態となります。

ついては、地域農業における葉たばこ生産の現状をご理解いただき、地域の葉たばこ生産を守るため、次の理由により、たばこ税増税がおこなわれることのないよう強く要請する次第です。

- 1 たばこは、すでに担税物品の中で最も高率の60%を越える税を負担しており、特定の商品のみ、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を欠くものである。さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られない。
- 2 たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税は税収減となることは明らかであり、また、結果として、たばこ耕作面積は急激に減少せざるを得なくなり、葉たばこ生産を基盤としている農家は存亡の危機に直面する。
- 3 たばこ耕作農家は、長い年月をかけ耕作技術を習得し、葉たばこ生産に自らの農業経営と人生設計を託し、併せて後継者育成にも努めている。また乾燥施設や専用の農業機械などに多額の投資を行っている。増税に起因する耕作面積の減反、廃作になればこれまでの努力や投資が無駄になる。
- 4 たばこ耕作農家は、葉たばこを生産を経営の柱として取り組んでいる専門農家である。また、たばこ耕作農家の大多数が認定農業者として地域農業を支える担い手としての中心的存在でも

あり、地域の農業形態に果たす役割は大きいことから、増税による影響は地域農業そのものに大きな影響を及ぼす。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

提出先、衆議院議長河野洋平様ほか記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第5号、たばこ税増税反対に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第6号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について

○議長（宇野光廣君） 日程第7、発議第6号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第6号提出者、大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 発議第6号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社に分社化された。

民営化スタート後の状況を見ると、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民サービスの面でも、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられている。このことは、国民の共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号が灯っているといっても過言ではない。

つまり、郵便事業には、全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに比し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、最後の砦ともいえるべき郵便局において、将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保証もなされていないことから、他の代替手段をもたない住民生活にとっての死活問題ともいえるべき大きな不安となっているのである。

ここに、具体的に問題点を挙げると、

①民営化法は、郵便局株式会社法において、郵便局は「郵便事業を必ず営むもの」として明記しているが、貯金、保険に関しては、「営むことができる」として、必ずしも営むものとはしていない。すなわち、郵便局は、貯金、保険に関しては、ユニバーサルサービスが義務付けられていないということである。

②ゆうちょ銀行・かんぽ生命と郵便局会社との業務委託契約は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命が契約を一方的に解除できることになっている。このことは、郵便局の収入のうち大きなウエイトを占めるのが貯金と保険からの収入であることから、委託契約を一方的に切られた場合、対象とされた郵便局は閉鎖せざるを得なくなることになる。

以上、郵便局において三事業のサービスを一体的に提供し続けることが法律で明記されていないのが現状である。このままでは、金融2社の完全民営化後、地方の生活・金融インフラとして郵便局が存在し続けることが不可能ではないかと危惧される。地方の郵便局が、将来姿を消し、地域の人々の生活のライフラインを絶たれ、今まで全国あまねく公平に受けられていたサービスが受けられなくなるということは避けなければならない。

よって、郵便事業（株）のユニバーサルサービス義務と同様、（株）ゆうちょ銀行及び（株）かんぽ生命保険に対しても郵便局においてユニバーサルサービスを提供し続けるよう、民営化法の見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成20年9月22日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

提出先、衆議院議長河野洋平様ほか記載のとおりです。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第6号について、反対の立場から討論をします。

郵政民営化につきましては、国でも、かんかんがくがくと議論があったわけで、現在に至っている

ということで、未だに火種は残っているというような状況であります。ただこの改革をしてみますれば、いろんな要素、いい点もたくさんあったのではないかなと私は思っております。

まず、公務員の削減問題であります。実際、公務員ともないますれば非常に我々民間の立場から考えますれば、一流企業の高給取りであります。我々が税金で養うに値するかどうかという議論というものは、これは永続的に続けられたものであり、公務員の削減あたりは、やはり手を付けていかなければならないと。それとまた、地方分権、こういったものをですね、各地方自治体は声高らかと言われております。すなわち、国でできることと地方でできることを考えてみますれば、国家一律のこういったサービスを、先ほど意見書の中で申し述べられたサービスを維持するには、相当なる経費が必要であり、これは地方のことは地方の地形、人口動態、いろいろなもので対応して決めてくれと国も言ったと私は思うんです。ですから、地方分権でそういったインフラ整備にどれだけ経費がいるかということがはっきりします。山奥の一軒家に1枚のハガキを持っていく。燃料費もかかるでしょう。そういったものが一律の行政サービスとして行われなければならないのであるならば、一度地方でやってみなさい。どれだけ経費がかかるのか。そういったことがはっきりするじゃないかということで、地方の形もまたそういったことで勉強になりまして、地方に合ったそういった行政サービスといったものは、どこまでが可能なものなのか、やるべきものなのか、そういったものははっきりすると思えます。

そしてまた、民営化することによりまして競争原理が働きます。実際、今、多くのメール便あたりが配られて、非常に企業からは今までの郵便局を使うよりも安くて、早くていいよというような話も多々あるのであります。

そしてまた、1番、2番と特徴を述べられましたが、問題点を言われましたけれども、いろんな不具合があった場合、民間企業というものは利益が出ない、そういった事業所あたりは廃止して2つを1つにしたりとかする、合併統合というような形を取って、言うならばストラですね、企業の再構築という形を取ります。これが、やはり民営化したことによって実現する。

ですから、様々な経費削減が民営化することによって図られたということも考えられます。そしてまた、郵便事業あたりを考えてみますれば、通信手段の変化というのは、これは時代の流れとともに変わるものであります。実際、皆さん携帯電話なるものを持っておりまして、この携帯電話の届く距離あたりは、日本津々浦々すべてとは言わないけれども、かなりの居住区には届くという状況になっております。ですから、そういったことを考えますれば、一義的には、これはこの郵政事業全体の見直しを国は図らなければならないということで、地方に、地方分権に一応振り分けて、そして受益者負担の原則を考えてみられるがよろしかろうと言っているような意味でもあると私は考えたものであります。

ですから、トータルしていいところ、悪いところ、それは出るでしょう。しかしながら、変えるべきものは変えなくてはならない。変化に対する拒否反応というものは必ず出るものです。すべて新しい考えを持ってくるというのは、なかなか難しいでしょう。しかしながら、いいところは残しつつ、新しくやはり有益になる、国民に、町民に有益になるところは変えていかなければならないと私は思

います。そういった意味で、この発議第6号に関しまして、反対の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

松永幸久君。

○12番（松永幸久君） 私は、発議第6号について賛成の立場から討論をするものであります。

今回の郵政民営化の見直しに関するこの意見書ですけれども、基本的に私もその日本経済は自由市場ですので民営化ということについてはよろしいかと思えます。今、地方自治が第3セクターとかいろいろやっておりますけれども、やはり民営でやるべきものは民営でやるというのは必要な部分はあると思うんですが、この郵便事業について、今3つで今まで一緒にやって、その郵便事業が赤字であっても、トータルして事業が成り立っていたという部分はあるわけですが、この3つの事業が別々になることによって、当然その郵便事業がマイナスであれば、そのマイナスの部分というのはどこかで切り捨てをしていかなければ事業としては成り立たない。当然、切り捨てをしていくというのは、地方の過疎地というのが第一に上げられるわけですが、その過疎地というところには、やはり今、お年寄り方たちがほそぼそと頑張っている。そういう中で、この郵便局の、頼りである郵便局がなくなるというのは、やはりもっとですね、過疎化に拍車を掛ける。またお年寄りの人たちが一番心配ではないかというふうに思うわけです。ですから、私は今、この郵政民営化がスタートして、この間に改善しなきゃいけない部分もいくつか出ているというふうに思うわけですね。ですから、この時期に見直しと、見直しをすることによって、私ども今、私の今、地元でも郵便局が、今、閉鎖されております。お年寄りの人たちに聞くと、もう町まで行かなんけん大変ですよという声をいつも聞くわけですね。やはり、今、今度だから郵便局が近くに、どうにか開業の目処が立ちつつあるというふうに聞いておりますけれども、やはり銀行さんとかいうのはなかなかそのこまめにできない部分があるわけですが、そういう面でこの郵便事業というのをぜひですね、今回見直しをしていただいて、やはり地方の切り捨てにつながらないようにやっていただくためにも必要であるという意味から、この意見書には賛成の立場を表明するものであります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 私も郵政民営化について賛成の立場で討論したいと思います。

永田議員さんが言われることもわからんでもありません。そういう時代になってきたと思いますが、しかしこの小泉さんの改革というのは、あまりにもちょっと私はひどすぎたと思っておりますし、声も上がっております、実際。そして私が一番実際、経験したと申しますか、これはつい先のことなんですけれども、私が大津の方の町の方に出てきておりましたところ、私たちの地元、隣ですけれども、大林地区の方が、ちょっと年寄りの方で体が不自由な方でした。そのために電動車ですか、あれでサッカー場のところを帰って来られているものだから、どこに行かれましたかと聞いたら郵便局に行きました。結局、昔大林にあった郵便局がなくなって非常に困っておられます。電動車で40分もかかります。はっきり申しまして、私たちのことばかりてまえみそでいけませんけど、農協の方もなく

なりました、金融関係が。全くお年寄りの方にとっては、介護保険は払えば、本当に車の運転を持たない人にとっては非常に不便な、地方切り捨ての時代になっております。私はそういう意味からしても、この民営化見直しの賛成の討論といたします。

どうか議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第6号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第7号 大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（宇野光廣君） 日程第8、発議第7号、大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第7号提出者、坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 発議第7号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例

大津町議会議員の定数条例（平成14年条例第33号）の一部を次のとおり改正する。

条例中「18人」を「16人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町議会議員の、いわば定数削減の条例案だと思いますが、現在の18人を16人に改めるということで、なぜ16人に減らす提案なのかと、理由ですね。あるいは、町民にとってそれが利益になるとか、その提案理由をちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 提出者、坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 今や全国どこでも議員定数の削減というのは、時代の流れであります。行財政改革を積極的に進めるため、まずは議員が手本を示すべきであると、こういう趣旨であります。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第7号について質疑いたします。

地方自治法の法定議員数では26名以内ということが考えられて、私が最初になったときは20名だったですかね、3期目で18名になったと、どんどん減らしていったわけですが、問題はですね、質疑はですね、これを提出するにあたって、ほかの自治体に与える影響、これっというものは多々考えられると思います。今、質疑応答の中で時代の流れという言葉が使われましたが、これは誰がその理解をしているのかを、これも私もわかりませんでした。ただ単にほかが減らしたから時代の流れという表現が使われたのか。ほかの自治体に与える影響を考慮されたのか、質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 提出者、坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 考慮しておりません。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 発議第7号に反対の立場から討論を行います。

現在の町議会定数18を2人、前回に続いて減らすという提案であります。私は町会議員が果たす役割、それには2つ役割があると考えます。1つは、町執行部行政に対して批判、監視、チェック機能を果たすこととあります。それと同時に、大津町はあの合併騒動でも明らかなように、現在の合志市、菊陽町を合わせた面積とほぼ、それよりも範囲は広いかもしれません。大変100平方キロメートルに近い大きな面積を抱えた町で、しかも人口は増え続けております。つまり町議会議員は、その広大な地域の代表ともいべき役割があるわけです。数を確かに減らせば減らすほど支出が減るのは確かであります。しかし、数を減らせば減らすほど大津町中心部の有権者の多いところからしか議員は出られなくなってしまう、こういう結果につながりかねません。事実現在でも白川から南側には町会議員がおりません。以前はおられました。あるいは、北部もだんだん人口が減っておりますので、そういうことになりかねません。そういう地域の声が届かなくなる。

それから、人数が少なくなればなるほど少数意見になります。いろんな考えの人たちが、なるべくたくさんいた方が本来の民主主義にとっては健全な役割を果たすと考えます。またさらには、行財政改革とおっしゃいますが、2人町会議員が減ったらいくら節約できるか。約800万円です。800万円の町財政をほかのところで工面ができないか。1つは大津町は県内では唯一の不交付団体ということで、財政的にそういう心配は全くありません。それどころか、800万円の無駄は、議員の役割を果たして財政を無駄のところを削ればすぐにも私は出てくると思います。討論でも申し上げましたいわゆる長年の同和対策に対する予算に比べればわずかなものであります。800万円減らして少数意見でなりたつ地方分権を目指すのか、私は多数、なるべく多数の議会を構成して多数の意見を戦わせて、より民主的な議会を目指すべきであると考えます。

以上のような理由から、今回の発議第7号に対して反対の立場を表明いたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

松永幸久君。

○12番（松永幸久君） 発議第7号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

4年前、平成16年でしたかね、12月議会に提出、今20を18に定数減をしたとき、私が提案をさせていただいたんですけども、そのときの議員さんの中には14でもいいんじゃないかと、議員報酬も下げていいんじゃないかと、いろんな意見が交わされたんですが、その中で18名というところに落ち着いたわけですが、今現在、欠員で今16人でこの議会構成をやっているわけですけども、今、この委員会構成でも心配な部分があると言われてきた議員定数なんですけど、今16名で実際にやっても、何ら不都合はないというふうに思われます。私は、少数で意見が少ないとかいうんじゃないで、やっぱり議員一人一人が地域の実情とか課題などをしっかりと調査、あるいは把握して、地域の課題というのをしっかりと見つけて、やはり私は必要なのは今、区長さんが60数名いらっしゃいますかね。その区長さんと議員のすみ分けをきちっとして、区長さんの仕事、議員がすべき仕事というのを私はきちっとすみ分けをし、町民の多くの意見を議会としてしっかりと捉えて、この行政に反映をしていく。私は、それが私たちの仕事であるというふうに確信をいたしております。

また、大津町は人口が増えておると言われますけれども、今、また税収の方も増えて、今、不交付団体だと言われますけれども、この今、車業界というのは厳しい状況にあるわけです。いつこの税収が少なくなって、今度は交付団体になるかというのは、全く予測が付かないのが今の社会情勢じゃないでしょうか。私は、先ほどこの提案者の説明でもありましたように、やはり議会が自らそういう模範を示すことによって、行政に対しても、執行部に対しても、そういう提案をしていくことが私はこの今からの大津町の行財政の改革、あるいは町の反映にもつながっていくということを確認いたしております。そういう中で、今現在16人で実際にこの議会構成をやっておる中に何の不都合もありません。そういう意味で、私は議員定数削減について賛成の立場を表明するものであります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第7号について、反対の立場から討論をいたします。

ただいまの賛成、反対の討論をお聞きしますと、反対討論の方が上かなと思います。理由といたしまして、この発議自体、出し方自体、これ自体がこの大津町議会のレベルではないかなと。不親切にもほどがありますよね。案文の朗読、何が案文の朗読ですか。次のとおり改正するなんて、失礼ですよ。きちんと各議員に了承を求めるものならば、説明責任を果たすというのも、これも時代の流れでしょう。わざわざ反対討論が出たから賛成の討論として、その内容を示す。賛成討論の方は、きちんとした自分の信念があつて言われたのでしょうか。しかし、これだけの賛成者が名を連ねるのであるならば、意見の集約をして、賛成の理由を明文化しなければならないと私は思います。ですから、年間約200億円にも上る予算を審議するのに、適正な数の議員数というのはどうでしょう。これは、皆様方が、皆様方の感覚や理性によって判断することかもしれません。しかしながら、やはり地方自治法

に、そこに明記してあることは26名以内。これは、多すぎてもいけない、少なすぎてもいけないという数字ではないでしょうか。その中で、16名といえは26から大幅に削減するということであります。ですから、議員の削減をしたいのならば、その前に議会は手を付けなければならないことは多々あると思います。まず、そういった話をするならば、この大津町議会だけの問題ではないということきちんと皆様方が了解しなければ、近郊町村のみならず全国に与える衝撃はかなり大きなものとなるでしょう。それとまた議会改革と申しますのは、私はこういった審議が町民の皆様方全員の方々にリアルタイムで知っていただく。これが先だと思えます。そういうことで、議員の資質を上げて、有能な議員さんたちばかりになれば、少なくとも済むでしょう。そしたら、私も反対討論ばかりに立たなくて済むでしょう。そういうことです。私は、三期務めさせてもらいましたが、振り返ってみますれば、今の議会が最初のころの議会と比べるとかなりレベルは低いと私は認識しております。この無責任な発議の出し方は、改めてきちんと書き換えられて、明文化して、理解を求めながら進めていったらどうでしょうか。そこで賛同者を得て、こういった発議が全員の名前が載るように融和を図る。それが一番いい方法だと思います。16名のメリットが考えられない。行政経費を下げるのであるならば、議員だけではなくて職員の経費も下げなければならない、人員削減にはそういったところも加味しなければ、この発議の大義名分が見あたりにくいということでもあります。非常に責任が、説明責任がなくて無責任で、鈍感な感じがする発議であります。

以上のような理由から、私はこの発議第7号につきまして反対の立場を表明するものであります。

議員各位、この賛成者の方も考え方を考えられてもよろしいかと思えますので、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） 議員発議7号で賛成の立場で表明をさせていただきます。

いろいろと論議が出てまいっておりますが、現在の定数18であります、16に改正というようなことで提案をなされておる部分であります、初回18名が各県議の方へ出て行かれて2名減という流れにおいては、現在見てみますとそれほど町民に迷惑をかけているのかなというふうな思いがしておるところであります。そういうことで、私ども支障がないという部分と、それからやはりこれは大きな町の税収から成り立っておる町政でありますので、この町政の部分もやはりよく考えてみますと、やはりその財源をどこかに持っていけると。それから、これは以前大津町が4町合併のときに示したときに、定数の削減というものも4町の場合は今の18から削減されるという部分があったわけですけれども、この部分については、現在大津町は独立しておりますので、この部分では人員は削減がされていないというような問題もからめてある部分では16で十分ではないかなというような思いもしておるところであります。先ほどは議員の報酬、あるいは各種の報酬についても若干触れましたが、この提案とは若干関連がありますので、この部分について触れさせていただきますと、各種の団体の団体長あたりは、大体聞いてみますと年額100万円ぐらいが適当ではないかなというようなことで支給されている部分がかかなりあるんじゃないかなと。それから比べますと、議員報酬という部分

につきましては、かなり高めの報酬をいただいております。高めの報酬をいただくということは、やはり一人一人が責任を持ってやはりその町の議会には対応をしながら町民の負託に応えていくという部分ではないかなというふうに思います。私どもも各種団体の内の団体長も仰せつかっておりますが、私の団体の商工会については、年額5,000円であります。5,000円だけれども、退職金が5,000円ですので、年俸ではございません。辞めたときに5,000円いただくというようなボランティアの精神ですね、こういう部分もやっぱり加味しながら、やはり運営をするというのも、やはり我々手を挙げて運営する中においては、そういう部分というものは十分町民の代表であるとともに、やはりその諸々の団体のお世話もする中では、やはり無報酬というボランティアの精神というものも一つあるかと思っております。ただボランティアだけでは、議会議員というものは務まらないというものは十分承知しております。

ちなみに、熊本県の県知事も、宮崎県の県知事も、やはり俸給的なものについてはいくらかカットというようなことで提案なされておりましたが、この部分についても、やはり知事であれ、やはり大きな俸給のカットもなされておるといようなことでございまして、これいつ大津町が財政の危機に立たされるかという部分については、やはりその部分をしっかり捉えながら、財政的な健全運営というものについても尽くしていかなければならないのではないかとこのように思ひまして、これについては議員各位のご賛同を求めるものであります。

以上、終わります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 私は、発議第7号、大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、反対の立場を討論いたします。

議員の役割ということで荒木議員がおっしゃいましたが、年間200億円の予算の中でいろんな問題を幅広く討論させていただいております。先ほども言われたように、広い面積の中から皆さんが地区代表という形にはなっていませんが、そういう形で出て来られて、地元の皆さんの意見を幅広く聞きながら今、議会活動をさせていただいていると思っています。その中で、議案の中で委員会付託というのがかなり重要な役割を占めています。何ら問題はないというふうに言われましたが、定数20人の中では、委員会が6人体制でありました。県議会の方に2人行かれましたので、今、委員会の議員が5人になりました。議決するときに委員長は最初には議決はしませんので、2対2なったりいたします。とても紛糾する委員会もあります。委員会のやり方としてはですね、問題のないところもあるかとは思いますが、とても問題になっている委員会もあるのではないかとこのように思っています。私が議員に選挙に通りましたときに20人が18人に減らされました。次にまた2期目を挑戦させていただきたいと思っておりますが、毎回2人ずつ減らしていくつもりでこういうことをされるのかどうかというふうなこともとても疑問に思っています。3万人を超して、とても皆さんの意見を聞くのがですね、新しく入ってこられた皆さんの意見を聞くのもとても大事なことでないかというふうに思っておりますが、人数を減らしていく中ではですね、広く皆さんの意見を吸収することはとても難しくなっ

ていくのではないかというふうに思っています。そして、また先ほど言われましたように、報酬の件でもありますが、議会議員はこの議会の中だけで活動しているものではありません。毎日のように地域の中で活動させていただいていると思っております。私たち議員が、議員の何たるかをしっかり考えていただいて、この定数が減らしても構わないという考えなのか、私は今の定数は法的には26人が今16人ということで、とても減らされているというふうに思っていますので、18人でも大事などころではないかというふうに思います。18人が適当である。委員会の構成上においても18人が適当であるというふうに思っています。

議員各位のご賛同をよろしく願いたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 賛成の立場から討論させていただきますが、単純な賛成討論で大変申し訳ないと思いますが、よそのことはよそのことでいいじゃないと言われるかもしれませんが、私たちが7月1日、2日、これは研修報告もいたさせてもらいましたが、福岡県の志免町、それに八女市に行つてまいりましたが、そこでまず志免町が人口が4万3千です。そこが16名。八女市が人口4万2千で16名ということでやっておられ、志免町の場合、よくこれだけの人口でやっつけられますねと言ったら、議員の方々が頑張ってもらえば何とかやっつけられますよということが返ってきました。

そしてまた、私の賛成の理由としましては、ここ2年間、この16名でなんとかやってきました。私は、このまま皆さん方と、来年どうなるかわかりませんが、頑張つて今までどおりやっつけければ16名で私は十分やっつけられるものと思いますし、また鈴木議員さんが先ほど心配で言われましたが、私もこれ以上の削減は絶対の無理だと思つて、この16名でいいんじゃないかなという気持ちで賛成討論とさせていただきます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ありませんか。ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第7号、大津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宇野光廣君） 日程第9、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会

議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆様、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご承認、ご議決、ご認定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご意見、謙虚に承らせていただきます。今後ご指導、ご助言を、よろしくお願い申し上げます。

では早速、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてでございますが、現委員の井野美幸様が、平成20年9月24日をもって任期満了となりますので、引き続き菊池郡大津町大字森752番地18、井野美幸様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項において、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっており、井野美幸様は、以前から幼稚園、小・中学校のPTA役員や部活動の保護者会役員を経験され、現在も小学校のPTA役員をされるなど現役の保護者でもあり、教育に対する熱意も強く、さらに前任者の後任として、1期1年3ヶ月間、教育委員としてご活躍され、人格、識見ともに高く、教育委員会の委員として適任と存じます。任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（宇野光廣君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 質疑いたします。

先ほど議員定数減という発議の審議をいたしました。教育委員会もほかの県あたりでいろんな困難をきたしておるといことで、教育委員会の委員の定数を減らすというような話はなかったのでしょうか。そういったことも選択肢の1つで、切れるなら切れたでちょうど1人減という形もいいんじゃないでしょうか。質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 定数のことでございますけれども、大津町におきまして、今大変学校問題についていろいろ検討をさせていただいております。そういう中で、保護者の代表者ということで、彼女

につきまして1年3ヶ月の経験を踏まえた上で再度お願いしたいということで今回提案をさせていただきました。教育委員会の定数の減につきましては、検討しておりません。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 行政経費の削減あたりは、もちろん通年の課題ではありますが、そういった形で考えますれば削減になるという形で、時代の流れというような議員定数ですけど発言があったりとかしました。今、公務員を減らす、そういった役員を減らすというのが流れではないでしょうか。再度質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 定員削減関連等につきましては、議員おっしゃるように流れ、そういう流れになっているのは確かでございます。職員についても、定員減の人事目標に向かって、減に向かって努力をしているところでございます。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。以上で会議を閉じます。

平成20年第3回大津町議会定例会を閉会します。

午後2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月22日

大津町議会議長 宇野光廣

大津町議会議員 安永美智男

大津町議会議員 藤坂重美